

狛江市地域防災計画

震 災 編

付編 警戒宣言に伴う対応措置

風 水 害 等 編

(平成19年修正)

狛江市防災会議

O

O

地域防災計画目次

<震災編>

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の方針	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の前提	1
第 3 節 計画の修正	1
第 4 節 他の法令に基づく他の計画との関係	1
第 5 節 計画の習熟	1
第 2 章 防災機関の業務大綱	2
第 1 節 市	2
第 2 節 消防団・地区消防隊	4
第 3 節 東京都関係機関	4
第 4 節 指定地方行政機関	5
第 5 節 指定公共機関	5
第 6 節 指定地方公共機関	6
第 7 節 民間協力機関	6
第 3 章 市民及び事業者の基本的責務	7
第 4 章 狛江市の概況	8
第 1 節 地勢の概況	8
第 2 節 面積・人口	8
第 3 節 産業	13
第 4 節 教育	15
第 5 章 被害想定	16
狛江市における被害想定（まとめ）	17

第 2 部 災 害 予 防 計 画

第 1 章 地震に強いまちづくり	23
第 1 節 市街地の再整備	23
第 2 節 道路・橋りょうの整備・管理	27
第 2 章 施設構造物等の安全化	31
第 1 節 建築物の耐震・不燃化	31
第 2 節 ライフライン施設の安全化	35
第 3 節 落下物・自動販売機の転倒等の防止	41
第 4 節 がけ、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止	43
第 3 章 地震火災等の防止	44
第 1 節 出火の防止	44
第 2 節 初期消火体制の強化	47

第3節	火災の拡大防止	48
第4節	高圧ガス・有毒物質等の安全化	57
第4章	市民等の防災行動力の向上	60
第1節	防災意識の高揚	60
第2節	防災訓練の充実	63
第3節	自主防災組織等の強化	66
第4節	行政・事業所・市民等の連携	69
第5節	災害時要援護者の安全確保	70
第6節	ボランティア	74
第7節	NPO法人等との連携	75
第5章	調査研究	76
第1節	被害想定・地域危険度調査研究	76
第2節	震災対策調査研究	77
第3節	地震予知調査研究	78
第3部	災害応急対策計画	
第1章	応急活動体制	81
第1節	市の責務	81
第2節	活動体制	81
第3節	市災害対策本部の組織・運営	81
第4節	市本部の非常配備態勢	83
第5節	市防災会議の招集	86
第6節	防災機関の活動体制	86
第2章	情報の収集・伝達	89
第1節	情報連絡体制	89
第2節	災害予警報の発表・伝達	96
第3節	被害状況等の収集体制	97
第4節	広報及び広聴活動	100
第3章	災害救助法の適用	107
第1節	災害救助法の適用	107
第2節	救助実施体制の整備	109
第3節	法による救助の実施	109
第4節	従事命令等	113
第5節	災害救助基金	113
第4章	相互応援協力・派遣要請	115
第1節	相互応援協力	116
第5章	消防・危険物対策	123
第1節	震災消防活動	123
第2節	危険物、毒劇物取扱施設等の応急処置	127
第6章	避難	131
第1節	避難態勢	131
第2節	避難場所（広域避難場所）・避難道路の安全化	135

第3節 避難所の設置・運営	136
第7章 警備・交通規制	143
第1節 警備活動	143
第2節 交通規制	143
第8章 緊急輸送	149
第1節 緊急物資輸送ネットワークの整備	149
第2節 緊急道路啓開等	150
第3節 輸送車両等の確保	151
第4節 人員及び救助物資等の輸送	152
第9章 救助・救急	153
第1節 救助・救急活動態勢等	153
第2節 救助・救急体制	154
第10章 医療救護	155
第1節 医療情報の収集伝達	156
第2節 初動医療体制	158
第3節 負傷者等の搬送体制	160
第4節 後方医療体制	161
第5節 保健衛生	161
第6節 防疫	163
第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	167
第1節 飲料水の供給	167
第2節 食料の供給	168
第3節 生活必需品等の供給	171
第12章 ごみ・し尿・がれき処理	175
第1節 ごみ処理	175
第2節 し尿処理	176
第3節 がれき処理	178
第4節 土石、竹木等の除去	180
第13章 遺体の取扱い	183
第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等	183
第14章 応急住宅対策	191
第1節 被災住宅の応急危険度判定	191
第2節 被災住宅の応急修理	192
第3節 一時提供住宅の供給	192
第4節 応急的な住宅の供給	193
第15章 教育・金融・労務	197
第1節 応急教育	197
第2節 応急保育	199
第3節 応急金融対策	200
第4節 労働力の確保	202

第16章	ライフライン施設の応急・復旧対策	205
第1節	水道施設	205
第2節	下水道施設	207
第3節	電気施設	208
第4節	ガス施設	209
第5節	通信施設	211
第17章	公共施設等の応急・復旧対策	217
第1節	公共土木施設等	217
第2節	鉄道施設	218
第3節	社会公共施設等	220
第18章	帰宅困難者対策	225
第1節	帰宅困難者の考え方	225
第2節	帰宅困難者対策の実施	226
第4部	災害復旧・復興計画	
第1章	生活安定のための緊急措置計画	233
第1節	被災者の生活確保	233
第2節	中小企業への融資	240
第3節	農業関係者への融資	242
第4節	義援金品の配分	243
第5節	借地借家の特例の適用に関する計画	245
第2章	激甚災害の指定	247
第1節	激甚災害指定手続	247
第2節	激甚災害に関する調査報告	248
第3節	激甚災害指定基準	248
第4節	局地激甚災害指定基準	250
第5節	特別財政援助等の申請手続等	251
第6節	激甚法以外の法律による災害復旧財政援助	252
第3章	復興計画	253
第1節	復興計画の基本的考え方	253
第2節	震災復興計画の策定	254
第3節	くらしの復旧・復興計画	254
第4節	都市の復旧・復興計画	255
第4章	り災証明	259
第1節	り災証明書の発行	259
付編	警戒宣言に伴う対応措置	
第1章	対策の考え方	265
策1節	計画策定の趣旨	265
策2節	基本的な考え方	265
策3節	前提条件	266
第2章	防災機関の業務大綱	269

第3章 災害予防対策	271
第1節 広報及び教育.....	271
第2節 事業所に対する指導等.....	273
第3節 防災訓練.....	277
第4章 東海地震に関連する情報の種類と対応	281
第1節 情報の種類と防災対応.....	281
第2節 情報の伝達.....	282
第5章 観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	284
第1節 観測情報発表時の対応.....	284
第2節 注意情報発表時の対応.....	284
第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報.....	286
第4節 混乱防止措置.....	287
第6章 警戒宣言時の対応措置	289
第1節 活動体制.....	289
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達.....	291
第3節 消防・危険物対策.....	296
第4節 警備、交通対策.....	299
第5節 公共輸送対策.....	301
第6節 学校、病院、福祉施設対策.....	306
第7節 ホール、高層ビル等対策.....	310
第8節 電話、電報対策.....	310
第9節 電気、ガス、上下水道対策.....	312
第10節 生活物資対策.....	315
第11節 金融対策.....	315
第12節 避難対策.....	317
第13節 救援・救護対策.....	318
第7章 市民・事業者等のとるべき措置	319
第1節 市民のとるべき措置.....	319
第2節 自主防災組織のとるべき措置.....	321
第3節 事業者のとるべき措置.....	322

〈風水害等編〉

第1部 総 則	
第1章 計画の方針	331
第1節 計画の目的.....	331
第2節 水防責任.....	331
第3節 計画の性格及び範囲.....	331
第4節 計画の目標.....	331
第5章 計画の修正.....	331
第6章 計画の習熟.....	332
第2章 市の概況	333
第1節 市の概況.....	333

第2節 気象	333
第3章 防災機関の業務大綱	335
第2部 災害予防計画	
第1章 防災に関する調査研究計画	339
第1節 災害危険区域等に関する調査	339
第2節 防災に関する調査研究	341
第2章 河川防災計画	343
第1節 河川の現況	343
第2節 洪水ハザードマップの作成と公表	343
第3章 都市的施設等に関する計画	345
第1節 通信施設防災計画	345
第2節 電気及びガス施設防災計画	346
第3節 上下水道施設防災計画	347
第4節 危険物等保安計画	347
第5節 道路防災計画	348
第6節 交通施設防災計画	348
第7節 建造物等防災計画	348
第4章 訓練及び防災知識の普及	349
第1節 防災訓練の充実	349
第2節 水防訓練計画	349
第3節 防災知識の普及	350
第4節 警備訓練	351
第5節 市民自主避難訓練	352
第5章 防災知識普及計画	353
第3部 災害応急対策計画	
第1章 応急活動体制	357
第1節 市の活動体制	357
第2節 関係防災機関の活動体制	358
第3節 防災会議の招集	358
第2章 情報の収集・伝達	359
第1節 情報連絡体制	359
第2節 予警報等の伝達	359
第3節 被害状況の調査報告	369
第4節 災害時の広報及び広聴活動	369
第3章 災害救助法の適用	371
第4章 相互協力・派遣要請	373
第5章 水防対策	375

第1節	目的	375
第2節	任務	375
第3節	水防組織	375
第4節	水防用資器材等	375
第5節	気象状況の連絡	375
第6節	水防警報	375
第7節	水防機関の活動	377
第8節	決壊時の措置	384
第9節	費用及び公用負担その他	385
第10節	水防実施状況報告	386
第6章	消防・危険物対策	391
第7章	避難計画	393
第1節	計画方針	393
第2節	事前避難	393
第3節	避難の準備、勧告及び指示	393
第4節	避難誘導	394
第5節	避難所の設置・運営	395
第6節	狛江市洪水ハザードマップ	396
第8章	警備・交通規制	397
第1節	警備方針	397
第2節	警察の任務	397
第3節	警備体制	397
第4節	警備部隊の編成	398
第5節	警備活動要領	398
第6節	避難	399
第7節	交通規制	399
第9章	緊急輸送計画	401
第10章	救助・救急計画	401
第11章	医療救護計画	401
第12章	飲料水・食料・生活必需品等の支給	401
第13章	ごみ・し尿・がれき処理計画	401
第14章	遺体の取扱い計画	401
第15章	応急住宅対策	402
第16章	教育・金融・労務	402
第17章	ライフライン施設の応急・復旧対策	402
第18章	公共施設等の応急対策	402

〈資料編〉

資料1	狛江市防災会議条例	1
資料2	狛江市防災会議運営規程	3
資料3	狛江市災害対策本部条例	5
資料4	狛江市災害対策本部条例施行規則(改正予定)	6
資料5	調布市・狛江市消防相互応援協定	12
資料6	調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書	14
資料7	川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定	16
資料8-1	震災時等の相互応援に関する協定(東京都市町村)	18
資料8-2	震災時等の相互応援に関する協定の実施要領	20
資料9	災害時における相互応援協定書(世田谷区)	21
資料10	都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書	23
資料11	災害時における郵便局と狛江市との協力に関する協定書	25
資料12-1	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(狛江市社会福祉協議会)	27
資料12-2	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準	29
資料13	震災時における情報収集活動に関する協定書(狛江消防署、各新聞販売店)	30
資料14	災害時における井戸の使用に関する協力協定(慈恵医大第三病院)	32
資料15-1	災害時の医療救護活動についての協定書(狛江市医師会)	34
資料15-2	狛江市災害医療運営連絡会規約	36
資料15-3	災害時の医療救護活動実施細目	37
資料16-1	災害時の救護活動についての協定書(薬剤師会)	45
資料16-2	災害時の救護活動実施細目	48
資料17-1	災害時の歯科医療救護活動についての協定書(歯科医師会)	56
資料17-2	災害時の歯科医療救護活動実施細目	59
資料18	災害時等における狛江市と(株)小田急情報サービスとの相互協力に関する協定書	61
資料19	災害時における米穀供給に関する協力協定書(狛江市米穀商組合)	63
資料20	災害時における救護物資の供給に関する協力協定書(京王ストア)	65
資料21	災害時における救護物資の供給に関する協力協定書(小田急商事)	67
資料22	災害時における救護物資の供給に関する協力協定書(三和)	69
資料23	災害時における障害物除去等応急措置に関する協定(狛江市建設業協会)	71
資料24	災害時における障害物除去等応急措置に関する協定(狛江市建設業協力会)	73
資料25	災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書(狛江市管工事組合)	75
資料26	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書(大久保商事)	77
資料27	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書(双日エネルギー)	79
資料28	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書(東京JXT石油協同組合)	81
資料29	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書(富永商事)	83
資料30	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書(ニシヤマ)	85
資料31	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書(調布狛江LPGガス商工組合)	87
資料32	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書(ニシヤマ)	89
資料33	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書(野村燃料店)	91
資料34	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協力協定書(東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部)	93
資料35	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書(加藤商事)	98
資料36	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書(日本衛生興業)	100
資料37	被害程度の認定基準(都総務局)	102
資料38	気象庁震度階級関連解説表	105
資料39	主な市立建築物現況一覧表	108

資料40-1	狛江市災害対策備蓄倉庫	109
資料40-2	災害対策用備蓄品一覧表	111
資料41	狛江市洪水ハザードマップ	115
資料42	狛江市防災会議委員名簿	119

震 災 編

O

O

狛江市地域防災計画（震災編）の体系

部	章	計 画 名
---	---	-------



O

O

第 1 部 総 則

O

O

第1章 計 画 の 方 針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が作成する計画であって、市及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の前提

この計画は、第1部第5章に掲げる「首都直下地震による東京の被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに阪神・淡路大震災及び新潟中越地震（ふるさと友好都市、川口町への支援・救援活動を踏まえて）の教訓及び市民、市議会等の各提言を可能な限り反映するものとする。具体的には、被害想定、初動・情報収集連絡体制、備蓄品の再整備、避難場所・避難所の見直し、減災計画として建築物の耐震・不燃化、道路整備・管理、オープンスペース確保、災害時要援護者対策、帰宅困難者対策、ボランティア・NPO団体との連携体制、集中豪雨に伴う風水害編の強化、洪水ハザードマップの作成等新たな知見を踏まえて作成する。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議においてこれを修正する。したがって各防災機関は自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を防災会議に提出してこれを修正しなければならない。

第4節 他の法令に基づく他の計画との関係

この計画は、狛江市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力の向上を図るものとする。

第 2 章 防 災 機 関 の 業 務 大 綱

市及び関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

第 1 節 市

機 関 の 名 称	通常の行政組織の部課名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災対総務部	総務部総務防災課 〃 職員課 〃 情報課 〃 契約課	1 本部長室及び部長会議の庶務に関すること。 2 本部職員の動員、服務及び給与に関すること。 3 関係防災機関との連絡、調整に関すること。 4 通信情報、気象情報等に関すること。 5 防災行政無線の統制活用に関すること。 6 本部職員の活動統制に関すること。 7 隣接区市との相互応援に関すること。 8 災害非常配備態勢の指示に関すること。 9 災害に関する広報に関すること。 10 報道機関との連絡に関すること。 11 市庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。 12 防災活動に要する空地等（仮設住宅建設用地を含む。）の確保に関すること。 13 狛江市消防団の出動に関すること。 14 東京都及び他区市町村の職員の受け入れ及び派遣に関すること。 15 その他災対総務部に関すること。
災対企画財政部	企画財政部秘書広聴課 〃 企画経営室 〃 市民協働課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 議会事務局 会計課	1 災害に関する広聴に関すること。 2 災害対策関係予算に関すること。 3 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関すること。 4 災害地の被害の調査に関すること。 5 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。 6 災害救助法の適用申請に関すること。 7 激甚災害の指定に係る手続きに関すること。 8 災害復興の総合調整に関すること。 9 被災者の相談窓口に関すること。 10 一時避難場所及び避難所等との連絡に関すること。 11 大災害時における避難勧告・指示の伝達に関すること。 12 災証明書の発行に関すること。 13 地域・地区センターの来館者の避難誘導と施設の保全に関すること。 14 その他災対企画財政部に関すること。
災対市民部	市民部市民課 〃 課税課 〃 収納課 〃 保険年金課	1 車両、舟艇等輸送機関の調達配備に関すること。 2 資材、機械の調達と輸送に関すること。 3 食料品、衣類品、医薬品等災害救助活動に必要とする物資の調達と輸送に関すること。 4 外国人の安全確保及び支援に関すること。

	" 産業生活課 農業委員会事務局	5 市民の安否確認及び埋火葬許可証の発行に関すること。 6 家屋の被害調査に関すること。 7 シルバーピアの被害情報の収集及び復旧に関すること。 8 災害用の米穀類の確保に関すること。 9 商工業及び農作物の被害調査と復興に関すること。 10 来庁者の避難誘導に関すること。 11 その他災対市民部に関すること。
災対健康福祉部	健康福祉部社会福祉課 " 高齢福祉課 " 健康課 " 児童福祉課	1 被害者（災害時要援護者）の生活の確保に関すること。 2 保育施設及び児童館・児童センターの点検等に関すること。 3 保育園児、学童保育所児童及び児童館・児童センター・子ども家庭支援センター、あいとぴあセンターの来館者の避難誘導並びに救護等に関すること。 4 単身心身障がい者、老人世帯の避難介助等に関すること。 5 災害弔慰金に関すること。 6 救難緊急資金に関すること。 7 義援金品の受領及び配分に関すること。 8 社会福祉団体との連絡及び協力に関すること。 9 医師会等への協力要請と輸送に関すること。 10 医療用器材及び医薬品の調達及び輸送、保管に関すること。 11 メンタルヘルスケアの実施に関すること。 12 伝染病の予防に関すること。 13 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 14 その他災対健康福祉部に関すること。
災対建設環境部	建設環境部管理課 " 計画課 " 整備課 " 清掃課 " 環境改善課 " 水道課	1 水防活動に関すること。 2 道路、橋りょう、堤防及び水路等の点検、整備及び復旧に関すること。 3 道路、河川等における障害物の除去に関すること。 4 医療救護所の開設及び要救護者の輸送並びに救護に関すること。 5 地下駐車場の避難誘導と施設の保全に関すること。 6 避難場所の設営に関すること。 7 災害復旧計画に関すること。 8 応急仮設住宅の建設に関すること。 9 仮設トイレの設置、し尿処理及びその他応急清掃業務（被災地のごみ処理及びがれきの処理を含む。）に関すること。 10 不衛生箇所等の消毒及び衛生資材の輸送に関すること。 11 下水道施設の保全に関すること。 12 狛江市管工事組合への協力要請に関すること。 13 狛江市建設業協会への協力要請に関するこ

		と。 14 死体の捜索に関すること。 15 行方不明者の捜索作業に関すること。 16 水道施設の保全に関すること。 17 給水状況の調査及び断水地区の情報収集と告知に関すること。 18 拠点給水、応急給水の実施に関すること。 19 その他災対建設環境部に関すること。
災対教育部	教育部学校教育課 " 指導室 " 社会教育課 " 体育課 " 公民館 " 中央図書館	1 小、中学校の児童、生徒の避難誘導に関すること。 2 児童、生徒の救護等に関すること。 3 教育研究所の来館者の避難誘導並びに救護等に関すること。 4 文教施設の保全に関すること。 5 学用品の供給に関すること。 6 一時避難場所及び避難所等の設置・運営に関すること。 7 一時避難場所及び避難所等の警戒に関すること。 8 市民ホール、市民センター、体育館、市民プール、西河原公民館、むいから民家園の来館者の避難誘導と施設の保全に関すること。 9 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること。 10 その他災対教育部に関すること。

第2節 消防団・地区消防隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江市消防団	1 狛江市災害対策本部の要請に基づく本部会議等の参加に関すること。 2 各分団の指揮統制に関すること。 3 狛江消防署との連携に関すること。 4 火災その他の災害予防、警戒及び防ぎよに関すること。 5 人命の救出に関すること。 6 一時避難所（避難所）及び周辺の情報収集に関すること。 7 担当地域の被害状況の把握に関すること。 8 その他狛江市消防団に関すること。
狛江市地区消防隊	1 大規模地震による同時多発火災・延焼拡大等の広域性を有する災害時に、市災害対策本部の要請に基づいて出動し、消火活動等にあたること。

第3節 東京都関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩経済事務所	1 主要食糧の需給に関すること。
水道局砧浄水場	1 震災時の水源の保全に関すること。
多摩府中保健所	1 医療施設の診療状況に関すること。 2 医療に関すること。 3 防疫その他保健衛生に関すること。
北多摩南部建設事務所	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋りょうの保全に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。

警視庁 第八方面本部 調布警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 3 行方不明者の調査に関する事。 4 死体の見分（検視）に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 第八消防方面本部 狛江消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識の普及及び自主救護能力の向上に関する事。

第4節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	1 管轄区域河川の管理施設等の工事並びに施設等の保全に関する事。 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、水防情報、警報等水防に関する事。
財務省関東財務局立川出張所	1 地方公共団体に対する災害時における融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の支持等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事。

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江郵便局	1 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害地における郵便はがき無償交付、為替貯金及び簡易保険、郵便年金、小包、郵便物の非常取扱いに関する事。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の免除 (4) 被災者救援のための寄附金送付用郵便振替の料金免除 (5) 郵便貯金業務の非常取扱い (6) 災害ボランティア口座の開設 (7) 簡易保険業務の非常取扱い
東日本電信電話(株)東京南	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事。
東京電力(株)武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び保全に関する事。 2 電力需給に関する事。
東京ガス(株)西部支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの需給に関する事。

第6節 指定地方公共機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急電鉄(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者の協力に関すること。
小田急バス(株)狛江営業所	1 施設、車両等の安全保安に関すること。 2 災害時における避難者の輸送の協力に関すること。
社団法人狛江市医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
狛江市歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
狛江市薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。

第7節 民間協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江市赤十字奉仕団	1 り災害者の救護、炊き出し、救援物資の配分等の協力、帰宅困難者に対するエイドステーションの開設に関すること。
狛江市防災会	1 防災意識の高揚、災害時における救援、救護、避難誘導、広報活動等の協力に関すること。
狛江災害防止協会	1 町会、自治会、事業所等における防災知識の普及、防災行動力の向上に関すること。
狛江市商工会	1 災害時における物資、資材の調達に関すること。(食料、燃料、衣類関係)
狛江市建設業協会	1 災害時における資機材の調達、その他の応急対策活動の協力に関すること。
狛江市管工事組合	1 上・下水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。 2 被災地緊急給水の協力に関すること。
調布交通安全協会狛江支部連合会	1 被災地内の交通秩序維持の協力に関すること。 2 被害状況の連絡通報に関すること。
調布地区防犯協会狛江支部	1 被災地内避難所等の秩序維持の協力に関すること。 2 被害状況の連絡通報に関すること。
狛江市米穀商組合	1 災害時における主要食糧の供給協力に関すること。
小田急OX狛江店	1 災害時における即席食品の供給協力に関すること。
狛江アマチュア無線クラブ	1 無線通信の協力に関すること。
JAマインズ狛江・上和泉支店	1 食糧等の調達協力に関すること。
清掃業者	1 災害時における清掃業務の協力に関すること。 2 し尿等の処理の協力に関すること。
東京慈恵会医科大学付属第三病院	1 災害時における井戸の使用に関する協力に関すること。

第 3 章 市民及び事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はこの観点に立って日頃から自主的に地震災害に備えるとともに、災害時には市民相互に協力し合い、行政が行う防災活動に参画、連携協力するものとする。「自助・共助・公助」を基本とする。

また、事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難が予想される従業員等の保護のために非常食料等の備蓄その他の対応策の推進を図るものとする。市民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

区 分	基 本 的 責 務
市民	市民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。また、災害時に備え市民各自が万一のために飲料水、食料及び生活必需品を備蓄することも市民の重要な責務である。
事業者	事業者は、市その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災を防止するため最大の努力を払わなければならない。都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画の作成を進め、従業員及び地域住民の安全確保に努める。また、地域で活動するNPO法人等との連携により、地域の防災力の向上、防災や避難に関するマニュアルの作成、事業の継続等を進めていく。

第 4 章 狛江市の概況

第 1 節 地勢の概況

本市は、新宿から電車で南へ20分の位置にあり、市役所を中心に東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒（世界測地系）に位置し、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで川崎市に接している。

総面積は6.39km²で、東西2,940m、南北3,660mで、市全域標高20mの平坦な地形である。

地積は洪積層で、地味豊かで、穀物、果菜の栽培に適している。

第 2 節 面積・人口

1. 地目別土地面積

（平成18年1月1日現在）

地 目	面 積 (m ²)	割 合 (%)
田	0	0
畑	523,855	9.8
宅地	3,394,320	63.5
池沼	0	0
山林	12,288	0.2
雑種地	231,535	4.3
その他	1,186,082	22.2
計	5,348,080	100.0

（資料）固定資産概要調査

2. 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度（別表1のとおり）

3. 年齢別人口構成表（別表2のとおり）

4. 外国人登録町丁別世帯数及び人口（別表3のとおり）

5. 就業人口構造

（平成17年10月1日現在）

区分 就業人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
37,117人	333人	6,050人	29,271人	1,463人
100.0%	0.9%	16.3%	78.9%	3.9%

（資料）国勢調査

別表1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度

(平成19年1月1日現在)

地 域 (町丁名)	世帯数	人 口			町丁別 面 積	町丁別人口 密度(人/km ²)
		総 数	男	女		
総 数	37,196	76,074	37,736	38,338	5.784km ²	13,152
和泉本町1丁目	2,151	4,462	2,110	2,352	0.237	18,827
和泉本町2丁目	693	1,526	753	773	0.145	10,524
和泉本町3丁目	1,021	2,209	1,111	1,098	0.195	11,328
和泉本町4丁目	2,267	4,462	2,025	2,437	0.247	18,064
和泉本町計	6,132	12,659	5,999	6,660	0.824	15,362
中和泉1丁目	1,014	1,877	922	955	0.145	12,944
中和泉2丁目	878	1,807	911	896	0.136	13,286
中和泉3丁目	1,234	2,384	1,217	1,167	0.238	10,016
中和泉4丁目	557	1,264	639	625	0.130	9,723
中和泉5丁目	1,689	3,441	1,760	1,681	0.225	15,293
中和泉計	5,372	10,773	5,449	5,324	0.874	12,326
西和泉1丁目	790	1,385	691	694	0.074	18,716
西和泉2丁目	492	1,075	501	574	0.058	18,534
西和泉計	1,282	2,460	1,192	1,268	0.132	18,636
元和泉1丁目	627	1,052	546	506	0.148	7,108
元和泉2丁目	704	1,431	733	698	0.178	8,039
元和泉3丁目	502	870	462	408	0.140	6,214
元和泉計	1,833	3,353	1,741	1,612	0.466	7,195
東和泉1丁目	1,608	2,664	1,259	1,405	0.182	14,637
東和泉2丁目	606	1,079	551	528	0.089	12,123
東和泉3丁目	842	1,729	843	886	0.078	22,166
東和泉4丁目	379	573	296	277	0.048	11,937
東和泉計	3,435	6,045	2,949	3,096	0.397	15,226
猪方1丁目	471	953	511	442	0.095	10,031
猪方2丁目	628	1,409	714	695	0.129	10,922
猪方3丁目	1,313	2,514	1,298	1,216	0.199	12,633
猪方4丁目	612	1,238	659	579	0.058	21,344
猪方計	3,024	6,114	3,182	2,932	0.481	12,711
駒井町1丁目	759	1,674	867	807	0.137	12,218
駒井町2丁目	466	1,108	557	551	0.119	9,310
駒井町3丁目	615	1,396	717	679	0.136	10,264
駒井町計	1,840	4,178	2,141	2,037	0.392	10,658

岩戸南1丁目	1,073	2,298	1,128	1,170	0.111	20,702
岩戸南2丁目	1,001	2,086	1,023	1,063	0.151	13,814
岩戸南3丁目	1,272	2,694	1,395	1,299	0.194	13,886
岩戸南4丁目	786	1,924	968	956	0.126	15,269
岩戸南計	4,132	9,002	4,514	4,488	0.582	15,467
岩戸北1丁目	857	1,742	834	908	0.118	14,762
岩戸北2丁目	584	1,087	537	550	0.138	7,876
岩戸北3丁目	1,418	2,565	1,219	1,346	0.130	19,730
岩戸北4丁目	899	1,609	789	820	0.124	12,975
岩戸北計	3,758	7,003	3,379	3,624	0.510	13,731
東野川1丁目	897	1,842	930	912	0.167	11,029
東野川2丁目	595	1,432	714	718	0.113	12,672
東野川3丁目	999	2,428	1,196	1,232	0.123	19,739
東野川4丁目	894	1,944	950	994	0.165	11,781
東野川計	3,385	7,646	3,790	3,856	0.568	13,461
西野川1丁目	815	1,842	916	926	0.133	13,849
西野川2丁目	619	1,408	683	725	0.150	9,386
西野川3丁目	322	739	344	395	0.088	8,397
西野川4丁目	1,247	2,852	1,457	1,395	0.187	15,251
西野川計	3,003	6,841	3,400	3,441	0.558	12,259

(資料) 人口：市民部市民課、面積：企画財政部企画経営室

別表2 年齢別人口構成表

(平成19年1月1日現在)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	76,074	37,736	38,338								
0-4	2,971	1,531	1,440	35-39	6,761	3,525	3,236	70-74	4,167	1,847	2,320
0	607	310	297	35	1,281	655	626	70	848	358	490
1	594	299	295	36	1,363	686	677	71	907	403	504
2	609	309	300	37	1,323	704	619	72	811	375	436
3	583	310	273	38	1,443	768	675	73	837	371	466
4	578	303	275	39	1,351	712	639	74	764	340	424
5-9	2,929	1,514	1,415	40-44	5,448	2,924	2,524	75-79	3,035	1,333	1,702
5	600	320	280	40	988	537	451	75	709	320	389
6	575	292	283	41	1,264	688	576	76	609	272	337
7	549	287	262	42	1,215	667	548	77	616	267	349
8	634	338	296	43	1,025	543	482	78	591	269	322
9	571	277	294	44	956	489	467	79	510	205	305
10-14	2,695	1,357	1,338	45-49	4,596	2,367	2,229	80-84	1,866	759	1,107
10	547	276	271	45	972	522	450	80	476	204	272
11	541	285	256	46	958	479	479	81	434	172	262
12	545	280	265	47	936	472	464	82	360	151	209
13	528	246	282	48	919	466	453	83	313	123	190
14	534	270	264	49	811	428	383	84	283	109	174
15-19	2,994	1,505	1,489	50-54	4,175	2,140	2,035	85-89	897	293	604
15	568	278	290	50	858	454	404	85	245	75	170
16	535	253	282	51	801	408	393	86	227	84	143
17	563	268	295	52	817	414	403	87	171	57	114
18	652	351	301	53	815	419	396	88	120	33	87
19	676	355	321	54	884	445	439	89	134	44	90
20-24	5,086	2,659	2,427	55-59	5,526	2,787	2,739	90-94	380	108	272
20	771	410	361	55	892	454	438	90	110	30	80
21	925	493	432	56	1,020	535	485	91	94	30	64
22	1,051	549	502	57	1,253	610	643	92	73	22	51
23	1,162	598	564	58	1,154	587	567	93	47	13	34
24	1,177	609	568	59	1,207	601	606	94	56	13	43
25-29	6,318	3,313	3,005	60-64	4,639	2,125	2,514	95-99	112	28	84
25	1,204	618	586	60	878	420	458	95	41	13	28
26	1,249	674	575	61	789	364	425	96	26	7	19
27	1,280	656	624	62	942	446	496	97	24	6	18
28	1,231	658	573	63	1,050	478	572	98	14	1	13
29	1,354	707	647	64	980	417	563	99	7	1	6
30-34	6,947	3,567	3,380	65-69	4,517	2,053	2,464	100-	15	1	14
30	1,388	738	650	65	973	428	545	100	8	0	8
31	1,332	680	652	66	980	453	527	101	3	0	3
32	1,351	686	665	67	817	392	425	102	2	1	1
33	1,394	696	698	68	861	396	465	102以上	2	0	2
34	1,482	767	715	69	886	384	502	不詳	0	0	0

※人口年齢構成別概要

(資料) 市民部市民課

乳幼児人口0～5歳

総数3,571人／76,074人＝4.69%

65歳以上の高齢者

総数14,989人／76,074人＝19.07%

75歳以上の高齢者

総数6,305人／76,074人＝8.28%

別表3 外国人登録町丁別世帯数及び人口

(平成19年1月1日現在)

地 域 (町丁名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
総 数	408	821	357	464
和泉本町1丁目	14	34	15	19
和泉本町2丁目	3	7	2	5
和泉本町3丁目	13	22	12	10
和泉本町4丁目	29	85	30	55
和泉本町計	59	148	59	89
中和泉1丁目	14	25	13	12
中和泉2丁目	15	24	13	11
中和泉3丁目	11	26	10	16
中和泉4丁目	3	9	4	5
中和泉5丁目	16	35	19	16
中和泉計	59	119	59	60
西和泉1丁目	2	8	2	6
西和泉2丁目	1	2	1	1
西和泉計	3	10	3	7
元和泉1丁目	8	13	7	6
元和泉2丁目	8	12	6	6
元和泉3丁目	13	16	10	6
元和泉計	29	41	23	18
東和泉1丁目	24	34	17	17
東和泉2丁目	7	15	6	9
東和泉3丁目	18	25	10	15
東和泉4丁目	8	13	8	5
東和泉計	57	87	41	46
猪方1丁目	7	10	3	7
猪方2丁目	3	5	1	4
猪方3丁目	13	24	7	17
猪方4丁目	13	20	13	7
猪方計	36	59	24	35
駒井町1丁目	4	7	4	3
駒井町2丁目	5	18	6	12
駒井町3丁目	8	23	9	14
駒井町計	17	48	19	29

岩戸南1丁目	11	17	7	10
岩戸南2丁目	6	10	5	5
岩戸南3丁目	13	22	10	12
岩戸南4丁目	6	25	8	17
岩戸南計	36	74	30	44
岩戸北1丁目	11	26	8	18
岩戸北2丁目	13	21	11	10
岩戸北3丁目	15	34	14	20
岩戸北4丁目	12	19	10	9
岩戸北計	51	100	43	57
東野川1丁目	4	11	4	7
東野川2丁目	4	15	6	9
東野川3丁目	8	15	7	8
東野川4丁目	9	16	8	8
東野川計	25	57	25	32
西野川1丁目	8	19	8	11
西野川2丁目	8	19	8	11
西野川3丁目	4	8	4	4
西野川4丁目	16	32	11	21
西野川計	36	78	31	47

(資料) 市民部市民課

※全人口に対する外国人の比率

821人/(821人+76,074人=76,895人)=1.07%

第3節 産 業

1. 農 業

(平成17年2月1日現在)

農 家 数 (軒)				販 売 農 家 人 口 (人)					耕地面積 (家族経営体)	
総数	自給的農家	専業農家	兼業農家	総数	農業だけに従事	農業と兼業に従事	兼業だけに従事	その他	総数	うち作付けしなかった畑
137	69	19	49	299	120	87	36	56	3,360a	50a

(資料) 農業センサス東京都結果報告

2. 商 業

(平成16年6月1日現在)

区 分	商 店 数 (件)	常時従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
小売業	444	2,908	39,887
売業	88	569	23,585
合計	532	3,477	63,472

(資料) 商業統計調査

3. 工 業

(平成15年12月31日)

区 分	事 業 所 数	従 業 者 数	製造品出荷額等
		人	万円
総 数	106	1,376	3,008,383
食 料 品 製 造 業	10	56	34,861
飲 料・飼 料・た ば こ 製 造 業	1	x	x
繊 維 工 業	3	12	2,970
衣服・その他の繊維製品製造業	3	8	1,670
家 具・装 備 品 製 造 業	5	24	38,921
パ ル プ・紙・紙加工品製造業	1	x	x
出 版・印 刷・同 関 連 産 業	13	200	750,844
化 学 工 業	1	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	13	32	30,163
な め し 革 同 製 品・毛 皮 製 造 業	1	x	x
非 鉄 金 属 製 造 業	1	x	x
金 属 製 品 製 造 業	10	83	126,769
一 般 機 械 器 具 製 造 業	8	47	49,355
電 気 機 械 器 具 製 造 業	16	764	1,515,478
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	3	16	22,241
電 子 部 品・デ バ イ ス 製 造 業	6	43	79,564
精 密 機 械 器 具 製 造 業	3	x	x
そ の 他 の 製 造 業	8	33	37,866

(資料)「東京の工業」

(注) 工場数が1又は2のものに関する数値は、秘密保護の関係上「X」で表示してある。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

第4節 教育

1. 幼稚園等

区 分	数	定 員	実 員	備 考
私 立 幼 稚 園	4	965	984	平18. 5. 1現在
市 立 保 育 園	6	615	601	平19. 1. 1現在
私立保育園（市内。無認可保育所を除く）	3	247	279	平19. 1. 1現在
乳幼児人口（0才～5才。住民基本台帳登録人口）			3,567	平19. 2. 1現在

（資料）総務部総務防災課、市民部市民課、健康福祉部児童福祉課

2. 市立学校・都立高校施設状況

（小・中学校：平成18年5月1日、高校：平成19年2月1日現在）

区 分		小 学 校	中 学 校	都 立 高 校
学 校 数		6	4	1
児 童 ・ 生 徒 数		3,182人	1,172人	964人
学 校 給 食 実 施 学 校 数		6	0	0
校舎面積（のべ床面積）		35,088㎡	25,386㎡	10,302㎡
内 訳	鉄筋コンクリート	29,058	21,077	6,655
	そ の 他	1,355	590	0
	屋内運動場面積	4,675	3,719	3,647
学 校 敷 地		70,781	60,277	35,256

（資料）教育部学校教育課、都立狛江高校

第 5 章 被 害 想 定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定にあたって想定される被害の定量化が必要である。

このため中央防災会議及び東京都防災会議地震部会では、昭和40年以来数次にわたり地震被害の想定に関する報告書を取りまとめ公表しており、平成3年9月に海溝型大地震である関東地震の再来を想定した「地震被害の想定に関する調査研究」を、また、平成9年8月には直下地震を想定した「直下地震の被害想定に関する調査研究」を公表した。

今回、平成17年2月に、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、首都中枢機能の継続性確保の視点から、国として初めて首都直下地震の被害想定を公表した。

首都地域では、2～3百年間隔で関東大震災クラス(M8)の地震が発生しているが今後100年以内に発生する可能性はほとんどないが、この間にM7クラスの直下地震が数回発生する可能性が高いことから、ある程度の切迫性が高いと考えられる、又は近い将来発生の可能性を否定できない、都心部又は都心部周辺で発生しうる、18タイプの地震動を想定地震として選定した。

これを受け平成18年5月に東京都防災会議では、東京に大きな被害を及ぼす東京湾北部地震及び多摩直下地震(プレート境界多摩地震)の2地震を想定地震とし、首都直下地震対策専門調査会が想定したM7.3に加え、より発生頻度の高いM6クラスの地震も想定し、地震の規模はM6.9としたが、本想定では、狛江市で被害の大きくなる東京湾北部及び多摩直下のM7.3(時間帯としてガス等利用集中する冬の夕方18時・風速15m/s)の地震(震度6弱)により被害想定した。

地震動(地震のゆれ)

〈東京都内の震度別分布面積〉

東京湾北部地震 M7.3 (カッコ内はM6.9)

(単位: %)

	5弱以下	5強	6弱	6強
東京都全体	31.1 (36.2)	18.6 (28.9)	33.2 (26.8)	17.1 (8.1)
区部	0 (0)	0 (4.6)	51.3 (72.3)	48.7 (23.1)
多摩	47.9 (55.8)	28.7 (42.0)	23.5 (2.2)	0 (0)
狛江市	0 (0)	0 (100.0)	100.0 (0)	0 (0)

多摩直下地震 M7.3 (カッコ内はM6.9)

(単位: %)

	5弱以下	5強	6弱	6強
東京都全体	19.1 (28.6)	12.3 (21.1)	67.8 (50.3)	0.8 (0)
区部	0 (0)	1.0 (8.7)	97.8 (91.2)	1.2 (0)
多摩	29.4 (44.0)	18.4 (27.7)	51.6 (28.3)	0.6 (0)
狛江市	0 (0)	0 (4.0)	100.0 (96.0)	0 (0)

狛江市における被害想定（まとめ）

出典：「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年 3月 東京都防災会議地震部会公表）

条件	区分		想定地震	多摩直下	東京湾北部
	夜間人口（人）			75,711	75,711
	昼間人口（人）			53,540	53,540
	規模			M7.3	M7.3
	震度			6弱100%	6弱100%
	時期及び時刻			冬の18時	冬の18時
	風速			15m/秒	15m/秒
人的被害	死 者（人）			7	9
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊		3	2
		地震火災		1	2
		急傾斜・落下物ブロック塀		3	5
	負傷者（うち重傷者）（人）			362（37）	293（32）
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊		202（9）	136（5）
		屋内収容物の移動・転倒		116（20）	92（16）
		地震火災		8（2）	7（2）
		急傾斜・落下物ブロック塀		36（6）	58（9）
物的被害	建物被害（全壊・焼失棟数）			663	442
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊		120	64
		地震火災		543	378
	ライフライン※	電力施設		停電率4.1%	停電率2.9%
		通信施設		不通率2.7%	不通率1.8%
		ガス施設		停止率0.0%	停止率0.0%
		上水道施設		断水率19.3%	断水率15.2%
		下水道施設		被害率15.7%	被害率15.7%
その他	帰宅困難者の発生（人）			4,429	4,429
	避難者の発生（人）			5,712	5,572
	エレベーター閉じ込め台数（台）			12	12
	災害時要援護者死者数（人）			2	2
	自力脱出困難者（人）			20	10
	震災廃棄物（万 t）			6	6

※ライフラインの被害想定は風速 6 m/s の場合

被害想定結果（東京湾北部地震 M7.3 冬の夕方18時）

区分			風速	6 m/秒	15m/秒	3 m/秒	
夜間人口（人）				75,711	同左	同左	
昼間人口（人）				53,540	同左	同左	
面積（km ² ）				6.39	同左	同左	
震度別面積率	5弱以下			0.0%	同左	同左	
	5強			0.0%	同左	同左	
	6弱			100.0%	同左	同左	
	6強			0.0%	同左	同左	
建物棟数	木造			12,784	同左	同左	
	非木造			2,603	同左	同左	
原因別建物全壊棟数	計			64	同左	同左	
	ゆれ			56	同左	同左	
	液状化			8	同左	同左	
	急傾斜地崩壊			0	同左	同左	
ゆれ・液状化 建物全壊棟数	木造			58	同左	同左	
	非木造			6	同左	同左	
急傾斜地崩壊危険箇所				0	同左	同左	
火災	出火件数			4	同左	同左	
	焼失面積（km ² ）			0.13	0.18	0.05	
	焼失棟数	全壊建物を含む			376	515	158
		全壊建物を含まない			272	378	106
人的被害							
死者 計（人）				8	9	8	
	建物被害屋内収容物			2	2	同左	
	急傾斜地崩壊			0	0	同左	
	火災			2	2	1	
	ブロック塀等			5	5	同左	
	落下物			0	0	同左	
負傷者 計（人）				292	293	289	
	ゆれ・液状化建物被害			136	同左	同左	
	屋内収容物			92	同左	同左	
	急傾斜地崩壊			0	同左	同左	
	火災			5	7	3	
	ブロック塀等			56	同左	同左	
	落下物			2	同左	同左	
うち重傷者計（人）				31	32	31	

風速		6 m/秒	15m/秒	3 m/秒
	ゆれ・液状化建物被害	5	同左	同左
	屋内収容物	16	同左	同左
	急傾斜地崩壊	0	同左	同左
	火災	1	2	同左
	ブロック塀等	9	同左	同左
	落下物	0	同左	同左
避難者（1日後）発生数（人）		5,247	5,575	—
帰宅困難者発生数（人）		4,429	同左	同左
エレベーター閉じ込め台数		12	同左	同左
災害要援護者死者数（人）		2	同左	—
自力脱出困難者発生数（人）		10	同左	同左
震災廃棄物（万 t）		6	同左	5

被害想定結果（多摩直下地震 M7.3 冬の夕方18時）

区分		風速	6 m/秒	15m/秒	3 m/秒
夜間人口（人）			75, 711	同左	同左
昼間人口（人）			53, 540	同左	同左
面積（km ² ）			6. 39	同左	同左
震度別面積率	5 弱以下		0. 0%	同左	同左
	5 強		0. 0%	同左	同左
	6 弱		100. 0%	同左	同左
	6 強		0. 0%	同左	同左
建物棟数	木造		12, 784	同左	同左
	非木造		2, 603	同左	同左
原因別建物全壊棟数	計		120	同左	同左
	ゆれ		112	同左	同左
	液状化		8	同左	同左
	急傾斜地崩壊		0	同左	同左
ゆれ・液状化 建物全壊棟数	木造		113	同左	同左
	非木造		8	同左	同左
急傾斜地崩壊危険箇所			0	同左	同左
火災	出火件数		4	同左	同左
	焼失面積（km ² ）		0. 13	0. 18	0. 06
	焼失棟数	全壊建物を含む	418	572	174
		全壊建物を含まない	378	543	106

風速		6 m/秒	15m/秒	3 m/秒
人的被害				
死者 計 (人)		7	同左	同左
	建物被害屋内収容物	3	同左	同左
	急傾斜地崩壊	0	同左	同左
	火災	1	同左	同左
	ブロック塀等	3	同左	同左
	落下物	0	同左	同左
負傷者 計 (人)		360	362	357
	ゆれ・液状化建物被害	202	同左	同左
	屋内収容物	116	同左	同左
	急傾斜地崩壊	0	同左	同左
	火災	6	8	3
	ブロック塀等	34	同左	同左
	落下物	2	同左	同左
	うち重傷者計 (人)	36	37	36
	ゆれ・液状化建物被害	9	同左	同左
	屋内収容物	20	同左	同左
	急傾斜地崩壊	0	同左	同左
	火災	1	2	同左
	ブロック塀等	6	同左	同左
	落下物	0	同左	同左
避難者 (1 日後) 発生数 (人)		5, 190	5, 712	—
帰宅困難者発生数 (人)		4, 429	同左	同左
エレベーター閉じ込め台数		12	同左	同左
災害要援護者死者数 (人)		2	同左	—
自力脱出困難者発生数 (人)		20	同左	同左
震災廃棄物 (万 t)		5	6	4

第 2 部 災 害 予 防 計 画

O

O

第1章 地震に強いまちづくり

防災都市づくりを考える上で、まず留意すべき条件は次のようなものである。

- ①安全を基本として、快適さや、利便性といった日常のあるべき都市環境と整合したものである。
- ②防災そのものを目指した計画、事業ばかりでなく、都市計画事業をはじめとしたハードなまちづくりとして各種の計画、事業等が積み重ねられて、防災性の強化が進められていくものであること。
- ③推進に当たっては、施設の整備と、それを利用あるいは活用するソフトな対策が補完しあって実現されていくものであること。

これらの点に留意し、地震に強いまちづくりを推進していく。しかし、この課題を達成するには、長い期間と膨大な経費が必要であり、短期間の達成は期待できない性格のものである。このため市民と事業者と市が「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき災害に強いまちづくり実現に向け努力していく必要がある。

第1節 市街地の再整備

狛江市には、人口密度の高い地域や木造住宅の密集に加え、幹線道路が未整備のため、震災に対するもろさのある地域が一部には存在している。このため、道路整備に合わせた沿道建物の耐震・不燃化やオープンスペースの確保など狛江市都市計画マスタープランに基づき計画的に良好な市街地の整備を進め、市民と市が協働して災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。

狛江市都市計画マスタープラン（平成13年2月作成）

（1）市街地整備に関する基本的な考え方

市には良好な住環境を持つ地区とともに、農地が多く残り市街化の計画的な誘導が必要とされる地区や、生活道路の整備が遅れた地区、更には住宅が密集し環境や防災面からの整備が必要とされる地区も存在している。そこで、こうした課題のある市街地については、その課題に応じて保全、修復的整備、都市基盤の整備等の整備タイプに区分し、その整備の方向性を示し、また、この他拠点地区整備にも取り組んでいく。

- ① 農地が多く残された地区では、計画的な市街化を誘導していく。
- ② 生活道路の整備が遅れた地区では、地区の状況に合わせた市街地整備を進める。
- ③ 住宅が密集し、環境や防災面から改善が必要とされる地区では、都市基盤の整備を進める。

（2）市街地の整備方針

ア. 住居系市街地を4つのタイプに分けて、それぞれの課題に応じた整備を推進する。

- ① 住環境保全地区（良好な住環境の維持・向上を図る地区）

② 市街化誘導・改善地区（無秩序な市街化の抑制と住環境の改善を図る地区）

部分的に都市基盤が未整備の地区、生産緑地や農地が多く残されている地区、一部住宅が密集する地区では、緑の保全・育成に努めるとともに、道路や公園等の都市基盤整備を促進し、快適な市街地環境の形成を図る。

③ 都市基盤改善地区（多くの課題を抱えた地区での修復型街づくりを進める地区）

都市基盤が未整備で、住宅が密集する地区では、道路や公園等の都市基盤整備や建物の不燃化耐震化を進めることにより、快適で安全な市街地環境の形成を図る。

④ 大規模住宅団地地区（住環境の維持と更新への対応が必要な地区）

イ. 各拠点の整備

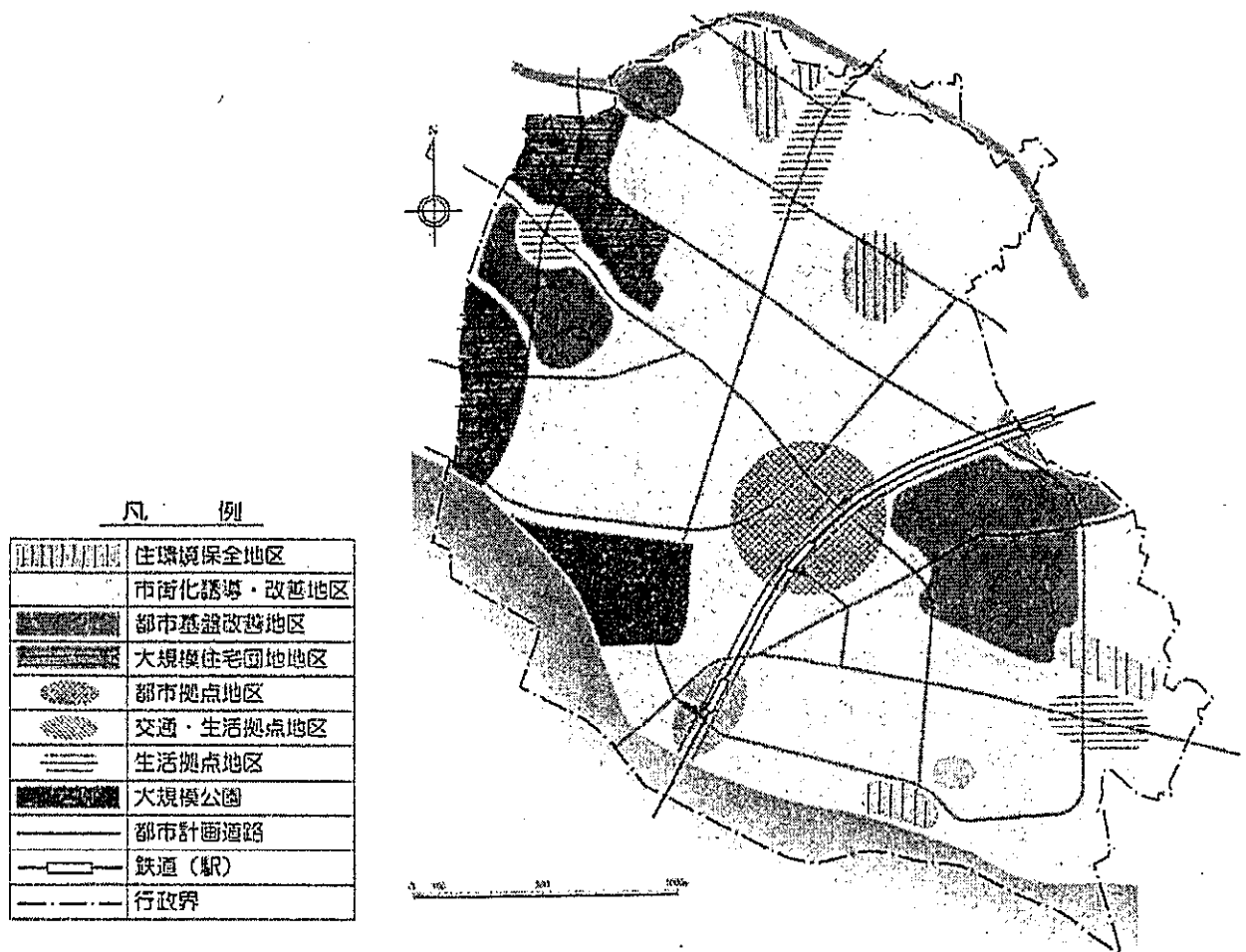
各拠点の特性に応じた整備を推進

① 都市拠点、交通・生活拠点（快適なまちなみ空間の形成を図る地区）

② 生活拠点（市民が交流できるオープンスペースとにぎわいの確保を図る地区）

★ 市街地整備方針図

（狛江市都市計画マスタープラン（平成13年2月作成）P21より）



(実施計画)

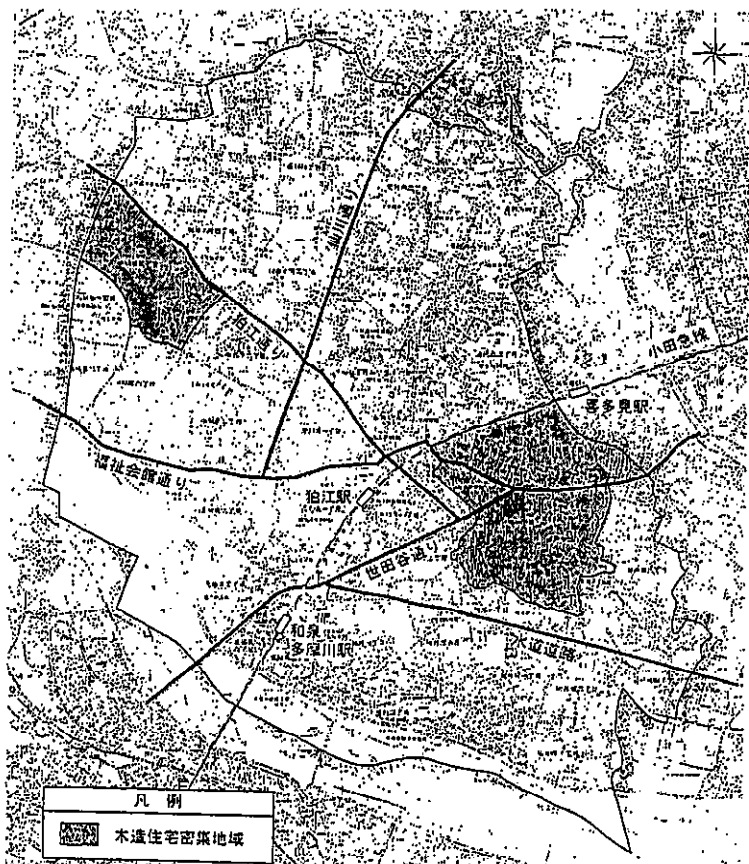
狛江市都市計画マスタープランに基づき木造住宅密集地域、消防活動困難区域等については、震災時の消防水利の確保を図るとともに、生活幹線道路の整備を促進し、安全確保に努め、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用を図り、計画的な市街地の整備を推進する。

※木造住宅密集地域図

(狛江市都市計画マスタープラン(平成13年2月作成)P120資料編より)

東京都の『防災都市づくり推進計画(整備計画)』の中で、「密集」・「木造」・「老朽」の3つの視点から、防災上の問題とともに住宅・住環境上の問題を抱える木造住宅密集地域が設定されている。狛江市においても、老朽木造住宅が比較的多いことや、道路や公園などオープンスペースが少ないことから、中和泉五丁目、岩戸北三、四丁目及び岩戸南一、二丁目がこの地域に指定されているが、重点地域(早急な整備が必要な地域)としては抽出されていない。しかし、震災時に延焼拡大のおそれがあるなどの地域として安全を図る面からその整備は必要である。

木造住宅密集地域図



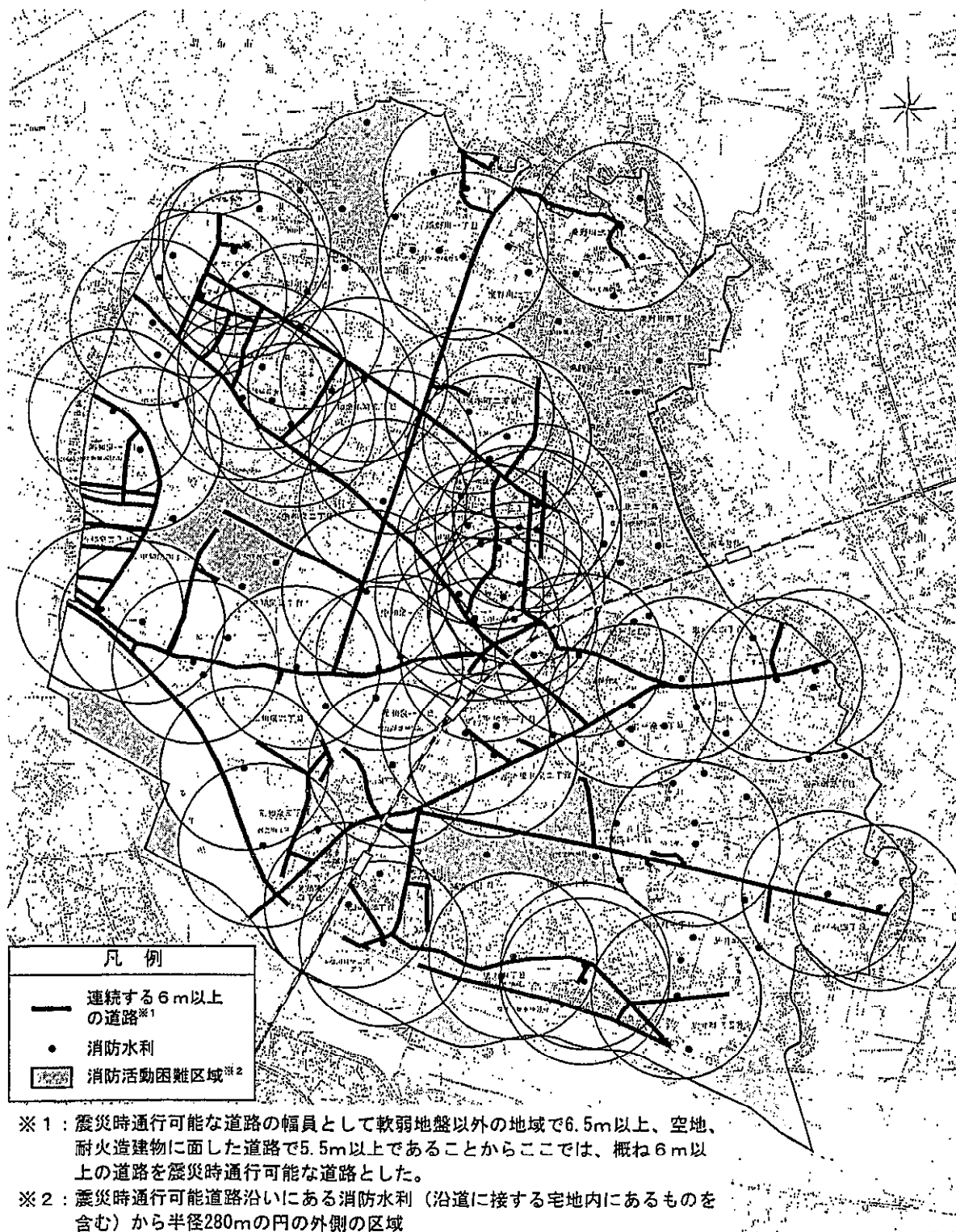
※1：木造住宅密集地域の指標の水準

指標	木造住宅密集地域
木造建物棟数率	70%以上
老朽木造建物棟数率	30%以上
住宅戸数密度(世帯密度)	55世帯/ha以上
不燃領域率	60%未満

- 注) 1. 木造住宅密集地域は、各指標の水準のいずれにも該当する市街地
2. 木造建物棟数率、老朽木造建物棟数率は、対象市街地において、
・木造建物棟数率＝木造建物棟数／全建物棟数
・老朽木造建物棟数率＝昭和45年以前建築の木造建物棟数／全建物棟数
3. 重点整備地域(早急に整備すべき市街地)は、
・老朽木造建物棟数率が 45%以上
・住宅戸数密度が 80世帯/ha以上
・不燃領域率が 40%未満 の指標の水準を設定。

※消防活動困難区域図

(泊江市都市計画マスタープラン(平成13年2月作成) P121資料編より)



※オープンスペースの確保

近年、狛江市においても急激な都市化により、オープンスペースとなる緑地、樹林地、農地等が減少してきている。このような都市化の進行に対し、狛江市では平成15年3月に狛江市まちづくり条例を制定し、無秩序なミニ開発や共同住宅の規制を進めている。今後、市街地の整備を進める中で、避難者の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは市域の狭い狛江市にとって「災害に強いまちづくり」の重要課題である。

オープンスペースは、公園、グラウンド、緑地及び農地等が考えられるが、このうち大規模なものは避難場所として、小規模の空地については一時集合場所や地域の防災活動の拠点として利用することができる。

狛江市は、引き続き公園の整備、緑地・農地の保全を行いオープンスペースの確保を推進する。

①公園の整備

公園は、市民のやすらぎのあるレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほか、震災時における延焼防止の機能を持っている。また、避難場所として、さらには救援、復興の拠点としても重要な役割を持っている。

狛江市で管理する公園は、現在24箇所、10.4ヘクタール（平成18年4月1日現在）となっている。公園の整備計画については、緑の基本計画に基づき目標年次を平成30年として整備を推進する。

なお、現在都市計画決定されている和泉多摩川緑地（約20.3ha）については、現在の広域避難場所である多摩川緑地が洪水などの被害にあった場合や、近隣市区も含めた広域的な災害が発生した場合に備えて、防災機能を有した大規模公園として整備を図る必要がある。これまでも西河原公園等、整備を進めてきたが、今後とも関係機関と協議を進めつつ、整備手法を検討していく。

②緑地・農地の保全と活用

市街地の緑地や農地は、市民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、非常時の火災延焼防止機能、避難地あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っている。

また、農地で生産される農作物は災害時の応急食料としての活用策もあり、多面的な機能を持っている。このため、可能な限り市内の緑地、農地の保全、活用を図るとともに、公園緑地等の公共利用や避難地等災害時の活用を推進する。

第2節 道路・橋りょうの整備・管理

道路及び橋りょうは、根幹的な都市施設として、物資の輸送、交通等の都市機能及び住民の日常生活の面で重要な役割を担っていると同時に、上・下水道、ガス、電気、通信等の諸施設を収

容する施設空間でもあり、都市の骨格として貴重な役割を持つ。

特に震災時においては、火災の延焼を防止するオープンスペースとしての役割や市民の避難路、また緊急物資等の輸送ルートとなる等防災関係機関の応急活動にとって重要な役割を果たす都市施設である。

道路交通網の軸となる市内の都市計画道路は、17路線（うち5路線は小田急線側道を含む。）、整備延長約24,534メートル、完成延長は約12,852メートルで、整備率（平成18年3月末現在）は約52.4%となっている。震災時における迅速な消防活動等に支障が出ないように、引き続き都市計画道路をはじめとする道路の整備・管理を推進していく必要がある。

また、応急活動にとって重要な役割を果たすこの道路の機能確保するため、沿道の建物の不燃化、耐震化を推進する。

第1 道路の整備・管理

1 都道の整備

市内の都道3号世田谷・町田線（世田谷通り）、都道11号大田・調布線（狛江通り）、都道114号武蔵野・狛江線（松原通り）、市道3号線・都道114号武蔵野・狛江線（六郷さくら通り）の4路線はいずれも、東京都の震災時緊急道路障害物除去路線に指定されている。又、狛江市にとっても災害対策、交通安全対策のうえから、今後とも都道の拡幅及び改良を東京都に要請していくものとする。

東京都震災時緊急道路障害物除去路線

- ①都道3号世田谷・町田線（世田谷通り）→ 交通規制路線、緊急輸送道路
- ②都道11号大田・調布線（狛江通り）→ 緊急輸送道路
- ③都道114号武蔵野・狛江線（松原通り）→ 緊急輸送道路
- ④市道3号線・都道114号線武蔵野・狛江線（六郷さくら通り）→ 緊急輸送道路

2 市道の整備

(1) 一般道路の整備

①生活幹線道路計画

幹線道路を補完し、市民生活の安全確保と利便を図ることから、その道路網と整備スケジュールに留意し、地域の安全確保を踏まえ、必要度の高い路線から順次整備する。防災活動を支える機能確保の面から、緊急車両が円滑に通行できるような道路整備を進める。

②細街路の整備計画

その他の細街路については、各地域ごとの状況を検討し、個々に対応を図ることとする。災害時における避難路機能の充実や消防困難地域の解消等のため拡幅整備を推進する。

[施策]

生活幹線道路等

①生活幹線道路計画

②細街路の整備

3 道路の管理

市が管理する道路及び附属施設については、平時からの点検・補修の強化に努め、道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに、応急処理体制の強化を図っていく。

4 狛江市の道路の概要

(1) 種類別道路延長及び面積

(平成18年4月1日現在)

総 数		主要地方道		一般都道		市 道	
延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)
126,872	786,836	6,643	109,593	3,822	54,274	116,407	622,969

(資料)「東京都道路現況調書」 建設環境部管理課

(2) 市道の幅員延長及び面積

(平成18年4月1日現在)

幅 員 等		延 長 (m)	面 積 (㎡)
改良済道路	13.0m以上	242	13,010
	5.5m以上	11,412	130,324
	5.5m未満	83,396	423,077
	総 数	95,050	566,411
未改良	3.5m以上	72	325
	3.5m未満	21,285	56,233
	総 数	21,357	56,558
総 数		116,407	622,969

(3) 市道の舗装状況

(平成18年4月1日現在)

幅 員 等		延 長 (m)	面 積 (㎡)
舗装道	高級アスファルト	110,904	505,594
	コンクリート	548	59,075
	簡易舗装	—	46,520
	総 数	111,452	611,189
砂利道等		4,955	11,780
総 数		116,407	622,969
道路舗装率		95.74%	

(4) 街路灯設置状況

(平成18年4月1日現在)

総 数	市 管 理 灯	自治会等管理灯
4,286	4,032	254

第2 橋りょうの整備・点検

市で管理している橋りょうの安全点検調査を実施し、橋の長寿命化を図っていく。

橋りょうの現況

施 設 名	管 理 者	完 成 年 等
多摩水道橋	東京都	平成13年
野川大橋	東京都	昭和41年。平成19年2月現在、橋の架け替え作業中
谷戸橋	狛江市	平成14年
箕和田橋	狛江市	昭和42年
小足立橋	狛江市	昭和59年

第2章 施設構造物等の安全化

地震被害の軽減防止を図るためには、防災生活圏の形成等防災都市づくりを推進するとともに、都市機能を支える道路、電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインの耐震化、不燃化等の安全化を進めることが必要である。

本章では、地震被害の軽減防止のための耐震性についての考え方及び建築物の耐震・不燃化の促進並びに落下物の被害、がけ、ブロック塀等の崩壊、土砂災害等の防止など防災関係機関が行う施設構造物等の安全化について定めるものとする。

第1節 建築物の耐震・不燃化

狛江市は、小田急連続立体交差事業や中心市街地整備として狛江駅周辺の再開発事業をはじめ、都市計画道路や緑地、公園の整備等の都市基盤施設整備を都市計画マスタープランに基づき推進してきている。また、建築物については、まちづくり条例を制定し計画的な住宅開発を進めてきているが、大地震に対して延焼火災の危険性の高い木造家屋が密集する地区が依然として残されている。

近年の阪神・淡路大規模震災の教訓から、これまで以上に建築物の不燃化促進、耐震性向上に努め、個々の建築物の耐震・不燃化を促進し、不燃地域の拡大、促進を図り、地震に強いまちづくりを推進する必要がある。

平成17年1月1日現在の狛江市内の建築物総数は17,267棟で、そのうち木造建築物は13,783棟で全体の79.8%を占めている。

このうち住宅については、昭和56年以前に建設された一戸建住宅は平成17年10月現在約3,360棟あり、うち木造系は約2,720棟ある。また、昭和56年以前に建設された共同住宅は約35棟ある。

(課税課固定資産税係資料、平成18年度評価替えに伴う在来分家屋の減価見込み資料より)

第1 防火地域・準防火地域の指定

都市の災害に対する体質の強化、特に地域内に不燃化を図る目的で、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定を行ってきた。

今後も防災上重要な地域(避難地周辺や避難路の沿道など)を中心に防火地域等の指定の拡大に努める。

(防火地域・準防火地域の指定状況)

(平成17年1月1日現在)

用途地域面積 (A)	防火地域 (B)	割合 (B/A)	準防火地域 (C)	割合 (C/A)
582.0ha	1.4ha	0.24%	222.7ha	38.26%

第2 建築物等の耐震不燃化

平成17年2月の中央防災会議の発表では、首都圏の直下で大地震が起きた場合、震源によつては、本市においても激しい揺れに襲われると想定されている。

また、東京都防災会議は、平成18年3月に直下地震を想定した「首都直下地震による東京の被害想定」を公表しており、狛江市では、東京都多摩直下地震（冬の夕方18時・風速15m）M7.3で663棟が、東京湾北部地震で（冬の夕方18時・風速15m）M7.3で442棟が全壊すると予測されている。

このため、この「首都直下地震」等の地震及び関東大震災の再来による建築物の損傷を未然に防ぐとともに、市民の生命と財産を守るために、既存建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進していく必要がある。

①基本方針

計画の促進にあたり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）の積極的な活用を図るとともに、東京都・区市町村・建築関係団体・建築物の所有者等との連携の下、積極的に住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図っていく。

対象建物は、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅・建築物とする。

ア 狛江市としての取り組み状況

(1) 住宅

耐震診断を促進するため、国の住宅・建築物耐震改修等事業を活用し、特に危険と思われる旧耐震基準の昭和56年以前木造一戸建住宅及び共同住宅所有者に対し、耐震診断費用の助成を行い、耐震化の促進を図る。具体的には、平成18年11月1日より「狛江市木造住宅耐震診断助成金交付制度」を創設し、住宅の耐震診断補助を実施している。（狛江市の産業振興を図るため市内の建築設計事務所等を耐震診断登録事業者として実施している。）

この他、耐震化を促進するために以下の施策を実施・検討している。

①住宅の耐震改修実施時の資金融資あっ旋利子補給

②既存建築物の耐震診断・改修に関する情報提供窓口の開設

簡易耐震診断の紹介、設計者及び施工者等の紹介、耐震化に関する普及啓発（パンフレット、市ホームページ、広報紙への掲載等）

③関係機関との連携

建築関係団体との連携（狛江市商工会と連携して耐震化を促進）

東京都耐震改修促進行政連絡協議会への参画

(2) 公共建築物

地震による公共施設への被害は、単に経済的損失であるばかりでなく、正常な社会・経済活動を阻害し、市民生活を混乱させる。また、災害時における避難、救急救護活動等の大きな障害となる事例が多い。

このようなことから、情報の収集・伝達、避難勧告等の防災活動の拠点となる庁舎や避難所となる小・中学校等の公共建築物については、防災上特に重要な施設である。

本市の公共建築物の中には、建築年の古いものや老朽化した施設があるので、計画的に旧耐震基準の公共建築物については、耐震診断に基づく補強、改修及び建て替え等を推進する。

具体的な計画として、旧耐震基準の昭和56年以前に建てられている庁舎、小・中学校の校舎、屋内運動場、公民館について、平成18年度より国の住宅・建築物耐震改修等事業を活用し、診断を実施し、補強、改修等を行っている。

イ 狛江市耐震改修促進計画の策定

平成18年度に東京都が策定した東京都耐震改修促進計画に基づき、狛江市耐震改修促進計画を平成20年度中に策定する。この計画に基づき、住宅及び公共建築物以外のその他の民間建築物も含め建築物全体の耐震化を進める。

第3 液状化のおそれのある地域での建築物等の安全化

液状化のおそれのある地域では、木造建築は基礎を鉄筋で補強し、根入れを深くすることや、中高層建築物は液状化のおそれのある地盤より下にある良好な地盤に直接杭を支持させること等液状化地盤に対応するような設計に留意するよう都の建築指導事務所等へ要請する。

※ 液状化とは… “細かい砂が緩く積もった地盤に起こる現象” のことで、“砂が、地震などで圧力の強い水に押し上げられ、支持力がなくなり、液体に近い状態となること”。支持力がなくなった地盤には、建物を支える力がないので、建物は沈んでしまう。液状化の現象が注目されるようになったのは、1964年の新潟地震から。

(1) 全建築数及び延面積

(平成18年1月1日現在)

全 棟 数	構 造 物 内 訳		
	木 造	そ の 他	床 面 積
17,350棟	13,822棟	3,528棟	2,728,802㎡
	1,433,254㎡	1,295,548㎡	

(資料) 市民部課税課

(2) 木造家屋用途別棟数及び面積

(平成18年1月1日現在)

用 途 別	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	用 途 別	棟数 (棟)	床面積 (㎡)
専用住宅	10,778	1,072,384	店舗	54	3,124
併用住宅	556	69,137	病院	4	681
農家	8	1,392	浴場	1	271
付属建物	544	10,714	工場	41	3,631
アパート	1,733	265,481	倉庫	33	2,264
旅館	1	73	土蔵	24	725
事務所	45	3,377			
合計				13,822	1,433,254

(資料) 市民部課税課

(3) 非木造家屋用途別棟数及び面積

種類	構 造 物	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
住 宅・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	900	763,583
	鉄骨造	1,630	302,681
	レンガ・コンクリートブロック造	46	3,175
	計	2,576	1,069,439
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	342	86,320
	鉄骨造	476	137,174
	レンガ・コンクリートブロック造	134	2,615
	計	952	226,109
合計		3,528	1,295,548

(4) 階層別、高層及び地階を有する建物

(平成19年2月1日現在)

高 層 建 築 物 数											地階を有する 建築物総数
総数	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	14階	15階	
354	125	152	35	14	7	6	4	7	3	1	145

(資料) 東京消防庁

第4 その他一般建築物に対する防災対策（消防署指導実施）

- ①防災関係法令の励行並びに現場指導を強めるとともに、建築物の不燃化対策の推進に努める。
- ②防災設備（避難設備、水防設備、排水設備、防火設備等）を関係法令に基づき設置及び維持管理させるとともに、効果的な自衛消防訓練の実施促進について指導する。
- ③消防法施行令別表第1に示す防火対象物の防火管理者又は責任者に対し、地震対策を含めた消防計画の樹立促進と実効性の確保について指導する。

第2節 ライフライン施設の安全化

市民の生活を維持していく上で上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。又、震災直後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。

本節では、震災時においても、ライフライン施設がその機能を十分発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策あるいは迅速な復旧対策について、十分検討しておく必要がある。

1 水道施設（市建設環境部）

（1）施設の現況

市の水道施設は、配水池1箇所（施設貯留能力2,530m³）、水源井戸5箇所（ポンプ揚水能力約127m³/h）と導・配水管が約145kmとなっている。

（2）安全化対策

今回想定している東京湾北部、多摩直下地震に襲われた場合、送・配水管にある程度の被害が生じ、一時的な断水が発生することは避けられないものと予測している。

このため、被害を最小限にとどめ、給水をできるだけ確保するよう、送・配水管にはダクタイル鋳鉄管を使用する等の対策をおこない、配水管より宅地内に分水する給水装置もステンレス管に切り替えを行っている。

又、災害が発生した場合は関係業者の団体と協定を締結しており、早期復旧を図る。

（3）飲料水の確保

（平成18年12月現在）

名 称 等	確 保 水 量 等
狛江市水道課配水池（和泉本町浄水所）	2,530トン
災害対策用井戸の指定	68箇所（個人所有井戸58箇所、小学校4箇所・中学校4箇所、公園1箇所、※東京慈恵会医科大学付属第三病院との災害時における井戸の使用に関する協力協定に基づく指定1箇所）
ろ過器の整備	5台

この他、各小・中学校のプール、市民プール、及び最終的には多摩川の水を利用するた

めの高性能ろ過器の導入の検討や備蓄品としてペットボトルの購入を検討している。

(※慈恵会医科大学付属第三病院の災害時における井戸の使用可能量は狛江市と調布市の二市に対して約280トン/日)

(4) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1日1人3リットルの給水を基準とする。

(5) 給水人口

(平成18年3月31日現在)

区 分	上 水 道	簡易水道	計
給水人口	78,265人	0	78,265人

(資料) 建設環境部水道課

(6) 水道事業者の変更

現在は、市が受託水道事業者だが、平成22年度より東京都への移管が決まっている。このことに基づき、事前調整の結果、移管後の災害時の狛江市民への確保水量は従来どおりと決まっているが、応急給水体制等については今後東京都と協議を進めていく。

2 下水道施設 (市建設環境部)

(1) 施設の現況

本市の下水道施設は、管渠の総延長が約189kmあり、その内訳は幹線が約12km、枝線が約177kmである。又、マンホール総数は約8,700箇所、汚水弁及び取付管の総数は約17,000箇所となっている。

(2) 安全化対策

下水道施設は、自然流下を原則としているため、地震被害が発生すると、復旧に長時間を要する。このため、震災時における下水道施設の機能の確保を図るため、国が平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業を活用して、計画策定を予定している。

地震被害に遭遇した場合に、特に、人命に関わる災害、あるいは重大な二次災害の要因となるような危険性を有する施設、並びに避難地・病院等の防災拠点及びその動線となる重要道路等において十分な救命・支援活動を損なうおそれのある施設については、最優先で構造・機能面での補強対策を講じる。

○緊急の目標 (概ね5年で達成)

管路施設

流域下水道幹線と災害対策本部施設や特に大規模な広域避難所等の重要な防災拠点をつなぐ管路の流下機能を確保するための耐震化

軌道・緊急輸送路下の埋設管路の被災による重大な交通障害を防止するための耐震化
ポンプ場

管路施設に接続する汚水・雨水ポンプ場の揚排水機能を確保するための耐震化

○中期の目標（概ね10年で達成）

管路施設

緊急以外の重要な幹線等の流下機能を確保するための耐震化

ポンプ場

緊急以外のポンプ場の揚排水機能を確保するための耐震化

（平成18年3月末日現在）

総人口	76,126人
下水道人口	76,126人
処理区域	
面積（ km^2 ）	582
人口	76,126人
水洗化人口	76,124人

普及率（％）	
面積	100.0
人口	100.0
水洗化人口	99.9
処理量（ km^3 ）	
総量	11,689
1日平均	32
管渠延長（km）	189

（資料）建設環境部環境改善課

（注）・総人口は、各年度末の住民基本台帳登録数である。

・普及率面積は、多摩川河川敷を除く582ヘクタールで算出

3 電力施設（東京電力（株）武蔵野支社）

（1）計画目標

この計画は、地震、台風、洪水等、その他災害に対する電気施設の被害を未然に防止し、耐震性の強化、早期復旧を図るよう、万全の予防措置を講ずるとともに、円滑で適切な災害対策の実施に資することを目的とする。

（2）施設の現況（「東京都地域防災計画震災編（平成15年修正）」より引用）

① 変電設備

最近の耐震設計では、機器は水平加速度 3 m/s^2 、屋外鉄構は水平加速度 $3 \sim 5 \text{ m/s}^2$ 、機器と屋外鉄構の基礎は水平加速度 $2 \sim 5 \text{ m/s}^2$ としている。

② 送電設備

ア 架空線

地震による震動、衝突過重の影響は、氷雪、風圧に比べて小さいのでこれらの荷重を基礎として設計している。

イ 地中線

油槽台設計については、建築基準法による耐震設計をしている。

③ 配電設備

地震による震動、衝突過重の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べて小さいのでこれにより設計している。

（3）事業計画

配電線路は、年々強化されており、一般市民に及ぼす危険は、非常に小さくなっている。
しかし、災害時における不測の事故防止のため、次のとおり設備強化を計画している。

- i. 電力流通構造及びサービス向上を図るため、管理機構を充実し、設備面においても事故のあった場合、自動的に作動する捜査器の取付け、台風、雷害対策等を推進し、市民の安全確保を図っている。
- ii. 主な事業計画は次のとおりである。
 - ア 不良電柱の建替（柱体の損傷・ひび割れコンクリート柱・鋼管引込小柱）
 - イ 配電線と他物との離隔距離の確保（建造物、樹木、通信線）
 - ウ 経年設備の取替（柱上機器、高圧地中ケーブル）
 - エ 随時パトロール員の配置（公衆災害防止）

4 ガス施設（東京ガス(株)西部支店）

(1) 施設の現況

ガスを供給するための主要施設は、製造施設である工場が3箇所、供給施設である整圧所が13箇所と導管（総延長50,808km（平成17年3月末現在））とからなる。

(2) 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

施 設 名	安 全 化 対 策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断導管網のブロック化、放散塔による導管内の緊急減圧措置を行う。 (1) 導管網ブロック化 震災時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地域への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 - ア 低圧導管網の地域ブロック化（Lブロック化） Kブロック単位の緊急措置に至らない局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に区分できるよう、Kブロック内の低圧導管網を101ブロックに分割している。 - イ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微

	となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合への備えとして、全供給区域を15ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔操作可能な緊急遮断バルブを設置している。 (2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を防止するため、導管の管内ガスを空中放散するため、工場・整圧所・幹線ステーション等に放散塔を設置している。
通信設備	1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナリーには感震・遠隔遮断装置を設置している。 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

(3) 整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

①製造所・整圧所設備

ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。

イ 消防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図る。

②供給設備

ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

イ 全ての地区ガバナリーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合には遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。

5 通信施設（東日本電信電話（株）東京南）

(1) 施設の現況

① 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策

独自の構造設計指針により耐震設計の実施、二重床へのキャビネット据付け等機械室内設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施している。

② 予備電源設備の強化

バッテリー、予備電源エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備している。

③通信網信頼性の向上

ア 光ファイバー網のループ化及び伝送路の2ルート化による自動切替えを行う等の整備をしている。

イ 交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止している。

ウ 通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを図っている。又、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用している。

エ 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化及び異ケーブルの分散収容を図っている。

④特設公衆電話の設置

ア 通信の全面途絶地域、避難場所の通信を確保するため、移動用無線車、ポータブル衛星通信車を配備し、特設公衆電話を設置できるようにしている。

イ 災害による通信の途絶の際、市民の利用に供するため、営業所窓口、市指定広域避難場所等に特設公衆電話を設置できるようにしている。

避難場所・一時待避所における特設公衆電話回線数

避難場所・一時待避所	回線数	避難場所・一時待避所	回線数
多摩川河川敷（パークハイム狛江付近）	10	岩戸児童センター前	10
狛江こだま幼稚園前	10	御台橋バス停前	10
第一・三・五・六・和泉・緑野小学校	各2	第一～第四中学校	各2

（２）計画目標

阪神・淡路大震災を教訓として、国家的中枢機能等が集中している首都東京の通信対策について従来の施策に加えて、新たな視点からの施策を検討し、更なる強化を図っていく。

6 交通施設

（１）計画方針

鉄道、バスの交通施設を災害から防護して輸送の確立を図る。

（２）鉄道施設（小田急電鉄(株)成城学園前駅）

狛江駅、和泉多摩川駅、喜多見駅の災害を未然に防止し、又、災害が発生した場合に、列車車両と施設を守り、不特定多数の旅客及び係員の安全と災害を最小限に防止することに努める。

①計画方針遂行のため駅相互間の連絡体制を確立する。

②鉄道による旅客の平常時、異常時輸送の計画と訓練及び災害時の非番者等の動員計画を樹立しておく。

③災害管理について、総括責任者を駅長とし、各単位事業所に管理責任者を任命し、必要に応じ防災会議を開催する。

④構内作業内規並びに事故防止対策に基づき、車両施設等の点検整備に万全を期し、非常災害に

対処する。

⑤施設災害予防に対しては、定例巡回により保守関係者との連携を密にし、早期補修（復旧）に努める。

（３）バス（小田急バス狹狹江営業所）

災害を未然に防止するための予防対策を樹立して、非常災害が発生した場合、施設及び車両を守り、乗客及び従業員の安全を確保する。又、災害防止に努めるため関係係員の防災訓練を実施する。

①計画方針遂行のため本社及び各営業所との連絡体制を確立する。

②車両の点検整備を万全にする。

7 郵便施設（日本郵政公社狹狹江郵便局）

（１）施設の安全化対策

災害の未然防止、災害時の業務遂行の確保を図るため、郵便局舎の施設・設備の点検・整備に努める。

（２）整備計画

郵便局舎の耐震、不燃堅牢化その他改善計画を推進する。

8 共同溝

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。阪神・淡路大震災における被害状況を見ても構造的な被害は軽微であることから、災害に強いライフライン共同収容施設としての信頼性が改めて認識されたことから促進を検討する。

第3節 落下物・自動販売機の転倒等の防止

近年、都市の過密化とあいまって、地震時の窓ガラス・ビル外装材等の剥離・落下による被害の発生が増えており、これら「落下物」対策の充実が重要となっている。落下物に対しては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）、東京都震災対策条例による規制のほか、高さ31mを超える建築物については、屋外に面する帳壁について具体的な技術水準（昭和46年建設省告示）を設定し、安全化を図ってきた。

更に、昭和53年の宮城県沖地震を契機に、国は、3階以上の建築物の屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁などについての規制を拡大した（昭和53年建設省告示）。又、平成5年1月の釧路沖地震では、窓ガラスの破損や屋外広告物等の落下による人的被害がもたされ、改めてこれらの安全対策の必要性が注目された。

本節では、これらの既存建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策のほか、最近

その利便性とは裏腹に転倒による危険性が懸念される自動販売機の転倒防止策について所有者に協力を求める。

1 窓ガラス等落下物の安全化

窓ガラス等の落下による人的被害については、平成5年1月の釧路沖地震の際に見られ、改めてこれらの安全対策の必要性が求められた。

防災面から見て、窓ガラス等の落下防止対策は、地震時等の人身災害を未然に防止することとなるとともに、避難時の障害物防止にもなる。このため、飛散防止用フィルムの活用等について協力を求める。

① 建築基準法による規制

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）によって、建築物の外壁や広告塔の落下防止が規定されているが、宮城県沖地震等を教訓として、3階建て以上の建築物の外壁等の落下防止の技術基準が設定された（昭和53年10月20日建設省告示第1622号により改正）。この基準には、特に窓ガラス等の落下防止の観点から、「はめ殺しガラス窓」については硬化性シーリング材を用いないことが規定され、また、外壁に使用する石、タイル材の取り付け方法等の具体的な技術基準が規定されている。

2 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市及び都は東京都屋外広告物条例及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、設置者に対し、設置の許可申請時及び設置後の維持管理について、定期的に査察を行い、改善指導を行っている。

今後も震災対策の観点から、主に避難道路上の屋外広告物設置者を重点に、取り付け方法、補強等について一層指導を強化する。

3 自動販売機の転倒防止

道路に設置されている自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となるばかりか、災害時には転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり、緊急車両等の活動の妨げとなることも予想され、設置を認めていない。今後とも、道路上での違法占用をパトロール等で発見した場合には、速やかに撤去を行うよう指導していく。

自動販売機の転倒防止については、国において日本工業規格として制定された「JIS B 8562 自動販売機の据付基準」（昭和54年12月1日通商産業大臣制定、昭和59年10月1日改正）に基づき必要な措置を講ずるよう業者団体等に対し指導を行っている。近年、道路上への「はみ出し」自動販売機が問題視され、より薄型のものに転換を図り、改善されてきている。しかし、転倒防止措置がとられている自動販売機はいまだに少なく、安全性は向上していない。

このため、自動販売機設置に当たり日本工業規格で制定している「自動販売機の据付基準」等に基づき、必要な措置を講ずるよう指導を進め、調布警察署、地域の協力を得て不法設置の取り締まり等の改善を図る。

第4節 がけ、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

都市化の進展に伴い、宅地開発による人工改変地は、地震により地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、予期しない大災害発生の原因となるおそれ大きい。昭和53年の「伊豆大島近海地震」や「宮城沖地震」及び平成7年の「阪神・淡路大震災」等においては、多数の死傷者や建物への被害を発生させた。

特に、宮城沖地震においては、28名の死者のうちその3分の2がブロック塀の倒壊によるものだったところから新たな災害要因として注目され、昭和62年12月の千葉県東方沖地震でも2,792件ものブロック塀及び石塀の倒壊破損が発生している。

1 がけ・擁壁等の安全化

近年都市化の進展に伴い、宅地開発はがけ地や急な斜面に宅地造成し、住宅を建築する事例が多くなってきており、がけ、擁壁を背後に控えている住家などが、崩壊による被害を受ける事例が多い。都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法に規定されている技術基準及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づき指導を行っている。市においても、危険が想定できるがけ・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について依頼をしていく。

2 ブロック塀等の安全化

宮城県沖地震によって、多数のブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因として、その危険性が注目された。また、阪神・淡路大震災に際しても同様の倒壊が数多く発生している。調査の結果、以下のような項目がブロック塀の倒壊原因としてあげられた。

- ① 鉄筋が入っていないか、入っていても配筋量が不足している。
- ② 基礎の根入れ深さが不足している。また、土質が不良である。
- ③ 基礎に対する鉄筋の定着が不十分である。
- ④ モルタルの充填が不十分である。
- ⑤ 控壁がない。

また、建築基準法施行令第62条の8の構造規定に適合した塀で倒壊したものは少ないことが判明した。

このため、主に避難道路及び通学路沿いの等のブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、消防、救護活動に大きな障害となることから、危険なものについては、必要な補強を行うよう改善指導を行うとともに、新たに設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図っていく必要がある。

なお、本市では、昭和60年3月30日に「狛江市生垣造成補助金交付要綱」を制定し、生垣の設置を奨励し、市内の緑化推進と市民の安全で良好な生活環境を確保することを目的として市内に新たに生垣を設置する者（既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造するものを含む。）に対し、造成に必要な経費の一部を補助して、生垣等に改善するよう協力を呼びかけている。

第3章 地震火災等の防止

地震被害は、建物の倒壊など揺れによる直接的な一次災害と火災などの二次災害に分けられる。大正12年の関東大震災でみると、一次災害は家屋の倒壊約1万3千戸（全体の4%）、死者約2千人（0.34%）であるのに対し、火災による二次災害は、焼失家屋約31万9千戸（71%）、死者約5万6千人（約96.6%）であった。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では兵庫県を中心に294件（約7,500棟）発生し、約65万㎡が焼失した。

平成18年5月の東京都防災会議の被害想定（冬の夕方18時の場合）では、東京湾北部地震M7.3の場合、都内の建物約270万棟のうち、約31万棟（約11%）（うち多摩地区約2.28万棟）が焼失し、焼失面積は約98k㎡（うち多摩地区約10.3k㎡）。多摩直下地震M7.3の場合、約29.3万棟（約11%）（うち多摩地区約4.36万棟）が焼失し、焼失面積は約81k㎡（うち多摩地区約19.2k㎡）と予測している。

当市においても木造住宅密集地域を抱えており、地震火災やパニック発生などの二次災害の防止策は極めて重要である。

こうした地震火災防止のため、市・消防署・消防団が中心となり、各種広報や自主防災組織活動、訓練を通じて、出火の防止、初期消火活動に関する知識普及に努める。

第1節 出火の防止（消防署、都環境局多摩環境事務所）

地震時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火が考えられる。

このため、出火の危険につながる要因を個々に分析し、検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策をすすめるとともに、必要に応じ規制の強化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震時における出火、延焼の拡大をできる限り防止する。

1 火気使用設備・器具の安全化（消防署）

現在、市内では相当数の火気使用設備・器具等が使用されている。過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防署は、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、その他各種安全対策の推進を図ってきているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化（消防署）

市内における石油等の危険物施設は、製造所1箇所、貯蔵所11箇所、取扱所15箇所である（平

成19年2月1日現在)。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたが、今後とも、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策を図っていくとともに、適正な貯蔵・取扱いの指導の推進を図っていく。

3 液化石油ガス消費施設の安全化(都環境局多摩環境事務所)

液化石油ガス消費施設の保安確保については、販売事業者に対する規制・指導を適切に行う必要がある。販売事業者に対する許可及び規制事務は、販売事業所の店舗が複数の都県にまたがる場合は国が所管し、都内だけの場合は都知事に委任されている。

具体的な災害防止対策としては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対して、ガス漏れ警報器の設置義務並びに料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置に加えて、マイコンメータの設置による災害防止対策が義務付けられている。

地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

今後とも、法令に基づく規制の強化との整合を図り、適宜基準の見直しを行っていく。

4 化学薬品、電気設備等の安全化(消防署)

(1) 化学薬品の安全化

宮城県沖地震や兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のような大規模地震では、化学薬品等からの出火が無視できないものとなっている。

消防署では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6,000種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、より具体的な安全対策を推進している。

また、化学薬品の安全化については昭和62年3月に火災予防審議会が答申した「地震時における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等に対して立ち入り検査を定期的を実施し、これらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査することにより、個別的、具体的な安全対策を指導し、これらの保管の適正化を推進している。

主な指導事項

- | |
|----------------------|
| 1 化学薬品容器の転倒落下防止措置 |
| 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置 |
| 3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 |
| 4 化学薬品収納場所の整理整頓 |
| 5 初期消火資器材の整備 |

(2) 電気設備等の安全化

現在、市内には、変電設備が161箇所、自家発電設備が29箇所、蓄電池設備15箇所設置されている（平成16年12月31日現在）。

これらの電気設備は東京都火災予防条例により、出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。又、コンピューター等情報関連施設の電気設備や通信施設の火災事故は、社会に極めて大きな影響を及ぼす。このため、各種電気設備の耐震化及び不燃化をさらに強力に指導するとともに、現在、関係機関で検討が行われている安全対策基準の作成に積極的に関与し、その検討結果に基づく対策の推進を図るなど、出火防止等の安全対策の推進を図る。

5 その他出火防止のための査察指導（消防署）

消防署では、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。あわせて、その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

又、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対して重点的に立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。さらに各事業所に対して東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

6 住民指導の強化（消防署）

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資器材の整備を推進し、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。

更に、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及を図る。

〔出火防止等に関する備えの主な指導事項〕

- (1) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (2) 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (3) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- (4) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (5) カーテンなどの防災製品の普及
- (6) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (7) 防災訓練への参加

〔出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項〕

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 普段から小さい地震でも「地震 火を消せ!!」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- (3) 地震時、火を消す3度のチャンス（①揺れを感じた時、②大揺れがおさまった時、③出火した時）の徹底
- (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしや断確認など出火防止の徹底
- (5) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2節 初期消火体制の強化（市、消防署、消防団）

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が緊要である。このため、市では火災を初期のうちに消火することができるよう、市内全域に街頭消火器を設置している。また、消防署では消防用設備等の適正化、初期消火資器材の開発・普及並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

1 狛江市街頭消火器設置事業（市）

市では、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）の施行を受けて、街頭消火器を市内全域に設置し、初期消火体制の整備を図っている。現在、街頭消火器設置取扱基準に基づき半径50m圏内に1本を目途に設置を進めている。また、既存消火器の定期保守点検も行い、不良箇所の発見、簡易な補修等を行っている。

平成18年3月31日現在の設置本数は261本。

狛江市街頭消火器設置現況

（平成18年3月31日現在）

町 名	配 備 数	町 名	配 備 数
和 泉 本 町	27	駒 井 町	20
中 和 泉	31	岩 戸 南	32
西 和 泉	3	岩 戸 北	19
元 和 泉	17	東 野 川	32
東 和 泉	21	西 野 川	27
猪 方	32	合 計	261

2 消防用設備等の適正化指導（消防署）

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を促進する。

特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するように指導を強化する。

3 初期消火対策に関する研究開発（消防署）

家庭や事業所における初期消火を確実にを行うためには、用途に合った資器材の開発・普及が必要である。

このため、東京消防庁は、家庭用初期消火器材として非常用飲料水の容器もかねた三角消火バケツを昭和47年に開発（昭和47年～59年に区市町村が家庭へ配布）、平成3年には、水道直結式で火元付近に自動的にノズルを向けて散水する自動指向性散水装置付の住宅用スプリンクラー、平成8年には、地震により破断した水道管から漏水を容易に貯水することができる簡易水槽を開発した。

また、平成14年には、現在製品化されている小規模な火災に活用できる代表的な背負式消火用具の基本的な性能及び消火能力を検証したところである。今後も、社会状況等の変化に対応した初期消火対策に関する研究開発を推進する。

4 市民、事業所の自主防災体制の強化（市、消防署、消防団）

（1）市民の防災行動力の向上

市民一世帯に最低1名が自信をもって災害に対応できるよう、市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握して、初歩から実践に至る段階的な体験が可能な訓練を推進する。

また、地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者（高齢者・障がい者・外国人・難病患者・妊産婦・乳幼児等）を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

（2）事業所の自主防災体制の強化

全ての事業所に対し、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。

又、事業所相互間の協力体制の強化及び自主防災組織等との連携を強化するとともに、保有資器材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

「自助」「共助」協働による市民総ぐるみの防災体制の推進を図る。

第3節 火災の拡大防止

現在の都市構造では、市民及び事業所等の協力によって出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。

したがって、火災による地震被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要であり、このため、消防活動体制の整備強化、装備資機（器）材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。

1 消防活動体制の整備強化

狛江消防署は、本署と1出張所に消防職員128名を擁し、ポンプ車、はしご車、救助車、救急車等15台を配備し、災害に備えている。

また、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種

の震災消防計画を策定し、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため救助用資器材を配置し「ポンプ隊」を「救助隊」として運用し、災害時に備えている。

狛江消防署の消防車両等

(平成19年2月1日現在)

ポンプ車	はしご車	救 助 車	救 急 車	その他車両	合 計
6 台	1 台	0 台	2 台	6 台	15 台

2 装備資機(器)材の整備

地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機(器)材を整備し、活用するとともに、自主防災組織及び地域住民等も消防隊員用資機(器)材を使用できるようにする。

3 情報通信体制の整備強化

(1) 消防通信体制の整備強化

震災時には、有線通信回線の途絶が予想される。このような事態の中で、同時多発火災や救急・救助事象に迅速、的確に対処し、被害を最小限に押えるためには、通信回線を確保することにより、災害情報を把握し、消防隊の効率的運用を行うことが必要である。

(2) 狛江市防災行政無線の運用

狛江市防災行政無線は、昭和56年度に運用を開始し、平成2年度には移動系無線を更新した。

地震により、災害が発生した場合は、各防災機関は、緊急に連携して被害情報を把握し、的確な応急対策を実施しなければならない。その基本となるのは迅速な情報の収集であり、伝達である。

また、被災住民等に対して適切な広報活動を行うことは、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を一層高めることにもなる。

このため、災害時に無線機器が正常に作動し、その機能が十分に発揮できるよう、平素から機器の維持管理と通信運用の習熟を図る。

現在、防災行政無線は固定系親局1局、固定系子局26局、移動系基地局2台、移動局75台を保有している。(防災行政用無線回線構成図参照)

(3) 東京都防災行政無線の狛江市における運用

災害時において、東京都や関係防災機関、近隣自治体との密接な連絡・情報網を確保するため、平素から東京都防災行政無線の通信運用の習熟を図る。

① 狛江市庁舎内無線機器

ア 無線機	3 台
イ ファクシミリ	1 台
ウ データ通信端末機	2 台

②システムの概要

都においては、地震災害時における有線の途絶えに備え、都庁を中心に区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、放送機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網の整備を進めている。

防災行政無線では、東京都防災センターを中心に全都域における防災情報通信ネットワークを構築し、無線局を大幅に拡充整備するとともに、新たにデータ、画像通信及び衛星通信を導入している。

災害時には、これらを十分に活用し、情報連絡体制の確保に努める。

③データ通信（東京都災害情報システム）

データ通信は、東京都防災センターのホストコンピューターと無線回線で結ばれた端末機が市庁舎内に設置され、災害情報がオンラインで収集処理されるものである。

このシステムにより、常時、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報が狛江市に提供されるとともに、災害時には、狛江市から被害・措置等に関する情報を入力し、都における災害対策の検討・審議に資することとなる。

④画像通信

画像通信は、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することによって、正確な状況の把握に役立てようとするものである。

狛江市には動画通信が整備されている。

（４）狛江市計測震度計システム

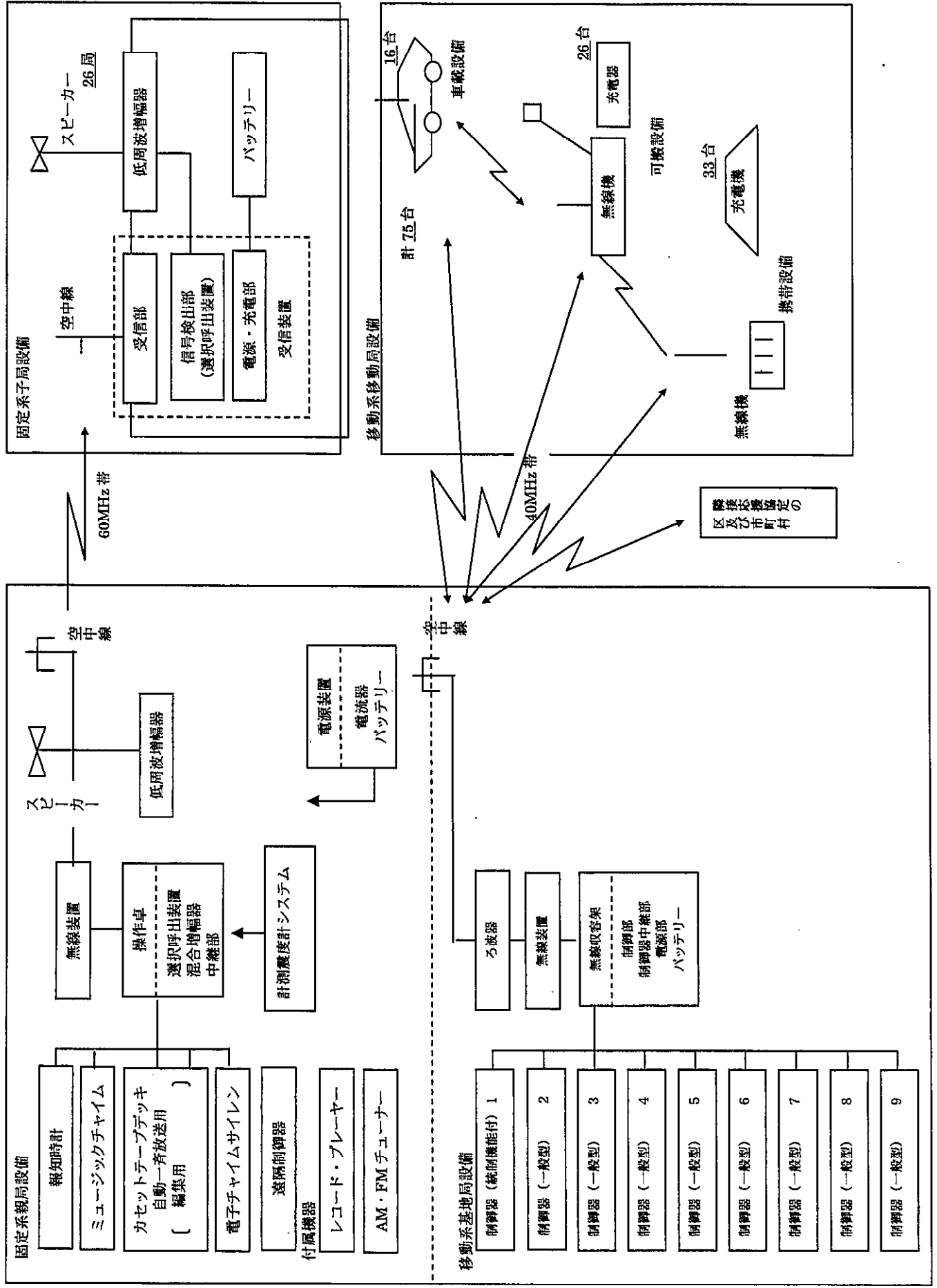
市では、平成18年3月に市役所敷地内に地震計を設置し、6月より地震時に瞬時に市民に防災行政無線等により地震情報を知らせる狛江市計測震度計システムの運用を開始した。

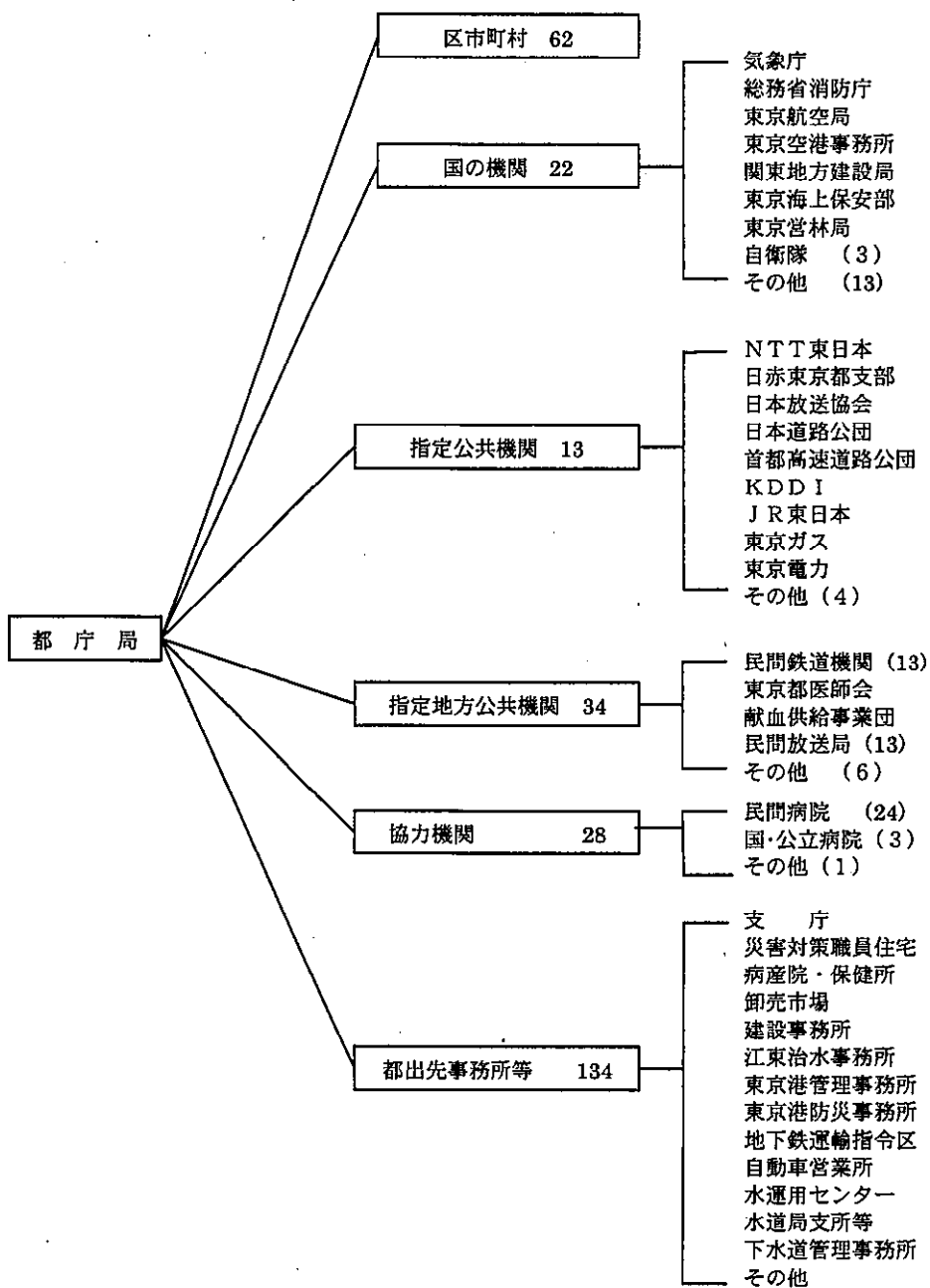
このシステムは、

- ① 市役所敷地内に設置された高精度の計測震度計がキャッチした揺れを市役所4階総務防災課放送室内の計測震度計が処理し、時刻、震度、震度階級、最大加速度等を瞬時に判断する。
- ② その情報を防災行政無線の子局より全市民に市内一斉放送される。（震度4以上、計測した震度別に避難方法等の文案を変えて放送される）
- ③ 同時に東京都防災行政無線システム地震計ネットワークへデータ送信され、気象庁へ送られ、テレビ、ラジオ、パソコン等で狛江市の地震速報が公表される。（計測された震度は全て東京都を経由して気象庁へ送信される）
- ④ 同時に市職員には職員個人の携帯電話に非常参集のメールが送信される。（震度4以上、震度階級別に震度6弱以上で全職員）
- ⑤ 同時にNTT加入回線網（Fネットサービス）により聴覚障がい者へ地震発生を知らせるFAXが送信される。（震度4以上）

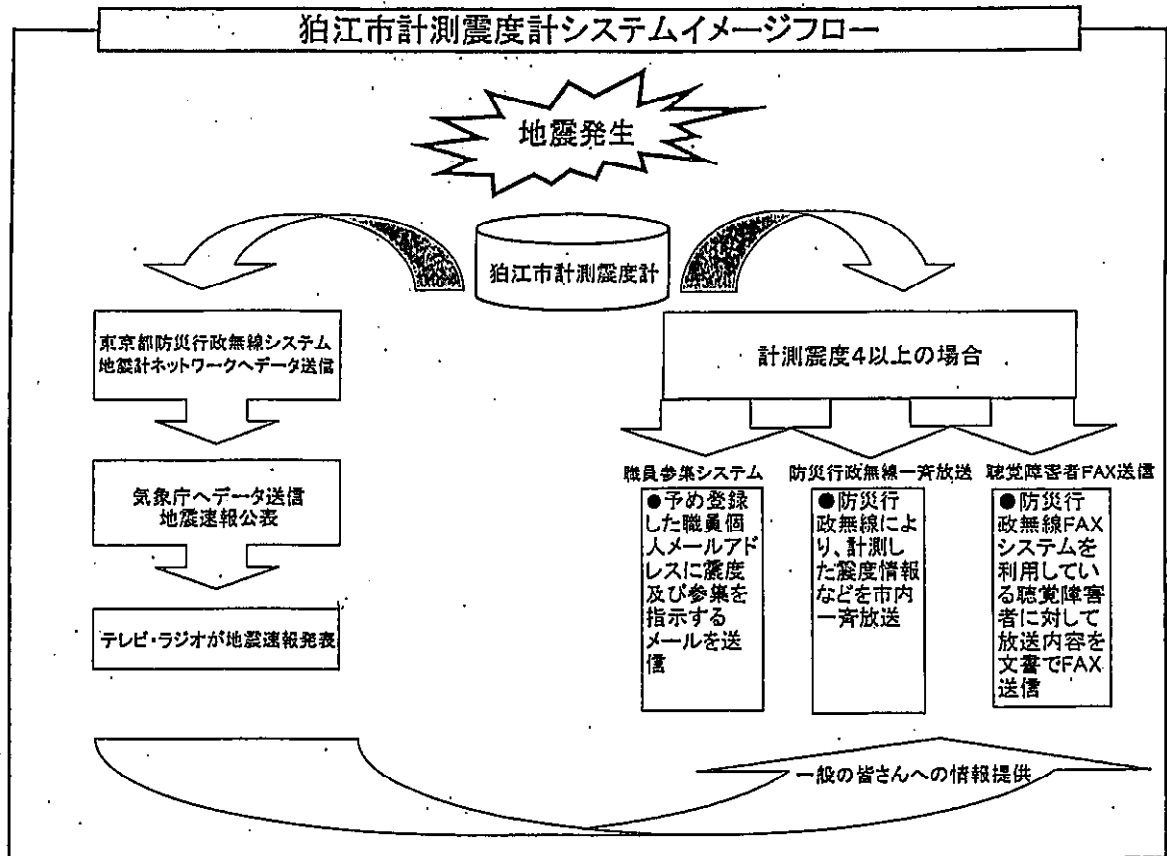
以上の流れにより市民に地震情報を瞬時に知らせ、避難等の情報伝達を実施する。

防災行政用無線回線構成図

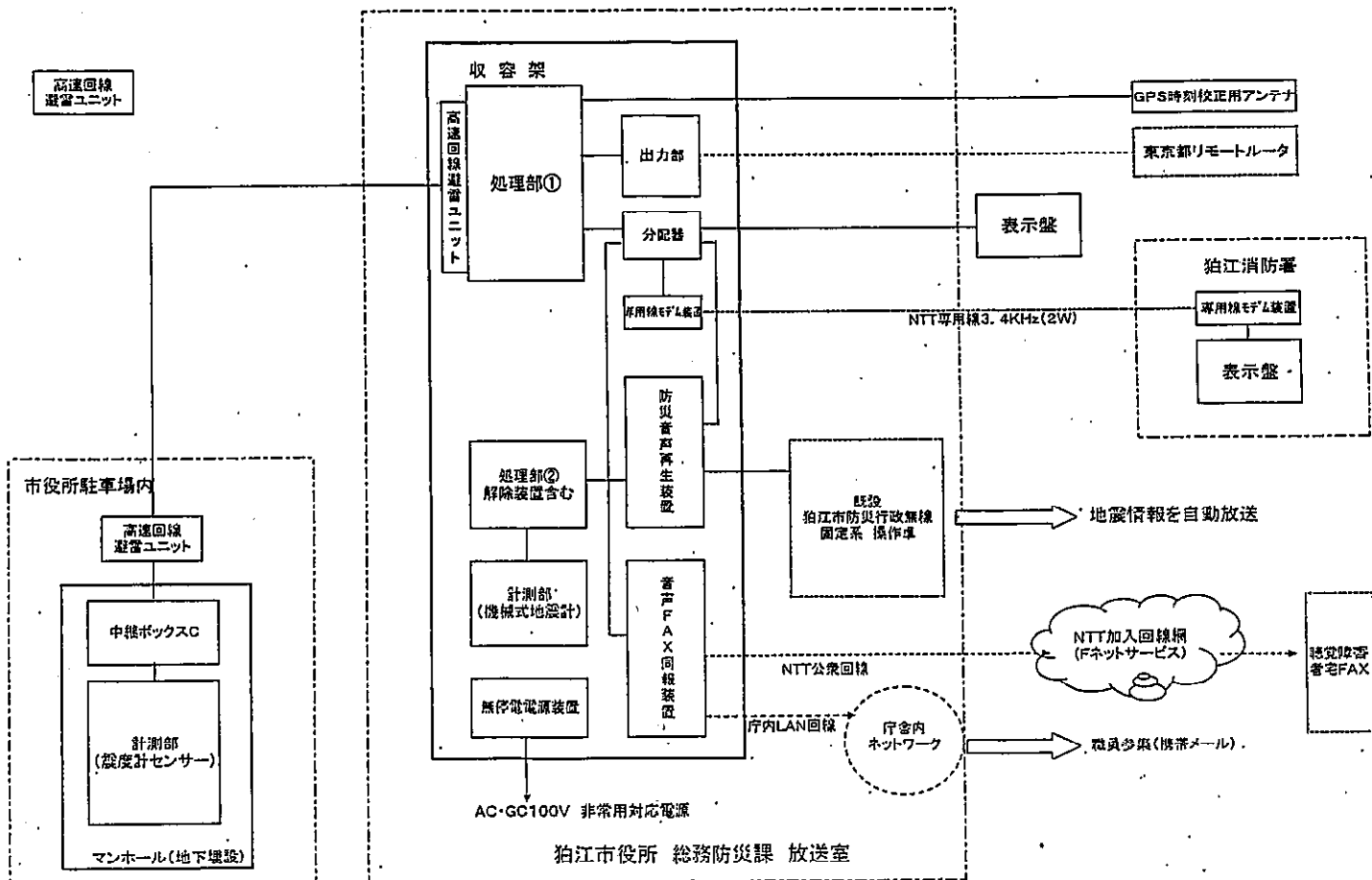




狛江市計測震度計システムイメージフロー



狛江市計測震度計システム構成図



4 消防水利の整備

市では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、狛江消防署と協議し、消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の維持管理を図るほか、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に耐震性防火水槽の建設や民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽等の設置に努める。

今後は、消防水利が不足する地域に耐震性防火水槽を設置するとともに、公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等の際して、狛江市まちづくり条例及び狛江市まちづくり指導基準に基づき、防火水槽等を確保するように働きかけるとともに、雨水貯留施設など他の用途の水源を消防水利に活用する。

さらに、巨大水利（河川等の水利）の開発・確保など多角的な方策による消防水利の確保に努めている。

消防水利の現況一覧

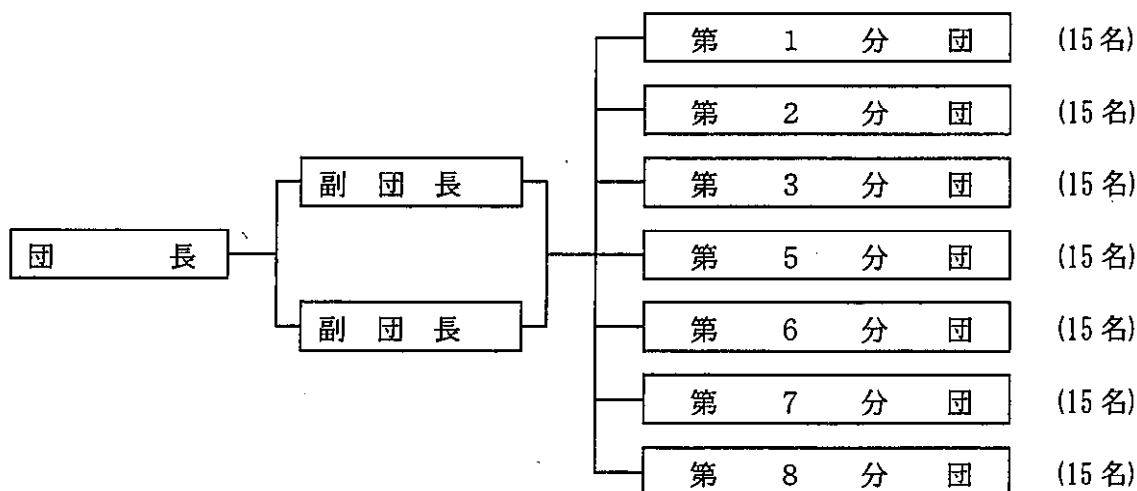
(平成19年2月1日現在)

消火栓	公設	682	受水槽	3
	私設	22	貯水池	1
貯水槽	公設	78	池 水	0
	私設	92	河 川	3
プール	公設	15		
	私設	3		

5 消防団体制の強化

消防団は、震災時に消防署隊・地区消防隊と連携し、初期消火、延焼阻止及び救出救護活動等に従事し、平常時は地域住民に対し、初期消火、救出救護等について技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

今後も、消防団活動の強化・充実のため各種資機材の整備、震災時における活動拠点としての消防団施設（器具置場）の建替えについて計画的に行う。



消防団の現況

(平成18年4月1日現在)

本部・分団名	人員(人)	主 な 装 備 (台)	器具置場所在地
本部	3	指揮車	和泉本町1-1-5
第一分団	15	ポンプ車1、可搬ポンプ1	中和泉4-3-7
第二分団	15	同上	和泉本町1-1-5
第三分団	15	同上	猪方1-3-7
第五分団	15	同上	岩戸南2-2-4
第六分団	15	同上	西野川1-1-26
第七分団	15	同上	西野川1-16-7
第八分団	15	同上	駒井町1-20-9
合計	108	指揮車1、ポンプ車7、可搬ポンプ7	—

6 狛江市地区消防隊

平成7年6月に阪神・淡路大震災を教訓として消防団OB等による「地区消防隊」を発足している。この地区消防隊は、狛江市内における大規模震災により、同時多発火災や延焼拡大等の広域性を有する災害が発生した時に、消防活動を主とした地域防災の強化・推進に資するボランティア組織として、市災害対策本部の要請に基づいて出動し、消火活動を行う組織である。

地区消防隊の現況

(平成18年4月1日現在)

本部長1名、副本部長2名			
第1地区隊	20名	第6地区隊	19名
第2地区隊	19名	第7地区隊	14名
第3地区隊	14名	第8地区隊	15名
第5地区隊	13名	合 計	117名

7 震災消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、次の内容を行うことにより消防活動路の確保に努める。

- ① 民間からの借り上げによる特殊車両の確保
- ② 幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークに整備、狭隘道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、道路の曲がり角の隅きり整備などを関係機関と検討
- ③ 震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど消防活動路等の確保に努める。

8 消防活動困難区域対策

震災時には、道路の狭隘に加え、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

現実に、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）においては、建物倒壊等により消防活動が困難な地域が多数発生し、被害を拡大させる要因となった。

このため、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用及び消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努めていく。（第1章地震に強いまちづくり P26消防活動困難区域図参照）

9 地域防災体制の確立

地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消防活動が実施できなくなることが予想されることから、次の対策を推進し、地域の防災体制を早期に確立する。

（1）自主防災組織と事業所等との連携体制の整備

地震による火災等の災害から住民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であり、このため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。また、特に災害時要援護者通所・入所施設と地域内他組織との相互協力体制に関して強力に推進する。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

（2）合同防災訓練の実施

地域の防災行動力を向上させるためには、消防機関に加え専門的な知識、技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の各組織間の連携促進が必要である。

このため、これらの組織間と消防署、消防団との連携を目的とした、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

（3）地域別防災訓練の実施

震災は、地域の特性により異なることが考えられる。そのため、自治会、自主防災組織、事業所、学校、社会福祉施設、ボランティア団体等による地域特性を活かした地域別防災訓練を定期的の実施する。

第4節 高圧ガス・有毒物質等の安全化

1 高圧ガス保管施設

高圧ガスは、工業用燃料、化学工業用の原料、半導体等の高度先端産業の原料、医療用、家庭用の燃料など、日本の各産業分野から生活全般にわたるまで、幅広く利用されている。

高圧ガスは利便性に富む一方、高い危険性を内包していることから、常に徹底した保安対策が必要であり、国や都は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に対する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、厳しい規制・指導を行っている。

（1）高圧ガス取扱事業所の安全化

国は震災対策に関して、ハード面では「高圧ガス設備耐震設計基準」を定め、ソフト面では「産業地震対策マニュアル」を作成し、地震時の防災体制や行動基準についてのモデルを示している。

今後とも、高圧ガスからの二次災害の発生を防止するため、引き続き高圧ガス施設の安全基準や法令等に基づき指導を徹底していくとともに、消防署は震災時の安全確保のため東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

2 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物の取扱者には、「毒物劇物営業者」「特定毒物研究者・使用者」「要届出業務上取扱者」「非届出業務上取扱者」がある。

事故の未然防止を図るため、毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

なお、学校における毒物劇物災害を防止するため、下記の内容を盛り込んだ「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を公立小中・高等学校に周知し、事故防止に努める。

また、消防署は震災時の安全確保のため東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する

学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について

学校の実験室等は、各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているので、危険物の容器及び収納戸棚等の転倒・落下防止並びに容器の破損等による流出及び混合発火等の防止について、収納戸棚の固定、容器の安全措置等種々の対策を講じ、実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努めること。

3 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備し、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防を実施している。

調布警察署	1 施設周辺における住民の避難、誘導態勢を確立する。 2 関係機関及び団体との協調態勢を確立する。
狛江消防署	1 震災時の安全性の確保のため東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

4 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスの輸送はタンクローリーやトラックなどにより行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務など種々の規制が行われている。

今後とも、関係機関と連携して路上取締りを毎年定期的実施するとともに、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

又、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

関係機関の安全化対策は、次のとおりである。

機 関 名	危険物輸送の安全化対策
都福祉保健局	1 毒劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 2 要届出毒劇物運搬業者の所有する毒物劇物運搬車両の検査の徹底に努める。 3 関係機関との連絡通報体制を確立する。
狛江消防署	1 タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。又、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし安全指導を進める。 2 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
調布警察署	1 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 2 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 3 関係機関等の連絡通報体制を確立する。

5 エレベーター閉じ込め対策

平成17年7月千葉県北西部地震では、都内で42台のエレベーター閉じ込めが発生した。

今回の18年5月の東京都防災会議の被害想定でも、都内で最大7,714台のエレベーターにおいて閉じ込めが発生すると想定している。また、狛江市においても12台のエレベーターの閉じ込めの発生が想定されている。

都及び市は、社団法人日本エレベーター協会やエレベーター保守管理会社等と連携協力し、震災時のエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図るとともに、救出体制や早期復旧体制を構築する必要がある。

① エレベーター閉じ込め防止装置の設置を推進する。

② エレベーター保守管理会社への連絡手段の多様化を図る。

通話方式による連絡だけでなく、インターネット等を用いた連絡手段を確立する。

「閉じ込め」からの救出要請を優先して受信できる災害時優先電話の導入について、都は社団法人エレベーター協会とともに、関係する通信事業者と協議する。

③ 建物管理者等による救出方法を確保する。

建物管理者等を対象とした講習を実施し、救出方法を周知する。

※講習は、社団法人日本エレベーター協会の協力を得て行う。

④ 建物管理者はエレベーター停止・閉じ込めマニュアルを整備する「エレベーター停止・閉じ込め対策マニュアル」作成のためのガイドラインを策定する。

⑤ 定期的に、エレベーター停止・閉じ込めに関する訓練を実施する。

定期的に行っている防災訓練等を活用し、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した場合の対処方法等を身につける。

⑥ 復旧は、必要最小限（原則1台）とする。エレベーターの復旧優先順位を予め決めておく。

第4章 市民等の防災行動力の向上

震災発生時には、「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」の精神を実践し、初期消火や救出救護を行うためには、日頃から市民・事業所等の防災行動力の向上を図る必要がある。

また、市をはじめ各防災機関は、「公助」の役割を果たすため、自らの災害行動能力の向上に努めるとともに、市民・事業所等の防災能力の向上及び防災意識の高揚を図るため、広報・教育を行い訓練の充実を図る。

本章では、防災教育などの防災意識の高揚、防災機関を中心とする防災訓練の充実及び市民、事業者等の自主防災組織の強化など防災行動力の向上について定める。

第1節 防災意識の高揚

市民の地震に対する関心は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降一挙に高まり、平成16年の中越地震等によりその危機感が維持されている。しかし、必ずしも正しい知識の習得や日頃の備え、適切な防災力につながっているとはいえない。このため、正しい防災情報の提供、周知徹底、訓練の実施等さらなる市民への意識啓発が必要である。

1 防災広報の充実

市は、関係防災機関と一体となって、防災訓練、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、ハザードマップの作成・配布、ビデオ等の貸出し、講演等さまざまな手法を組み合わせ、防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、防災行動力の向上のための諸施策を推進する。

各防災機関が行う広報内容の基準は、次のとおりとする。

（1）広報内容

- ア 地震に関する一般知識
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地震の備え（家具の転倒防止、非常持ち出し品など）
- エ 出火の防止及び初期消火、救出及び応急救護の方法
- オ 事業所の地震対策（事業所防災計画）
- カ 屋内外、高層ビル、地下街等における防災対策、地震発生時の心得
- キ 災害情報の入手方法
- ク 非常食料・身の回り品等の準備の心得（非常持ち出し品など）
- ケ 道路交通規制及びドライバーの心得
- コ 避難方法及び避難時の心得
- サ 水道・電気・ガス・電話などの震災時の心得
- シ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上策
- ス 防災マップ、防災（洪水、地震）ハザードマップの作成

(2) 広報手段

ア 印刷物による普及

① 防災読本等

題 名	対 象	内 容
地震に備えて	市民	地震時の行動の10のポイント 初期消火等の基本的事項
火災などの災害から命を守る	高齢者 身体障がい者	火災・地震などの災害から命を守る ための基本的事項
職場の地震対策	事業者	職場の地震対策指導用
消防119	外国人 (6ヶ国語)	119番通報、初期消火、出火防止、 地震時の10のポイント
防災週間ポスター	市民	防災週間の告知
防災マップ	市民 外国人(4ヶ国語)	地震!そのとき心得10か条、防災関 連機関連絡先一覧、災害時の避難場 所一覧表他

※この他、平成19年3月に狛江市洪水ハザードマップを作成し、全戸配布済。

② 外国人の安全対策の推進

外国語パンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する

国際交流協会等既存団体を活用し、災害時の連携、支援策、訓練等を検討する。

イ 講習会等

区 分	対 象	内 容
講習会	防火管理者 危険物取扱者 防災センター要員	出火防止、初期消火の知識 の普及
消防テレホンサービス	市民(都民)	防災全般
防災イベント 防火のつどい 研究会 講習会 映画会	市民(都民)・事業者	防災全般
消防相談所	市民・事業者	防災全般

ウ 常設展示による普及

- ・PRセンター
- ・消防防災資料センター(消防博物館)
- ・都民防災教育センター(防災館)

エ 広報媒体による普及

- ・ラジオ、テレビ、新聞等の活用
- ・CATV及び衛星放送等の活用
- ・ホームページ等による情報提供

2 防災教育の充実

児童生徒や防災活動に携わる住民、事業所の防災担当者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

(1) 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行い、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会、自治会等を単位とした講演会・座談会及び映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。

(2) 地域住民を対象とした組織の育成

自主防災組織、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

(3) 応急救護知識及び技術の普及

市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

(4) 都民防災教育センター及び防災訓練センターの活用

市民、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等が防災に関する知識や消火・応急救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センターを活用している。また、消防団員を対象とした災害対応訓練、町会・自治会など自主防災組織を対象とした初期消火訓練、事業所の防火管理者や自衛消防隊のリーダーを対象とした屋内消火栓の操作・放水訓練、応急救護訓練等が実施できる防災訓練センターの活用を図る。

3 市民等のとるべき措置

市民は、日頃より市や都の行う防災事業（公助）への協力並びに町会、自治会等近隣住民どうし協力しあうこと（共助）により、「自らの身の安全は自ら守る」という（自助）意識を持ち、防災行動力を高めていくよう心がける。

- (1) 日頃から出火の防止に努めること。
- (2) 消火器具等防災用品を準備しておくこと。
- (3) 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラス等の飛散防止を図っておくこと。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておくこと。
- (5) 水、食料、医薬品、ラジオ、携帯電話等の非常持出用品を準備しておく。
- (6) 地震発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法などを予め決めておくこと。
- (7) 都・市等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加すること。
- (8) 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力すること。
- (9) 災害時要援護者がいる家庭は、差し支えない限り事前に市民組織や消防署、交番等に知ら

せておく。

第2節 防災訓練の充実

震災時には、各防災機関は、災害対策基本法又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急活動を実施することとなるが、これらの応急活動が各機関を通じて円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。

このため、市をはじめとする各防災機関は、毎年9月1日の防災の日を中心に防災訓練を実施している。

今後も、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練及び個別訓練を実施する。

1 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び関係防災機関が地域住民と一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

ア 参加機関

市、消防署、警察署、消防団、地区消防隊、その他の関係防災機関、市民、町内会、自治会、自主防災組織及び事業者

イ 訓練項目

(ア) 本部運営訓練 (イ) 通信情報訓練 (ウ) 避難・避難誘導訓練 (エ) 応急対策訓練
(オ) その他

ウ 実施時期

原則として、毎年9月1日「防災の日」を中心に実施する。

エ その他

(ア) 具体的な訓練実施内容はその都度定める。
(イ) 多数の市民が参加するよう市広報、ポスター、チラシ等により参加を呼びかける。

(2) 個別訓練

各防災機関は、市民を対象に、あるいは内部の職員等を対象に各種の訓練を必要に応じ実施し、災害時の活動に備える。

(3) 水防訓練

近年、異常気象等での集中豪雨により河川の氾濫、浸水被害を受けることが予想されている。このような水災害に対して、総合的な水防態勢の強化・確立を図り、被害を最小限に食い止めるため各種の水防活動訓練を実施する。(水防訓練計画は別紙風水害編P328参照)

2 その他の防災訓練

(1) 消火、救出救助、応急救護訓練

火災等地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として連携を重視した総合訓練を実施する。

また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助事象及び大規模な市街地火災に対処するため医療機関、民間団体との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

参 加 機 関	訓 練 項 目	実施時期及び場所
消防団	1 情報活動訓練 (1) 参集（情報収集）及び 初動措置（災害対応）訓練 2 部隊編成訓練 3 消火、救出、救護訓練 4 消防隊との連携訓練 5 災害時支援ボランティア等各種団体との連携 訓練 6 地域住民との連携による 消火、救出、救護訓練	年間教育訓練計画を樹立し、実施 するほか防災キャンペーンの時期を とらえ町会、自治会等と総合的に実 施する。
災害時支援ボランティ ア	1 応急救護訓練 2 災害情報提供訓練 3 消火活動の支援訓練 4 救助・救出活動の支援訓 練 5 その他の訓練	防災キャンペーン時、防災とボラ ンティアの日等を捉えて、随時実施 する。
住民	1 出火防止訓練 2 初期消火訓練 3 救出訓練 4 応急救護訓練 5 通報連絡訓練 6 身体防護訓練 7 避難訓練 8 その他の訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画 を作成し実施するほか、防災キャン ペーンの時期をとらえて随時実施す る。 総合訓練は、年1回以上実施する。
事業所	1 出火防止訓練 2 防護訓練 3 消火訓練 4 救出救護訓練 5 避難訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作 成して実施する。 又、そのうち一連の訓練を総合訓 練として実施する。

6	情報収集訓練
7	応急救護訓練

(参考) 平成18年度狛江市総合防災訓練実施時市民啓発チラシ

平成18年度狛江市総合防災訓練 「狛江市総合防災訓練のお知らせ」 市民1人ひとりが災害に対する 基礎行動力を身につけよう！

災害から安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」の考えに基づく訓練実施が必要です。先ずは「自助」として「避難場所へ避難する」等自分自身の身の回りのことから、そして「初期消火」や「隣人救助」等できることから始めるための行動力を培うことが大切です。今回の狛江市の防災訓練は、市民1人ひとりの防災行動力を高めることを目的に、参加体験型の訓練を充実させ、以下の4箇所の訓練会場で実施します。

イザという時のために是非参加しましょう！

◎訓練想定

多摩直下地震発災マグニチュード7.3程度
震度6弱 市内4箇所火災発生
建物倒壊焼失538棟 電話、電気、水道、ガス機能停止

○前原公園(西野川三丁目・防災公園)・街頭訓練会場

避難訓練・初期消火訓練・担架搬送訓練
災害用仮設トイレ組立て訓練実施

○和泉小学校・第五小学校・地区訓練会場

地震発生時の火の始末訓練・地区訓練会場への避難訓練・応急救護訓練・消火訓練

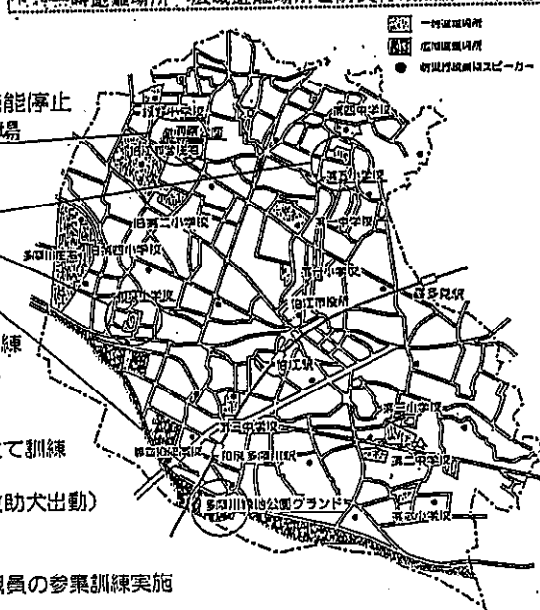
○多摩川緑地公園グランド・総合訓練メイン会場

各地区からメイン会場までの避難訓練
市災害対策本部設置・運営訓練・医療救護所開設訓練
公共施設避難及び被害状況調査訓練・消火活動訓練
体験訓練(応急救護・救出・消火)
台所でのてんぷら油火災展示
ライフライン応急復旧訓練・災害用仮設トイレ組立て訓練
赤十字奉仕団炊き出し訓練(α化米試食・配付)
救助救急活動訓練(ハイパーレスキュー隊・災害救助犬出動)
医師会医療救護訓練

○その他の訓練

地震計に連動した市職員参集システムによる一部職員の参集訓練実施

※一時避難場所・広域避難場所と防災行政無線子局



日時 8月27日(日)午前9時～

(訓練の開始をお知らせするため、当日午前9時に地震計に連動した防災行政無線による一斉放送及び消防団器具置場にあるサイレンの一斉吹鳴を行います)

訓練会場①総合防災訓練 多摩川緑地公園グランド(午前9時～正午頃まで)

②地区訓練 和泉小学校・第五小学校(午前9時～10時30分頃まで)

③街頭訓練 前原公園(西野川三丁目・防災公園)(午前9時～10時30分頃まで)

主催 狛江市 申込・問合せ 狛江市総務防災課(TEL3430-1111 内線2443)

第3節 自主防災組織等の強化

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震被害を軽減するためには、行政の対応に加えて、市民や事業所が一体となって初期消火や救出・救護などの災害防止活動に取り組む必要がある。

又、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実強化に努め、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが重要である。

1 自主防災組織の役割

地域住民により自主的に結成された自主防災組織の役割、とるべき措置は次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底を図ること。
- (2) 初期消火、救出・救護、避難所開設等各種訓練を実施すること。
- (3) 地域内の危険箇所（がけ、ブロック塀等）を把握し、地域住民に周知すること。
- (4) 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討すること。
- (5) 災害時要援護者に対する災害時の支援体制を整えておくこと。
- (6) 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立
- (7) 行政との連携・協力について検討すること。

2 自主防災組織の現況

町会や自治会、防犯組織等を母体とした「狛江市防災会」が昭和46年10月に結成され、震災に対し「わが街はわが手で守ろう」との合言葉のもとに、防災意識の高揚、知識の普及活動、各種の訓練を重ねて、地域ぐるみの防災体制の確立に努めている。

(1) 狛江市防災会の現況

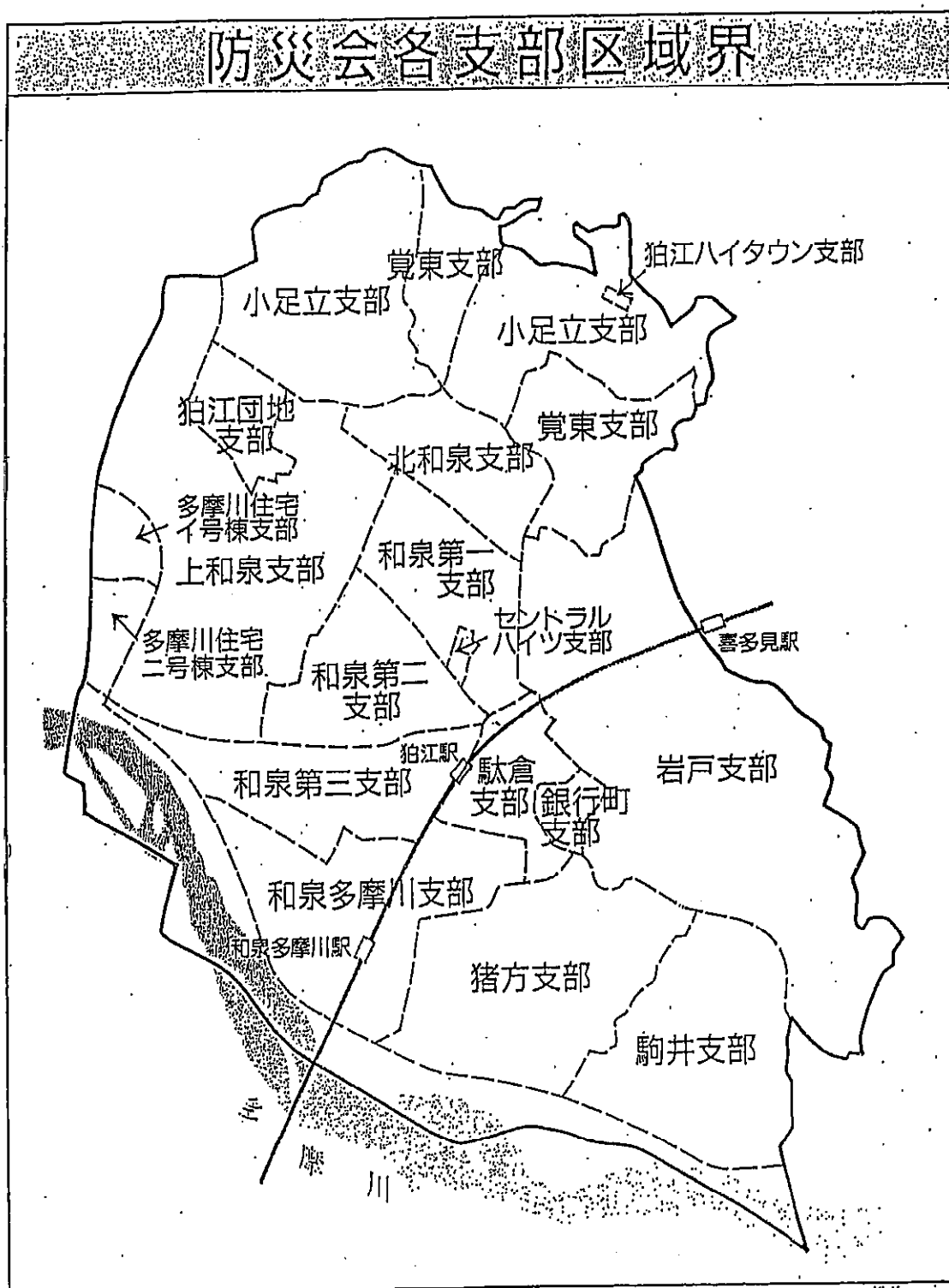
(平成19年1月1日現在)

	名 称	対象世帯数（概数）
1	和泉多摩川支部	2,500
2	和泉第1支部	1,900
3	狛江団地支部	1,800
4	北和泉支部	900
5	覚東支部	2,300
6	和泉第3支部	1,100
7	駒井支部	1,800
8	多摩川住宅イ号棟支部	800
9	小足立支部	3,600
10	駄倉支部	1,300
11	岩戸支部	7,900
12	上和泉支部	4,500
13	銀行町支部	400
14	和泉第2支部	1,800
15	猪方支部	3,000

16	セントラルハイツ支部	500
17	多摩川住宅二号棟支部	500
18	狛江ハイタウン支部	600

※対象世帯数は、防災会の地域区分住民基本台帳人口（平成19年1月1日現在）などから推計した数値である。

防災会各支部区域界図



3 自主防災組織の活動と活性化

未組織の自治会等に対して、組織の結成を積極的に働きかけていく。又、組織活動をより活性化するため、関係防災機関の協力により、研修会、講演会等を開催して指導者の育成に努める。

4 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動をするためには、資機材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備が必要である。

これまで、市ではトランシーバー、メガホン、強力ライト等の活動資機材の整備に対する助成を進めてきたが、更新等充実に努めるよう努力する。

5 自主防災組織行動計画

地域防災計画をより現実的、具体的なものにするため、地区ごとの「自主防災計画（以下「自主防災カルテ」という。）の作成を、市では指導・支援している。

なお、自主防災カルテは、原則として各防災会支部を地区単位に、地区内住民自らが現地調査を行うなどにより、地区の実情に合った発災時の防災行動を主に作成、適宜更新する。

内容は次のとおりとする。

(1) 発災時における近隣相互の協力行動事項の作成

(2) 地区防災マップの作成

①地域設置消火器・一時避難場所・公園・診療所等防災関係施設のまとめ

②倒壊、落下物、危険物貯蔵所等危険要因がある箇所のまとめ

③安全な避難ルートまとめ

(3) 地区防災マップは毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

6 事業所のとるべき措置

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておくものとする。

(1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など事業活動の継続対策

(2) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

(3) 組織力を活用した地域活動への参加や自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会における安全性向上対策

7 事業所防災体制の充実（消防署）

(1) 事業所防災計画の作成指導

事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画が義務づけられている。

防火管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

都市ガス、電気、鉄道、軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防隊の設置が義務付けられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。さらに、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。

事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

(2) 自衛消防組織

①自衛消防隊の設置

多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5の規定に基づき、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、講習及び訓練を実施して活動能力の向上に努めている。

平成3年4月からは、自衛消防隊の対応能力の向上を図るため、条例に基づき自衛消防技術認定証の交付を受けている者により、自衛消防隊を構成することとしている。

②危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

このため、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしている。

③高圧ガス関係防災組織

高圧ガスには、爆発性、可燃性、毒性の特徴があるため、震災時の高圧ガス対策は、専門的な知識や技術、特殊な防災資器材を必要とする。しかし、現在の消防、警察機関では、必ずしも十分な対応ができない状況にあり、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制を確立することが必要である。

第4節 行政・事業者・市民等の連携

1 横に連携した社会づくり

従来の行政、企業（事業者）、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することを目指して、次の対策の実施を図っていくものとする。

(1) 都、市、企業（事業者）及び地域との相互支援を協議する場の設置

(2) 自治体間の相互支援体制の強化

2 地域における防災連携体制の確立

大地震の発生直後には、火災や救助・救急事象が同時多発することに加え、道路等の損壊によ

って、防災機関の組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。

このような状況の中で、災害の拡大を防止するには、地域住民や事業所等が連携して、それぞれの地域における応急対策を速やかに実施する必要がある。

このため、市をはじめとする関係防災機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした防災連携体制の確立を図るものとする。

第5節 災害時要援護者の安全確保

災害が発生した場合、市民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、乳幼児、傷病者、外国人などの災害時要援護者にとって適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではない。このことから、地域での救出・救護体制や避難所生活等について環境の整備や支援等が不可欠である。

高齢化、国際化社会を迎え、災害時要援護者の占める割合も年々増加すると考えられることから、対策の重要性は一層増している。

国が平成17年3月に策定(平成18年3月改定)した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、狛江市では、災害時要援護者の避難対策に関する「災害時要援護者の避難支援プラン」作成について、平成17年6月より、先ず、災害時の要援護者の所在の把握、登録方法等について市役所内に「災害時要援護者名簿作成検討会」を設置し検討を始めている。また、これと並行して要援護者の組織の定期的な話し合いに参加し、災害時要援護者側からの課題等についても確認しながら具体的な支援策の検討を進めている。

災害時要援護者の概数

- ① 高齢者 65歳以上の人口 14,989人/76,074人=19.7% (H19. 1/1 現在) (参考)
75歳以上の人口 6,305人/76,074人=8.28% (H19. 1/1 現在) (参考)
一人暮らし75歳以上の人口 2,055人 (H18. 5/1 現在)
要介護3以上 874人
(施設入所者316人、在宅537人、その他21人) (H18. 12/末現在)
- ② 障がい者 2,261人 (H18. 3/末現在)
身体障がい者1,803人
身体障がい児43人
精神障がい者123人
(内1・2級身体障がい者908人)
知的障がい者229人
知的障がい児63人
- ③ 難病者 562人 (H18. 12月末現在)
- ④ 乳幼児 0～5歳(未就学児) 3,571人 (H19. 1/1 現在)
- ⑤ 妊婦 693人(平成17年度)(大体月60人前後)
- ⑥ 外国人 821人 (H19. 1/1 現在)

1 地域における安全体制の確保

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民等との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制、連携体制を平常時から確立しておくことが必要である。

(1) 防災知識の普及・啓発

①災害時要援護者防災行動マニュアルの作成

市は、都の作成したマニュアルを参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努めるものとする。

②防災訓練の充実

総合防災訓練などの実施にあたっては、自主防災組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(2) 緊急通報システムの整備

市は、平常時の福祉・救急対策事業として、65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備をすすめてきたが、震災復興期等においても、一層の活用を図るよう努める。又、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の推進に取り組む社会福祉協議会を支援していくとともに、相互に協力し合っていくためにも指導の充実を図る。

(3) 消防ふれあいネットワーク（消防署）

狛江市と連携して「消防のふれあいネットワーク」等により地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、市としても、これまで、要介護者を対象とする施設に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する非常通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。

今後も、次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災力の向上や地域との連携を図っていく。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠である。このため消防署は、施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 避難行動の習得

市は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動など実施している。

今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて施設の使用実態に沿った適切な避難行

動を習得できるよう訓練内容の充実を図っている。

3 災害時における要援護者の安全対策

震災時においては、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。

そのため、市は平常時から地域の協力体制を活用するとともに、次のような施策を推進し、生活環境や医療など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

(1) 「災害時要援護者支援班」の設置

震災時において、市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者に対応する窓口となる「災害時要援護者支援班」のような担当部門を設置し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行う。

(2) 二次避難所（福祉避難所）等の活用

市は、あいとぴあセンターを二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所での生活が困難な災害時要援護者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。また、市内のこまえ苑、こまえ正吉苑、和楽などの福祉施設等と協力協定を締結し災害時の対応を図っていく。さらに、保育所、学童保育所、児童館、福祉作業所、地域センター等の補完的利用も検討する。

(3) 医療等の体制

透析患者・在宅難病等専門医療を要する患者対応として、市は、関係機関等との連携による体制整備に努めるとともに、保健師班による避難所・地域・仮設住宅等の巡回健康相談の体制、メンタル・ケア体制を確保し、被災地における心身の健康障害や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 仮設住宅

市は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とし、入居者の選定にあたっては、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行う。

(5) 食料等の対策

避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまですすめてきたアルファ化米等に加え、おかゆ等レトルト食品についての備蓄も図っていくこととする。また、乳幼児用として粉ミルク、哺乳瓶等の備蓄も図っていく。

4 消防ふれあいネットワークづくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者（高齢者・身体障がい者等）の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

(1) 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

(2) 社会福祉施設の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

災害対策本部

災害対策本部

災害時要援護者支援連絡会議
(情報共有・連携)

災害時要援護者支援班

乳幼児・妊婦等支援
(保育士・看護師・栄養士・保健師)

障がい者等支援班
(社会福祉士・保健師・看護師)

高齢者等支援班
(介護福祉士・看護師)

健康福祉部
健康福祉部指定要員

生活相談
保健衛生指導
カウンセリング等
市の専門職

要援護者支援チーム編成

二次避難所
あいとびあセンター
連携民間施設
こまえ苑・こまえ正
吉苑・和楽等の福祉施設
補完利用施設
保育所・学童保育所
児童館・福祉作業所
地域センター等

移動支援(市職員・民生委員)

避難所
小・中学校体育館・
上和泉地域センター体育館等
(災対担当部署要員)

誘導支援(自主防災員)

自宅

救急搬送

病院

要援護者登録者

バックアップ機能

民生委員
日赤・防災会
医師会、ボランティア等

第6節 ボランティア

災害時におけるボランティア活動は被災地の人びとの生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。

今後とも、発災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力のしくみを構築しておかなければならない。

1 ボランティア団体への支援と連携

災害時にボランティア団体等の協力を求めるために、次の施策を推進し、平常時からボランティア団体と行政あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、ネットワークを形成するものとする。

(1) ボランティア意識の醸成

市は、様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 ボランティアの受入れ体制

ボランティアには、被災建築物の応急危険度判定や通訳業務等一定の知識、経験や特定の資格を要するボランティアと避難所等における炊出しや支援物資の管理や配布あるいは、被災地の人びとの世話や話し相手等特別な資格を必要としないさまざまなボランティアとがあるが、今後それぞれの活動形態に対応した受入れ体制整備を図るものとする。

又、市は受入れのための体制やボランティア活動拠点の整備を図るものとし、社会福祉協議会と協力し、検討する。

3 ボランティアの育成

市など各機関は、一定の知識や経験、資格等を必要とする分野のボランティアについて、今後とも育成を図っていくものとする。

(1) 防災ボランティア

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を必要とするものについて、即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。又、事前に講習や訓練を実施するため登録制度を採用する。

①東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）の育成及び活動地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した狛江消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、育成指導を図る。

狛江消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、予め登録した狛江消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力し次の活動を行う。

(1) 応急救護活動

- (2) 消火活動の支援
- (3) 救助活動の支援
- (4) 情報収集活動
- (5) 消防用設備等の機能確保支援
- (6) 危険物施設等の安全確保の支援
- (7) 火災調査の支援

第7節 NPO法人等との連携

現在、東京都知事の認証を得たNPO法人は5,392団体（平成19年3月末現在）で、その活動内容は多岐に渡り、暮らしの中のあらゆる場面で公益に寄与している。防災に関する活動を進めている組織もあり、地域単位の防災ハザードマップ作りからまちを捉え、自助、共助、コミュニティの重要性などの普及、啓発の一助を担っている。

また、災害時に情報や物資の運搬を担うバイク隊や被災地の救援に集まってくるボランティアを有効に活用するボランティアコーディネーターを請け負うNPOもある。

狛江市においても、様々な活動を続けているNPOがあり、団体間のつながりも生まれてきている。市民と自主防災組織、行政の中間に位置するこれらの専門性を有する組織と連携・協働し、ネットワークを活用し、防災意識の啓発に向けたプログラム等の検討を進め、地域の防災力の向上を図る。これらのNPO法人等との連携、活用方法等についても事前にボランティア活動拠点整備検討と同様に社会福祉協議会と協力し、検討する。

第5章 調査研究

震災対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、国、都をはじめとする各防災機関において、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。

第1節 被害想定・地域危険度調査研究

震災対策を効果的に推進する上で、地震による被害の発生態様、被害の程度の予測及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは、極めて重要である。

1 被害想定調査研究

東京都防災会議では、これまでに昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域の地震被害想定調査研究を実施し、公表してきた。

しかし、近年の急激な都市化により、地震による被害の形態も大きな変化が見込まれることから、新たに東京都全域を対象とし、現在の都市の様相に対応した地震被害の想定調査を昭和61年度から実施し、その結果を平成3年9月「東京における地震被害の想定に関する調査研究」として公表した。

また、東京都では「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」（平成4年8月中央防災会議）を受け、東京直下の地震対策に資するため、平成6年度から3年間の予定で直下地震の被害想定調査研究を実施し、平成9年8月に「直下地震の被害想定に関する調査報告」を公表した。

それから約10年が経過し、この間、道路や通信等のインフラの整備、中高層建物の増加、人口の都心回帰等、東京の都市状況は大きく変化している。平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、これまでのデータの蓄積や新たな知見をもとに、首都中枢機能の継続性確保の視点から、国として初めて首都直下地震の被害想定を公表した。この調査にあたっては、想定した18地震のうちで、特に地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きい東京湾北部地震を重視している。これを受け平成18年5月に公表された東京都防災会議では、東京に大きな被害を及ぼす東京湾北部地震及び多摩直下地震（プレート境界多摩地震）の2地震を想定地震とし、首都直下地震対策専門調査会が想定したM7.3に加え、より発生する頻度が高いM6クラスの地震も想定し、地震の規模はM6.9としている。

今回の想定は①発生頻度の高い地震を想定

②現実的な気象条件での想定

③実態に即したデータの活用

④都市型災害を想定

⑤首都圏初の新たな被害想定

2 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例第12条第1項に基づき、以下の目的のために地域危険度測定調査を実施し、結果を公表している。

1. 地震災害に強い都市づくりの指標とする。
2. 地震対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする。
3. 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

本調査は、市街化区域を対象とし、地盤性状、建物、人的、火災、避難の面から地域ごとの危険度の度合いを科学的に測定調査し、総合化した危険度を求める。

第5回目の調査結果が平成14年度に公表されており、5年おきに調査が実施されるため、市は調査結果を検討する。

第2節 震災対策調査研究

震災対策は、行政のあらゆる分野の施策が総合化されることにより進展する。震災対策を効果的に推進するためには、行政の各分野において、地震被害を科学的に分析、解明し、対策に反映していく必要がある。

地震被害の軽減・防止に関する各種の調査・研究を積極的に行い、震災対策のより一層の充実・推進に努めるものとする。

1 避難及び警備に関する調査研究

警察署においては、大地震が発生した場合における諸施策の資料を得るため、市民を対象として意識調査を積み重ね、警戒宣言発令時及び大地震発生時における市民の行動予測等を中心に調査を行い、震災対策に反映させる。

2 地盤の液状化に関する検討

液状化による土木構造物の被害事例を収集・整速し、基礎構造物を主体に液状化対策の検討を行う。

第3節 地震予知調査研究

地震予知研究は、国の測地学審議会が建議する地震予知計画（第1次：昭和40～43年度、現在は第7次：平成6年度～平成10年度）に基づき、進められている。また、第2次「地震予知のための新たな観測研究計画」（第1次：平成11～15年度、第2次：平成16～21年度）の策定が進められている。

地震予知は基本的には、国の責務と考えられているものの、地震被害の軽減を図る上で極めて重要な研究であるとの認識から、都及び国は密接な連携を図りつつ調査研究に取り組んでいる。

1 国による地震予知観測体制

南関東地震は東海地域と同様に地震予知連絡会において観測強化地域として指定されており、これらの地域では、大地震の前兆現象をとらえるため、気象庁、防災科学技術研究所、東京大学などが、地震、地殻変動（地殻岩石歪、伸縮、傾斜）、地下水、潮位など延べ145項目にわたる観測網を整備している。

この観測データは、気象庁にテレメータ送信され、24時間の監視体制がとられている。

2 国による首都圏直下地震予知に関する調査研究

現在、気象庁、文部科学省等において首都圏直下地震予知に関し、次のとおり調査研究を推進している。

① 首都圏高感度地震観測

地震活動を監視するため、気象庁では全国に配置してある地震計等の観測網から送られてくる観測データを直ちに処理し、地震の震源や規模の計算を行っている。また、東京大学をはじめとする各大学では、地震予知観測情報センターを設置し、微小地震の観測を行っている。2000年現在、深さ1,000mを超える高感度地震観測井は、全国に22箇所、そのうち首都圏に18箇所が設置されている。

② 首都圏地殻変動連続観測

関東地方の地殻活動を連続観測するために、文部科学省などが伸縮計、傾斜計、重力計による観測を行い、気象庁へデータを送り、常時観測している。

③ 深層観測

首都圏においては、地表が厚い堆積層に覆われ、また、都市活動によるノイズが大きいいため、深層での観測が重要である。このため、文部科学省が3,000m級（府中、江東、岩槻及び下総）及び2,000m級の観測施設を整備し、地震活動の把握に努めている。

第 3 部 災 害 応 急 対 策 計 画

O

O

第1章 応急活動体制

地震被害が発生した場合、市は他の公共機関及び住民と一致協力して応急対策に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、防災対策の中核機関として、震災時に設置する災害対策本部の組織・運営等応急活動体制について必要な事項を定め、被災住民の救助その他防災業務の遂行にあたる。

第1節 市の責務

市は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令及び狛江市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策に努めるものとする。

第2節 活動体制

- 1 市は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 市本部が設置される前、又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市本部が設置された場合に準じて処理する。
- 3 市は、市本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報しなければならない。
- 4 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 5 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に対する情報連絡体制の確保に努める。

第3節 市災害対策本部の組織・運営

市長は、市の地域に地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、法令及び本計画の定めるところにより都及び防災関係機関などと連携・協力し、必要があると認めたときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、同施行規則及び本部運営要綱の定めるところによる。

1 市本部の設置

- (1) 市長は、市の地域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、市本部を設置する。

- (2) 市本部の部長（以下「部長」という。）の職にあてられている者は、市本部を設置する必要を認めたときは、総務部長に市本部の設置を要請することができる。
- (3) 総務部長は、前記（2）の要請があった場合、又はその他の状況により市本部を設置する必要があると認めたときは、狛江市災害対策本部条例施行規則第4条の本部員の職にあてられている者を招集して協議のうえ、市本部の設置を市長に要請しなければならない。

2 市本部設置の通知等

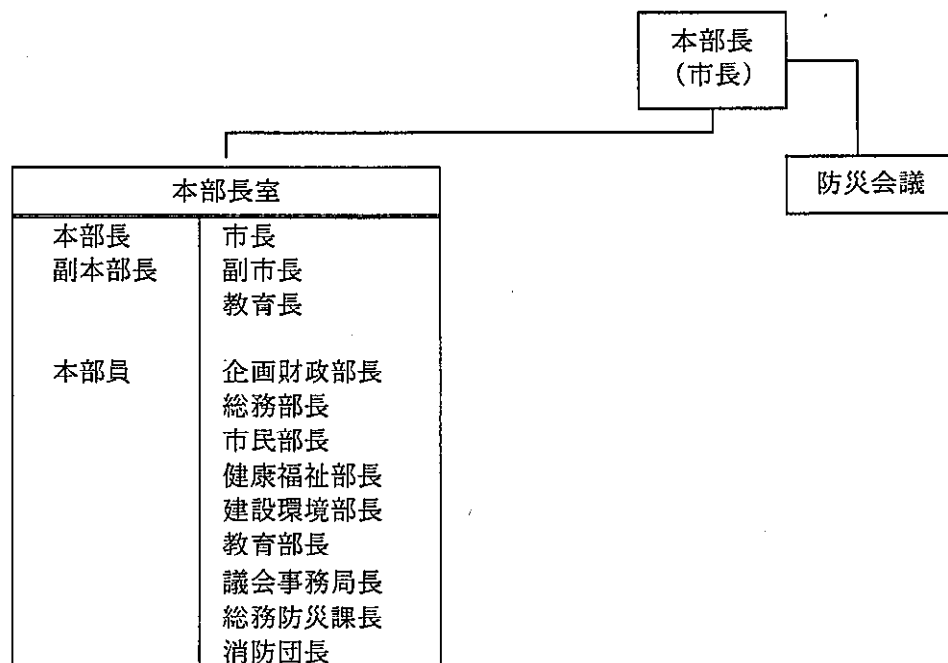
- (1) 市本部が設置されたときは、災対総務部長は、直ちにその旨を各部長及び東京都知事、他関係防災機関に通知する。
- (2) 災対総務部長は、市本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。
- (3) 各部長は、市本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。
- (4) 市本部が設置された場合は、狛江市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示をする。

3 市本部の廃止

- (1) 市本部長は、市の地域について、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。
- (2) 市本部の廃止の通知は、前2に準じて行う。

4 市本部の組織

(1) 組織図



(2) 本部長等の職務

① 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

② 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

③ 部長

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

④ 本部員

本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

⑤ その他の本部の職員

部長の命を受け、その部の事務に従事する。

（３）本部長室の審議

① 本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議策定する。

ア 本部の非常配備態勢及び解除に関すること。

イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ 避難の勧告又は指示に関すること。

エ 災害救助法の適用に関すること。

オ 隣接区市町村の相互応援に関すること。

カ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

ク 部長会議の招集に関すること。

ケ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

② 各部長は、その所管に関する業務について本部長室に付議すべき事項があるときは、原則として、災対総務部長を経由して付議しなければならない。

第４節 市本部の非常配備態勢

１ 非常配備態勢の区分

種 別	発 令 の 時 期	態 勢
第１非常配備態勢	災害の発生その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第２非常配備態勢	① 局地災害が発生したとき。 ② 市内に震度５弱の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ③ 東海地震注意情報が発表されたとき。	第１非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢

	④ その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	
第3 非常配備態勢	① 市区域の数地区に災害が発生すると予想される場合又は発生した場合 ② 市内に震度5強の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ③ 東海地震予知情報が発表又は警戒宣言が発せられたとき。 ④ その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第4 非常配備態勢	① 災害が拡大し、第3 非常配備体制では対処できない場合 ② 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ③ その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	市本部の全組織をもって対処する態勢

※上記非常配備態勢のほか、状況に応じ、情報連絡体制（総務防災課長、防災防犯係、消防係）をとるものとする。

2 非常配備態勢の特例

市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

3 非常配備態勢別の職員の動員数

第1～第4 非常配備態勢別の職員の動員数は次表のとおりとする。

狛江市非常配備態勢別職員動員数

（平成19年4月1日現在）

区分 部名		所 属 職員数	非常配備態勢別職員動員数				備考
			第 1	第 2	第 3	第 4	
災対総 務部	総務防災課	17	6	8	13	17	部長1
	職員課	10	1	5	8	10	理事1
	情報課	14	1	5	11	14	
	契約課	5	1	3	4	5	
災対企 画財政 部	秘書広聴課	3	1	2	2	3	部長1
	企画経営室	8	1	4	6	8	局長1
	市民協働課	7	1	3	5	7	理事2

	選挙管理委員会事務局	3	1	2	2	3	
	監査委員事務局	2	1	2	2	2	
	議会事務局	5	1	3	4	5	
	会計課	3	1	1	2	3	
災対市民部	市民課	19	1	3	14	19	部長1
	課税課	21	1	4	16	21	
	収納課	15	1	3	11	15	
	保険年金課	15	1	4	11	15	
	産業生活課	9	1	3	7	9	
	農業委員会事務局	1		1	1	1	
災対健康福祉部	社会福祉課	20	1	5	15	20	部長1
	高齢福祉課	14	1	3	11	14	
	健康課	10	1	2	8	10	
	児童福祉課	135	1	9	101	135	
災対建設環境部	管理課	15	1	6	11	15	部長1 理事1
	計画課	10	1	4	8	10	
	整備課	6	1	4	5	6	
	清掃課	13	1	3	10	13	
	環境改善課	15	1	3	11	15	
	水道課	13	1	5	10	13	
災対教育部	学校教育課	55	1	5	41	55	部長1 理事1
	指導室	6	1	3	5	6	
	社会教育課	5	1	2	4	5	
	体育課	4	1	2	3	4	
	公民館	8	1	2	6	8	
	中央図書館	8	1	2	6	8	
合 計		494	37	116	374	494	
部長・局長・理事含む		506	49	128	386	506	

※理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務取扱いと命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

注1 各部長の集結場所は災対総務部長が指示する場所とし、副部長、部員の集結場所は各部長が指示する場所とする。

注2 着用服装等については、作業衣等の貸与を受けている職員は状況に応じた被服等を着用するものとする。作業衣等の貸与を受けていない職員については、本部職員用資器材備蓄の作業衣等を着用する。(民間協力員は市の腕章を着用)

注3 災害対策の作業を迅速、かつ円滑に実施するため、狛江市非常配備態勢の動員数に応じ別

に班を編成し作業を実施する。

注4 この配備態勢は、局部的な災害等全職員の出勤が可能な場合を想定したものであり、広域的な災害による交通遮断、通信途絶等のため、職員の出勤が遅れた場合は、各部長の判断により対応するものとする。

4 夜間・休日等における職員の初動態勢

夜間、休日等の勤務時間以外に発生する地震災害等の非常事態が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに前記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、別命なく、概ね次のような態勢をとる。

夜間・休日特別配備態勢

種 別	時 期	態 勢
情報収集態勢	狛江市において震度4、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	総務防災課長・防災防犯係職員・消防係職員
第1特別非常配備態勢	狛江市において震度5弱、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全部長職・全課長職・防災防犯係職員・消防係職員
第2特別非常配備態勢	狛江市において震度5強、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全管理職・全係長職・全主任職・防災防犯係職員・消防係職員
第3特別非常配備態勢	狛江市において震度6弱以上、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	全職員が自発的に手段をつくして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

第5節 市防災会議の招集

本市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害に係る対応、対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

第6節 防災機関の活動体制

1 責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急と対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、

その業務について協力する。

2 活動体制

指定地方行政機関は、前記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

O

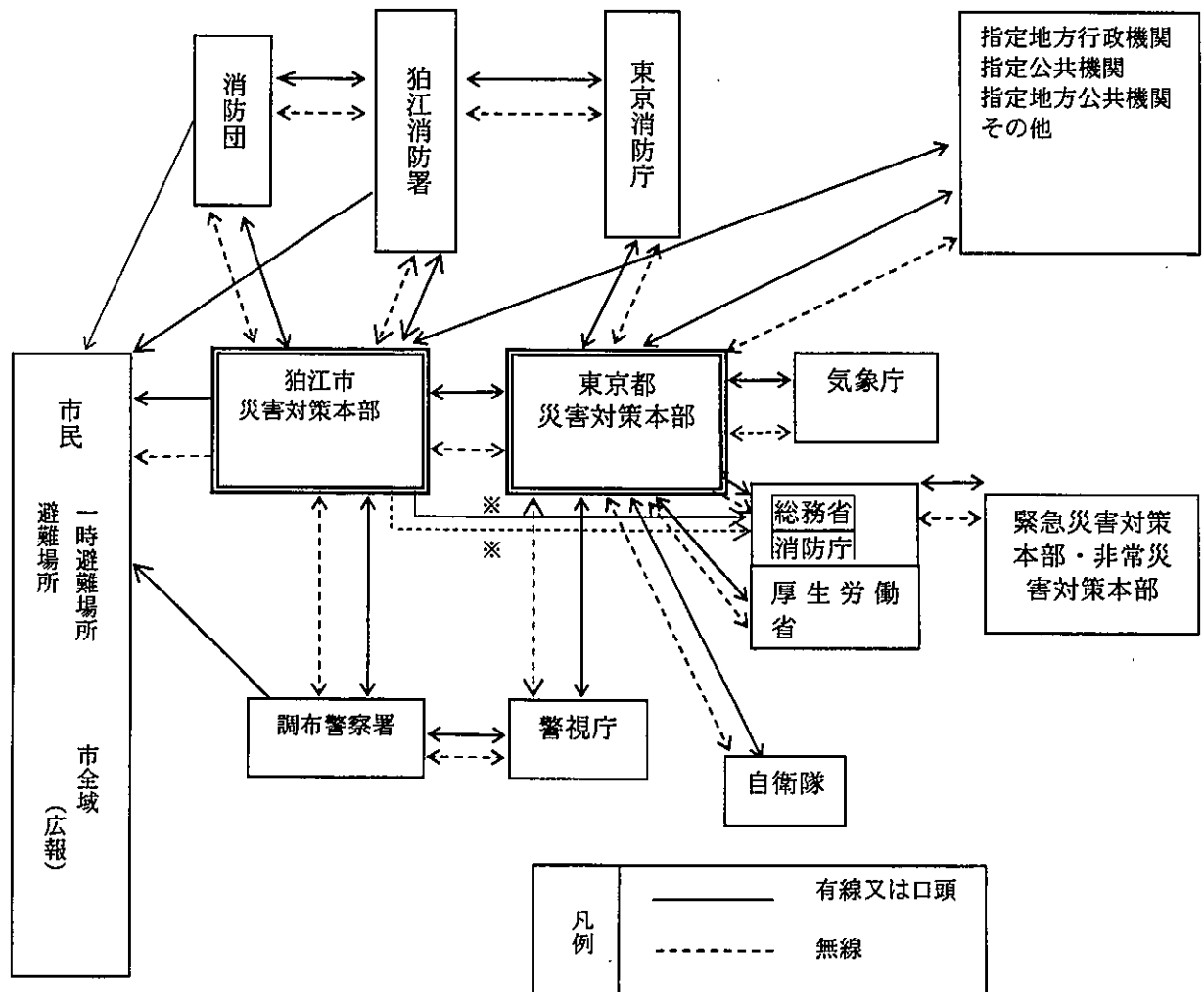
O

第2章 情報の収集・伝達

地震災害が発生した場合、各防災機関は連携して、被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、被災住民等に対して適切な広報活動を行い、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるためには、迅速、的確な情報の収集、伝達が不可欠である。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡の系統図



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

※狛江消防署

震災時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、警防本部、各消防方面本部、他の署隊本部、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

※調布警察署

震災時の情報連絡体制は、警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各警備本部及び各防災機関と情報連絡を行う。

2 通信連絡態勢の確立

市は、市防災行政無線、都防災行政無線を活用し通信連絡態勢を、次のとおり確立する。

(1) 通信連絡責任者の選任等

市及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。

又、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。

(2) 各機関別指定電話及び連絡責任者は、別表のとおりとする。

(3) 市本部への連絡員の派遣

災害の状況により、市本部と直接連絡する必要があるときは、市本部の求めにより、各機関は市本部に連絡員を派遣するものとする。

(4) 市本部設置後の通信連絡窓口

市防災計画における市本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置される市本部長室において処理する。本部長室においては、防災行政無線、電話、その他の通信設備を配置する。

(5) 市本部設置前の通信連絡窓口

市本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、市総務部総務防災課が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休日・祝日においては災害対策要員が参集するまでは、宿日直（総務防災課）が担当する。

機関別指定電話及び連絡責任者一覧表

区分	機関名	連絡責任者職名		指定番号
狛江市	総務部	正	総務防災課長	03-3480-5500
		副	防災防犯係長	※342-611
東京都	北多摩南部建設事務所	正	副所長	042-330-1801
		副	庶務係長	※401-611
	狛江消防署	正	警防課長	03-3480-0119
		副	防災係長	
	調布警察署	正	警備課長	042-488-0110
		副	警備係長	
	多摩府中保健所	正	企画調整課長	042-362-2334
		副	庶務係長	※8519-1

指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	震災	管理課長	045-503-4013 FAX045-503-4023
		水防	調査課長	045-503-4008 FAX045-503-4058
指定公共機関	狛江郵便局	正	総務課長	03-3488-4242
		副	総務課長代理	
	東日本電信電話(株)東京南	正	NTT-ME東京南支店設備部 運営担当課長	03-3760-8681 夜間11337608681
		副	NTT-ME東京南支店設備部 アクセス担当課長	03-3760-8100
	東京電力(株)武蔵野支社	正	総務グループマネージャ	0422-90-3211
		副	総務グループ副長	0422-90-3212
	東京ガス(株)西部支店	正	支店長	03-3396-2192
		副	副支店長	
指定地方公共機関	小田急電鉄(株)成城学園前駅	副駅長		03-3483-1624
	小田急バス(株)狛江営業所	副所長		03-3480-1311

※は東京都防災行政無線電話

3 通信施設の整備及び運用

(1) 東京都防災行政無線

都は、地震災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

本市においても、以下の設備が導入され、地震、台風等の情報収集に活用している。

また、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を配備している。

(2) データ通信システム

① 東京都災害情報システム

東京都災害情報システムは、平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市の端末機に提供され、災害時には、端末設置機関が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示板に表示するとともに、端末設置機関に伝達して情報の共有化を図るとともに災害対策の検討・審議に資するものである。

② 東京都地震計ネットワーク

地震計ネットワークは、大地震発生時に都内各地の震度情報を東京都防災センターに集約し、激甚な被害地をいち早く特定するとともに各防災機関に提供することにより、速やかな初

動体制の確立を図ることを目的としている。

本市においては、東京都が進めている「地震計ネットワーク」事業の一環として、平成18年3月に市役所敷地に計測震度計を設置している。

(3) 画像通信システム

画像通信システムは、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することによって、正確な状況の把握に役立てようとするものである。

本市にも準動画通信システムが整備され、被害状況の映像を都に送信することが可能となっている。

(4) 市防災行政無線

市では、震災時における有線が途絶した場合に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を図っている。

平成18年10月現在の無線施設は、固定系親局1局、屋外子局26局、移動系では基地局1局、移動局30局である。

震災時には、これらの施設を活用し、情報連絡体制の確保に努めるものとする。

4 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）

震災時において、応急対策、交通、通信電力等の確保又は社会秩序の維持など、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

優先利用が可能な機関等は、以下の適用範囲に示すとおりとする。ただし、これらの機関等であっても、あらかじめ受持の支店へ優先利用する電話の電話番号等の申込みが必要である。

(1) 電気通信設備の優先利用の適用範囲

① 非常扱いの通話及び電報は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

区 分	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱い 通 話 及び電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

	5	通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保非常扱いに関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関
	6	電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7	秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間（電報は海上保安庁の機関を含む。） 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8	災害の予防又は救援のための必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

区 分	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等
緊急扱い 電 話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	（１）非常扱いの通話を取扱う機関相互間（前記①の表中８欄に掲げるものを除く。） （２）緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（１）の機関との間
	2 治安維持のため緊急を要する事項	（１）警察機関相互間 （２）犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

	4	天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	新聞社放送事業者又は通信社の機関相互
	5	水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前記①の表及びこの欄の（3）までのものを除く。）相互間

③ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において、発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

区 分	電 報 の 内 容	機 関 等
緊急扱い 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（前記①の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
	3 治安維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間（海上保安庁の機関を含む。） (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

4	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5	天災、事変その他の災害状況の報道を内容とする事項	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
7	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前記①の表並びにこの表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

5 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

(1) 非常災害時において各防災機関はそれぞれの優先通信系が被災により不通となった場合、若しくは諸種の理由によってこれを利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。

① 使用する無線

ア 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線

イ 放送局の保有する無線

ウ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

エ 前各号以外で無線局を有する機関の無線

② 非常無線電報の作成要領

ア 無線通信による場合も、無線電話による場合も電報頼信紙又は適宜の用紙を使用する。

イ 電報の記載はカタカナ、又は通常の文書体とし、1通の本文字数は200字以内（通常文書体の場合はカタカナに換算して200字以内）とすること。ただし、通数に制限がない。

ウ あて先には、住所、氏名及び電話番号（判明する場合に限る。）を記載する。

③ 発信依頼方法

最寄りの無線局に非常無線電報を持参して依頼する。なお、非常災害発生のおそれのある場合は、あらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくものとする。

- (2) 発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力するものとする。

第2節 災害予警報の発表・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには関係防災機関や住民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

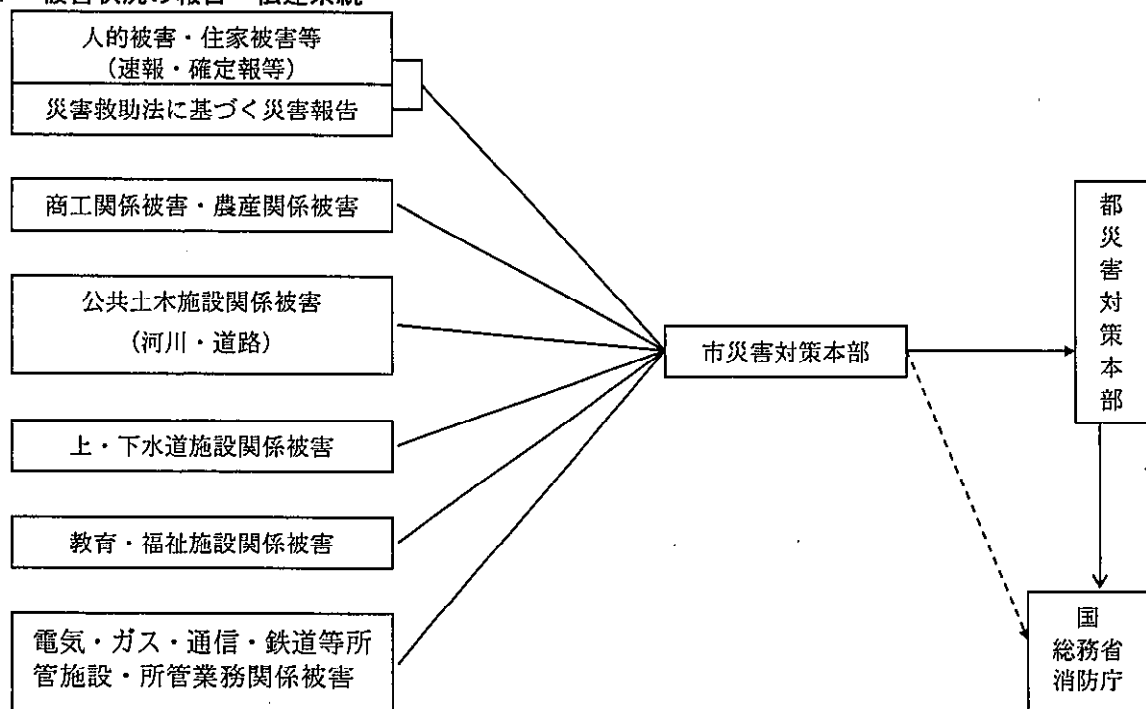
機 関 名	内 容
市	1 異常現象の通報 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。通報すべき異常現象（1）地象に関するもの噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、群発地震（2）水象に関するもの異常潮位、異常波浪 2 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等及び市民等に周知する措置をとる。 3 地象等予警報の伝達 市は、注意報及び警報について、都、警察署又はN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、関係機関等の協力を得て、市民に周知する。
調 布 警 察 署	1 地象等予警報の通報 警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、警察署管内の交番等を通じて市民に周知する。 2 異常現象の通報 警察署長は異常現象を周知したときは、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。
狛 江 消 防 署	1 地象等予警報の通報

	警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報するとともに消防出張所等を通じて、管内の市民に周知する。
東日本電信電話(株)東京南	1 警報の伝達 (1) 気象業務法に基づいて気象庁からNTT虎ノ門センターに伝達された各種警報は、各市町村及び関係機関に通報する。 (2) 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより各市町村に通報する。 (3) 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。 2 警報取扱い順位等 (1) 警報はすべての通信に優先して取扱い特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。津波警報（“津波なし” “津波解除”を除く）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。 (2) 警報の伝達料金は無料とする。
その他の防災機関	その他の防災機関は、市、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

第3節 被害状況等の収集体制

市をはじめ、防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、応急対策活動と併せて、必要に応じて相互に連絡をとる。特に市は都と密接な連絡をとる必要があることから、各機関は市本部への報告・連絡を密に行う。

1 被害状況の報告・伝達系統



機 関 名	内 容						
市	1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握を記するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。 (1) 地域別及び被害の種別等ごとに、調査報告責任者をあらかじめ定めおくとともに、防災市民組織等の協力体制の確保等についても、定めておく。 (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。 (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。 2 被害状況等の報告 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）の定めるところによる。 なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 (1) 報告すべき事項 ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定する。） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 市が既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。 ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑦ その他の必要な事項 (2) 報告の方法 データの端末の入力による。ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。 (3) 報告の種類・期限等 報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td><td>即時</td><td>発災情報</td></tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報
報告の種類	入力期限	入力画面					
発災通知	即時	発災情報					

			被害情報、措置情報
	要請通知		即時 要請情報
	確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内 災害総括
		各種確定報告	同上 被害情報、措置情報
	災害年報日		4月20日 災害総括
(4) 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第3部第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。			
調布警察署	1 全職員があらゆる活動を通じ、被害情報の収集を行い、関係防災機関との情報交換を図る。 2 主な情報収集事項 (1) 家屋の倒壊状況 (2) 死者、負傷者等の状況 (3) 主要道路、高速道路、橋りょう及び交通機関の状況 (4) 住民の避難状況 (5) 火災の拡大状況 (6) 堤防、護岸等の損壊状況 (7) 電気、水道、ガス及び通信施設の状況 (8) その他		
狛江消防署	1 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 (1) 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車、巡回情報収集班等による被害状況等の把握 (4) 夜間用高感度カメラを用いた消防ヘリコプターによる上空からの被害状況及び各種消防活動状況の把握 (5) 消防職団員の参集者から被害状況の把握 2 主な情報収集事項 (1) 火災発生状況及び消防活動状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (2) 救助・救急発生状況及び救助・ (5) 救急告示医療機関等の診療状況 救急活動状況 (6) その他消防活動上必要ある状況 (3) 避難道路及び橋りょうの被災状況		

その他の防災 関係機関	防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、災害に対し今後とろうとする措置その他必要事項について、市に情報を提供する。
----------------	---

第4節 広報及び広聴活動

災害発生時には、市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市、関係機関は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う必要がある。又、速やかな復旧を図るため、市、関係機関において広聴活動を展開し、市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

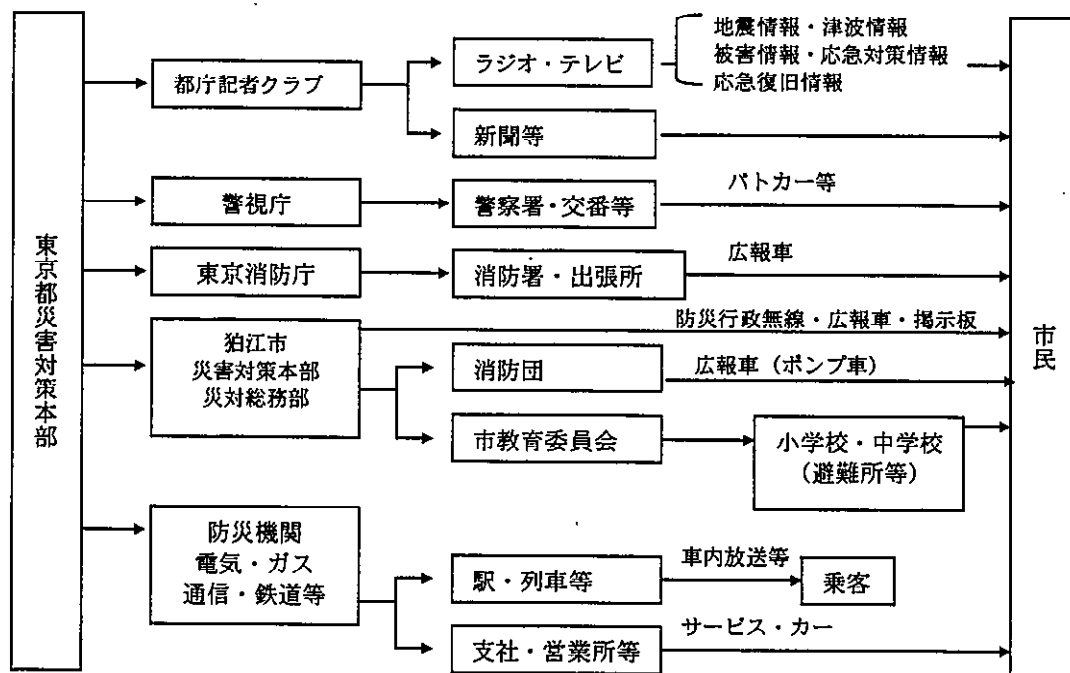
機 関 名	内 容
市	市の地域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。 1 震災発生直後に行う広報 (1) 地震の規模、気象の状況 (2) 電気、ガス、石油ストーブによる火災予防の注意 (3) 避難方法 2 被災者に関する広報 (1) 被害情報 (4) ライフラインの復旧状況 (2) 食料・物資等の配給状況 (5) 通信・交通機関等の復旧状況 (3) 医療機関の診療状況
調布警察署	関係防災機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、実情に即した現場広報を行い、混乱防止及び被害の拡大防止を図る。 1 広報内容 (1) 余震等気象庁の情報 (4) 主要道路、高速道路、橋等の被害状況及び復旧見通し (2) 地域の被害情報及び見通し及び復旧見通し (5) 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等 (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し等 2 広報手段 (1) トランジスターメガホン等の利用による広報 (2) 交番（駐在所）備付けマイクによる広報 (3) パトロール・カー、白バイ、広報車、サインカー等による広報
狛江消防署	1 広報内容

	(1) 災害時において、警防本部及び各方面本部から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。 ① 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者（高齢者・身体障がい者）への支援の呼びかけ ② 火災及び水災に関する情報 ③ 避難勧告又は避難命令等に関する情報 ④ 人心安定を図るための情報 ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報 ⑥ その他市民が必要としている情報 2 広報手段 (1) ヘリコプター及び広報車の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示及び口頭 (3) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 (4) ホームページ、消防防災メールマガジン等による情報提供 (5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供
狛江郵便局	1 広報内容 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 郵便貯金業務の非常取扱い (6) 災害ボランティア口座の開設 (7) 簡易保険業務の非常取扱い 2 広報手段 都内1,505箇所の郵便局窓口や局前等に掲出する。
東京電力(株) 武蔵野支社	1 広報活動 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。 また、公衆感電事故、電気火災を防止するため下記による広報活動を行う。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 (3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

	(7) その他事故防止のため留意すべき事項 2 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
東日本 電信電話(株) 東京南	1 災害時における広報活動 (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板により直接当該被災地に周知する。 (3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等での利用案内を実施する。
東京ガス(株) 西部支店	災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。 1 地震発生時には (1) ガスのにおいがする場合は、火気使用は厳禁であること。 (2) 換気扇やスイッチの操作は行わないこと（火花によって、爆発が起こる原因ともなるので避けること）。 (3) ガス臭い場合は、東京ガスに連絡すること。 (4) 可能な場合はガス栓を全部閉めること。 (5) 可能な場合は、ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。 2 マイコンメーター（ガスメーター）が作動してガスが出ない場合、安全を確認した上で (1) 上部の（蓋がある場合は、丸い蓋を外し、中の）ボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。 (2) 操作終了後3分間は、マイコンによる漏洩検査のため、ガスを使用しないこと。 3 供給を停止した場合 (1) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。 (2) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめ東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 4 供給再開時の広報

	(1) あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。 (2) 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。 (3) 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず東京ガスに連絡すること。 (4) ガスの使用再開後に異状を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、東京ガスに連絡すること。
--	---

震災時の広報活動における主な流れ図



2 広聴活動

震災時には、発災直後から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望等に対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
市	1 市庁舎又は避難所等に臨時相談所を設け、被災者の相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 2 相談所の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。 3 避難所等に相談所は設置されないときは、各避難場所の責任者が相談等に応じる。
調布警察署	本署又は交番等において、警察関係の相談にあたる。

狛江消防署	狛江消防署と猪方出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。
-------	---

3 報道機関への発表

(1) 市本部の発表

- ① 市本部が設置された場合、被災状況その他災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は災対総務部とする。そのため、災対総務部長は、災対各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

なお、報道機関への発表場所は、原則として記者クラブ又は市長公室において行う。

- ② 災対総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討した上で、報道機関へ発表する。
- ③ 夜間又は勤務時間外等に突発的に災害が発生し、前記①、②によりがたい場合は、災対総務部長は、災対関係部の部長と協議のうえ、発表するものとする。

(2) 狛江消防署の発表

消防署が行う警戒防ぎょ活動等を報道機関に発表する場合は、その時期と内容を市に通知するとともに報道の公正を期するよう発表するものとする。

(3) 各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて市本部においても前記(1)により発表する。

4 放送要請

市及び関係防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

(1) 放送要請協定機関

放送要請協定機関及び協定年月日は、次のとおりである。

放 送 機 関	協 定 年 月 日
日本放送協会	昭和55年12月1日
東京放送	
文化放送	
ニッポン放送	
アール・エフ・ラジオ日本	
エフエム東京	
日本テレビ	
フジテレビ	
テレビ朝日	
テレビ東京	
日経ラジオ社	昭和56年1月10日

J-WAVE	平成2年7月30日
MXテレビ	平成8年1月31日
インターエフエム	平成8年4月30日
JFN BS	平成13年8月29日

(2) 放送要請の手続

「災害時における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目により、原則として都知事に依頼要請する。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後速やかに都に報告する。

(3) 地域の放送機関との応援協定

市は、災害時における被災状況や市からの指示事項等が広く市民に周知できるよう、地域の放送機関との協定締結を進めていく。

O

O

第3章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法による救助の実施

東京都の地域に災害が発生し、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

市長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、知事はその職権の一部を市長に委任するものとする。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれかが一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

〈狛江市の災害救助法適用基準〉

人口	基準	
	1号	2号
78,319人	80世帯	40世帯

（注）人口は、平成17年10月1日国勢調査による。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができな

い状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が滅失したもの

住家の損傷、消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の半焼又は消失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

① 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

② 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続き

(1) 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市本部長（市長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けるものとする。

(3) 救助法の適用を知事に要請する場合は、東京都総務局総合防災部に対し、次の事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

① 災害発生の日時及び場所

② 災害の原因及び被害状況

③ 適用を要請する理由

④ 必要な救助の種類

⑤ 適用を必要とする期間

⑥ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

⑦ その他必要な事項

5 救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供給
 - ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 災害にかかった者の救出
 - ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 死体の搜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- (3) 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

2 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるもので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、各救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

第3節 法による救助の実施

1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次のとおりとする。基準額については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）により、適宜改訂を行う。

○

○

(1) 救助の程度・方法及び期間

救助の種類	救助の対象	平成18年度 費用の限度額	救助の期間	備考																																							
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費100人1日当たり30,000円以内 加算額 ①「福祉避難所を設置した場合、通常の実費を加算 ②冬季 別に定める額	災害発生の日から7日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上																																							
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼、又は流出し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規格1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,342,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内着工（ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり）	1 供給期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。 4 民間賃貸住宅の借上げに代えることができる。 5 都外からの輸送費は、別枠とする。																																							
炊出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先（遠隔地）などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。																																							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者（飲料水又は炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生から7日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上																																							
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																							
		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増す毎に加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊全焼流失</td><td>夏季</td><td>17,200</td><td>22,100</td><td>32,600</td><td>39,000</td><td>49,500</td><td>7,200</td></tr><tr><td>冬季</td><td>28,400</td><td>36,700</td><td>51,200</td><td>60,100</td><td>75,400</td><td>10,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td><td>夏季</td><td>5,600</td><td>7,500</td><td>11,300</td><td>13,700</td><td>17,400</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬季</td><td>9,000</td><td>11,900</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,200</td><td>3,300</td></tr></table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼流失	夏季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半壊半焼床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300			
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																				
全壊全焼流失	夏季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200																																				
	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																				
半壊半焼床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																				
	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																				
医療	医療を途を失った者（応急的措置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上																																							

		3 施術者…協定料金の額 以内		
助産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分娩をしたも ので、災害のため助産の途 を失った者	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の 実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内（た だし、厚生労働大臣の承認に より期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明の状態にある 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から3日以内 （ただし、厚生労働大臣の承 認により期間延長あり）	1 期間内に生死が明らか にならない場合は以後「死 体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計 上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住宅が半壊（半焼）し、自 らの資力により応急修理を することができない者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部 分 1 世帯当たり 500,000円以 内	災害発生の日から1か以内 （ただし、厚生労働大臣の承 認により期間延長あり）	。
学用品の給与	住宅が全半壊（全半焼）、流 失、床上浸水等により、学 用品の喪失又はき損し、就 学上支障のある小学校児童 及び中学校生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で、教育委員会に届け 出又はその承認を受けて使 用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円以内 中学校児童 1人当たり 4,400円以内	災害発生の日から1か月以内 （教科書） 災害発生の日から15日以内 （文房具及び通学用品）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺 又は棺財等の現物を支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 199,000 円以内 小人（12歳未満） 159,200 円以内	災害発生の日から10日以内 （ただし、厚生労働大臣の承 認により期間延長あり）	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か つ四囲の実情によりすでに 死亡していると推定される 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から10日以内 （ただし、厚生労働大臣の承 認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1体当たり 3,300円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費及びド ライアイスの購入費等は、通 常の実費 ②既存建物以外 1体当た り 5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 （ただし、厚生労働大臣の承 認により期間延長あり）	1 検索は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は別途計 上
障害物の除去	1 自力では除去できない 者 2 居室、炊事場、玄関等に 障害物が運び込まれて生 活に支障をきたしている 場合	1 世帯当たり 137,000円以 内	災害発生の日から10日以内 （ただし、厚生労働大臣の承 認により期間延長あり）	対象数は、半壊及び床上浸 水した世帯数の15%の範囲 とする。ただし、実情に応 じ、区市町村相互間におい て対象数の融通ができる
輸送費及び賃 金職員雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が認められる期間	

第4節 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、救助法に基づき、知事に次のような権限が付与されているが、市長は必要と認める場合、都知事と協議する。

1 従事命令……一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限

例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職など

2 協力命令……被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限

例えば、被災者を炊き出しに協力させるなど

3 管理、使用、保管命令及び収用……特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

(1) 管理……救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

(2) 使用……家屋を収用施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

(3) 保管……災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

(4) 収用……災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

第5節 災害救助基金

1 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、その財源に充てるため災害救助基金の積み立てをするなどの措置を検討する必要がある。

O

O

第4章 相互応援協力・派遣要請

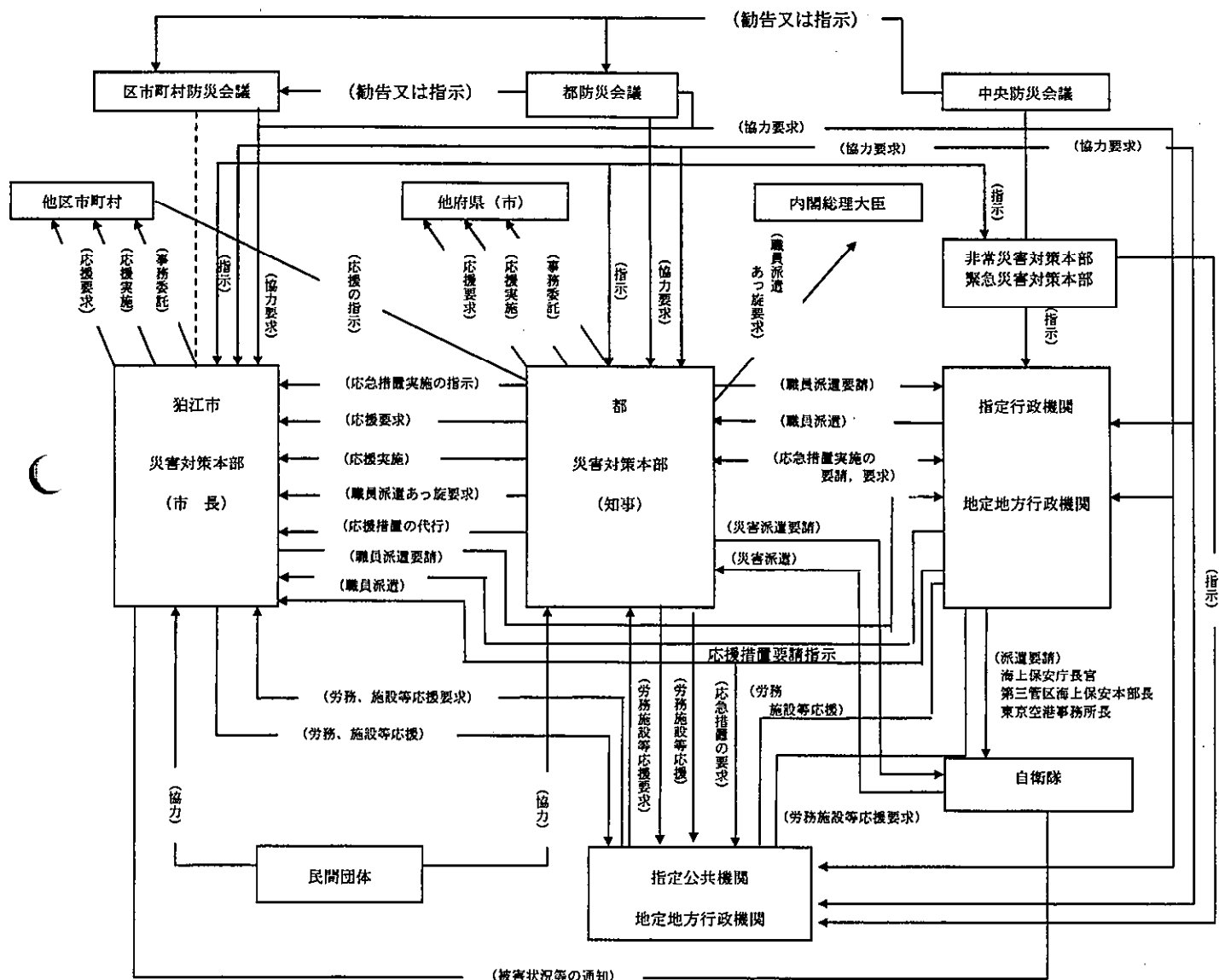
我が国は、地震列島といわれ、どの地域にも大地震発生の可能性があり、連携・協力して対応することが重要である。

地震により災害が発生した場合、各防災機関はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。

特に被害が広範囲に及ぶ場合、市の地域の防災機関のみの対応では困難であり、被災していない都、他区市町村や民間の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど応援体制のネットワーク化を図るとともに、その内容についても不断に研究・検討を行い、また、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ災害活動体制を強化・充実していくことが重要である。

震災時の防災協力体制（災害対策基本法）



第1節 相互応援協力

1 都との協力

- (1) 市は、都と災害対策上必要な資料の交換等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して市の地域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本部長（市長）は、災害が発生し、市の能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力について、必要に応じ、次の6「応急措置等の要請要領」の定める手続きにより都知事に要請するものとする。
- (3) 市は、災害救助法に基づいて救助をはじめ、市の地域内で行われる都の応急対策について積極的に協力するものとする。
- (4) 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

2 市内防災関係機関との協力

- (1) 市は、市の地域内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、市内防災関係機関と協力して、災害応急対策の実施に当たるものとする。
- (2) 市は、上記（1）に備え、平素から市の地域内の各防災関係機関と協議し、災害対策上必要な資料又は調査結果の成果を相互に交換し、協力体制の確立を図るものとする。
- (3) 指定公共機関等の場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、あるいは事前に協議して定めておくものとする。
- (4) 市内各防災機関は、災害応急対策を実施するにあたり、相互に協力してこれを行わなければならない。

3 民間団体との協力

市及び関係防災機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、震災時に積極的に協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。

また、住民の隣保共助の精神に基づく自発的な自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法について、市地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。

- (7) 被災状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付業務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

注1 公共的団体等とは、日本赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会、青年会議所、交通安全協会、防犯協会、社会福祉協議会等をいう。

注2 自主防災組織とは、住民の自発的な防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

5 他市町村との相互応援協定

- (1) 震災時における応急対策の万全を期するため、隣接区・市等と平素から協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 「震災時の相互応援協定」の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合は、その事務が円滑に行われるよう、応援の種類、手続き等必要な事項について相互応援体制の確立に努める。

6 応急措置等の要請要領

- (1) 市が都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。
- (2) 市本部長（市長）は、都に対し、応援又は他機関の応援職員の派遣のあっ旋を求める場合には、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

① 都に応援又は応急措置の実施を求める場合

ア 災害救助法の適用（第3章「災害救助法の適用」参照）

- (7) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被災の状況
- (ウ) 適用を要請する理由
- (エ) 必要な救助の種類
- (オ) 適用を必要とする期間
- (カ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (キ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- (7) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

ウ 都各部局への応援要請又は応急措置の実施要請

- (7) 被害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

- (ウ) 応援（応急措置）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (オ) その他必要な事項

② 都に他区市町村、関係防災機関の応援、又は職員の派遣のあっ旋を求める場合

ア 他区市町村又は関係防災機関の応援のあっ旋を求める場合

- (ア) 被害の状況及び要請理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関、他区市町村の職員の派遣のあっ旋を求める場合

- (ア) 派遣のあっ旋を求める理由
- (イ) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

ウ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあっ旋を求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

③ 都以外の機関に対する要請方法

他区市町村、指定地方行政機関等、都以外の関係防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

④ 経費の負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

〈災害対策基本法第32条、災害対策基本法施行令第18条〉

7 自衛隊の災害派遣

(1) 要請の時期

災害から市民の生命、財産を確保するため、本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 要請の方法

都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項を明らかにし、災害派遣要請を依頼する。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由

- ② 派遣を必要とする機関
- ③ 派遣を希望する部隊の種類・人員・車両・船舶・航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び行動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項

関係法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）

自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）

8 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

(1) 要請手続

① 市が行う要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事（都総務局総合防災部）に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 関係防災機関が行う要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、関係防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、(1)に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部）に依頼するものとする。

又、緊急な避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

③要請文のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊	第1師団長	〒179-0081練馬区北町4-1-1	車両・舟艇・航空機・地上部隊による各種災害の救援活動

④緊急の場合の連絡先

部隊名等（駐屯地・基地名）		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部（練馬）	第3部長又は同部防衛班長（3933）1161 内線238・239FAX254 （都防災無線） 434-611	司令部当直長（3933） 1161 内線207・228 （都防災無線） 434-615
	第1後方支援連隊（練馬）	第3科長又は運用訓練幹部（3933）1161内 線503 FAX425	部隊当直司令（3933） 1161 内線424

(2) 災害派遣部隊の受入体制

① 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

② 作業計画及び資器材の準備

各関係防災機関の長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

③ 連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

④ 宿舎等の配慮

市長及び各関係防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

⑤ 派遣部隊の宿泊予定地は、市内小・中学校とする。

⑥ ヘリコプター発着予定地は、多摩川緑地公園、防衛省共済組合狛江スポーツセンター及び都立狛江高校グラウンドとする。

(3) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

9 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な車両その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	（1）その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 （2）災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

O

O

第5章 消防・危険物対策

大地震時には、火災及び危険物、有毒ガス等の漏えいなどの災害の発生が予想される。

これらの災害の拡大を防止するには、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、更には、他区市町村との応援協力など、応急対策の確立が必要である。

第1節 震災消防活動

1 狛江消防署の活動態勢

狛江消防署は、発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。

また、消防団を含めて、全署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防ぎよ活動を展開して、大震災から市民の生命、財産を守る。

(1) 震災警防本部の運営

狛江消防署に署隊本部を常設し、本庁の警防本部、第八消防方面本部と常時、震災に即応できる体制を確保している。

発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

狛江消防署の配備態勢

項 目	活 動 態 勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都に23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員、及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員は招集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。 なお、消防団員の招集は、署隊本部から連絡を受けた市が行う。

(2) 震災消防活動

項	目	内 容
震災消防活動	活動の基本	1 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 4 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
	部隊の運用等	1 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
	情報収集等	1 署隊本部は、本庁の警防本部、方面隊本部と所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番の通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職（団）員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

2 狛江市消防団の活動態勢

震災時の狛江市消防団の活動基本は、狛江消防署震災消防計画に準じて行うものとする。

(1) 団本部

- ① 震災時における狛江市消防団の本部は団本部器具置場に設置する。
- ② 団本部は、消防署長の所轄の下に全消防団員を指揮統括する。
- ③ 団本部は、震災時において、署隊本部と連携を密にし、団の全機能をあげて効率的な部隊活動を行うとともに市民の安全確保に努めるものとする。
- ④ 団本部は、署隊長の要請により、必要がある場合は、消防部隊を集結、転戦させ効果的な部隊活動を行うものとする。
- ⑤ 団本部は、署隊長の要請を受け、各分団本部に必要な下命を行い、効果的な部隊活動を行うものとする。
- ⑥ 団本部は、各分団本部からの情報を収集し、円滑、効果的な部隊運用が行われるよう署隊本部に情報を連絡・報告するものとする。

(2) 招集及び参集

- ① 東京地方に震度5強以上の大規模な地震が発生したときは、別途計画に定める「警戒宣言発令に伴う消防団の活動基準」に準じて参集する。
- ② 団本部派遣員として参集した団員のうち、副団長1名、他1名を狛江消防署署隊本部に派

遣し、団本部及び署隊本部と連携を密にし、情報収集を行うものとする。

(3) 震災時の消防活動

① 出場態勢

震災初期	各分団が自己分団受持地区を優先するものとする。
震災初期以降	自己分団受持区域外の出場にあつては、団長の命を受け出場するものとする。

② 分団の運用

各分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり自己分団の指揮にあたるものとする。

- ア 参集団員等の被害状況報告をもとに、分団区域内の災害の程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消火班、監視警戒班及び救出・救護班の運用を行う。
- イ 団本部に対し、消火班、救出・救護班、監視警戒班の出動状況及び分団区域内の災害状況について報告する。この場合、災害の拡大・分団運営に直接関係するものを優先する。
- ウ 団本部が必要であると判断した場合は、救出・救護班及び警戒班の集結を命ずるほか、他分団への応援出場を命ずる。
- エ 分団本部は、区域内の情報を常時、団本部に報告する。

③ 消火班の活動

ア 消防活動

- (ア) 消火班は、分団区域内に火災が発生した場合は直ちに出場し防ぎよにあたる。ただし、同時に火災が数箇所から発生した場合は、重要地域、あるいは延焼危険のある地域を優先する。

(なお、放水口数は原則として1隊2口以上とする。)

- (イ) 消火班が防ぎよ中他の火災に転戦する場合、又は延焼防止後に転戦した場合、火災防ぎよ活動は地区消防隊及び付近住民の協力を求め、有効適切な防ぎよを行う。この場合消火班の火災防ぎよを受け継ぎ鎮圧できるよう努めること。なお、残火は再燃防止の徹底を期すること。

イ 避難場所、避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先した避難場所・避難路確保の消火活動を行う。

④ 監視警戒班の活動

- ア 災害現場において、消防隊員から協力を要請された場合は、積極的にその指揮下に入り、積極的に災害活動を行うものとする。ただし、分団本部、又は団本部へ報告し、確認をとること。

イ 警戒要領

警戒は、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、この場合、災害発生危険が多いと予想される場所を重点的に実施し、警戒にあたっては、拡声器又はメガホン、破壊器具、ロープ、懐中電灯、トランジスターラジオ等を携行するとともに、警戒要領はおおむね次による。

- (ア) 危険物、可燃性ガス、毒物等が流出している場合は、当該事業所の管理者、責任者に流

出防止の措置を要請するとともに、警戒区域に設定し火気使用制限又は車両等の進入を禁止する。

- (イ) 火災により飛火が生ずると判断したときは、風下方面の住民に対し、飛火の警戒、飛火した場合は、付近住民の協力を求めて消火活動に従事する。
- (ロ) 避難上、又は消火活動上障害となる道路上の持出物品等を認めた場合は、所有者に整理を命じ、活動上支障のないように措置する。災害状況並びに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用上及び災害の拡大に直接関係するものを優先する。
- (ハ) 民心の安定をはかるため、団本部、分団、消防隊、警察官等からの正しい情報により行動する。
- (ニ) 避難命令が発せられた場合は、火災の発生、延焼状況等を勘案し、団本部等の指示、命令を確認して住民に正しい情報を伝達し、安全な避難誘導に努める。
- (ホ) 監視警戒班員は、災害状況、措置状況、市民の動揺状況、不確定の情報等について分団長に報告する。

⑤ 充水措置

団本部は、狛江消防署の署隊長から充水の要請を受けたとき、又は消火活動中、水量の不足を生じたときは、充水するものとする。

⑥ 救出・救護班の活動

ア 各種情報収集

- (ア) 小田急線電車の衝突、脱線転覆による負傷者の状況
- (イ) 病院、劇場、マーケット等多数を収容する建物の倒壊による要救助者の状況
- (ロ) 一般家屋及び工作物の倒壊による要救助者の状況
- (ハ) 自動車の衝突による負傷者の状況
- (ニ) 落下物による負傷者の状況
- (ホ) 亀裂、断層、崖崩等による負傷者の状況

イ 発災初期における救出・救護活動

- (ア) 散発的で、かつ小規模の救助行動は、消防団員が主力となり、付近住民を指揮し実施する。
- (イ) 小規模の救出・救護活動に応じられるよう簡単な救助器具(破壊器具、ロープ、懐中電灯、手ぬぐい等)を携行するとともに、普段から応急手当、応急担架の作成要領、ロープ使用方法等の訓練をしておく。
- (ロ) 現場にある資器材を有効に活用し、付近の者の協力を得る等により救出活動を行う。
- (ハ) 救出に困難が予想される場合、又は負傷程度が大きい場合、あるいは生命に危険を伴うような災害に遭遇したときは、直ちに消防署の救助隊、救急隊又は医師の要請を行う等の措置をとること。

3 地区消防隊の活動態勢

各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し、消火にあたるものとする。

第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵施設等は、地震時には振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画の作成が義務づけられており、発生した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。

1 石油类等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
狛江消防署	1 危険物の流失、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
調布警察署	1 重点対象に警戒員を配置する。 2 消防隊及び施設関係者と協力して、初期防災活動を実施する。 3 警戒区域を設定し、付近住民を避難誘導する。 4 負傷者の救出及び救助活動を推進する。

2 高圧ガス保管施設の応急措置

大地震時に高圧ガス保管施設が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、当該事業所は全力を挙げ防除活動を実施するが、併せて被害を未然に防止するために関係機関への迅速、的確な通報を行うものとする。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
市	事故時には必要に応じて次の措置を行う。 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護

	5 情報提供 6 関係機関との連絡
調布警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡調整を行う。 2 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内に向う車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
狛江消防署	1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。又、これらの施設に対する災害応急対策については前節の「震災消防活動」により対処する。

3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合、被害が広範囲に拡大するおそれがあるため当該施設、事業所の管理責任者は全力を挙げ防除活動を実施するとともに、関係機関への迅速、的確な通報を行うものとする。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
多摩府中保健所	1 関係機関との連絡を密にし、毒物劇物にかかわる災害情報の収集、伝達に努める。 2 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための措置を講ずるよう指示する。 3 毒物劇物の飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物劇物取扱事業者に対し指示する。
狛江消防署	1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。又、これらの施設に対する災害応急対策については前節の「震災消防活動」により対処する。
市教育委員会	発生時の活動については、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 1 発生時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落

	下等による火災等の防止 5 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法
--	---

4 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素、又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告することとされている。

文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
狛江消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。又、消防機関は、前節の震災消防活動により災害応急活動を行うものとする。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等人命安全に関する応急措置

5 危険物等輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両

機 関 名	対 応 処 置
調布警察署	1 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための通常必要と認められる措置をとることを要請する。
狛江消防署	1 第2部第3章第4節第4項の危険物等の輸送の安全化に基づき、交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、前節の震災消防活動により対処するものとする。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
粕江消防署	事故時の対応措置 事故の通報を受けた粕江消防署は、警防本部に報告し、警防本部は直ちにその旨を総務局に通報するとともに事故の把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第6章 避難

大地震時には、地すべり、延焼火災などが発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢の整備を図るものとする。

なお、避難場所等の定義は、次のとおりとする。

1 避難場所（広域避難場所）

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

2 一時（いつとき）避難場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド等をいう。

3 避難道路

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

4 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する小・中学校等の建物をいう。

第1節 避難態勢

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められたときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

1 避難の勧告・指示

勧告と指示の相違点は、人命、身体の危険の切迫する度合いに対応しており、指示は勧告よりも被災の危険が目前に切迫していることを一般に受け止められることを期待して発表される。また拘束力も指示のほうが強い。

各機関の避難の勧告・指示は次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	1 市の地域内において危険が切迫した場合には、市長（本部長）は調布警察署長及び狹江消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、直ちに都本部に報告する。

	2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 3 平常時から地域又は自主防災組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。
都	知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難指示を行うほか、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。
調布警察署	火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官が居住者、滞在者、その他の者に対し、避難の指示を行う。 この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
狛江消防署	消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。 この場合直ちに市長に通報する。

2 避難誘導

各機関の避難誘導は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	避難の勧告・指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等の協力を得て、地域又は自主防災組織、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、防災市民組織のリーダーや事業所の管理者等を中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。 なお、避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。 震災の状況に応じ、学校長（園長等）以下各担任教師（担任保育士等）を中心に、児童（園児等を含む。）・生徒の安全確保できる避難誘導をするよう指導する。
調布警察署	自主統制により一時避難場所に集合した地域住民、事業所職員等のリーダーを中心に編成した集団を単位に、指定された避難場所に避難させる。 この場合、病人、老人、身体障がい者等災害時要援護者は優先して避

	難させる。 1 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における各個広報活動を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連携により、必要な避難措置を講じる。 3 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集及び広報活動、行方不明者等の把握並びに危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
狛江消防署	1 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害の拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を調布警察署に通報する。 2 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

3 避難方式

(1) 一時避難場所に集合した後避難場所へ避難（２段階避難）

震災時における避難方式は、防災会等自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式が有効である。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常の生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもある。

一時避難場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に身近な学校のグラウンド等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として市が事前に選定するものであり、その効果は次のとおりである。

- ① 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- ② 近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。
- ③ 市の職員、警察官又は防災会等自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。

避難者は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、防災会等自主防災組織の組織のリーダー、市の職員、警察官等の誘導により避難場所への避難を行う。

一時避難場所の選定基準等は、次のとおりである。

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、団地の広場等とする。
選定者	市が防災市民組織や警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。
選定数	14箇所（平成19年1月現在）

一時避難場所設置計画一覧

場所（施設）名	所在地	面積（㎡）
狛江第一小学校グラウンド	和泉本町 1-37-1	9,435
狛江第三小学校グラウンド	猪方 1-11-1	15,957
狛江第五小学校グラウンド	東野川 1-35-13	10,375
狛江第六小学校グラウンド	駒井町 1-21-1	10,999
和泉小学校グラウンド	中和泉 3-33-1	12,098
緑野小学校グラウンド	和泉本町 4-3-1	13,630
狛江第一中学校グラウンド	和泉本町 2-15-1	18,210
狛江第二中学校グラウンド	猪方 2-7-1	15,829
狛江第三中学校グラウンド	元和泉 1-23-1	13,636
狛江第四中学校グラウンド	東野川 4-1-1	12,875
旧第七小学校グラウンド	西野川 4-8-1	5,597
西和泉グラウンド	西和泉 1-16-1	14,176
都営団地（公園）	和泉本町 4-7	5,075
多摩川住宅（公園）	西和泉 1・2丁目	15,700

(2) 避難場所（広域避難場所）への直接避難

市における避難方式は、前記(1)の２段階避難方式を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行うものとする。

(3) 避難場所（広域避難場所）の運用

震災時における避難場所の運用は原則として市が行う。

機 関 名	内 容
市	避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておくものとする。 なお、措置内容等は、おおむね次のとおりである。 1 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置すること。 2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。 3 傷病者に対し救急医療をほどこすため、救護所及び医師等を確保すること。 4 避難場所の衛生保全に努めること。 5 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施すること。

6	避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。
---	---

第2節 避難場所（広域避難場所）・避難道路の安全化

震災時においては、行政と市民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。市は、そのような事態に備えであらかじめ避難場所・避難道路を確保している。

1 避難場所（広域避難場所）・避難道路の指定

避難場所は、主として大震災時の市街地大火から市民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、区部では東京都震災対策条例第47条に基づき指定している。

狛江市では、大火が収まるまでの対応として区部に準じて下記のとおり避難場所を指定している。

- ① 多摩川左岸一帯 : 570,000.00㎡ (57.0ha)
- ② 市立西河原公園 : 16,070.61㎡ (1.61ha)
- ③ 防衛省共済組合狛江スポーツセンター : 16,822.41㎡ (1.69ha)

※東京都水道局資材置場についても避難場所として検討する必要がある。

指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、遠距離避難地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域については、避難者を安全、円滑に誘導するため、既設の市道について、避難道路として整備する必要がある。

(1) 避難場所の指定の考え方

- ① 周辺市街地大火によるふく射熱 (2,050Kcal/m²h) に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

なお、西河原公園等を含む、和泉多摩川緑地は、都市計画決定されている約20haについて、避難場所としての市民のより一層の安全性等を確保するため、その整備手法や手順について検討していく。なお、検討にあたっては、今後とも関係機関との協議を進める。

2 避難場所・避難道路の安全化

(1) 避難道路、橋梁の整備

- ① 指定避難場所への避難方法については、任意の経路を利用して避難することを原則とするが、避難場所までの距離が約3km以上の地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域には避難道路を指定することとなっている。

狛江市内では、ほとんどの地域が避難場所までの距離が3km以内であるが、完成もしくは

概成している都市計画道路が避難道路として考えられる。

更に、避難者を安全かつ円滑に誘導するため、未整備である調3・4・2号、調3・4・16号、調3・4・17号について早朝に整備を図ることが必要である。また、橋梁、河川施設などの公共土木施設の耐震性の維持に努める。

(2) 消防水利の整備

- ① 避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者は危険な状態に陥るので、避難者の安全を確保するための消火活動と消防水利の確保が必要不可欠である。避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するために、巨大水利の確保や防火水槽の整備及び街頭消火器の増設を推進する。

(3) 避難道路沿い施設の安全化

① 水道施設

主要道路や避難道路に埋設されている配水管が地震により大きな被害を受けた場合、発災後の諸活動や避難者の円滑な避難に支障をきたすため、耐震性に劣ると考えられる施設については、管の取替、防護等を実施し、耐震性の強化を図る。

② 電気施設

避難道路の安全確保及び円滑な避難誘導を行うため、次の設備強化及び維持管理の強化を行っている。

ア 設備強化

- (ア) 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。
- (イ) 電線の混触による短絡断線防止対策として、絶縁電線を使用している。
- (ウ) 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空又は気中開閉器を使用している。

イ 設備管理

避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。

③ ガス施設

避難場所・避難道路等の安全性を確保するため、導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第3節 避難所の設置・運営

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食糧等の配布を行うなどの保護を行う。

1 避難所の開設等

- (1) 市は、必要に応じて別表の施設の中から避難所を開設する。
- (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所に連絡する。
- (3) 避難所を開設した場合は、災対教育部長は管理責任者を定める。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 避難所の運営に必要な照明設備等の資機材、食糧の備蓄、台帳等をあらかじめ整備し、避難所機能の強化を図る。
- (6) 何らかの事情により避難所が開設されない場合又は避難所が不足する場合には、必要に応じ都福祉保健局の調達する資材により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置する。
- (7) 野外収容施設の設置期間は避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- (8) 避難所の地区割当は行わないものとするが、努めて地域や町会・自治会別に収容するよう配慮する。
- (9) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つように努める。
- (10) 避難所の収容基準は、概ね次のとおりとする。
 - 一時収容3.3㎡当り4人
 - 長期収容3.3㎡当り2人

避難所設置計画一覧

施設名	所在地	電話	体育館の 延面積	構造	収容人員		給食 能力
					一時	長期	
狛江第一小学校	和泉本町 1-37-1	3480-0241~2	(㎡) 956	S	(人) 1,159	(人) 579	(人) 1,000
狛江第三小学校	猪方 1-11-1	3480-8585~6	893	S	1,082	541	1,000
狛江第五小学校	東野川 1-35-13	3489-4430. 4463	714	S	865	433	1,000
狛江第六小学校	駒井町 1-21-1	3480-9981~2	700	S	848	424	1,000
和泉小学校	中和泉 3-33-1	3480-3881~2	711	S	862	431	1,000
緑野小学校	和泉本町 4-3-1	3489-5418~9	854	S	1,035	518	1,000
狛江第一中学校	和泉本町 2-15-1	3480-0121~2	926	RC	1,122	561	0
狛江第二中学校	猪方 2-7-1	3480-8891~2	1009	RC	1,223	612	0
狛江第三中学校	元和泉 1-23-1	3489-5416~7	909	S	1,102	551	0
狛江第四中学校	東野川 4-1-1	3480-9691~2	946	S	1,147	573	0
西和泉体育館	西和泉 1-16-1	0424-83-4940~1	694	S	841	421	0
上和泉 地域センター	和泉本町 4-7-51	3489-9101	540	RC	655	327	30
狛江高校	元和泉 3-9-1	3489-2241	1,056	RC	1,280	640	0

※上記以外に地域センター、公民館、保育園、学童保育所等の使用も検討する。

2 二次避難所（福祉避難所）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。
- (3) 指定した二次避難所（福祉避難所）の所在地等について都福祉保健局に報告する。
- (4) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに都福祉保健局、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所等関係機関に連絡する。

※現在、二次避難所（福祉避難所）に、あいとぴあセンターを指定しているが、今後他の社会福祉施設についても協定の締結を検討していく。

3 避難所の管理運営

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に避難所運営マニュアルを作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとする。

(1) 避難所の管理

- ① 災対教育部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指定するものとする。
- ② 避難所に配置された職員は、本部の指示に基づき、施設の管理者及び防災会等自主防災組織等協力団体の協力を得て避難の管理を行う。

③ 避難所配置職員の任務

ア 避難者の受付及び人員把握

イ 収容者の組織編成

収容者をなるべく防災会等自主防災組織等地域ごとに適当な人員によって班を編成し、役員を決め、市職員の業務について協力を要請する。

ウ 物資の受払及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払い及び配分を行う。

エ 諸記録及び報告

避難所の運用管理状況等必要な記録をし、市本部に報告する。

(2) 避難所の運用

- ① 避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置すること。
- ② 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
- ③ 傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。
- ④ 避難所の衛生保全に努めること。
- ⑤ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を決め、平等かつ能率的な配給を実施すること。
- ⑥ 避難解除となった場合の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

4 被災者の他地区への移送

- (1) 市長は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合、市長は、所属職員の中から、移送先における避難所の管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入れを指示された区市町村は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力する。
- (5) その他、必要なことは、その都度定める。

O

O

第7章 警備・交通規制

震災時に警察は、市民の生命、身体及び財産の保護及び各種の犯罪の予防、鎮圧及び捜査、交通の取締り、その他被災地における公共の安全と治安の秩序の維持に当たることが極めて重要である。

第1節 警備活動（調布警察署）

災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、関係機関は、速やかに総力をあげて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締りその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

1 警備本部等の設置

警視庁管内に大震災が発生した場合には、各級警備本部を設置して指揮態勢を確立する。

2 部隊運用等

- (1) 警備要員は、東京都（島しょを除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に自主的に参集する。
- (2) 調布警察署長は、部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

3 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 被災者の救出、避難誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の検視（見分）
- (5) 交通規制
- (6) パトロール活動等による公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制（調布警察署）

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧、確保等応急対策活動を行う上で不可欠である。

1 交通対策

(1) 交通規制の実施

大地震の発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な

緊急車両の通行を確保することを最重点として、次の交通規制を実施する。

① 第1次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大地震が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる。

ア 都県境、国道16号線における規制

国道16号線以東の都県境では、車両の流入、流出とも通行禁止、国道16号線以西から都心方向への車両は進入禁止とする。

イ 通行禁止区域

多摩川、国道246号線、及び環状7号線の内側の区域を全面車両通行禁止とする。

ウ 緊急交通路

別表1に掲げる避難者及び緊急通行車両用の37路線（以下「交通確保指定37路線」という。）は、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

なお、高速道路（首都高速道路及び高速自動車国道）の規制区域は、別表1の⑦のとおり

② 第2次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。この場合、次の規制措置を基本とし、第1次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。

ア 都心部に被害が集中している場合の規制措置

(7) 通行禁止区域の拡大・縮小

通行禁止区域は次の区域を基準として拡大又は縮小する。

a 下町区域

外堀通り、昌平橋通り、不忍通り、尾竹橋通り、荒川放水路の内側

b 環状5号線内側区域

環状5号線、尾竹橋通り、荒川放水路の内側

c 環状6号線内側区域

環状6号線、中山道、環状7号線、荒川放水路の内側

d 環状7号線の内側区域

環状7号線の内側

e 環状8号線内側地域

多摩川、国道246号線、環状8号線、笹目通り、都県境の内側

(4) 都心地区指定路線の視察

別表第2に掲げる都心地区36路線（以下「都心地区指定36路線」という）の道路状況を視察する。

(5) 緊急交通路

都心地区指定36路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

イ 多摩地区に被害が集中している場合の規制措置

(7) 緊急交通路の追加指定

別表 3 に掲げる多摩地区指定12路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、全線車両通行禁止とする。

ウ 都内全域に被害が拡大している場合の規制措置

前記ア及びイの規制措置を同時に実施する。この場合、通行禁止区域にあっては、必要により国道16号線以内又は都内全域にその区域を拡大する。

エ 一般道路

国道16号線以内への車両の流入規制に必要な地点

2 留意事項

- (1) 第1次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。
- (2) 通行禁止区域（面的規制区域）内への規制を行う線となる外周の道路（環7等）については、規制した車両のう回路とするので規制しない。
- (3) 第2次交通規制に示す規制措置はあくまでも基本であって、必要に応じこれらによらない規制措置を行う。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する規制措置もこれに対応させていく。

3 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

都県境及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、調布警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(3) 装備資器（機）材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロープ、セーフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(4) 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

4 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

5 緊急通行車両等の確認事務等

緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

6 広報活動

(1) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等によ

る現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- 1 家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動する。ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - (1) あわてずに減速し、左側（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側）に寄せ、右側（又は道路中央部分）を開けて停車し、エンジンを切る。
 - (2) カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - (4) ラジオ、文字情報等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待つて行動する。
- 4 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大鉄則を守る。
 - (1) 交差点を避け道路の左端に寄せて停車する
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない
 - (4) 貴重品を車内に残さない

別表1 交通確保指定37路線

①第一京浜（日本橋～六郷橋）	⑳三鷹通り（下布田～中央通り）
②第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	㉑小金井街道（八幡宿2～郵便局前）
③中原街道（中原口～丸子橋）	㉒府中街道（寿町3～秋津3）
④目黒通り（清正公前～等々力不動前）	㉓芋窪街道（曙町2～芋窪）
⑤玉川通り（三宅坂～上馬）	㉔残堀街道（宮沢東～三ツ木）
⑥甲州街道（桜田門～都県境）	㉕志木街道（秋津3～郵便局前）
⑦青梅・新青梅茸道（新宿大ガード西～田無本町1～北原、瑞穂松原～都県境・北原～瑞穂松原）	㉖新奥多摩街道（日野橋～青梅市役所下）
⑧目白通り（九段坂下～三軒寺）	㉗吉野街道（友田～青梅市民会館南）
⑨川越街道（本郷3～東埼橋）	㉘滝山街道（左入町入口～友田）
⑩中山道（室町3～戸田橋）	㉙町田街道（町田街道入口～町田辻）
⑪北本通り（王子駅前～新荒川大橋）	㉚北野街道（高幡橋南～八王子館町）
⑫日光街道（日本橋元標～毛長川橋）	㉛川崎街道（新大栗橋～川崎街道入口）
⑬水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）	㉜多摩ニュータウン通り（多摩センター入口～乞田新大橋）
⑭京葉道路（浅草橋～谷河内）	㉝八王子立川線（石川入口～多摩大橋）
⑮蔵前橋通り（湯島1～市川橋）	㉞鎌倉街道（本宿2～都県境）
⑯中央南北線（日野橋～砂川第二）	㉟大和バイパス（町田市内）
⑰東八道路（宇宙研究所前～栄町3）	㊱小作北通り（小作坂下～今井馬場崎）
⑱五日市街道（関前～五日市駅前）	㊲高速道路（首都高速道路及び高速自動車国道全線）
㉑井の頭通り（大塚2～関前）	

別表2 都心地区指定36路線

①駒沢通り補助5号線（南青山7～多摩美大前）	㉕清澄通り（吾妻橋2～勝どき2）
②六本木通り（国会下～渋谷2）	㉖内堀通り（平川門～赤羽橋）
③世田谷通り（三軒茶屋～多摩水道橋）	㉗外堀通り（八重洲中央口～八重洲中央口）
④井の頭通り（代々木公園交番前～大原第2）	㉘環状5号線（浜崎橋～古川橋～新木場1）
⑤赤坂杉並線（山王下～代々木公園交番前）	㉙環状6号線（新東海橋～仲宿三叉路）
⑥早稲田通り（飯田橋～善福寺）	㊱新大宮バイパス（北町8～三園2）
⑦大久保通り（神楽坂上～高円寺南1）	㊲高島通り（志村坂下～三園2）
⑧昌平橋通り（昌平橋～池の端）	㊳晴海通り（日比谷～東雲）
⑨尾竹橋通り（鶯谷駅前～谷塚橋）	㊴平和橋通り（千住新橋～八蔵橋）
⑩言問通り（本郷弥生町～言問橋西詰）	㊵船堀街道（東小松川～湾岸道路接）
⑪浅草通り（上野駅前～福神橋）	㊶水元公園通り（金町1～水元公園）
⑫千葉街道（東小松川～市川橋）	㊷本郷通り（東大農学部前～王子駅前）
⑬大手町両国線（大手町～両国橋西詰）	

⑭永代通り（日本橋～日曹橋）	
⑮皇居前八丁堀線（二重橋前～永代橋西詰）	
⑯海岸通り（蓬萊橋～鈴ヶ森）	
⑰旧海岸通り（汐路橋～新東海橋）	
⑱三ツ目通り（言問橋東詰～辰巳3第2）	
⑲四ツ目通り（押上駅前～東陽公園前）	
⑳不忍通り（目白台2～上野公園前）	
㉑外苑東通り（飯倉2～鶴巻町）	
㉒靖国通り（新宿大ガード西～浅草橋）	
㉓日比谷通り（日比谷～芝5）	
㉔中央通り（万世橋～上野駅前）	

別表3 多摩地区指定12路線

①五日市街道（五日市街道入口～関前）	⑦鶴川街道（町田駅前～下石原）
②奥多摩街道（日野橋～小作坂下）	⑧新小金井街道（若松町2～茜屋橋）
③岩蔵街道（箱根ヶ崎～小曾木街道）	⑨吉祥寺通り（関町2～給田）
④川崎街道（新大栗橋～矢野口）	⑩所沢街道（北原～都県境）
⑤小金井街道（郵便局前～清瀬橋）	⑪府中街道（大丸～寿町3）
⑥青梅街道（田無本町1～瑞穂松原）	⑫志木街道（郵便局前～下清戸）

第8章 緊急輸送

物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

第1節 緊急物資輸送ネットワークの整備

1 緊急物資輸送ネットワーク

緊急物資輸送ネットワークは、都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ区市町村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網であり、本市の場合は、世田谷通りがこれに該当する。

その選定の考え方は次のとおりである。

緊急物資輸送ネットワークの選定の基本的な考え方

- 1 震災時における迅速な物資輸送を確保するため、他県と都を結ぶ主要道路と都内の陸上、海上、航空、水上輸送基地及び地域内輸送拠点等を結ぶ道路を緊急物資輸送ネットワークとして位置づけ、あらかじめ選定する。
- 2 物資輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を極力図るものとするが、地域内輸送拠点等へのアクセス等の関係から、緊急交通路以外の路線であっても、必要に応じ選定する。

2 輸送拠点

(1) 広域輸送基地

他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、都は広域輸送基地を定めており、本市地域に隣接している基地は次のとおりである。

区分 \ 項目	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	世田谷市場	世田谷区大蔵1-4-1	

(2) 地域内輸送拠点

市の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送の拠点は、原則として狛江市役所（市民ひろば）とする。

(3) 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、できるだけ速やかに代替地を選定確保する。

3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測される。このため

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定しておくものとする。

第2節 緊急道路啓開等

地震時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱などの障害物が道路上散乱することが予測される。被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都及び市は、緊急交通路等を確保するための緊急道路啓開（緊急道路障害物除去）路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没やき裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路啓開とは、選定した緊急道路啓開路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることである。

1 緊急道路啓開路線の選定

震災時において緊急道路啓開を実施する路線の選定は、次の基準により行う。

選定基準（都建設局）	1 緊急交通路の路線 2 緊急物資輸送ネットワークの路線 3 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 4 上記1～3の路線と主要公共施設（病院等）、警察署及び消防署等を結ぶ路線 5 上記1～4は、原則として、幅員15m以上の道路の路線
------------	--

- (1) 狛江市内では、都道3号世田谷・町田線、都道11号大田・調布線、都道114号武蔵野・狛江線、市道3号線・都道114号線武蔵野・狛江線の4路線は、都の緊急啓開路線に指定されている。
- (2) 市は、被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、市内の災害拠点を結ぶ道路を緊急啓開道路として指定し、その整備を促進する。

2 緊急啓開作業態勢

- (1) 都は、緊急啓開路線については、最優先に除去作業を実施することとしている。市では、これらの路線の障害物の状況を調査し、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、都が行う啓開作業に協力する。
- (2) 市の緊急啓開道路については、障害物の状況を調査し、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告を行うとともに、協定に基づき狛江市建設業協会、狛江市建設業協力会に障害物除去等応急措置について協力を求める。
- (3) 啓開用資機材の整備

都建設局及び市は、平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行うものとする。

3 河川障害物除去

市内の各河川については、その機能の確保を図るため、管理者は障害物除去作業を実施する。

市は、管理者の行う除去作業に協力する。

第3節 輸送車両等の確保

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。特に迅速な消防活動、適切な救援、救護活動は車両の円滑な調達を前提としている。

1 車両等の調達・手配

- (1) 市をはじめ各防災機関は、独自に車両の運用調達を定め、災害時の応急対策活動に備える。
- (2) 本部設置後は、災対市民部が市保有車両の集中管理、外部からの集中調達を行う。
- (3) 災対市民部は、市各部がその所掌業務遂行上必要とする車両について検討、調整し、第一次的には各部保有の車両を配分する。
- (4) 市保有車両に不足を生じる時は、災対市民部は、都財務局及び関係防災機関に車両の供給を要請するとともに、市内運送業者等の協力を得て、車両を調達する。

市の所有車両一覧表（消防団車両を除く）

（平成19年1月1日現在）

乗用車	貨物自動車（トラック）		貨客両用車（バン）	ダンプカー	軽自動車	その他 バス マイクロバス	バイク	合計
	大型	小型						
4	1	6	27	3	3	0	1	45

- (5) 借上による車両を調達する場合の料金については、別途協議して定める。
- (6) 車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者と、災害時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。

2 緊急通行車両等の確認

警戒宣言発令時及び、震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条の2に基づく緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を調布警察署長に申請する。

- (1) 確認実施機関
 - ① 警視庁 市長が確認する車両を除いた他の車両については、都公安委員会が確認を行う。
- (2) 確認対象車両
 - ① 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、又は次のいずれかに該当する車両

であること。

- ア 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
 - イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
 - ウ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
 - オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
 - カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
 - ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
 - ケ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
 - コ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの
- ② 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し、又は警戒宣言発令時並びに災害発生時、調達契約の相手方から調達する車両であること。

第4節 人員及び救助物資等の輸送

1 人員輸送

避難勧告が発せられた場合における住民の輸送は原則として行わない。ただし、災害時要援護者等の自主的避難促進のため、市本部長が必要と認めたときには、市保有車両により緊急輸送する。

2 資材及び物資の輸送

- (1) 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送は、車両の集中管理を行う災対市民部において配車等の事務を総括することとし、他の災対部の適切な協力を得て実施するよう努める。
- (2) 都等へ資材及び物資を要請した場合、又は災害救助法の適用に基づく救助物資等は、都が指定する引継場所から輸送する。

第9章 救助・救急

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、関係機関が連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第1節 救助・救急活動態勢等（狛江消防署、調布警察署、狛江市消防団）

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

機 関 名	活 動 態 勢 ・ 内 容
狛江消防署	1 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 4 傷病者を、適応する医療機関に迅速に搬送する。
調布警察署	1 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊（署員編成の部隊、機動隊等）を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班若しくは医療機関に引き継ぐ。 3 救出・救護活動にあたっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 4 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。
狛江市消防団	消防力に余力がある場合は、消防署、警察署と協力し、救助・救急活動にあたる。

第2節 救助・救急体制

1 狛江市消防団の救助・救急体制

- (1) 救助については、消防活動計画に基づく活動を行っても、なお消防力に余力がある場合に限り、必要に応じ適宜救助に転用する。
- (2) 救急活動は原則として次のような分担で行う。

活動区分 担当区域	担 架 班	交通整理・現場管理
小田急線以南	2・3・5・8分団	1・6・7分団
小田急線以北	1・6・7分団	2・3・5・8分団

(3) 救出・救護活動能力の向上

応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助を必要とする事案が予想されるので、市民による地域ぐるみの救出・応急救護活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織の救出救護員及び市民に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが応急救護を行えるようにする必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第10章 医療救護

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。

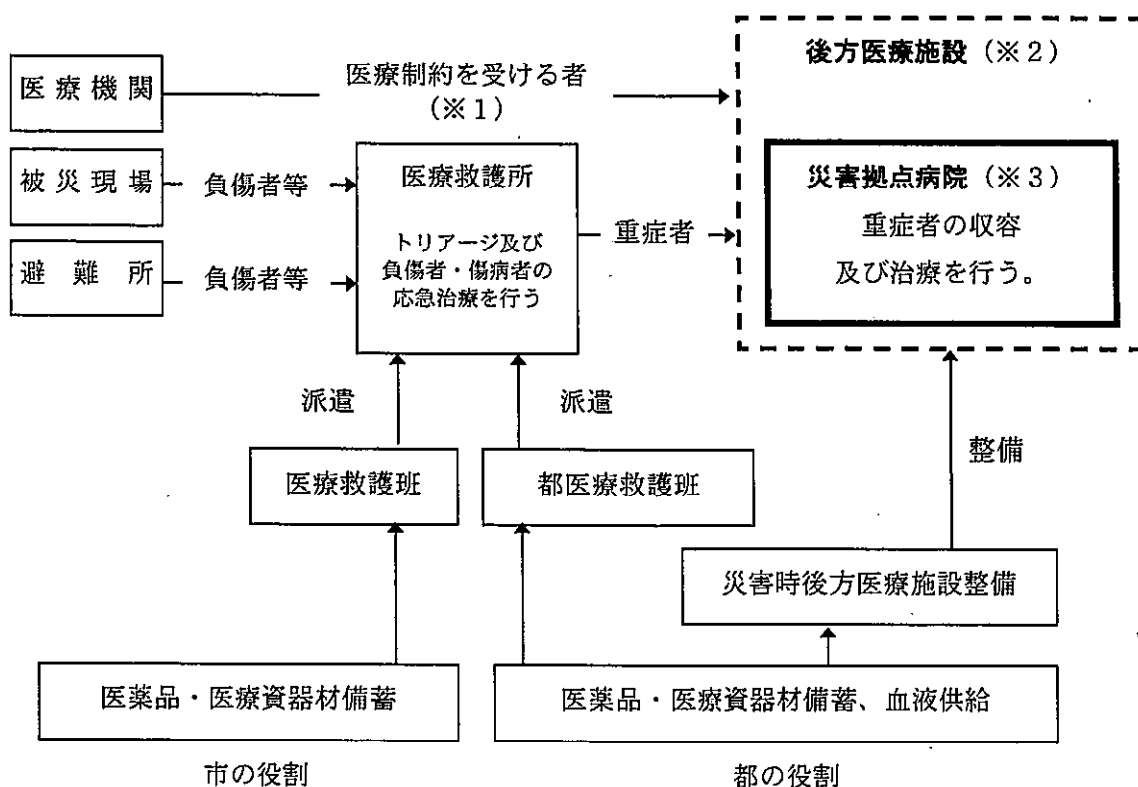
医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守るかなめである。市は、各防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本章では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制及び後方医療体制等の施策について定める。

災害時における医療救護の流れは、次のとおりである。

市は、地域の被害状況等に応じて開設する医療救護所に医療救護班の派遣を行うとともに、医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

大災害時の医療救護の流れ



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 「後方医療施設」とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関をいう。

※３ 「災害拠点病院」とは、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担うとして東京都
が指定している病院をいう。

第1節 医療情報の収集伝達

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。

1 被害情報の収集

市は、医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、災害拠点病院・都立病院・救急告示医療機関以外の病院）の被害状況や活動状況等について把握し、都福祉保健局に報告する。

2 医療機関との連絡

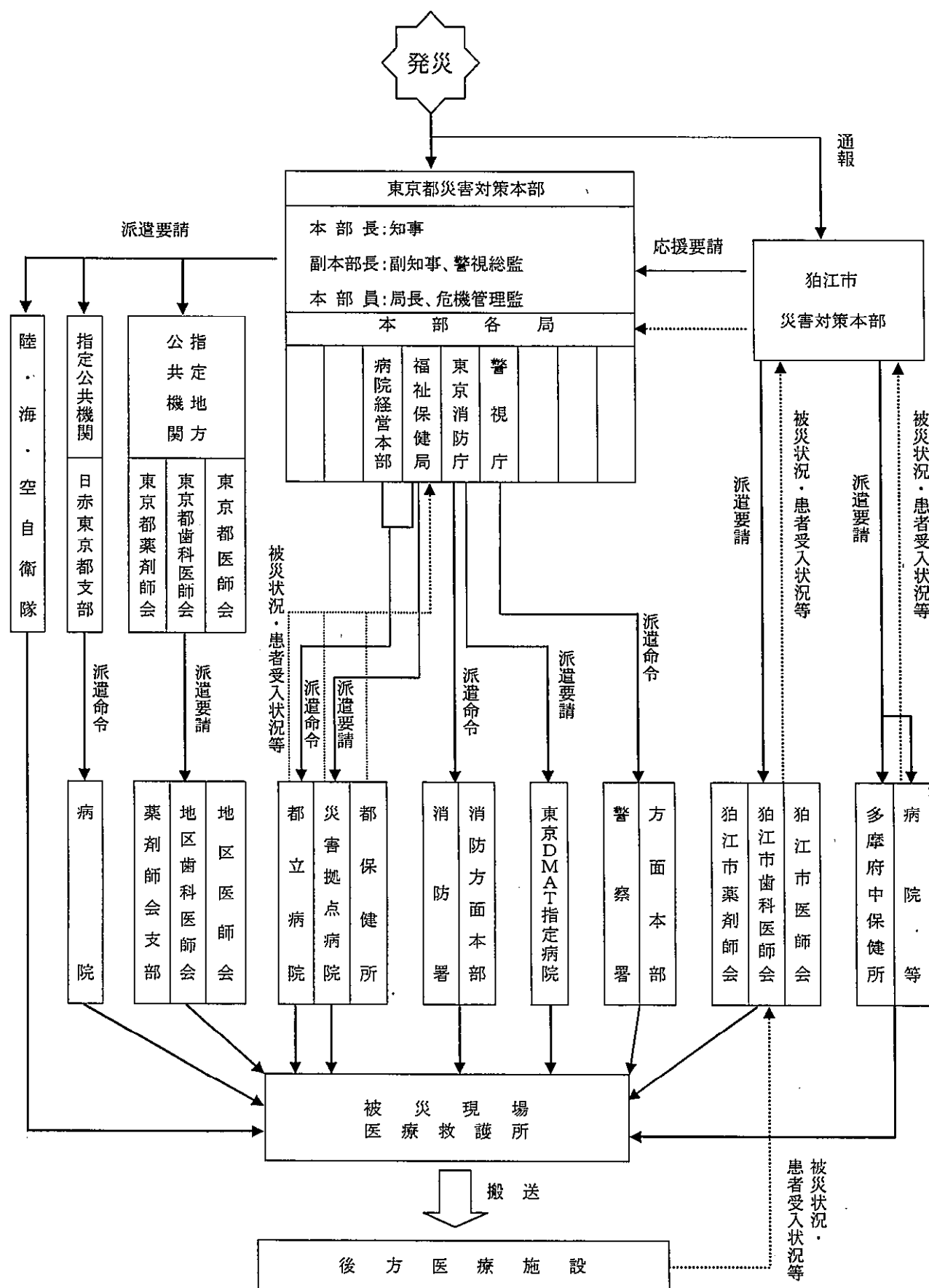
災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するために、医療機関及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する必要がある。

市は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡に有線電話及び防災行政無線により、通信手段の確保に努める。

3 市民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況を、防災行政無線、広報車、市報等を通じて市民に広報するとともに、市民に対する相談窓口を設置し、医療情報の周知や医療相談に対応する。

＜医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図＞



※区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

第2節 初動医療体制

災害時における医療救護は、市が一次的に実施する。このため、市は災害時において速やかに医療救護活動ができるよう市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。市医師会等は市からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、医療救護班を派遣する。

都は、これらを応援・補完する立場から医療救護班を編成し、応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に、医療救護班を派遣する。

1 医療救護班の編成

(1) 市医師会医療救護班

医療救護班の編成人員は医師1人、看護要員1人、事務員1人で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。また、出動する班の数及び形態は市本部長と市医師会長が協議して定める。

(2) 市歯科医師会医療救護班

医療救護班の編成は、歯科医師1人、歯科衛生士1人、事務員1人で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。

(3) 市薬剤師会医療救護班

医療救護班の編成は、薬剤師3人で1班、または、薬剤師2人、事務員1名で1班とする。

2 医療救護活動

医療救護活動は、次のとおり行う。

(1) 機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	1 市長は、必要に応じ市医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。市の対応能力のみでは十分でない認められるときは、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するものとする。
狛江市医師会	1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 市長から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに医療救護活動等を行う。 3 医療救護班は、原則として医療救護所等における医療救護に従事する。
狛江市歯科医師会	1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する 2 市長から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに歯科医療救護活動等を行う。 3 歯科医療救護班は、原則として医療救護所等における歯科医療救護に従事する。

狛江市薬剤師会	1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する 2 市長から「災害時の救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、医療救護活動等を行う。 3 薬剤師班は、原則として医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する。
----------------	---

(2) 医療救護所の設置等

- ① 市長は、医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。また医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班を配置する。
- ② 医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。
 - ア 500人以上の避難所
 - イ 二次避難所（福祉避難所）
 - ウ 医療機関
 - エ 災害現場

(3) 医療救護班の業務内容

- ① 傷病者に対する応急処置（歯科医療を含む。）
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ④ 助産救護
- ⑤ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

(4) 狛江消防署の支援

狛江消防署は、市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。

支援内容は、次のとおりとする。

- ① 傷病者の収容先医療機関の選定
- ② 後方医療施設への搬送
- ③ 傷病者の応急処置

(5) 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災対建設環境部が行う。

3 医薬品・医療資器材の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

(1) 医薬品・医療資器材の備蓄

各機関は、次のとおり医薬品・医療資器材の備蓄及び運用を行う。

- ① 機関の対応

機 関 名	内 容
市	1 災害時の医療救護班用として、医薬品等を備蓄する。 2 災害発生後、速やかに市薬剤師会と連携のうえ、原則として、あらかじめ選定した候補地に、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす「医薬品ストックセンター」を設置する。 3 不足が生じた場合は、市において独自に調達するとともに、都に協力要請を行う。

② 災対健康福祉部は、市の現有医療資器材を携行するものとし、各医療救護班が使用する医療資器材が不足したときは、災害対策本部に対し、調達を依頼して補給する。

③ 市医師会医療救護班は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用消耗資器材については、後日市に費用を請求するものとする。

なお、医師会医療救護班が使用する災害備蓄医薬品等の搬送は、原則として災対健康福祉部が行うものとする。

(2) 血液製剤の確保

市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

第3節 負傷者等の搬送体制

効果的な医療救護活動を行うためには、迅速・適切な負傷者、医療スタッフ及び医薬品等の搬送体制を確立することが必要である。

1 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、市長又は都福祉保健局長に搬送を要請する。

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは、市が対応し、医療救護所から後方医療施設までは市及び都が対応する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

- (1) 狛江消防署に搬送を要請する。
- (2) 市が確保した自動車で搬送する。
- (3) 医療救護班が使用した自動車等で搬送する。
- (4) 必要に応じて、応援協定等に基づき、都や他の区市町村に広域的搬送を要請する。

2 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

3 医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として市が設置する医療救護所等で用いる医薬品・医療資器材については市が対応し、都が備蓄・供給する医薬品・医療資器材については都が対応する。

第4節 後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。しかし、大地震発生時には、上下水道、電力、ガス等のライフライン機能が停止し、医療機関の機能が大幅に低下することが予想される。このため関係機関は万全の体制をとるものとする。

なお、市内で後方医療施設の災害拠点病院として、都から指定されている病院は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	病床数
東京慈恵会医科大学 附属第三病院	和泉本町4-1-1	03-3480-1151	638床

第5節 保健衛生

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

1 保健活動

(1) 保健師班の編成

市及び都は、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健師班の活動内容

保健師班は、次の保健活動を行う。

- ① 避難所における健康相談
- ② 地域における巡回健康相談
- ③ その他必要な保健活動

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災住民に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、市は、一般の医療救護体制とは別に、保健所及び市医師会等の協力による巡回精神科診療チームを編成するなど精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルケア対策を行う体制の整備を図る。

3 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

又、倒壊建物等重量物の圧迫による、いわゆる挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣施設等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用していない井戸水等を飲まなければならない事態の生ずることが予想されるため、飲み水の安全確保を迅速に行う必要がある。

このため、保健所に消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について要請する。

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不自由な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等が予想される。

このため保健所では、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、食品の安全を図ることとしている。食品衛生監視班が、保健所長等の指揮のもとに行う活動は次のとおりである。

- ① 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- ② 食品保管所の衛生確保
- ③ 避難所の食品衛生指導
- ④ 関係施設の貯水槽の衛生検査
- ⑤ 仮設店舗等の衛生指導
- ⑥ その他飲食に起因する衛生上の危害発生の防止

5 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市や関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制の確立を進めている。

(1) 被災地域における動物の適正な飼育

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

第6節 防疫

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより衛生環境が悪化し、伝染病を含む各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、伝染病の発生、まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

1 防疫活動

市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、防疫班、隔離消毒班、防疫検水班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1) 市・都の役割

① 市

ア 市長は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、そ族こん虫駆除を行うものとし、これらの業務は、都本部設置後も、市において実施するものとする。

イ 市長は、状況に応じて隔離消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を迅速かつ的確に行うものとする。

ウ 市長は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。

エ 市長は、防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないと認めるときは、都福祉保健局長又は市医師会長に協力を要請するものとする。

オ 市長は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

② 都（多摩府中保健所）

ア 保健所長は、市の防疫に関する協力の要請があったとき、その他必要と認めたときは、活動支援や指導を行い、又は他区市町村との調整を図るものとする。

イ 保健所長は、防疫活動を実施するにあたって必要と認めるときは、地区医師会長に協力を要請するものとする。

ウ 災害により防疫活動を必要とするときは、保健所長は状況に応じて、防疫班、食品衛生監視班及び水の安全パトロール班を編成し、出動させるものとし、それぞれ次の業務を実施基準に従い迅速かつ的確に行うものとする。

(ア) 防疫班の業務

a 健康調査及び健康相談

- b 避難所の防疫指導
- c 応急治療
- d 感染症予防のための健康指導
- (イ) 食品衛生監視班の業務
 - a 食品集積所、避難所、仮設店舗の食料品の衛生指導
 - b 食中毒予防の啓発活動
- (ウ) 水の安全パトロール班の業務
 - a 消毒薬の配布及び消毒の確認
 - b 飲料水の消毒及び指導
- (2) 防疫業務の実施基準
 - ① 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。
 - ② 患者の隔離及び消毒

市の隔離消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、伝染病患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
 - ③ 避難所の防疫措置

ア 市長は、避難所開設後直ちにトイレその他不潔場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ 食品衛生監視班及び水の安全パトロール班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
 - ④ 消毒とその確認

ア 市長は、被災家屋、下水及びその他不潔場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

イ 市は、被災地の井戸が汚染されたときは、直ちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、市が直接消毒するか又は消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。
 - ⑤ 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、次の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、市と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

イ 水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について

エ 断水時の手洗い、うがいの方法について

オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

(3) 防疫班等の編成

区 分	班 名	構 成
市	防疫班	医師 1 名 保健師又は看護師 1 名 事務員 1 名 計 3 名
都	食品衛生監視班	食品衛生監視員 2 名 事務員 1 名 計 3 名
	水の安全パトロール班	環境衛生監視員 1 名 (又は環境衛生監視員 2 名) 事務員 1 名 計 2 名

2 防疫用資材の備蓄・調達

(1) 市

- ① 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。
- ② 避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

O

O

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要があるが、特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

第1節 飲料水の供給

震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。

このことから、市はこれまで、震災対策井戸の指定や応急給水用資器材の整備等に施策を推進してきたが、今後さらにこれらの施策を強化し、迅速な飲料水の供給を図るものとする。

1 応急給水活動

- (1) 給水は集団給水を原則とし、戸別給水はしないものとする。
- (2) 応急給水活動により人心の安定を図る必要がある中で、特に次の場所については関係機関と連絡を密にし、優先的に給水するものとする。

① 一時避難場所及び避難所

② 避難場所（広域）

③ 医療救護所

- (3) 給水活動の拠点

粕江市水道課（和泉本町浄水所）とする。

- (4) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人当たり3リットルを基準とする。

- (5) 給水体制

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、ポリタンク、飲料水用水袋等の応急給水用資器材を活用し輸送する。また、道路啓開が遅れ輸送が困難な場合は、市において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

2 粕江市の水道施設等

- (1) 揚水施設

（平成18年12月現在）

名 称	所 在 地	揚水量 (m ³ /h)	備 考
和泉本町1号水源	和泉本町4-1-1	19	
和泉本町2号水源	" 4-6-1	11	

西野川1号水源	西野川2-37-7	—	休止中
西野川2号水源	〃 1-17-7	25	
西野川3号水源	〃 4-35-2	39	
西野川4号水源	〃 1-19-1	33	

(2) 貯水施設

(平成18年12月現在)

貯水(配水)槽構造	所在地	確保容量 (m ³)	給水人口 (1日あたり)
地下式鉄筋コンクリート造	和泉本町4-6-1	2,530	1人3リットルで 約11日分

(3) 災害対策指定井戸 (67箇所)

(平成18年12月現在)

地 区	箇 所	地 区	箇 所
和泉本町	5	駒井町	5
中和泉	4	岩戸南	10
元和泉	7	岩戸北	7
東和泉	6	東野川	3
猪方	19	西野川	1

(4) 市保有給水資器材

(平成19年3月末現在)

名 称	数 量	配 備 場 所 (備 蓄 倉 庫)	備 考
応急給水用濾過装置	5基	前原公園・市バス車庫・西和泉校舎(暫定)	
ポリタンク(20ℓ用)	334個	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・旧7小・和泉小・1中・2中・4中・高架下・前原公園	
組立式水槽(2.2m ³ 用)	25基	1中・西和泉校舎(暫定)	
給水タンク(1m ³ 用)	5基	1中・西和泉校舎(暫定)	
飲料水用水袋	4,750袋	緑野小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・慈恵第三病院	
給水栓一式	1式	慈恵第三病院	

第2節 食料の供給

震災の発生によって、食品の流通機構は、混乱状態になることが予想されるので、平時から災

害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を即時調達し得る措置を講じておく必要がある。

1 食料の備蓄・調達体制

(1) 主食の確保

食料の給付は、災害救助法が適用されるまでは市が行うこととされ、又同法の適用後は都が行うことになるが、市本部長が都知事の職権の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事による救助の実施を待つことができない場合、市が実施しなければならないため、災害発生当初の食料の確保を図るものとする。

炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。

このため、物資の放出が迅速にできるよう食料の備蓄調達体制を整える。

道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行う。

又、主食確保の方策の一つとして弁当の調達体制についても検討する。

なお、市の備蓄食料だけでは十分でない場合も考えられるので、市報等の機会を捉えて市民や市内の企業等に対しても自己備蓄を推進するようPRしていくものとする。

① 主食の備蓄・調達

ア 市はアルファ化米、サバイバルフーズ※を備蓄しているが、食生活の多様化や高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、レトルト食品等の備蓄も図っていくことを検討する。

イ アルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、市内の米穀業者から米穀を調達するとともに、都（福祉保健局）に備蓄品の放出を要請する。

主食の備蓄状況（平成19年3月現在）

品 目	数 量	備 考
アルファ化米	30,350食	※ 水を加えるだけで簡単に調理ができ、25年間保存できる合成保存料ゼロの食品。
サバイバルフーズ ※	4,860食	

② 炊出し実施

震災後およそ3日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

③ 実施の場所

原則として、避難所の給食設備を用いて行うが、火災等により使用できない場合は、炊出し釜等を使用する。

(2) 調製粉乳の備蓄

被災乳幼児（1歳未満）用として必要な調製粉乳を備蓄するものとする。

(3) 副食品の備蓄と調達

道路の啓開が本格化する3日目以後は、米飯の炊出しにより給食することになっている。このため、米飯給食に必要な梅干、佃煮等の副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等の調達（備蓄）計画をたて、調達先、その他必要な事項について定めておくものとする。

2 食料の配布

(1) 備蓄・調達物資の輸送

被災者の食生活を一時的に保護するため、避難所で食品を給与するために必要な備蓄・調達物資の輸送については災対市民部が行う。

(2) 食品集積地及び輸送拠点

被災者に給付される食品を計画的に集積する場所が必要であり、避難場所付近や交通及び輸送に便利な公共施設等とする。

本市の輸送拠点となる集積地は、原則として次のとおりとする。

施設名	所在地
狛江市役所	和泉本町 1-1-5

(3) 配布基準

被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、東京都の災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

（給食基準）【平成 19 年度】

災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額

1 人 1 日 1,010 円以内（災害発生の日から 7 日間）

ただし、米飯は労力奉仕によることとし、原則として手数料は含まない。

(4) 被災者への配布

① 給食の順位

被災者に対する給食は、原則として、アルファ化米、サバイバルフーズ、米飯の炊出しの順で行う。

② 給食の範囲

被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象に実施するが、状況により自宅残留被災者にも給食するよう努力する。

③ 配分の方法

避難所では混乱のおきないように公正な配分方針をたて、被災者の協力を得て実施するものとし、災害時要援護者から優先して実施するよう、配布方法を定める。

(5) 備蓄倉庫の整備

避難所で被災者に食料、生活必需品等を迅速かつ円滑に供給するためには、各施設に備蓄倉庫を確保することが必要であり、今後も避難所となる公的施設には備蓄倉庫の設置を検討していく。

第3節 生活必需品等の供給

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか常に取扱業者と連絡の上、調達可能数量を把握し、震災時において速やかに搬出できるよう、日頃から救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画しておくものとする。

1 生活必需品等の備蓄、調達体制

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の給付は、災害救助法が適用されるまでは市が行うこととされ、又同法の適用後は都が行うことになるが、市本部長が都知事の職権の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事による救助の実施を待つことができない場合、市が実施しなければならないため、応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

生活必需品等の備蓄状況（平成19年3月現在）

品 名	数 量	備 蓄 場 所（備 蓄 倉 庫）	備 考
毛布	2,553	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園・市バス車庫（暫定）	
ゴザ	329	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
救助用カーペット	750	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
ローソク	4,698	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
肌着	900	3小・高架下	
ロールペーパー	11,700	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園	
紙おむつ（幼児・成人用）	10,788	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・高架下	
粉ミルク	24	高架下	
哺乳びん	60	高架下	
飲料水（1.5ℓペットボトル）	112	高架下	

(2) 調達体制

① 災害救助法適用前

ア 生活必需品等の指定品目

調達品目（及び数量）は、災害救助法施行細則に定めるものとする。

イ 必要数量の把握

災対総務部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、災対市民部長に調達を指示する。

ウ 調達方法

(f) 災対市民部長は、災対総務部長からの調達指示に基づき、速やかに市内又は近隣市区の業者から調達することとなるが、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先等そのための調達計画をあらかじめ検討しておくものとする。

(g) 市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときには都福祉保健局に備蓄物資の放出等を要請する。

② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は、原則として都に手配方を要請するものとする。ただし、都知事から現地調達の指示を受けた場合は、前記①の方法で都の救助事務を補助する。なお、通信途絶等緊急の場合は、市において必要な品目を定め直接業者から購入し、事後に都知事に報告する。

2 生活必需品等の配布基準及び配布

(1) 配布基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行規則に定めるところによる。ただし、事情によりこの基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の承認）は、別途都知事の承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

(2) 配布

① 配布する品目

被災者に給与する品目、数量等は、被害の状況に応じて配布基準の定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着の類）

エ 見廻品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等の類）

オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）

カ 食器（茶碗、皿、箸等の類）

キ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、ゴザ等の類）

ク 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等の類）

② 実施決定

災害救助法適用後は、都知事の決定を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を

受ける暇がないときは、前記①により決定し、被災者に配分後、直ちに都知事に報告する。

③ 配布

ア 生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な家財を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し行うものとし、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者に対しても必要に応じ実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められ者については、応急救助物資を給与する必要があるないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

イ 災対市民部長は、災対総務部長と緊密な連携のもと、被災者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。

ウ 災対市民部長は、イの配分計画にに基づき、自主防災組織、民間協力団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に公平に配布する。

エ 被災者に救助物資を配布したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。

O

O

第12章 ごみ・し尿・がれき処理

地震の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の態勢によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

第1節 ごみ処理

1 活動方針

災害発生により排出されるごみ等を迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るものとする。

このため、この計画に準じて、区域内におけるごみ処理計画を策定し、これに対処するものとする。

2 推定排出量及び処理方法

(1) 推定排出量

災害時に発生するごみは、収集体制を確立するまでの一定期間に下記の一般生活により発生するもののほか、地震により破損した家電製品や家具類などの粗大ごみ、陶器やガラス類、さらには、避難所から発生する食べ残し、おむつ、空き缶、空きビン、発泡トレイ、ペットボトル、乾電池等の可燃・不燃ごみが大量に排出されることが推定される。

一般生活により排出されるごみ

項 目	推定排出量	世 帯 数	排 出 量
一世帯の排出量（1日）	1.85kg	37,470	25.299t

（平成18年3月31日現在）

(2) 処理方法

- ① 災害時のごみは、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。
- ② ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ作業計画を樹立し、被災地域ごみ収集にあたり、委託清掃作業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び賃金職員等の雇上げ等により処理に当たる。
- ③ 処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、中継所を予め指定し、収集の効率化を図る。
- ④ 市の処理限度を超える場合は、都（環境局）に必要な調整・支援を求める。

機関別対応内容

機 関 名	対 応
都環境局	被災状況の把握を行い、必要な調整・支援を行う。
市	所管の区域におけるごみ処理計画を策定する。また、都環境局に被害状況を報告する。

ごみ処理（可燃物、不燃物、空ビン、空缶）処理に当たる人員及び処理量

	収集運搬車	作業員数	収集量 日
委託業者分	2トン積 14台 3トン積 1台 軽トラック 1台	運転手 10人 作業員 10人	24.10t
	2トン積 14台 3トン積 4台 4トン積 2台 軽トラック 2台	運転手 10人 作業員 10人	28.54t
直営分	2トン積 2台	運転手 2人 作業員 4人	3.69t
合計	2トン積 28台 3トン積 5台 4トン積 2台 軽トラック 3台	運転手 22人 作業員 24人	53.59t

第2節 し尿処理

1 し尿処理体制

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定される。このため、被災地の衛生環境を確保し、し尿処理の基本的な考え方及び避難場所、避難所等におけるし尿処理計画を策定し、これに対処するものとする。

(1) し尿処理の基本的な考え方

- ① 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- ② ①の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
- ③ 市で確保できるし尿収集車では対応できない場合、また仮設トイレ等災害用トイレが不足した場合は、都（環境局、福祉保健局）に応援要請を行う。

機関別対応内容

機 関 名	対 応
都環境局・福祉保健局	災害用トイレの確保、し尿収集・運搬に関する、広域的な調整を実施する。

都下水道局	収集されたし尿について、下水道施設での受け入れ・処理を行う。
市	災害用トイレの備蓄・確保をする。 し尿を、し尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入する。 都環境局に被害状況を報告する。

(2) し尿処理計画

- ① 震災により排出されるし尿は、人員器材の効率的な使用及び臨機、多様な方策により処理し、被災地の衛生環境の確保を図る。
- ② 多摩川衛生組合処理場の被害状況を把握し、その応急復旧を図るとともに、作業の必要に応じて臨時的清掃施設を確保し、処理活動が円滑に進行するよう万全を期する。

2 し尿処理方法

(1) 避難所等における対応

① 避難場所（広域避難場所）

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

② 避難所

火災の延焼拡大のおそれなくなった場合、住居制約者は避難所に収容保護する。避難所は、公共建物を利用して設置することになっているが、排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、仮設トイレ等を用意する。

なお、関係機関は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアル整備を行う。

③ 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。

(2) 仮設トイレ等によるし尿処理

① 仮設トイレ等の設養

仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮することとする。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備するものとする。

イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものを考慮する。

ウ 設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(仮設トイレの備蓄状況)

(平成19年2月末現在)

区 分	数 量
仮設トイレ（貯留式）	27基
仮設トイレ（マンホール式）	74基
合計	101基

第3節 がれき処理

1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」と呼ぶ。）を適正に処理する。

このため、市はこの計画に準じて、市の地域におけるがれき処理の計画を策定し、これに対処するものとする。

各機関の処理方針

機 関 名	処 理 方 針
都環境局	被災状況の把握を行い、他自治体への応援要請など必要な調整・支援を行う。
市	市域におけるがれき処理の計画を策定し対処する。また、都環境局へ、被害状況及びがれき発生量を報告する。

2 処理計画

(1) 緊急道路啓開作業に伴うがれきの搬入

発災直後、救護活動を円滑に行うため実施する緊急道路啓開作業により収集したがれきを、がれき仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(2) がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

又、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。

がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

①受付事務

市は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

②民間業者との契約事務

緊急道路啓開終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧、復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

③適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、又アスベスト等の有害物質については、廃棄物処理法等の関連法令・条例や所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出したがれきについては、仮置場に搬入する。

(3) がれきの仮置場の設置

仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置し、がれき処理の経過に応じて、次のように区分する。

① 第一次仮置場

緊急道路啓開により収集したがれきを、処理体制が整うまでの間、付近の避難場所等に仮置きするために設置する。緊急終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により生じたがれきの積替え用地として使用する。

② 第二次仮置場

緊急道路啓開終了後、他の応急対策で使用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。なお、仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。

(4) がれきの中間処理・再利用・最終処分

集積場所から分別して搬出されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行ったうえで、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）や「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づいて、できるだけ再利用する方法をとる。

再利用不可能なものに限り、焼却処分するなどできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ、最終処分場に、がれきを搬入する。その後、さらに必要に応じて都が管理する既存の最終処分場への搬入について、協議を要請する。

3 処理に必要な協力体制について

がれきの処理にあたっては、次の業務について資器材の提供を含め、狛江市建設業協会等関係業者に協力を求めて、効率的に実施する。

(1) 倒壊建物の解体・がれきの除去

① 倒壊建物の解体業務

② がれきの撤去業務

- (2) がれき仮置場の設置
 - ① 仮置場の維持管理業務
 - ② 仮置場からのがれきの搬出
- (3) がれきの中間処理、再利用、最終処分
 - ① 廃木材・コンクリートがら等の破碎処理
 - ② 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
 - ③ 再利用施設への搬入
 - ④ 再利用施設での優先的処理
 - ⑤ 最終処分場へのがれきの搬入

第4節 土石、竹木等の除去

災害救助法施行令第8条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を明らかにする。

1 土石、竹木等の除去

(1) 土石、竹木等の除去計画

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

各機関の対策内容

機 関 名	対 策
市	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、狛江市建設業協会等関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。 第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

(2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- ① 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- ③ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある

場合等は対象とならない。).

- ④ 半壊又は床上浸水したものであること(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。).
- ⑤ 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

O

O

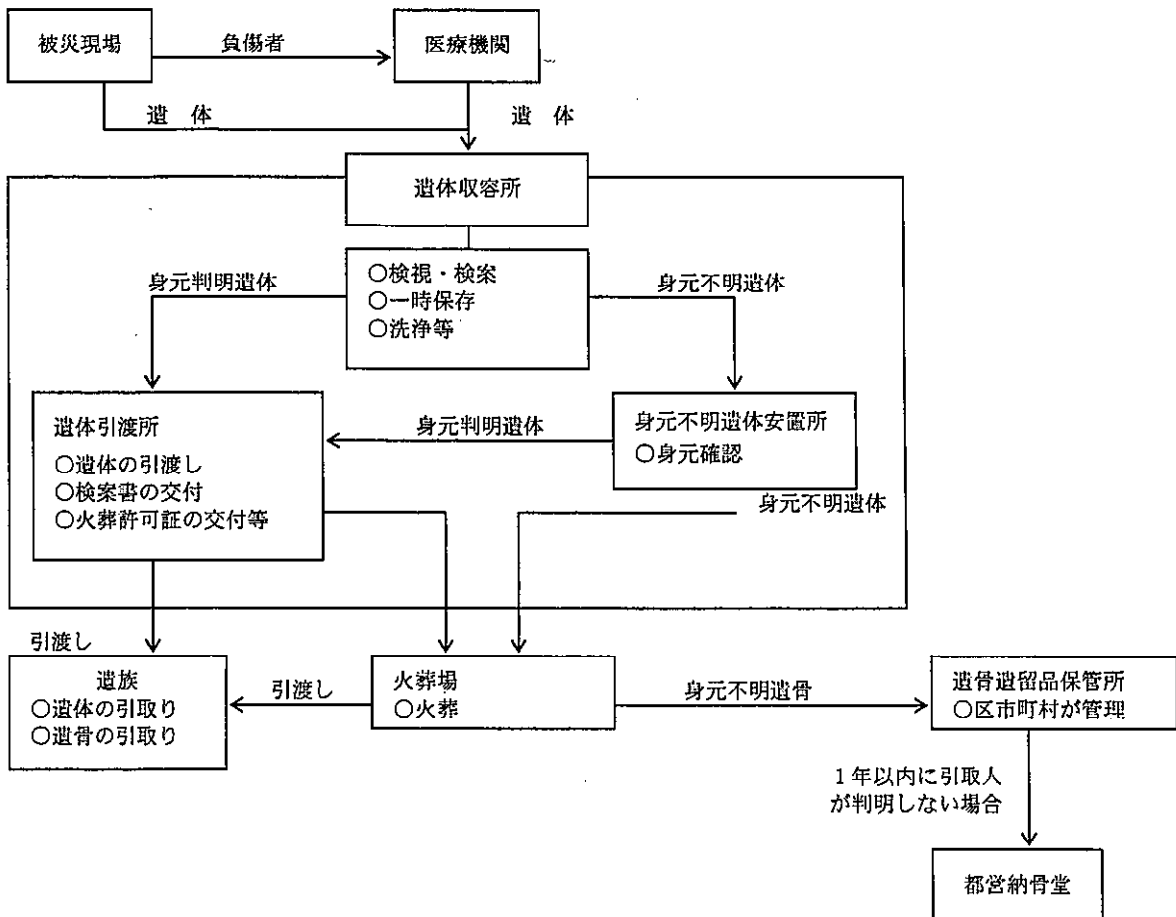
第13章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都各部局、区市町村及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

遺体取扱いの流れ



1 搜索・収容等

(1) 遺体の搜索

行方不明者のうち、四囲の事情からすでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

① 機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	1 都総務局に協議し、都各部局、警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。 2 災害救助法が適用された場合も、市本部長は都知事の補助機関として搜索を実施する。
都	市からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
調布警察署	1 行方不明者の届出、受理、情報の入手、調査搜索を実施する。 2 身元不明者については、身元の確認に努める。 3 検視（見分）後の遺体は、市に処理を引き継ぐ。

② 搜索の期間等

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長（特別基準）		災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 （1） 延長の期間 （2） 期間の延長を要する地域 （3） 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） （4） その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）
国庫負担	対象となる経費	1 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	搜索のために要した「賃金職員等雇上費」及び「輸送費」も国庫負担の対象となるが、いずれも経理上、搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」及び「輸送費」として、おのおの一括計上する。

③ 必要帳票等の整備

市は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 捜索用機械器具燃料受払簿

ウ 死体の捜索状況記録簿

エ 死体の捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は、調布警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

(3) 遺体の収容等

① 遺体の収容

市は、災害発生後速やかに遺体収容所（市民総合体育館等）を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び調布警察署に報告する。又、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

都は、市長の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

② 遺体収容所

遺体収容所においては、管理責任者を配置し、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、市は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。

③ 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

④ 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を速め伝染病発生の原因ともなりかねない。又、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

⑤ 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

⑥ 期間の延長（特別基準）

11日以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）
- エ その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）
- ⑦ 国庫負担の対象となる費用の限度
 - ア 遺体の一時保存のための費用は次のとおりとする。
 - (ア) 既存建物を利用する場合……………借上費は通常の実費とする。
 - (イ) 既存建物を利用できない場合……………一体当たり5,000円以内とする。
 - イ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は、遺体一体当たり3,300円以内（平成18年度基準）とする。
- ⑧ 必要帳票等の整備
 - 市は、下記の帳票等を作成、整備する。
- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

2 検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署は、必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案に関する連携

市及び都は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 内 容
市	1 市長は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。 なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。 2 遺体収容所の開設や運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。
都	1 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。 3 都福祉保健局長は、市長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

調布警察署	1 検視班を遺体収容所に派遣する。 2 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
狛江市医師会	市医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
狛江市歯科医師会	市歯科医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

※検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都福祉保健局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(3) 検視班の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

(4) 検案班の編成・出動

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を連絡調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検案活動を進める。

(5) 検視・検案活動の場所

検視・検案活動の場所は、市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(6) 市民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る的確な情報を市民に提供する必要がある。

このため、市は、関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(7) 資器材等の備蓄・調達

市、都及び警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適切な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

(8) 遺体の身元確認

市は、遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

又、遺体収容所において火葬許可証を発行する。

(9) 遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警察署及び市が協力して行う。

3 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかか

ならず火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬体制の確立

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、市は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

また、震災時には火葬場の機能低下が予想されることから、都は市を支援するため、遺体の安置、保管に係る物品の調達や遺体の搬送など火葬に関する近県市等との協力体制の確立に努める。

(2) 火葬の要件

① 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

② 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(3) 国庫負担の対象となる費用の限度（平成19年度基準）

① 大人1体当たり199,000円以内

② 小人1体当たり159,200円以内（12才未満の者）

(4) 火葬の方法

市は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。

① 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。

② 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。

(5) 火葬の内容

① 棺（付属品を含む。）

② 火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

③ 骨つば及び骨箱

(6) 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(7) 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に、次の事項を明らかにして都知事に申請する。

① 延長の期間

② 期間の延長を要する地域

③ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

④ その他（延長を要する地域ごとの火葬を要する遺体数等）

(8) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

① 市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引

取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

② 警察署は、市の身元不明遺体の遺骨の引取人調査に協力する。

(9) 必要帳票等の整備

火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備し、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

O

O

第14章 応急住宅対策

災害発生に際して、住居を滅失した世帯に対して、応急住宅の供給や、被災した住宅の応急修理などを行うことは、震災時における最重要課題の一つである。

第1節 被災住宅の応急危険度判定

1 判定の目的

地震により被災した建築物が引き続き使用できるかどうか、応急危険度判定を速やかに実施、余震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するとともに、被災した建築物の復旧等についての的確な指導を行う。

2 判定の実施

地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

判定対象住宅	判 定 の 実 施
民 間 住 宅	1 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 2 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 3 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 4 知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	1 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。 2 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(2) 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

市において、被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集及び選定事務を行う。

(4) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで都知事が決定する。

2 応急修理の方法

(1) 修理

都が、社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、場合によっては、市に事務を委任する。

(2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

3 帳簿の整理

住宅の応急修理を実施した場合、市及び都は、別途定める帳簿を整備、保存するものとする。

第3節 一時提供住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

2 一時提供住宅の供給

住宅に困窮する被災者に対し、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

(1) 公的住宅の確保

① 都は発災時において、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、都市再生機構・公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

② 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1箇所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

③ 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は都が策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当ててものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

イ 入居者の募集の実施は、市が行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(2) 民間賃貸住宅等の供給

① 民間賃貸住宅の確保

都は関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

② 入居資格

原則として、上記(1)の公的住宅の入居資格に準じて行う。

③ 入居者の募集・選定

原則として、上記(1)の公的住宅の入居資格に準じて行う。

(3) 帳簿の整備

一時提供住宅を供給した場合、市及び都は、別途定める帳簿を整備、保存するものとする。

第4節 応急的な住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急住宅を供給する。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は、市の要請により都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で市長が特に必要と認めた場合は、災害対策法の規定に準じ、市において建設する。

(1) 設置戸数

設置戸数は、都が設置する場合は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえ、知事が決定する。また市が設置する場合は、原則として全焼、全壊、流失等の被害状況により決定する。

(2) 建設用地の確保

① 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとする。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況
- ウ 避難場所などの利用の有無

応急仮設住宅の建設予定地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	使用可能面積	建設可能戸数
市民グラウンド	和泉本町 2-15-2	約9,000㎡	111
西河原公園	元和泉 2-38-1	約2,000㎡	73
前原公園	西野川 3-11-1	約7,000㎡	107
その他防衛省共済組合狛江スポーツセンター、東京都水道局資材置場、一定面積以上の農地についても検討する。			

② 都は、市が選定した用地の中から建設用地を選定する。ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて区市町村間での融通を行う。

(3) 建設の方法、構造及び規模

ア 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

イ 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7平方メートルを標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

1戸当たり設置費用については、国の定めによる。

ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

3 入居者の選定

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1箇所限りとする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの力では住家を確保できない者

(2) 入居者の募集・選定

① 入居者の募集計画は都が策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当てるとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

② 入居者の募集の実施は、市が行う。

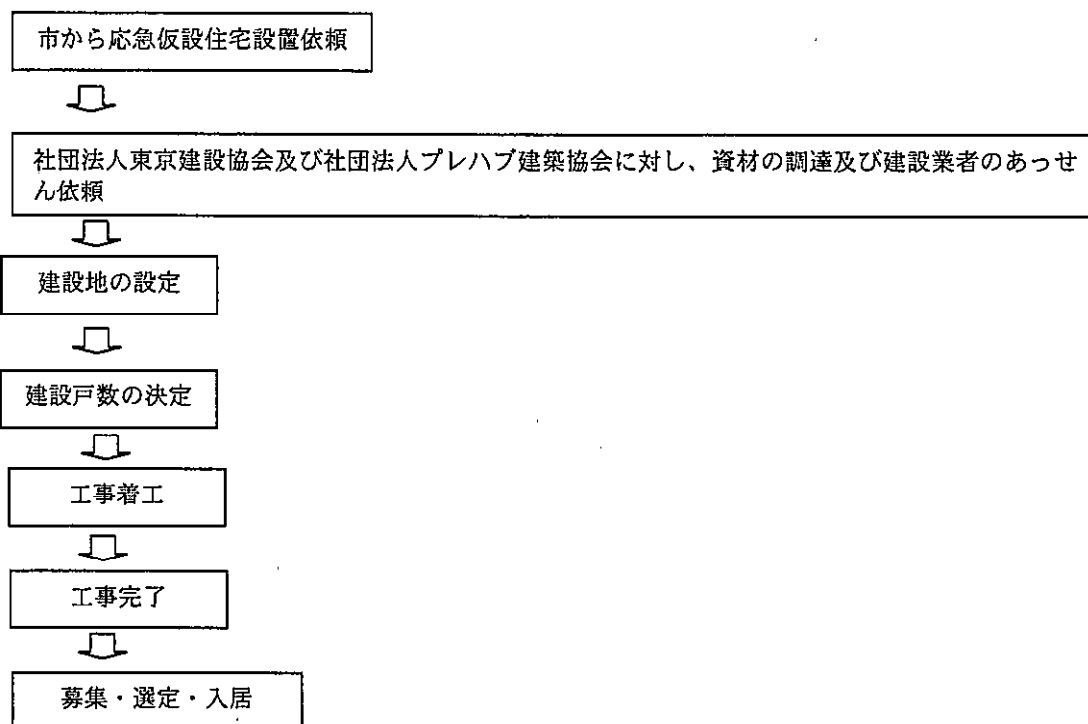
③ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

- ④ 選定に当たっては、原則として、高齢者・障がい者・ひとり親世帯を優先とし、生活条件等を考慮する。

4 事務処理の方法

(1) 事務処理の手順

事務処理の手順は次のとおりである。



5 応急仮設住宅の管理

- (1) 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は市が行う。
- (2) 応急仮設住宅を建設した場合、市及び都は、別途定める帳簿を整備、保存するものとする。
- (3) 供給できる期間は竣工の日から2年以内とする。

O

O

第15章 教育・金融・労務

第1節 応急教育

震災時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立の小学校、中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、市及び都においては、その所管の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。

又、私立幼稚園にあっては、応急教育方法及び授業料の減免等について、本計画に準じて各幼稚園において作成するよう助言、指導する。

1 応急教育の実施

(1) 事前準備

① 学校長又は園長（以下、本節において「学校長等」という。）は、学校（園）の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。

② 学校長等は、災害の発生に供えて、次のような措置を講じなければならない。

ア 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加、協力する。

イ 在校中や休日等の部活動等で児童生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

ウ 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

エ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

オ 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 災害時の態勢

① 学校長等は、児童生徒等が在校中や休日等の部活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合、又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童生徒等を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童生徒等の安全な引渡しを図る。

② 学校長等は、災害の規模並びに児童生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把

握し、市教育委員会へ報告しなければならない。

- ③ 学校長等は、状況に応じ、市教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。
- ④ 学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
- ⑤ 学校長等は、応急教育計画を作成したときは、市教育委員会等に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

- ① 学校長等は、教職員を掌握するとともに、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会等に連絡する。
- ② 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ③ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。又、担当指導主事は、被災学校の運営について、助言と指導に当たる。
- ④ 市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- ⑤ 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校(園)に収容可能な児童生徒等を収容し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- ⑥ 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
- ⑦ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記⑤に準じた指導を行うように努める。
- ⑧ 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ⑨ 学校長等は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業(保育)にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑩ 市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
- ⑪ 市教育委員会は、市内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。

2 学用品の調達及び支給

(1) 給与の対象

震災により住家に被害をうけ、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒(私立学校を含む。以下本章において同じ。)に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、

交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認をうけ、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入する。就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、市長が都知事より委任された場合は、市長が市教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

(4) 費用の限度

① 教科書

支給する教科書(教材を含む。)の実費

② 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

3 授業料等の免除

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておくものとする。

第2節 応急保育

震災時における園児の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立保育園における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

1 事前準備

(1) 保育園長は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておくものとする。

(2) 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

① 保育園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に、職員、保育園児も参加、協力する

② 保育園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制についても整備する。

③ 保育園、警察署、消防署、及び保護者への連絡体制並びに協力体制を確立する。

④ 勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の経過を作成し、職員に周知する。

⑤ 保育園児の安全確保を図るため、医薬品等を充実するよう努め、保育園医や地域医療機関との連携を図る。

2 災害時の態勢

(1) 保育園長は、保育園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、安全が確認できるまでの間、保育園児を保育園内に保護するものとし、確実に保護者等に引渡しができるまで保護するものとする。又、保護者に対しては避難計画に基づいて、保育園児の安全な引渡しを図る。

- (2) 保育園長は、状況に応じ市本部と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとる。
- (3) 市本部は、応急保育計画を策定し、災害状況に即した臨時の編成を行うなど、速やかに調整する。
- (4) 市本部は、応急保育計画を策定したときは、速やかに保護者に周知徹底を図る。
- (5) 保育園長及びし本部は、連絡網の確立を図り、指示事項等伝達の徹底を図る。

3 災害復旧時の態勢

- (1) 保育園長は、職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、市本部に報告する。
 - ① 保育園児の被災状況
 - ② 職員の被災状況
 - ③ 園舎等の被害状況
 - ④ 保健指導
 - ⑤ 生活指導
- (2) 市本部は、保育園長からの園舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧させる。
- (3) 市本部は、保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (4) 保育園長は、応急保育計画に基づき、保育園に収容可能な保育園児を収容し、保育する。
- (5) 保育活動の再開にあたっては、保育園児の安否確認と通達路及び通園経路の安全確認を行う。
- (6) 保育園長は、災害の推移を把握し、市本部と緊密な連絡を図るとともに、平常保育に戻すように努める。また、その時期について早急に保護者に連絡する。
- (7) 保育園長は、保育園の職員の応援態勢について、調整が必要であると認めるときは、市本部へ調整を要請する。

第3節 応急金融対策

震災時には、被災地において通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、市民生活の安定を図る必要がある。

1 通貨の供給の確保

機 関 名	内 容
財務省関東財務局 日本銀行	1 通貨の確保 被災地における金融機関の現金保有状況把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

	2 輸送、通信手段の確保 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。 3 金融機関の業務運営の確保 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつ旋、指導等を行う。又、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。
--	---

2 非常金融措置

機 関 名	内 容
財務省関東財務局 日本銀行	1 非常金融措置の実施 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あつ旋、指導を行う。 (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。 (3) 被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。 2 金融措置に関する広報 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
粕江郵便局	災害が発生した場合、利用者の被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 1 郵便貯金関係 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付並びに国債等の非常買取等の非常取扱いを実施 2 簡易保険関係 簡易保険保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施

3 市における広報

市内金融機関に対し、上記についての協力を要請し、市民、事業所等に対して、これらにつ

いて広報を行う。

4 市民税等

市は、被災者に対する市民税等の徴収猶予及び減免等納税義務緩和措置を講ずるものとする。

第4節 労働力の確保

災害時においては、膨大な労務が必要となる。労務供給については、市又は都の職員のみでは必ずしも十分ではないので、平常時から救助作業等に必要な労働力を把握し、要請がありしだい直ちに対応し得る態勢を確立しておくものとする。

1 雇上計画

災害時において雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を、迅速かつ確実に雇上げる。

2 労務供給計画

(1) 労務供給手続

① 労務供給の要請

市災対各部は、労働力を必要とするときは、災対総務部に要請する。

災対総務部は災対各部からの要請に基づき、市本部長に報告するとともに、東京労働局及び（財）城北労働・福祉センターに労務供給の要請を行う。

※東京労働局 文京区後楽1-7-22（電話03-3814-5312）

（財）城北労働・福祉センター 台東区日本堤2-2-11（電話03-3974-9089）

② 労働者の引渡し

市は、労務確保の通報を受理したとき、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において公共職業安定所職員立ち会いのうえ、労働者の引渡しを受ける。

作業終了後は、待機場所又は適宜交通機関まで労働者の輸送についても協力する。

3 民間団体の協力要請

(1) 協力要請団体

市本部長が、災害時に協力を要請する団体は、原則として第4章第1節4「公共的団体等との協力体制」に定める団体とする。

(2) 協力活動

協力活動内容は、次のとおりとする。

- ① 被災者の避難所収容に関する活動
- ② 傷病者の収容に関する活動
- ③ 被災者の救出に関する活動
- ④ 飲料水の供給に関する活動
- ⑤ 救助物資の配分に関する活動
- ⑥ 炊き出しに関する活動
- ⑦ その他災害応急措置に関する活動

4 工作協力の要請

(1) 協力要請団体

本部長が、災害時において必要があると認めた場合は、狛江市建設業協会等との協定に基づき、市内建設業者等に協力要請する。

(2) 協力活動

- ① 障害物の除去等に関する活動
- ② 施設等の応急復旧に関する活動
- ③ その他応急対策に関する活動

5 費用負担

(1) 民間協力団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力団体

協定締結団体については協定書のとおりとし、協定締結以外の団体については協議して決定する。

(3) 雇用労務者

- ① 作業時間は原則として8時間とし、賃金は都に準じて支払う。
- ② 賃金の支払いは、原則として就労現場において、作業終了後直ちに支払うこととする。

(4) 支出措置

市本部は、災害対策予算から支出措置を講ずるものとする。

O

O

第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。

ライフライン施設の一部の被災が他のライフラインの機能停止を招くということもしばしば生じるのみならず、都市機能そのもののマヒをももたらすおそれがある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとする。

第1節 水道施設(災対建設環境部)

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、災対建設環境部は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧にあたっては給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 震災時の活動態勢

(1) 動員態勢の確立

① 動員の確保

震災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し担当業務を決めておく。

勤務時間外に地震が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は事業所に参集し、応急対策に従事する。

② 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、指定水道工事店等へ協力要請をする。

(2) 情報連絡活動

正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するために、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めることとする。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な管・弁類の材料は、平常業務との関連において、市水道課が保有することが適当なものについては事前に確保しているが、不足する材料については、メーカー等から調達する。

復旧活動に必要な資器材については、協力要請をしている関係会社から確保して対処する。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設ごとに行う。
- ② 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

- ア 主要送・配水管路
- イ 給水拠点に至る管路
- ウ 大規模な医療機関等に至る管路

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

① 取水、導水、浄水施設及び給水所

各施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

③ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

① 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

② 送・配水管路における復旧の優先順位

ア 第一次重要路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

イ 第二次重要路線

重要配水管路として指定した第一次重要路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などは優先して行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2節 下水道施設(災対建設環境部)

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

1 震災時の活動態勢

市災対本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、非常用発電機、土のう袋等の緊急用資機材を備蓄する。

(2) 応急措置

- ① ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用自家用ディーゼルエンジン発動機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。
- ② 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

3 復旧対策

(1) ポンプ所

ポンプ所は、耐震構造となっており主要な機能の確保に万全を期しているが、仮に機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先とし、各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝栓管渠、ます・取付管の復旧を行う。

第3節 電気施設(東京電力(株)武蔵野支社)

1 震災時の活動体制

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

震災時の活動態勢、都地域防災計画に準じて実施する。

2 応急対策

(1) 応急対策人員

応急対策(工事)に従事可能な人員は、あらかじめ調査し把握しておく。この場合の対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとする。

(2) 人員の動員、連絡の徹底

① 非常災害時における特別組織の構成により、動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

② 社外者(請負業者等)に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

③ 他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

3 復旧対策

(1) 災害時における復旧資材の確保

① 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、本(支)部相互の流用又は他電力会社からの融通により、可及的速やかに確保する。

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約している請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(2) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他の重要施設を優先するなど、各施設の被害状況、各

設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(3) 復旧隊の標識

東京電力職員及び復旧応援隊作業者はあらかじめ所定の腕章を、また、連絡者、作業車には所定の標識を掲示して、復旧作業隊であることを明示する。

第4節 ガス施設(東京ガス(株)西部支店)

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、震災時の活動態勢、発災時の初動措置、応急措置、復旧対策について必要な事項を定めるものとする。

1 災害時の活動態勢

(1) 非常災害対策本部の設置

東京ガス本社に非常災害対策本部を設置するとともに各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 震災時の非常体制

体 制 区 分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次非常体制	1 震度5弱・5強の地震が発生した場合 2 地震以外の災害により供給停止する、又は予想される期間が約24時間以内の場合	導管ネットワーク 部長
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強の地震が発生し(中圧又は低圧)ブロックを供給停止支した場合 3 地震以外の災害により供給停止する、又は予想される機関が概ね2以上の場合	社長

2 応急対策

(1) 震災時の初動措置

- ① 官公署、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- ② 事業所設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- ⑤ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ① 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

③ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

④ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

⑤ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資器材等の調達

復旧用の資器材を確認し、調達を必要とする資器材は、次のいずれかの方法により確保する。

① 取引先、メーカー等からの調達

② 各支部間の流用

③ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、緊急車・工作車を保有しており常時稼働可能な態勢にある。又、主要な車両には無線機を搭載している。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

① (被害があれば) 中圧導管の復旧

中圧導管及び制圧器の送出源から順に、ラインバルブ等を利用して、ガスを充填し、漏洩検査・修繕を行う。

② 需要家宅のメーターガス栓の閉止(開栓)

各需要家を訪問しメーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

③ 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を分割する。

④ ガス本支管の点検(修理・漏洩検査、修繕・本支管の空気抜き)

ア 管内に水が浸入していた場合は、水抜きポンプ等を利用して排出する。

イ ガスを低い圧力で充填し、ガス検知器で漏えい検査を行い、漏えい箇所を新しい導管に取り替える。

ウ ガスの供給源から修理をした範囲の導管にガスを充填し、末端側で管内の空気を抜く(エアージ)

⑤ 需要家宅のガス管・排気管等の点検(内管の漏えい検査・修繕)

需要家宅内のガス栓から空気を注入することで圧力をはり、漏えいの有無を判断する。その後、ガスを注入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を探し、配管取替等によって修繕を行う。

⑥ ガスの供給再開

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器を燃焼テストすることにより、供給管と内管の空気抜きを実施し、完了。

策 5 節 通信施設 (狛江郵便局・東日本電信電話(株)東京南)

公共機関等の通信を確保し、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信も確保するために、各種通信施設の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

1 震災時の活動態勢

各機関の震災時の活動態勢は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容								
狛江郵便局	1 非常災害対策本部等の設置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を、狛江郵便局内に設置する。 非常災害対策本部は、迅速、的確な情報連絡により、次の業務を行う。 (1) 被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動 (2) 郵便・郵便貯金・簡易保険の各業務運行の確保 (3) 要員措置、被災職員の援護等 (4) 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等 (5) 被災した郵便局舎・設備等の復旧 (6) その他 2 職員の動員 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、所属職員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等をたて動員順位等を定めておくものとする。 3 情報連絡 迅速、的確な活動ができるよう、他の指定行政機関及び公共機関との間、並びに地方公共団体との間において、緊密な連携の確保に努める。								
東日本電信電話 (株)東京南	1 災害対策組織 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める組織により対処する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策 組 織</th><th>機 能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡室</td><td> 1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施 </td></tr> <tr> <td>支援本部</td><td>非常災害対策活動の支援</td></tr> <tr> <td>地震災害警戒本部</td><td>大規模地震の発生に備えた対策活動の実施</td></tr> </tbody> </table>	対 策 組 織	機 能	情報連絡室	1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施	支援本部	非常災害対策活動の支援	地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
対 策 組 織	機 能								
情報連絡室	1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施								
支援本部	非常災害対策活動の支援								
地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施								

	災害対策本部	非常災害対策活動の実施
	緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施

2 応急対策

各機関の応急対策は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
狛江郵便局	1 郵便物の送達確保 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。 2 郵便局の窓口業務の維持 被災地における郵便局のお客さまに対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。 3 郵便局における電話業務の取扱いの確保 日本電信電話株式会社から委託を受けた電気通信取扱業務については、関係機関と密接な連携のもとに、郵便局で取扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の日本電信電話株式会社による応急復旧に協力する。
東日本電信電話 (株) 東京南	1 通報、連絡 グループ各社は、各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡周知を行う。 (1) 気象情報、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被災状況、そ通状況、停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある

	ときは、電気通信事業法第8条第2項及び同法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び同法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 4 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 5 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
--	--

3 復旧対策

各機関の復旧活動は次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容									
狛江郵便局	狛江郵便局長は、災害復旧に対する恒久的な措置を講ずるよう指示する。									
東日本電信電話 (株)東京南	1 応急復旧 災害に伴う電気通信設備の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 (2) 必要と認めるときは、災害復旧と直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。 (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。									
	2 災害復旧 (1) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。 (2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。									
	3 復旧順位とサービス復旧目標									
	<table><tr><th>順位</th><th>復旧する電気通信設備</th><th>サービス 復旧目標</th></tr><tr><td>1</td><td>○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</td><td>24時間以内</td></tr><tr><td>2</td><td>○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</td><td>3日以内</td></tr></table>	順位	復旧する電気通信設備	サービス 復旧目標	1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24時間以内	2	○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	3日以内
	順位	復旧する電気通信設備	サービス 復旧目標							
	1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24時間以内							
	2	○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	3日以内							

		○選挙管理機関に設置されるもの ○第２章第１節４項の表の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第１順位となるものを除く。)	
	3	第１順位及び第２順位に該当しないもの	※10日以内

(※ 激甚災害の場合は14日以内)

O

O

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上できわめて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

第1節 公共土木施設等

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等による広報を行う。被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

各機関のとるべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応 急 措 置 及 び 応 急 復 旧 対 策	
市	応急措置	1 市の区域内の道路が被害を受けた場合は、速やかに都（総合防災部及び北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い交通路の確保に努める。又、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。 緊急のため、通報する暇がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡するものとする。
	応急復旧	1 災害が発生した場合においては、速やかに道路交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。 2 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。 3 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。

北多摩南部建設事務所	応急措置	市からの道路、橋りょうに関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立と指導・調整を行う。又、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。
	応急復旧	1 応急復旧作業は、主に業界に委託して行い、当初は緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次一般道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没又は決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていく。 2 平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

2 河川及び内水排除施設

地震により堤防が破壊、崩壊等の被害をうけた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

機関名	応 急 復 旧 対 策
市	1 水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 2 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。又、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導のもとにこれを実施する。
北多摩南部建設事務所	1 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。 2 排水場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断に基づき、移動排水ポンプの派遣を決定する。又、排水場施設の応急復旧に関し、市に技術援助を行うほか、大規模なものについては、直接実施する。 3 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 (1) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの (3) 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの (4) 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第2節 鉄道施設(小田急電鉄株)

発災時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。

特に、多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

1 災害時の活動態勢

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、緊急自動車、移動用無線機を利用する。

2 発災時の初動措置

地震発生と同時に、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置		
小田急 電鉄(株)	運転規制 内の内容	1 地震計が40ガル以上の場合、全線の列車を一時停止させ、ガル数値に応じた手配を講ずる。 (1) 40ガル～79ガル 振動停止後、運転士に対し25km/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。 (2) 80ガル～99ガル 振動停止後、運転士に対し15km/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。 (3) 100ガル以上 振動停止後、駅区所長に対し、構内、駅間の点検を指令する。点検終了後、異常を認めない停車場間ごとに25m/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。
	乗務員の 対応	1 運転士及び車掌は、運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。 2 1により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。 3 地震により列車を停止させた場合は、運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。
	その他の 措置	1 列車無線を利用して、災害情報、応急活動等を連絡指示する。 2 必要に応じて緊急自動車(無線車)を緊急派遣するなど災害状況の把握に努める。 3 駅、社内の放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

	避難誘導方法
小田急電鉄㈱	1 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。 2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 (1) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。 (2) 列車が駅間の途中に停止した場合は、運輸指令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。

4 事故発生時の救護活動

地震により、旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

	救護活動
小田急電鉄㈱	駅長は、救護班を指揮して負傷者の救護にあたり、救急機関と緊密な連携を取り、旅客の生命の安全を図る。

5 復旧計画

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし、各鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう本復旧計画をたて、実施する。

第3節 社会公共施設等

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1 病院等

患者収容施設の特殊性から、各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に行動する。特に通信が不能又は困難になると予想されるので、施設長において状況に応じ臨機に措置し、万全を期するものとする。

(1) 停電時の措置

自家発電装置に切替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、消防署等関係機関に連絡し、照明電源車の出動を要請する。

(2) 給水不能時の措置

緊急時、給水槽の水を給水する。不足するときは、市災対建設環境部に連絡し、緊急給水を

要請する。

(3) ボイラー使用不能時の措置

医療機関の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切替え、それぞれ処理する。

(4) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者は優先的に担架避難を行い、独歩可能者は安全な場所へ誘導する。なお、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。

(5) 応援要請

被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

- ① 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
- ② RI（ラジオアイソトープ）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2 社会福祉施設等

高齢者、障がい者（児）、児童等は、災害時に独力で身の安全を確保することが極めて困難であることから、これらの人たちが利用する社会福祉施設等においては、平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には入所者の安全を確保するため、事前に定めている計画に従い自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

- (1) 施設の責任者は、自衛防災組織を編成して、災害時には役割分担に基づいて行動する。
- (2) 施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (3) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (4) 施設独自の復旧が困難である場合には、市本部等関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (5) 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

2 学校施設

(1) 応急対策

- ① 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。
- ② 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。
- ⑤ 学校の応急修理は、迅速に実施する。

(2) 復旧計画

公立学校の施設が地震、大火等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたてて速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合は、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

3 文化財施設

文化財は貴重な国民的財産であることにかんがみ、次のような災害応急措置を講ずるものとする。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに狛江消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査しその結果を市教育委員会、又は市教育委員会を経由して都教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

文化財の現況

(平成19年1月現在)

種別 \ 区分		国指定文化財	都指定文化財	市指定文化財
有形文化財	建造物			伊豆美神社鳥居 荒井家住宅主屋
	絵画・彫刻・その他			絹本着色石谷貞 清画像他7件
記念物	特別史跡名勝天然記念物			
	史跡及び旧跡		兜塚古墳 玉川碑跡	泉竜寺弁財天池 土屋塚古墳
	名勝・天然記念物			石井家のラクウ ショウ玉泉寺の ボダイジュ
無形文化財	重要無形文化財			
民俗文化財	有形民俗文化財			石川丈山撰文 延徳二年の月待 板碑

	無形民族文化財			小足立はやし他 4件
その他	選定保存技術保持者			
計		0	2	21

4 社会教育施設

(1) 避難誘導

- ① 社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。
- ② 災害状況に即した対応ができるように、関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

社会教育施設は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画をたてて本格的な復旧を行う。

O

O

第18章 帰宅困難者対策

狛江市には、市外から市内の職場、学校へ通う通勤者、通学者や商店、集客施設などに来る買物客等が存在する。大地震等により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人たちが多数発生し、大きな混乱が予測される。

このため、鉄道等の交通機関の不便により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者等の帰宅困難者に対し、市、公共交通機関、警察署、消防署等は、相互に連携し、支援を行う。

第1節 帰宅困難者の考え方

1 帰宅困難者の定義

東京都防災会議が平成18年5月に、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者とし、次の基準によりその数を推計している。

- (1) 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- (2) 自宅までの帰宅距離が10kmから20kmまでの人は、帰宅距離が1km増える毎に10%ずつ帰宅可能者が逓減する。
- (3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は全員翌朝まで徒歩帰宅が困難

2 帰宅困難者数の推計

震度5強の場合には鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、今回の都の被害想定ではいずれの地震規模でも、都全体で外出者（都内滞留者）約1,144万人のうち、約392万人（約34%）の帰宅困難者が発生、方面別では埼玉県方面で約89万人、神奈川県方面で85万人、千葉県・茨城県南部方面79万人とされており、本市の帰宅困難者は、4,429人と推計されている。

3 予想される事態

(1) 心理的動揺と安否確認電話の集中

地震発生に伴い、外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから不安が一段と増大し、安否確認電話が集中することとなるが、家族等の安否確認ができるか否かによって、帰宅困難者の行動パターンは大きく変わるものと予測される。

(2) 帰宅行動の発生

地震発生に伴い、鉄道の輸送機能が停止あるいは低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

(3) 帰宅困難者の発生

- ① 事業所、学校等に属する者のうち、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、属する事業所、学校等に残留を決める者の発生が予測される。
- ② 路上を移動中や買物でスーパー等にいる人は、帰属する場所がないことから、帰宅する手段を求めて駅等に殺到するが、鉄道での帰宅は困難と分かり混乱が予測される。

(4) 公的施設への集中

帰宅困難者の中には、地域の公的施設を安全度が高く、かつ一時休息や情報の確保、家族の安否確認などができる場所と判断し、数多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることが予想される。

第2節 帰宅困難者対策の実施

1 基本的な考え方

(1) 実施すべき対策

予想される事態から、実施すべき主な対策は次のとおりである。

- ① 対策の事前計画化
- ② 安否確認手段の確保
- ③ 被害情報の収集伝達体制の構築
- ④ 水、食料等の供給
- ⑤ 救護対策の実施
- ⑥ 事業所、市民への啓発
- ⑦ 訓練の実施

(2) 基本原則

① 組織力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者の基本原則とする。即ち、企業、学校等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報の収集を行い、災害の状況を充分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅するものについては安全確保の観点に留意し、一時に駅等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させる。

② 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、行政、事業所、個人それぞれでの対応には限界がある。関連するすべての機関と事業所、昼間市民自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する。

③ 相互に連携する仕組みづくり

行政（都・区市町村等）、事業所（企業・学校等）、防災機関及び関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、一時休憩所の確保等について、支援体制の構築を図っていく。

2 対策の実施

(1) 帰宅困難者対策の計画化

- ① 市は都の計画等をふまえ、地域の実情に応じた帰宅困難者対策を策定し、対策の推進を図ることとする。
- ② 事業所においては、構成員の保護、情報の確保、食糧の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図る。をはじめとする事業所等においては、構成員の保護、情報の確保、食糧の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ることとする。

(2) 情報収集伝達体制の構築

- ① 市及び都は、公共交通機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。
- ② 市、都及び狛江郵便局は、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図る。
- ③ 市は、隣接区市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る。

(3) 安否確認手段の確保

- ① 個人の安否確認の手段として、NTTが運用する災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（web171）や携帯電話の災害用伝言板等の普及・啓発を図る。
- ② 遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。
- ③ ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図る。

(4) 水・食料の備蓄

- ① 市は、都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。
- ② 事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図る。

(5) 代替交通手段の確保

鉄道途絶に備え、各鉄道機関はバス輸送等代替交通手段の運行方法を検討する。

(6) 救護対策の実施

市は帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討する。

(7) 事業所への啓発

- ① 市及び都は、各種の手段により事業者責任の啓発を図る。
- ② 市は、訓練項目に帰宅困難者対策を盛り込み、事業所の参加を要請する。

(8) 市民への啓発

市、都及び防災機関及び事業所においては、各種の手段により次の項目について必要な啓発を図る。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備等
- ② 家族との連絡手段の確保
- ③ 徒歩帰宅経路の確認等
- ④ 帰宅困難者の心得を10か条にまとめ、啓発の促進に資する。

帰宅困難者心得10か条

- | |
|-----------------------------------|
| 1 慌てず騒がず、状況確認 |
| 2 携帯ラジオをポケットに |
| 3 つくっておこう帰宅地図 |
| 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ） |
| 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料） |
| 6 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所） |
| 7 安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイヤル171）や遠くの親戚 |
| 8 歩いて帰る訓練を |
| 9 季節に応じた冷暖準備（雨具、携帯カイロ、タオル） |

10 声を掛け合い、助け合おう

(9) 訓練の実施

市は、帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。

- ① 従業員及び顧客の混乱防止・誘導訓練
- ② 情報の収集伝達訓練
- ③ 安否確認及び情報発信訓練
- ④ 徒歩帰宅訓練

3 各機関・団体等の役割

(1) 平常時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都及び市	1 帰宅困難者計画の策定 2 広報・啓発の実施 3 訓練の実施 4 水・食料の確保 5 情報提供体制の整備 6 輸送体制の確保 7 誘導態勢の確保 8 帰宅経路の周知 9 帰宅・一時休息の支援 10 集客施設等の混乱防止	地域防災計画への位置づけ パンフレット等の配布・講習会の実施 帰宅困難者訓練の実施 備蓄・調達体制の充実 鉄道、道路情報の集約・伝達体制の構築 代替輸送の運行方法等の検討 帰宅困難者に対する誘導体制の検討 幹線道路等の簡易地図の作成 都、市及び民間施設の活用方法の検討 集客施設等への働きかけ
調布警察署	1 混乱防止・誘導体制の整備 2 一般車両に対する交通規制	駅等管理者との連携の確立、会社・事業所・学校等の管理者との連携の確立 交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
狛江消防署	1 事業所指導 2 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導
日本赤十字 東京都支部	1 情報提供 2 帰宅困難者の支援	交通、通過者等の情報提供体制の検討 帰宅困難者に対する炊出食・飲料水の配布、応急手当体制の検討
狛江郵便局	1 情報提供 2 徒歩帰宅者の支援	掲示板等へ幹線道路地図の表示 休憩所への活用検討
小田急電鉄（株）	1 鉄道情報 2 代替輸送 3 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 自社代替バス運行方法の検討 ターミナル駅の混乱防止対策の検討
東日本電信電話 （株）東京南	災害伝言ダイヤルの啓発・普及	防災訓練等でパンフレットの配布及び利用体験の実施
東京電力（株）	電源の確保	避難所等の電源確保

武蔵野支社		
東京ガス（株） 西部支店	熱源の確保	避難所等の熱源確保
学校	1 情報入手手段の確保 2 連絡、保護体制の確保	ラジオ、テレビ等の整備 保護者への連絡体制の整備、引渡しまでの 児童・生徒保護体制の整備

(2) 災害時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都及び市	1 交通情報の提供 2 水・食料の配布 3 代替輸送の実施 4 医療救護の実施（市） 5 誘導の実施 6 帰宅経路の周知 7 一時休息所・トイレの提供 8 避難勧告	情報を収集し、帰宅支援施設で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バス等による輸送の実施 幹線道路沿いに簡易医療救護所を設置 徒歩帰宅者の誘導 幹線道路等の簡易地図の配布 公共施設の一時開放 人命危険の場合の避難勧告の実施
調布警察署	1 混乱防止・誘導対策の実施 2 交通情報の収集・伝達 3 一般車両に対する交通規制 4 駅等の管理者への要請 5 会社・事業所・学校等に対する要請 6 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通資器材を活用した誘導路の確保 交通情報の収集・伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する階段規制や改札止め等の整理及び広報活動 会社・事業者・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請する。 人命危険の場合の避難指示の実施
狛江消防署	1 災害情報の収集・伝達 2 初期消火及び救出・救護 3 避難勧告・指示	火災情報の伝達等 市民への初期消火、救出・救護等の実施の呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示
日本赤十字 東京都支部狛江市 赤十字奉仕団	1 情報提供 2 帰宅困難者の支援	交通、通過者等の情報提供 赤十字エイドステーションにおいて、帰宅困難者に対する炊出食・飲料水の配布、応急手当の実施

狛江郵便局	1 情報提供	掲示板に帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の掲示
	2 徒歩帰宅者の支援	休息所として提供、水・トイレの提供
小田急電鉄（株）	1 鉄道運行状況	鉄道運行状況の広報・提供
	2 代替輸送	自社バス等の代替輸送の実施
	3 駅の混乱防止・誘導	他の鉄道機関、警察との連携
東日本電信電話（株）東京南	安否確認手段の確保	災害伝言ダイヤルの起動・維持
東京電力（株）武蔵野支社	電源の確保	避難所等の電源確保の実施
東京ガス（株）西部支店	熱源の確保	避難所等の熱源確保の実施
学校	1 情報の入手・周知 2 保護者への連絡・引渡し	ラジオ・テレビ・校内放送の活用 連絡の実施、引渡しまでの保護

※赤十字エイドステーション（狛江市元和泉三丁目6番地 和泉多摩川児童公園）

日本赤十字東京都支部は、地震等の災害時に帰宅困難者に対し、食料・飲料水の提供、各種情報の提供などの支援するため、平成18年3月に、都内で8番目となるエイドステーションを本市内に開設した。

第4部 災害復旧・復興計画

O

O

第1章 生活安定のための緊急措置計画

災害時には、数多くの人命が危険にさらされ、家財や住居等が喪失するなど、極度の混乱状態に陥ることが考えられる。

そこで、市では、都及び関係防災機関等と連携、協力し、市民の生活安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を実施する。

第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、できる限り早い時期に再起し日常的な活動を取り戻すために、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等を行うことにより被災者の生活の安定を図る。

1 生活相談

市及び各関係機関は、それぞれ相談所を設け、市民の生活相談にあたる。

機関名	相談の内容等
市	1 災害が終息したときは、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、救援措置の推進にあたる。 2 被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して早期解決に努める。 3 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。 4 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じる。
都 (生活スポーツ局)	1 常設の都民相談窓口とは別に、都庁舎又は避難所等に臨時相談窓口を設け、被災者の生活の早期解決に努める。 2 区市町村をはじめ各防災機関との協力により、被災者総合相談所を開設する。
調布警察署	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、地域の安全全般に関する相談にあたる。

狛江消防署	地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、災害の規模に応じて消防署と消防出張所等に消防相談所を設置し相談にあたる。 また、火災による「り災証明」の発行については、市の行う「り災証明」発行事務との連携を図り、り災者の利便性の向上に努める。＊ 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施
-------	--

＊ P259 第4章 り災証明 参照。

2 災害弔慰金等の支給

市は、地震災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障がい見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援金品（見舞金品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

(1) 市による災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 市の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 東京都内において災害救助法が適用され、その区域に市が含まれた場合の災害 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの 〔昭和49年1月31日厚生省第88号厚生事務次官通知〕	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 災対健康福祉部 (条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 市 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合
災害見舞金			法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

(2) 日赤東京都支部による災害救援金等の支給

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援金 (見舞金)	震災・風水害・火災等	死亡者の遺族 重傷者	弔慰金 死者1名につき 10,000円 見舞金 重傷者1名につき 5,000円	重傷・重体で5日以内に死亡した者を含む。 重傷者とは、1か月以上の入院を要する者
災害救援品 (見舞品)		住宅の全半壊・全半焼 床上浸水 非難所へ1晩以上避難	毛布、日用品セット 毛布、日用品セット、バスタオル 毛布、日用品セット、見舞品セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、その他の品目は世帯当たり各1とする。

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

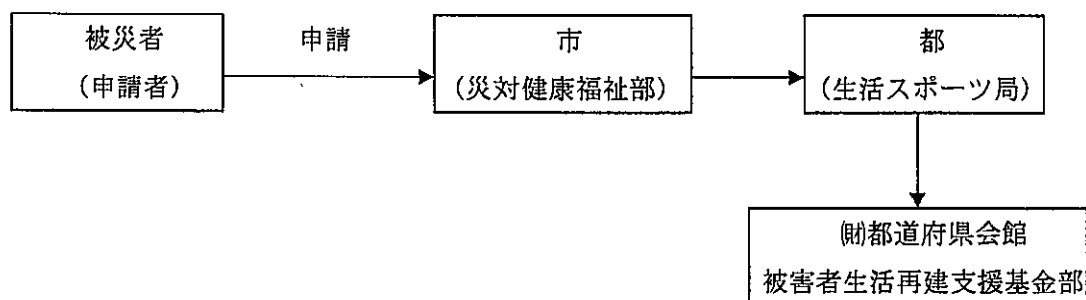
(3) 財都道府県会館による被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活必需品等の購入のための経費として被災者生活再建支援金を支給する。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給対象となる経費
被災者生活再建支援制度	1 災害救助法第1条第1号の施行令第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した災害 2 市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害 3 都において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害 4 5世帯以上の住宅全壊が1～3に隣接する人口10万人未満の区市町村の区域に係る自然災害	1 被災者生活再建支援法 2 実施機関 財都道府県会館	1 世帯全員合計の収入額と世帯主の年齢 1 500万円以下の世帯(年齢は問わない) 2 500万円超700万円以下の世帯主が45才以上の世帯又は要援護世帯 3 700万円超800万円以下の世帯で、世帯主が60才以上の世帯又は要援護世帯	1 複数世帯 300万円 単数世帯(单身) 225万円 2 複数世帯 150万円 単数世帯(单身) 112.5万円 3 複数世帯 50万円 単数世帯 37.5万円	1 生活関連経費 (1) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 (2) 住居の移転に必要な移転費(引越費用) 2 住居関係経費 (1) 住居地域など特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費(エアコン、ストーブ等) (2) 住居に移転するための交通費 (3) 住宅を賃借する場合の礼金・権利金など (4) 負傷又は疾病した場合の治療に要する医療費 支給限度額に応じて各経費に充てることができる金額が異なる。 なお、大規模な半壊世帯は、居住関係経費のみが対象となる。

・ 支給申請

生活再建支援金の支給申請は、市(災対健康福祉部)が窓口となって申請を受け、都を経由して財都道府県会館に申請する。



3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸付ける。

貸付等各種の融資は、次のとおりである。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(1) 災 害 救 護 資 金	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯が増えたり、世帯員が1人増えたりするに30万円を加えた額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 災対健康福祉部 (条例) 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の場合 250万円 (2) 2の(3)の場合 350万円 (3) 3の(2)の場合 350万円 国制度 150～350万円 都制度 ～150万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 (国) 年3% (据置期間中は無利子) (都) 年1% (据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(2) 生活福祉資金	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他の融資を受けられない者で、災害による生活の困窮で、自立が困難な世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成2年8月14日厚生省社第398号）及び「社会福祉協議会の事業補助に関する条例」による。 2 実施主体等 (1) 実施主体 ・東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 ・狛江市社会福祉協議会 ・民生委員	1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付けの日から1年以内（特別の場合2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年3%（据置期間中無利子） 4 保証人 連体保証人1人以上 (1) 原則として、借受人と同一市内に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 (2) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人になっていない者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署の発行する災害証明書を添付し、民生委員を通じて、狛江市社会福祉協議会に申込む。

4 住宅の再建（都都市整備局）

都都市整備局は、大規模災害発生の都度、その災害に係る要綱を策定し、住宅建設資金又は住宅補修資金の融資あっ旋を行う。

5 雇用の安定（公共職業安定所）

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職のあっ旋を行うものとする。

(1) 特別相談窓口の設置等

公共職業安定所長は、被災のため転職又は一時的な就職を希望する者（以下「り災求職者」という。）の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

- ① 公共職業安定所における被災者のための特別相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に来所することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回

相談の実施

③ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

- ① 都は、り災求職者の就職条件を踏まえ、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他の道府県に対しても求人開拓を依頼し、住居確保に配慮しつつ、広域にわたる職業紹介を行う。
- ② 都は、り災求職者の希望に応じ、被災者において行われる災害復旧工事など公共事業にり災求職者が優先的に雇用されるように配慮する。

(3) 特例措置の要請及び実施

① 雇用保険失業給付の特例支給

公共職業安定所長は、雇用保険失業給付の特例支給を行う。

ア 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行う。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚法第25条に定めた措置が適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

② 雇用調整助成金の特例適用の要請

都は、事業主が労働者に次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部(大企業2/3、中小企業3/4)を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

ア 被災地の事業主が労働者を休業させる場合

イ 被災地以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

ウ 被災地の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

③ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 租税等の徴収猶予及び減免等

租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

機 関 名	租税等の徴収猶予及び減免等の取扱い
市 (災対市民部)	市は、被災した納税義務者等（特別徴収義務者を含む。）に対し地方税法（昭和25年法律第226号。）により市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税を含む。）の納税緩和措置をして、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。

7 公共料金等の特例措置（各事業者）

郵政事業、電気・通信事業、ガス事業等の公共料金等の取扱いについて、各事業者は、次の特例措置を講ずる。

機 関 名	公共料金等の特例措置
日本郵政公社 東京支社 狛江郵便局	災害が発生した場合、災害の態様及び、市民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時に、被災世帯1世帯当たり、はがき5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・はがき等の料金免除を実施する。 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 関係法令等に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 (4) 利用の制限又は業務の停止 緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。 2 郵便貯金関係 (1) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除 日本郵政公社が公示した場合は、被災者の救援を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。 (2) 郵便貯金業務の非常取扱い 被災時の郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。 3 簡易保険関係 被災時の保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。
東日本電信電話（株） 東京南	1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金を減免する。（避難勧告の日から同解除の日まで） 2 災害による建物被害により、仮設住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費を免除する。 3 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。
日本放送協会（NHK）	1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等を実施する。また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 2 被災者の受信料を免除する。 3 状況により避難所への受信機を貸与する。

東京電力(株) 武蔵野支社	1 電気料金の早収期間及び支払い期限を延伸する。 2 不使用月の基本料金を免除する。 3 建替等に伴う工事費負担金を免除する。 4 応急仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費を免除する。 5 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金を免除する。 6 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算を免除する。 7 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工費を免除する。
東京ガス(株) 西部支店	1 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限を延伸する。 2 事業区以外の被害被災者が区域内に移住していた場合も、上記1を適用する。

第2節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

融資内容については、次のとおりである。

機関名	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資(災)	1 目 的 一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者について、その復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。
		2 資金使途 運転資金、設備資金
		3 対象企業 都内に住所(営業の本拠)を有し、引続き1年以上同一場所で同一事業を営み、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの
		4 対象災害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		5 限 度 額 3,500万円
		6 利 率 年 年1.8%
		7 期 間 運転資金1年以上7年以内、設備資金1年以上8年以内
		8 保 証 人 要する。法人は代表者個人、組合は理事全員
		9 担 保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が5,000万円を超える場合は、必要に応じ担保を要する。
		10 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		11 信用保証料 0.9%以内、特定範囲内で補助あり。
		12 返済方法 原則として1年据置き後分割返済
	経営安定支援資金融資(経営)	1 資金使途 運転資金、設備資金
		2 対象企業 都内に住所(営業の本拠)を有し、引続き1年以上同一場所で同一事業を営み、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合
		3 限 度 額 8,000万円 組合2億円
		4 利 率 年 年2.1%
		5 期 間 運転資金1年以上7年以内、設備資金1年以上9年以内
		6 保 証 人 要する。法人は代表者個人、組合は理事全員
		7 担 保 原則として、信用保証合計残高が5,000万円以下の場合は不要
		8 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9 信用保証料 0.9%以内、特定範囲内で補助あり。
		10 返済方法 原則として1年据置き後分割返済

機関名	区分	内容
中小企業金融公庫	災害貸付	1 資金用途 設備資金、長期運転資金 2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を受けた中小企業者 3 限度額 (直貸) 既往残高にかかわらず1貸付当り1億5,000万円(組合4億5,000万円) (代理貸) 既往残高にかかわらず1貸付当り7,500万円(組合2億1,000万円) 4 利率 年2.3%(閣議決定により特例金利が設定される場合がある) 5 期間 10年以内 6 保証人・担保 原則として必要 7 返済方法 原則として2年据置き後分割返済
国民生活金融公庫	災害貸付	1 資金用途 設備資金、運転資金 2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害を受けた中小企業者 3 限度額 普通貸付(4,800万円)、食品貸付(7,200万円、組合1億1,000万円)等に3,000万円(代理貸1,500万円)を加えた額 4 利率 年2.3%(閣議決定により特例金利が設定される場合がある) 5 期間 10年以内 6 保証人・担保 原則として必要 7 返済方法 原則として2年据置き後分割返済
商工組合中央金庫		通常の貸付(限度額:組合200億円、組合員20億円、期間:運転10年、設備20年(据置き2年を含む)、利率:年2.3%)について閣議決定により特定の限度額内において、特災利率が適用される。

(注) 災害を受けた中小企業者の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

例: 中小企業近代化資金等助成法による融資について激甚災害指定があったとき、返済期間を2年以内において延長できる。

第3節 農業関係者への融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

1 農林漁業金融公庫による融資

農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(平成19年1月25日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.5～1.9%	25年以内	10年以内
	農業経営維持安定資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	1.5～1.9%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農林生産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設改良、造成、復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、5割法人、団体農業振興法人、農業共済組合・同連合会	1.5～1.9%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 農業用施設等の復旧	農業を営む者	1.5～1.9%	20年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

2 経営資金等の融通

農産物の被害が一定規模以上の場合、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金（一般及び激甚）	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者であって市町村長の認定を受けた者	(※1) 特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (激甚災害の場合は7年以内)	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
	(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、更に激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、激甚償還期間等の特例を受けることができる。 (貸付限度) 〔経営資金〕 ・ 個人は、200万円以内（政令で定める資金500万円以内。） なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・ 法人は、2,000万円（政令で定める資金2,500万円以内） 〔事業資金〕 ・ 組合は、2,500万円以内、連合会は、5,000万円以内。 なお、激甚災害場合は、組合は、5,000万円以内、連合会は、7,500万円以内 注) 1 上記表の利率（年利）(※1) ・ 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ・ 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。 2 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して国が設定する。(※2)					

(注) この他、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に農業特別対策資金を融資することができる。

また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

第4節 義援金品の配分

市、都、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

1 義援金品募集配分委員会の設置

(1) 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、市本部に義援金品募集配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- ①被災者への義援金品の配分計画の策定
- ②義援金品の受付・配分に係る広報活動
- ③その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

- ①市
- ②都
- ③日本赤十字社
- ④その他関係機関

(4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

2 義援金品の受付・募集

義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集し、受け付けるものとする。

機関名	計画内容
市 災対健康福祉部	1 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に 応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付 ける。 2 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記 1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えるこ とができるものとする。 3 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援 金は、委員会に送金するものとする。

3 義援金品の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災者に配分する。

機関名	計画内容
市 災対健康福祉部	1 義援金 (1) 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受 付口座に預金保管する。 (2) 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方 法により、被災者に配分する。 (3) 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。 2 義援品 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、 配分計画に基づき被災者に配分する。

第5節 借地借家の特例の適用に関する計画

1 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題が起こり住宅の復興を阻害するおそれのあるときは、本部長は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法(昭和21年法律第13号)の適用を図る。

2 申請手続

罹災都市借地借家臨時処理法の適用を申請しようとする場合には、本部長は、申請書を作成し、東京都都市整備局を経由し、国土交通大臣あてに申請する。

この場合、申請書の作成が間にあわないときは、口頭で適用申請する旨、東京都都市整備局を通じて主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡する。

O

O

第2章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

このため、都及び市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に指定が受けられるよう迅速な手続きを行う。

関係法令

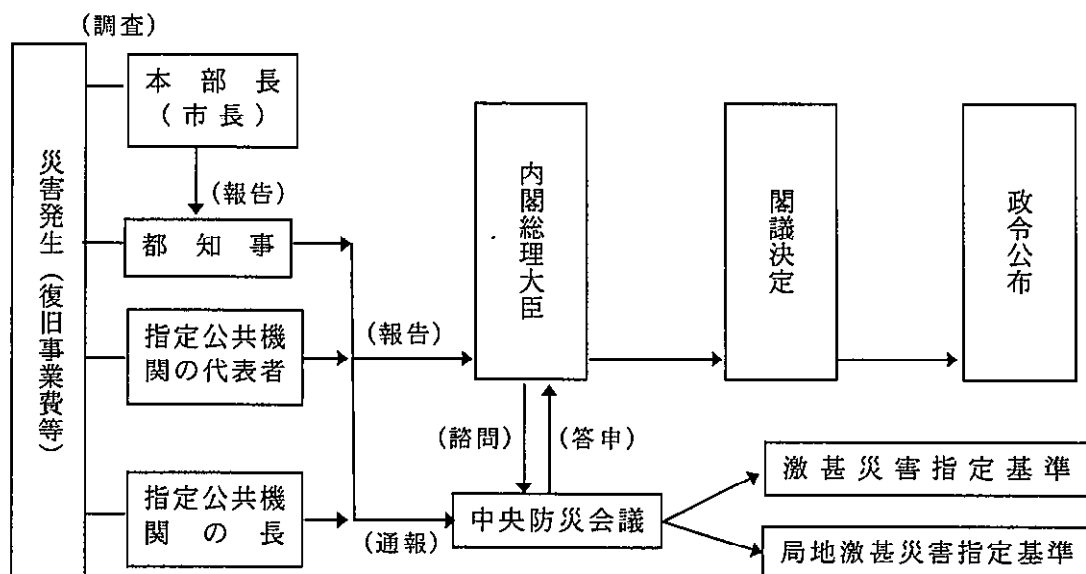
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97～98条
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第1節 激甚災害指定手続

本部長（市長）は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都知事に報告する。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議に諮問し、中央防災会議からの激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいた答申をもとに、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この手続を図示すると次のとおりである。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月

～2月頃に手続きを行う。

第2節 激甚災害に関する調査報告

市内に大規模な災害が発生した場合、本部長（市長）は、被害状況等を検討のうえ、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、市災対各部に必要な調査を行わせ都知事に報告する。

1 被害状況調査の実施

市災対各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、災対企画財政部に提出する。

2 災害対策本部への付議

災対企画財政部長は、前記各部の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して災害対策本部に付議する。

3 都への申請

本部長（市長）は、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合、都知事に調査書を添えて申請する。なお、災対各部は、各復旧事業ごとに都の関係機関と連絡のうえ、指定の促進を図る。

4 都実施調査への協力

市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 激甚災害指定基準

中央防災会議が決定した基準（平成12年3月24日改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×0.25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×0.05	法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の	法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）

0. 15かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円	
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害	法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3	法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1	法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）
激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）
次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応	法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）

じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上	
1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害	法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮	上記以外の措置

第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税込額×1に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。	1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
2 農地、農業用施設等 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。	1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置
3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置
4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、

企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中 小企業所得推定額×100分の10に該当する市町 村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以 上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当 該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を 除く。	第13条及び第15条の措置
---	----------------------

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5節 特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。

第6節 激甚法以外の法律による災害復旧財政援助

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う災害復旧事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

その他の法律等による財政援助等一覧

財政援助を受ける災害復旧事業等	根拠法令
河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、下水道及び公園の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業	公営住宅法
災害により特別に施行される土地区画整理事業	土地区画整理法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業	
災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
臨時に行う予防接種	予防接種法
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
上水道施設の復旧事業	水道法
道路の復旧事業	道路法
河川の復旧事業	河川法
生活保護施設復旧事業	生活保護法
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法
身体障がい者更生援護施設復旧事業	身体障害者福祉法
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法
知的障がい者支援施設復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設復旧事業	売春防止法

第3章 復興計画

第1節 復興計画の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済困窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

東京都は、平成9年に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10年には「東京都生活復興マニュアル」を作成した。さらに平成15年3月には阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）の検証等を実施し、2つのマニュアルを統合し、「東京都震災復興マニュアル」（復興施策編と復興プロセス編）を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と都民生活の再建を進める体制等の整備を図っている。

本市では、このマニュアルを踏まえて、災害復興に関し、次のような基本的考え方を定める。

1 生活復興

市民の暮らしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

生活復興の目標	1 被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。 2 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしを構築していくことができるようにする。
生活復興の推進	1 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、市は、都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 2 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は都と協議して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。

2 都市復興

人びとが暮らしやすく、住み続けることができる活力に満ちた狛江市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

1	特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目差し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。
2	復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目差す。このため、将来世代を含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。
3	市、市民、企業、都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。

第2節 震災復興計画の策定

都復興本部長は、震災発生後、震災復興本部（本部長：知事）を設置し、復興に係る基本方針（東京都震災復興基本方針）を策定し、この基本方針に基づいて、震災後6か月を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

市においても、これに準じ速やかに策定する。

1 震災復興基本方針の策定

都復興本部長は、復興後の都民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「東京都震災復興基本方針」を策定し、公表する。

東京都震災復興基本方針の作成にあたっては、次の事項に配慮する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 くらしのいち早い再建と安定2 安全で快適な生活環境づくり3 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造4 我が国政治・経済の中核機能の速やかな回復 |
|--|

市においても、これに準じて策定するものとするが、特に上記1・2に留意し策定するものとする。

2 震災復興計画の策定

都復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る都政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と都が実施する復興事業の体系を明らかにする。

市においても、市政の最上位の計画として、都復興本部と連携して震災復興計画を策定する。

3 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第3節 くらしの復旧・復興計画

被災後、迅速かつ円滑に市民生活の復興（くらし、住宅、雇用、産業）や都市の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、検討を進める。

1 くらしの復旧・復興

くらしの復興では、市民のくらしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・保健・福祉、教育・文

化、外国人、市民生活、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

2 住宅の復旧・復興

民間住宅の再建は自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。このため、市及び都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講ずるものとする。

3 雇用の確保・産業の復興

都は、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人びとが速やかに再就職できるよう対策を講じる。

また、都は、民間事業者が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペース確保への支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を展開する。施策の展開にあたっては、単に事業を震災前の状態に戻すに止まらず、産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。

第4節 都市の復旧・復興計画

都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画を策定する。

1 都市復興のプロセス

市及び都は、次の5つの段階を踏んで都市の復興を推進する。

第一段階 復興初動体制の確立 (発災～1週間)	都と市は、震災復興本部の設置等を行い、都市復興で取り組む基本的な体制を確立する。
第二段階 都市復興基本方針の策定 (1週間～1か月)	都は、都市復興の基本目的を明らかにするため、基本方針を策定する。また市では、災害地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため4段階の復興対象地区を設定する。市は、復興方針、復興地区区分、建設誘導の方針等を盛り込んだ復興整備条例を施行する。
第三段階 復興都市計画等の策定 (1か月～6か月)	都は都全体、市は被災市街地ごとの復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
第四段階 復興事業計画の確保 (6か月～1年)	都と市は、住民と合意形成を図りながら、復興事業計画を策定する。
第五段階 復興事業の推進 (1年以降)	都と市は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。(ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意の基に、被災後できるだけ早期に実施する。)

2 都市復興基本方針等の策定・公表

都市復興基本方針 (概ね1か月程度)	1 市民のくらしの再建を早期に実現する。 2 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。 3 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。 4 中枢管理機能の早期回復を進め、復興を図る。
市街地復興整備条例 の整備	市街地の復興を円滑に推進するため、市、市民及び事業者の責務や復興対象地区の指定等について定めるもので、被災後、速やかに対応するために、あらかじめ制定しておく必要がある。 条例の基本構成は、次のとおりとする。 ・目的 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目差す。 ・用語の定義 ・復興の理念 震災の教訓を活かした復興、市・住民・事業者の「協働」など。 ・市・住民・事業者の責務等 ・地区の指定等 ・建築の届出、情報の提供及び協議 復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示 ・適用期間 「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、復興都市の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。
復興対象地区の設定・公表 (概ね2か月程度)	市街地復興整備条例に基づき、4つに区分し、復興対象地区を公表する。 1 重点復興地区 被災者が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備な地区で、計画的な復興を図るために建設制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう（抜本的改造型）。 2 復興促進地区 1と3の中間に位置付けられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう（部分改造・自力再建型）。 3 復興誘導地区 被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう（自力再建型）。 4 一般地区 被災がほとんどみられない地区をいう。

3 都市復興基本計画（骨子案）の策定

(1) 都市復興基本計画の策定

都は、都市復興基本方針を踏まえて、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針などを内容とする都市復興基本計画を策定する。

復興の目標	1 復興短期目標は3～5年、長期目標でも10年以内の完了を目指す。 2 復興まちづくりにあたっては、行政と住民の協働を基に、地域特性に応じたまちづくりを進める。
土地利用方針	全体の都市構造、土地利用方向を示した上で位置づける。
都市施設の整備方針	都市施設の整備方針を位置づける。
市街地復興の基本方針	1 地域復興計画の位置づけ 2 壊滅的に被災した市街地における市街地復興の考え方

(2) 地域復興計画の策定

市は、必要に応じて都市復興基本計画（骨子案）を作成し、これを踏まえて地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。原案を基に地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組む。

【市の都市復興基本計画（骨子案）】

復興の目標	復興まちづくりの目標
土地利用方針	総合計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえた土地利用の基本的な方針
都市施設の整備方針	市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的な考え方
市街地復興の基本	復興地区区分の明示とそれぞれの地区の復興の基本方針

O

O

第4章 り災証明

災害時における市の行政証明事務処理については、迅速かつ確実に被災者へ交付を行うものとする。

第1節 り災証明書の発行

1 発行手続

市（災対企画財政部）は、管内の被災台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料又は現地調査）等に基づき、り災者の申請により発行する。また、消防署長は焼損状況の調査に基づき、火災によるり災証明書を発行する。

ただし、消防署長が発行するり災証明書の発行場所については、消防署と市が協議した場所とし、り災者の利便の向上に努める。

2 情報の共有（市、消防署）

建物の倒壊、焼失等のり災者やり災建物を特定するため、市が保有する住民基本台帳等の情報（住所、氏名及び世帯人員等に関する情報）、土地家屋台帳及び固定資産税台帳等の情報（建物のり災前の階層、構造、面積及び所有者等に関する情報）と消防署の保有する情報について、市と消防署が情報の共有を図り円滑なり災証明書の発行を行うものとする。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

（1） 住家、住家以外の建造物の被害

- ①全壊（焼）
- ②流失
- ③半壊（焼）
- ④床上浸水
- ⑤床下浸水

（2） 人的被害

- ①死亡
- ②行方不明
- ③負傷

（3） その他の物的被害

4 証明手数料

手数料は免除とする。

5 リ災証明書の様式

(1) 市（次頁）

(2) 消防署長が発行する火災によるり災証明書は、東京消防庁が定める。

り 災 証 明 書			
世帯主住所		狛江市	
氏 名			世帯人員 名
		所有者	
り 災 状 況	り 災 の 原 因	1. 風水害 2. 震火災 3. その他	
	り 災 の 年 月 日	平成 年 月 日	
	り 災 場 所	狛江市	
	り 災 の 程 度	1. 家屋 ☐ 全壊（焼） ☐ 床上浸水 ☐ 流失 ☐ 半壊（焼） ☐ 床下浸水 ☐ その他（ ） 2. 人員 ☐ 死亡 名 ☐ 行方不明 名 ☐ 負傷 名	
使用目的			
上記のとおりり災したことを証明願います。 平成 年 月 日 住 所 申請者 氏 名 印			
上記のとおりり災したことを証明します。 平成 年 月 日 狛 江 市 長 印			

O

O

付編 警戒宣言に伴う対応措置

O

O

第1章 対策の考え方

策1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域（8都県263市町村、平成14年4月24日現在）が「強化地域」として指定された。

一方、狛江市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5の弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5の弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるところから、狛江市は、都市整備がすすみ、中高層の建物も増え、都市機能も充実されつつあるところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、狛江市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、狛江市地域防災計画（震災編）の付編として、「警戒宣言に伴う対応措置」を策定しているものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、震災編第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急対策計画」で対処する。
- 4 市域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
- (3) 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5の弱程度と想定されているが、一部震度5の強に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 都及び関係防災機関並びに隣接区市等と関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、狛江市の予想される震度は震度5の弱程度（ただし、中小河川沿いは震度5の強に近い震度）である。
- 2 震度5の弱及び強の地域における被害状況等は、次頁「震度5の弱及び強の地域の被害状況等の程度」のとおり。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

震度5の弱及び強の地域の被害状況等の程度

震度 階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
5弱	多くの人が 身の安全を 図ろうとする。 一部の人は 行動に支障を 感じる。	つり下げ物は 激しく揺れ、棚 にある食器類、 書棚の本が落ち ることがある。 座りの悪い置物 の多くが倒れ、 家具が移動する ことがある。	窓ガラスが割れて 落ちることがある。 電柱が揺れるのが わかる。 補強されていない ブロック塀が崩れ ることがある。 道路に被害が生じ ることがある。	耐震性の 低い住宅で は、壁や柱 が破損する ものがある。	耐震性の低い建物 では、壁などに亀裂 が生じるものがある。	安全装置が作動 し、ガスが遮断さ れる家庭がある。 まれに水道管の 被害が発生し、断 水することがあ る。 [停電する家庭 もある。]	軟弱な地盤 で、亀裂が生じ ることがある。 山地で落石、 小さな崩壊が生 じることがあ る。
5強	非常な恐怖 を感じる。 多くの人が 行動に支障を 感じる。	棚にある食器 類、書棚の本の 多くが落ちる。 テレビが台か ら落ちることが ある。 タンスなど重 い家具が倒れる ことがある。 変形によりド アが開かなくな ることがある。 一部の戸がは ずれる。	補強されていない ブロック壁の多く が崩れる。 自動販売機が倒れ ることがある。 多くの墓石が倒れ る。 自転車の運転が困 難となり、停止する 車が多い。	耐震性の 低い住宅で は、壁、柱 がかなり破 損したり、 傾くものがある。	耐震性の低い建物 では、壁、梁、柱な どに大きな亀裂が 生じるものがある。 耐震性の高い建物 でも、壁などに亀裂 が生じるものがある。	家庭などにガス を供給するため の導管、主要な水 道管に被害が発 生することがあ る。 [一部の地域で ガス、水道の供給 が停止すること がある。]	

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

O

O

第2章 防災機関の業務大綱

市及び関係防災機関が防災に関して処理する業務は、震災編第1部第2章「防災機関の業務大綱」を準用する。

O

O

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言の発令等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市並びに都は、関係防災機関との連携・協力を密にして広報活動を進める。

1 防災広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられたときから発災まで、④注意情報が解除されたときとする。

また、関係防災機関は、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止など安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

- ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
- ② 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報
- ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制内容の広報
- ④ 東京（狛江市内）の予想震度及び被害程度
- ⑤ 市民のとるべき措置
- ⑥ 地震発生時の注意事項（出火防止、余震等）について
- ⑦ 民心の安心のため警戒宣言時に関係防災機関が行う措置
- ⑧ 気象庁が東海地震注意報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなつたと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
- ⑨ 主な例を示すと次のとおり。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制
- (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- (ウ) その他防災上必要な事項

イ 道路交通の混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ

(ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話のふくそうによる混乱防止のための広報

(ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛

(イ) 回線のふくそうと規制の内容

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報

(ア) 生活関連物資取扱店の営業

(イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。

オ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。

カ その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

①テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。

(4) 広報の方法

① 印刷物による広報

「広報こまえ」「防災マップ」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により、防災意識の普及を図る。

② 映画、スライド等による広報

「東海地震対策」に関するビデオやスライド等を購入し、貸し出し等により、防災思想の普及を図る。

③ インターネット等による広報

ホームページや消防防災メールマガジンに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

④ テレビ・ラジオによる広報

ア 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。

イ 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

2 教育指導

(1) 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

① 教育指導事項

ア 東海地震の基本的事項

イ 教職員の分担

ウ 警戒宣言時の臨時休業措置

エ 児童・生徒等の下校時等の安全確保

オ 学校に残留する児童・生徒等の保護方法

カ その他の防災措置

② 教育指導方法

ア 児童及び生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。

イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。

ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

第2節 事業所に対する指導等

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等の作成等の指導を行うものとする。

1 事業所防災計画等の作成

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の事項について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ① テレビ、ラジオ等による情報の把握
- ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- ④ 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ① 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- ② 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の奨励
- ③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ① 火気使用設備器具の使用制限の確認
- ② 危険物、薬品等の安全装置の設置及び点検
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 初期消火体制の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

① 一般事業所

指導機関	対 象 事 業 所
狛江消防署	1 消防法及び東京都の火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

(注) 狛江消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

② 特定事業所

指導機関	対 象 事 業 所
狛江消防署	危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所
都環境局多摩環境事務所	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
多摩府中保健所	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I (ラジオアイソトープ) 使用医療機関

(2) 事業所指導の内容

① 狛江消防署

ア 消防計画等に定める事項（一般事業所、特定事業所）

- (ア) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- (ウ) 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- (エ) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (オ) 従業員の時差退社に関すること。
- (カ) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- (キ) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- (ク) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (ケ) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (コ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

イ 予防規程（危険物施設）に定める事項（石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）（特定事業所）

- (ア) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
- (イ) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
- (ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関すること。
- (エ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急しゃ断装置等の点検に関すること。
- (オ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
- (カ) 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
- (キ) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (ク) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- (ケ) 地域住民に対する広報に関すること。
- (コ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- (サ) その他地震防災上必要な措置に関すること。

ウ 指導方法（一般事業所、特定事業所）

- (ア) 防災指導等の印刷物による指導
- (イ) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (ウ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (エ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

② 都環境局多摩環境事務所

ア 高圧ガス施設

- (ア) 警戒宣言時における必要事項を定めた防災計画の作成を指導し、所定事項を順守させる。防災計画に定める事項は、次のとおり。

- a 防災の基本的事項
- b 地震防災組織
- c 応急対策
- d 応急措置
- e 震災後の運転再開時の措置

- (イ) （社）東京都高圧ガス保安協会、（社）東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会等の自主保安団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

イ 火薬類取扱施設

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、（社）東京都火薬類保安協会等の保安団体及び警察、消防機関と連絡を密にしながら、保安用品及び保安装置の点検確認を行う等あらかじめ定めた危険予防の措置を実施する自主保安体制の強化を指導していく。

③ 多摩府中保健所

ア 毒物、劇物施設

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

- (7) 貯蔵施設等の緊急点検
- (4) 巡視の実施
- (9) 充てん作業、移し替え作業等の停止
- (1) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施
- (4) 警戒宣言、地震予知慮報の収集、伝達

イ R I 使用医療機関

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

- (7) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病室の安全点検と整備
- (4) R I の使用状況の把握
- (9) 新規使用に対する厳重管理の徹底
- (1) 未使用 R I の貯蔵室への格納確認
- (4) 使用済 R I の保管廃棄室への格納確認
- (9) R I 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底
- (4) 警戒宣言、地震予知情報等の収集、伝達

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び関係防災機関別訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおり。

区分	機関	内 容
総合防災訓練	市	警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努めるものとする。 また、市の防災体制の確立を図るため、防災の日（9月1日）を中心に都が実施する都総合防災訓練に参加するよう努める。 1 参加機関 (1) 市 (4) 調布警察署 (2) 市消防団 (5) 市民及び自主防災組織 (3) 狛江消防署 (6) 都及び関係防災機関 2 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (3) 情報伝達訓練 (5) 災害要援護者等避難誘導訓練 (2) 本部運営訓練 (4) 現地訓練
警備・交通対策訓練	調布警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 関係防災機関 (2) 市 (3) 市民及び事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (4) 通信訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） (5) 部隊配備運用訓練 (3) 情報収集伝達訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施し、場所はその都度決定する。

消防訓練	狛江消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 市消防団 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (2) 協定締結等の民間団体 (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (6) 通信運用訓練 (2) 参集訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (3) 初動措置訓練 (8) 市消防団との連携訓練 (4) 情報収集訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
その他防災機関訓練	東京電力(株)武蔵野支社	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害に計画が有効に機能することを確認する。 また、市が実施する総合防災訓練に参加する。
	東京ガス(株)西部支店	地震防災に係る措置を円滑に実施するため地震防災訓練を年1回以上実施する。 訓練内容は次のとおり。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 5 資機材等の点検 2 非常体制の確立 6 事業所間との連携 3 工事の中断等 7 警戒解除宣言に係る措置 4 ガス工作の巡視、点検等 8 需要家等に対する要請
	小田急電鉄(株)	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 3 旅客誘導案内訓練 2 情報連絡訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 また、市、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。

東日本電信電話(株)東京南	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 都、区、市が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
その他の防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。

O

O

第4章 東海地震に関連する情報の種類と対応

第1節 情報の種類と防災対応

気象庁は、東海地震対策大綱（中央防災会議、平成15年5月29日）において、東海地震に関する新しい情報を発表することとし、情報体系を「東海地震に関する情報」に一本化した。気象庁から、この「東海地震に関する情報」が発表された場合、国、自治体及び関係防災機関は、平常時の活動と並行して主に次の対応をとる。

東海地震に関連する対応と主な防災対応

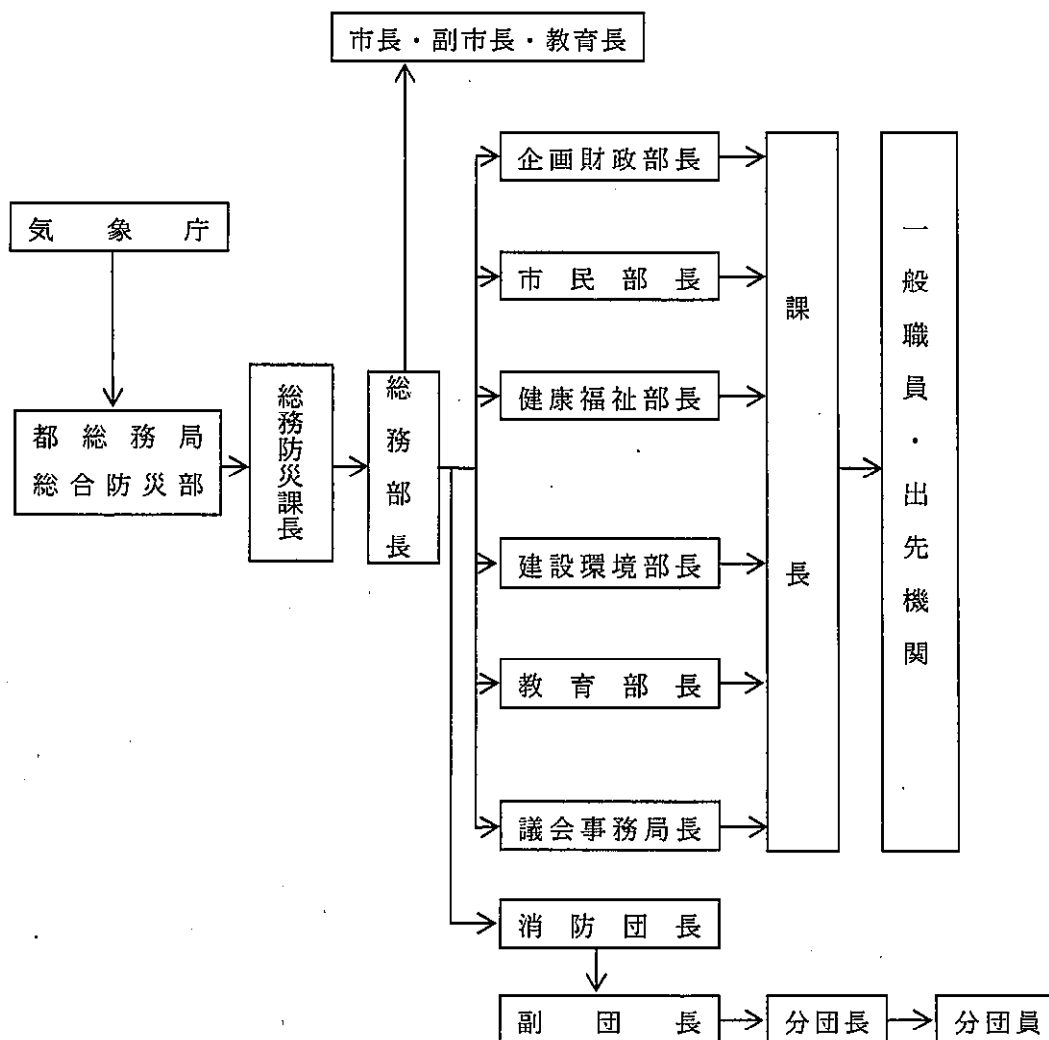
情報の種類	情報の内容	主な防災対応	狛江市配備態勢
観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。	情報収集・連絡	情報収集・連絡態勢
注意情報	1 観測データの異常が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応をとることとなる。また、本情報を解除する際も発表される。 2 これまで具体的な防災対策開始の目安だった「判定会招集連絡報」は廃止され、本情報の中で伝達される。	1 準備行動（準備体制）開始の意思決定 2 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 3 住民に対する適切な広報	第2非常配備態勢
予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合で、これを受けて警戒宣言の対応がとられる。また、本情報を解除する際も発表される。	1 警戒宣言 2 地震防災警戒本部等の設置 3 地震防災応急対策の実施	第3非常配備態勢

第2節 情報の伝達

1 伝達系統

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統は、次のとおり。

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



2 伝達体制

機 関	内 容
市	1 勤務時間内 (1) 総務部長（不在時は、総務部総務防災課長）は、都総務局総合防災部から東海地震に関する情報を受けたときは、直ちにその旨を市長、副市長、教育長（本部長及び副本部長）、各部長（災害対策本部員）及び消防団長へ電話により伝達する。 (2) 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、出先事務所等の長へ伝達する。 (3) 各課長（出先事務所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに所管事務事業上、特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。 (4) 総務部総務防災課は、市施設に対し伝達を行う。 (5) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうえで特に必要と認めた場合は、報道開始後に冷静な行動を促す広報を防災行政無線により行う。 (6) 教育長は、市立学校長及び私立幼稚園長に情報を伝達する。 2 勤務時間外 (1) 都夜間防災本部から東海地震注意情報を受けた宿直員は、直ちに総務部長（不在時は、総務部総務防災課長）に伝達し、総務部長は、市長又は副市長に有線電話で伝達する。 (2) 各部への伝達は、有線電話で行うものとし、各部はそれぞれを起点とする連絡網を定めておく。
調布警察署	警視庁から注意情報の伝達を受けたときは、直ちに無線若しくは一斉通報により交番等に伝達する。
狛江消防署	東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内及び出張所に伝達する。 なお、観測情報が発表された場合は、平常時の活動を継続しつつ、情報の監視を行う。
その他の防災機関	都総務局総合防災部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(注) 1 小・中学校に対しては、報道機関の報道開始と同時に伝達する。

2 関係防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行う。

3 伝達事項

- (1) 市及び関係防災機関は、注意情報及び予知情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを併せて伝達する。
- (2) 注意情報が発表され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第5章 観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が

発せられるまでの対応

気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて、判定会が開催され、それが大規模な地震に結びつくかどうか判定会委員によってデータ分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 観測情報発表時の対応

1 市

観測情報が発表された場合、総務部総務防災課は情報収集・連絡体制をとり、都、関係防災機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内及び関係機関に情報伝達を行う。

2 都

都総務局総合防災部は情報監視体制をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに関係防災機関へ一斉連絡を行う。

第2節 注意情報発表時の対応

注意情報の連絡を受けた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災態勢をとる。

1 市・市消防団・調布警察署・狛江消防署

機 関	内 容
市	1 災害対策本部の設置準備 市は注意情報を受けたときは、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けたときは、職員が参集するまでの間、宿直室（総務部総務防災課）において対応するものとする。 2 職員の参集 職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。 なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、総務部総務防災課が関係機関の協力

	を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整
調布警察署	1 警備本部の設置 注意情報の伝達を受けた時点で、速やかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 2 警備要員の自主参集 警備要員は、注意情報が発表されたことを知ったときは、調布警察署へ自主参集する。
狛江消防署 市消防団	注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。 1 全消防職員及び全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係防災機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止、初期消火等の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集

2 防災機関等

東海地震に関する情報に接した場合、関係防災機関は、実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内 容
小田急電鉄(株)	1 注意情報発表の連絡を受けたときは、直ちに関係従業員に対し、非常招集の連絡を行う。 2 非常招集を受けた関係従業員は、予め指定された場所に出動する。
東日本電信電話(株)東京南	注意情報を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれらに関する情報の収集を行う。 1 通信そ通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 3 社員の確保及び避難の状況 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策上必要な情報及び要望事項等

その他 の防災 機関	注意情報を受けた場合又は注意情報発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。
------------------	--

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、その分析を行っている時期であるから、市民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局総合防災部、警察署、消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報するものとする。

第4節 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための関係防災機関の対応は、次のとおりである。

機関	内 容
市	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 関係防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 2 対応機関 市（総務防災課）が都、市各部及び関係防災機関の協力を得て対応する。
調布警察署	注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱の防止に努める。
小田急電鉄(株)	1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、旅客に分かりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。 2 状況により、改札制限及び入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請するとともに、混乱の防止に努める。
東日本電信電話(株)東京南	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信のそ通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対応用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡回と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 9 医療施設及び研修施設等における対策

O

O

第6章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。県知事等は、地震防災応急対策を実施する。

市においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずるとされている。

本章においては、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、同条例施行規則、狛江市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

狛江市災害対策本部		
本部長室		部及び部長
本部長	市長	災対総務部（総務部長）
副本部長	副市長	災対企画財政部（企画財政部長）
	教育長	災対市民部（市民部長）
本部員	企画財政部長	災対健康福祉部（健康福祉部長）
	総務部長	災害建設環境部（建設環境部長）
	市民部長	災対教育部（教育部長）
	健康福祉部長	
	建設環境部長	
	教育部長	
	議会事務局長	
	総務防災課長	
	消防団長	

(3) 本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達

- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- ④ 関係防災機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 市民への情報提供

(4) 配備態勢

警戒宣言時における災害対策本部の配備態勢は、第3非常配備態勢（必要に応じ第4非常配備態勢）とする。

2 関係防災機関等の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

(2) 指定地方行政機関等は前(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

3 相互協力

(1) 警戒宣言時において単一の関係防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

(2) 関係防災機関等の長又は代表者は、市に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は都若しくは他の関係防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、市災対総務部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める理由）
- ② 応援を希望する機関名（応援のあっ旋を求めるときのみ）
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする日時、時間
- ⑤ 応援を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容
- ⑦ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

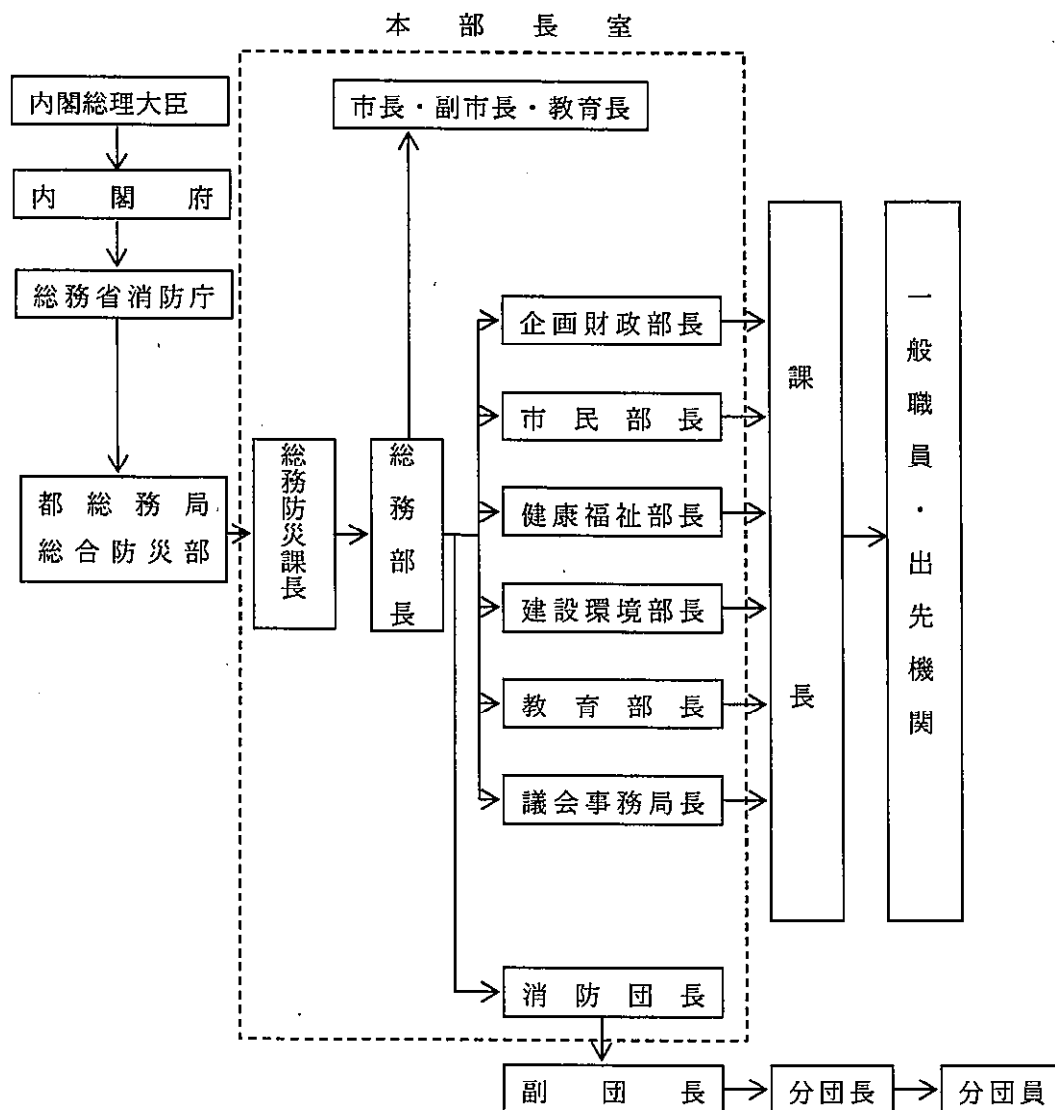
関係防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

1 警戒宣言の伝達等

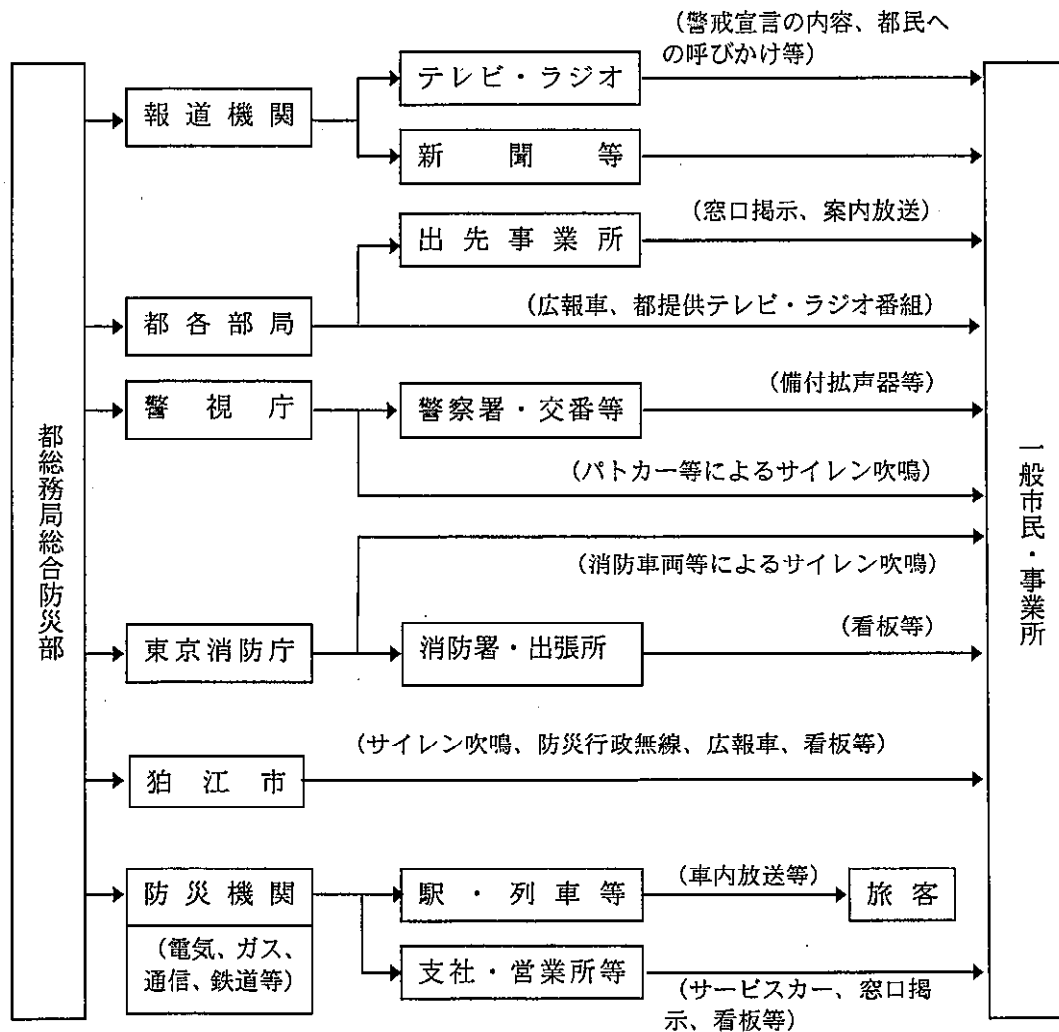
(1) 市への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路は、次のとおり。

警戒宣言の連絡伝達系統図



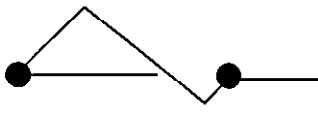
(2) 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段



(3) 伝達体制

機関	内 容
市	1 市は、都総務局総合防災部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部課、出先機関等に伝達するとともに、市教育委員会等を通じて市立小・中学校、幼稚園等に伝達する。 2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
調布警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線等により交番等に伝達する。 2 交番等の勤務員、パトカー、白バイ、広報車、トラメガ、拡声器等の装備資器材を活用し、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
狛江消防署	1 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内及び出張所に伝達する。 2 市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
市医師会 市歯科医師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、管下の病院、診療所に伝達する。
市薬剤師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、会員に伝達する。
その他の防災機関	市又は都総務局総合防災部から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5 点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警報又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 狛江市での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常ふくそうなどの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び関係防災機関等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報するものとする。

(1) 広報

① 市の広報

警戒宣言が発せられたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(7) 市長のコメント等

警戒宣言が発せられたときの市長の放送分
市民の皆様、私は狛江市長の〇〇〇〇〇〇です。 ただいま、内閣総理大臣から、東海地震にかかる「警戒宣言」が発せられました。この東海地震が発生した場合、狛江市の地域は、静岡県などの強化地域と異なり、震度5の弱程度であると予想されます。 震度5の弱では家が倒れるということはないものと考えます。しかし、地域によっては被害が生じるおそれがあります。 また、窓ガラスの破損や家具の転倒などが考えられます。 狛江市は、直ちに、災害対策本部を設置し、混乱の防止と地震による被害を出来る限り最小限に食い止めるため、関係防災機関と協力してあらゆる努力をいたします。 市民の皆様も、テレビ、ラジオ、市広報無線などの情報に注意しながら、火の始末や家具の転倒防止を行うなど、あわてずに落ち着いて行動してください。かさねてお願いします。あわてずに落ち着いて行動してください。

(イ) 市民及び事業所のとるべき防災措置

- a 火の注意 b 水のくみおき c 家具の転倒防止等

(ウ) 混乱防止のための対応措置

a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (a) 列車の運行状況 (b) 駅等の混乱状況 (c) 時差退社の呼びかけ等

b 道路交通の混乱防止のための広報

- (a) 道路の渋滞状況 (b) 交通規制の実施状況 (c) 自動車利用の自粛要請等

c 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報

- (a) 回線のふくそう状況 (b) 規制措置の実施状況 (c) 電話利用の自粛要請等

d 買い出しなどによる混乱防止のための広報

- (a) スーパーマーケット、デパート等の営業状況

- (b) 買い急ぎをする必要がないこと等

- (c) 物資の流通状況

e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

- (a) 金融機関の営業状況 (b) 急いで引き出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

広報無線、広報車及び自治会、自主防災組織等の協力団体を通じて、広報活動を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときの広報車及び防災行政無線による広報文

狛江市役所からお知らせします。

ただいま、東海地震にかかる警戒宣言が発せられています。(られました。)

この地震が発生すると、狛江市は震度5の弱程度と予想されます。

市民の皆様はこの地震に備え、水のくみおき、家具等の転倒防止、また、火の取り扱いに注意し、万全な態勢をとり、あわてず落ち着いて行動してください。

ウ 関係防災機関の広報

(ア) 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。

- a 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底

- b 関係防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- a 関係防災機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。

- b この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。

c 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。

d 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や関係防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

この場合、災対総務部が窓口となり、都及び関係防災機関との連絡を密にし、実施するものとする。

この他、都災害対策本部、警視庁、東京消防庁、その他の防災機関においても報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

(3) 放送要請

市は警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請するものとする。

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策（狛江消防署、市消防団）

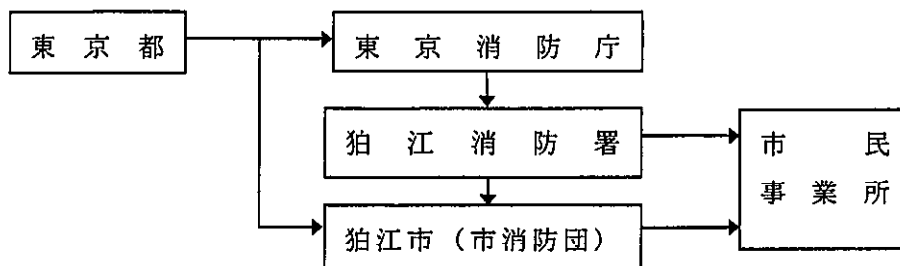
注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある、主に次の対策をとる。

(1) 活動体制

- ① 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- ② 震災消防活動部隊の編成
- ③ 関係防災機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資器材の準備
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員の派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡体制

地震予知情報等の伝達ルート



(注) 市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の関係防災機関と協力し、情報等を伝達する。

(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事 項	内 容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市役所等からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	

2 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱い施設

機関	内 容
粕江消防署	予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、次の措置を実施する。 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3 緊急しゃ断装置の点検、確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消火用設備等の点検・確認

(2) 化学薬品等取扱い施設

機関	内 容
粕江消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応するほか、災害防止の観点から次の措置について検討、実施するよう指導する。 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取り扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検・確認

(3) 毒物・劇物取扱施設

機関	内 容
多摩府中保健所	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達

(4) 放射性物質取扱施設

機関	内 容
多摩府中保健所	1 R I の管理測定班の編成 市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う。R I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。 2 R I 使用医療機関に対する指導 (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I 使用状況の把握 (3) R I の使用、未使用R I 及び使用済R I の保安確認 (4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集

(5) 危険物輸送対策

機関	内 容
調布警察署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制、自主警備の強化等についての指導 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
狛江消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを有する事業所に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討、実施するよう指導する。 1 出荷、受入を制限するか又は停止させる。 2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

第4節 警備、交通対策

1 警備対策（調布警察署）

機関	内 容
調布警察署	1 警備部隊の編成 警察署長は、調布警察署管内の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある対象に対し、必要により部隊を要点等に配備する。 3 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 市内の実態把握 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素の解消 (3) 不法事案の予防及び取締り

2 交通対策（調布警察署）

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図り、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行う。

基本方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。
------	---

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

① 走行中の運転者がとるべき措置

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速する。

イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

エ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。

(前節参照)

カ 現場警察官等の指示に従う。

② 駐車中の運転者のとるべき措置

ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は極力使用しない。

イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

③ 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。

(7) 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(1) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(2) 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び国道16号線の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。

(3) 高速自動車道路・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前(7)の交通規制に準ずる。

イ 交通幕僚(交通部長)及び現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

④ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

⑤ 緊急通行車両等の確認等

現地警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

3 道路管理者等のとるべき措置

機関	内 容
北多摩南部建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

① 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

② 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

① J R 東日本

ア 地震防災対策強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

(ア) 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間

(イ) 中央本線 高尾～上野原駅間 日野春～小淵沢駅間

(ウ) 青梅線 青梅～奥多摩駅間

(エ) 相模線 橋本～厚木駅間

② 民鉄各社

ア 運行方針

関係防災機関、報道機関及び J R 各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
京王電鉄 (株)	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転、中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小田急 電鉄(株)	警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう利用者に案内する。 警戒宣言が発せられたときは、小田原線相武台前～小田原間及び江ノ島線藤沢～片瀬江ノ島間の運転を中止する。この場合、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、乗客に対して、警戒宣言が発せられたことを告げて避難場所への移動を案内する。 なお、小田原線新宿～相武台前間、江ノ島線相模大野～藤沢間及び多摩線新百合ヶ丘～唐木田間の運転については、特別急行列車と急行列車の運転を休止する他、注意運転を行うため、輸送力は大幅に減少する。	地震ダイヤ（仮称）により、可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び調布警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
狛江消防署	平常時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
J R 東日本 京王電鉄(株) 小田急電鉄 (株)	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
J R 東日本 J R 東海 小田急電鉄 (株) 京王電鉄(株)	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、J R 東日本、J R 東海及び小田急電鉄(株)においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

調布警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び市、調布警察署、狛江消防署等は、一致協力し、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

J R 東日本、J R 東海及び小田急電鉄(株)は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 関係防災機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行(一般道路20km/h、高速道路40km/h)を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、前ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東旅協 都個人タク シー協会	タクシー・ハイヤーは、関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行(一般道路20km/h、高速道路40km/h)を行う。

(3) 混乱防止措置

① 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、調布警察署、狛江消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

② バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

1 学校等（保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、専修・各種学校等）

東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置をとる。

（1）登校前、登（下）校途中の措置

- ① 登校前（在宅中）に東海地震注意情報及び警戒宣言の報道があったときは、登校しない。
- ② 登校途中に東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校して学校等の指示に従う。下校途中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童保育所を利用することとしている児童は、そのまま学童保育所に向かい、職員の指示に従う。

（2）在校（園）時の措置

- ① 東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置をとる。
- ② 東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた後、幼児、児童、生徒等を計画に従って帰宅させる。
- ③ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから、引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校等において保護する。
- ④ 中・高等学校生徒については、個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- ⑤ 高等学校生徒等の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。
- ⑥ 盲・ろう・養護学校の幼児・児童・生徒については、保護者に引き渡し、引取りのない者についての学校での保護は、幼稚園、小学校と同様とする。

スクールバスを使用している幼児・児童・生徒については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。

- ⑦ 特別支援学校においては、児童生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生及び残留幼児・児童・生徒の収容、スクールバス使用の可否等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。

その際、学区域が広域であること、心身の障がい等により帰宅所要時間が長時間となることなどを考慮し、東海地震注意情報の段階で、各学校から保護者に引き渡しの緊急連絡を行う。

- ⑧ 小中学校特別支援学級についての措置は、特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

（3）校外指導時の措置

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

なお、強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

(4) 学校（園）におけるその他の対応策

- ① 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- ② 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する幼児・児童・生徒のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ④ 残留する幼児・児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

(5) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

(6) 児童生徒等に対する伝達と指導

学校等は、東海地震注意情報、警戒宣言等の正確な情報を把握し、児童・生徒の安全を図る指導にあたる。

警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させる。その際、地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業の再開等についても児童・生徒に説明する。

(7) 東海地震注意情報時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

学校等は、東海地震注意情報の段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられたら授業を中止して帰宅の措置をとる。東海地震注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想されるので、学校等は平素から保護者に対して対応策を周知徹底しておく。前記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおり。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
市医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
市歯科医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品类等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- | | |
|----------------|------------------|
| ①建物、設備の点検・防災措置 | ④非常用設備、備品の点検及び確保 |
| ②危険物の点検・防災措置 | ⑤職員の分担事務の確認 |
| ③落下物の防止 | ⑥備蓄医薬品の点検・防災措置 |

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

3 社会福祉施設等

(1) 保育園、通所施設

① 園児（生）・利用者の扱い

ア 園児（生）・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園において保護する。

② 防災措置

ア 施設設備の点検

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

イ ライフラインの確認

オ 医薬品の確保

ウ 落下物、倒壊等の危険箇所の確認及び防止措置

③ その他

ア 園児（生）の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員、園児（生）、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このために次の措置を講じる。

① 施設設備の点検

⑤ 医薬品の確保

② ライフラインの確認

⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止措置

⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

④ 食料、飲料水の確保

⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) あいとぴあセンター

利用者は、施設内で一時的に保護する。このために次の措置を講じる。

① 施設設備の点検

⑤ 医薬品の確保

② ライフラインの確認

⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止措置

⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

④ 食料、飲料水の確保

⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 ホール、高層ビル等対策

ホール、高層ビル等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機関	対 象	対 応 措 置
狛江消防署		消防計画等に基づき対応するが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。
	ホール、 高層ビル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止、自粛 6 店舗等の利用客に対してのブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けて誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中及び避難時の階段利用
市	図書館、公民館等の 市立施設	1 警戒宣言が発せられた場合、個人使用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。

第8節 電話、電報対策（東日本電信電話(株)東京南）

1 警戒宣言時のふくそう防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、次の措置をとることとする。

区分	内 容
電話	警戒宣言が発せられた場合、関連する規程に基づき、次の通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話（交換手扱い通話） 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 加入ダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む。） (3) 営業窓口 (4) 関係防災機関等からの緊急な要請への対応 ① 故障修理 ② 臨時電話、臨時専用線等の開通工事 （注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
電報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 非常、緊急扱い電報 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 一般電報の発信及び電話による配達 （強化地域に着信する電報は、遅延承認のものに限る。）

2 広報措置の実施

(1) 警戒宣言が発せられたとき等において通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、支店前掲示により、地域の利用者等に広報するとともに、さらにテレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

- ① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
- ② 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。）
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況、電報の受付及び配達状況
- ④ 電報の受付及び配達状況
- ⑤ 営業窓口等における業務実施状況
- ⑥ その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確か

つ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 警戒宣言の利用者等への周知
- (3) 対策要員の確保
- (4) 社外機関との協調
- (5) 利用者及び社員等の安全確保
- (6) 地震防災応急対策業務の実施

第9節 電気、ガス、上下水道対策

1 電気（東京電力㈱武蔵野支社）

(1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は、継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やか非常対策本部・支部を設置する。

② 復旧資材の点検確保

第3部、第16章、第3節、3、(1)、災害時における復旧資材の確保に準ずる。

(3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給計画」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

(4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス（東京ガス㈱西部支店）

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る全

社態勢を確立する。

(2) 人員、資機材の点検確保

① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

② 資機材の点検確保

復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

① 広報の内容

ア 一般需要家に対して

- (ア) 緊急時におけるガス栓の閉止
- (イ) 警戒宣言時のガス供給の継続
- (ウ) 強震時におけるガスの供給停止
- (エ) ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - a 不使用ガス栓の閉止の確認
 - b 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止
 - c 供給停止後のガス使用の禁止

イ 特定需要家に対して

- (ア) ガス機器の使用の抑制依頼
- (イ) 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請

② 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

(4) 施設等の保安措置

① 導管网ブロック化措置の準備

ア Kブロックのバルブ遮断は、防災・供給センターの指示により、迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。

イ 地域導管事業部は、防災・供給センターの指示に基づき、要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。

② 放散措置の準備

放散要員は、速やかに指定の放散拠点に出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。

③ その他の保安措置

ア 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

イ 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

ウ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

エ タンクローリーの受入、払出作業及び船舶荷役作業の中断又は制限を行う。

3 上水道（市建設環境部）

（1）水の供給

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。

また、地震の発災に備えて飲料水を確保するなど次の内容の広報を行う。

- ① 当座の飲料水のくみ置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請
- ② 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における住民への注意事項

（2）人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに応急対策活動に移行し得る態勢を確立する。

（3）施設等の保安措置

- ① 日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。
- ② 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水量を調整する。
- ③ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ④ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。
また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道（市建設環境部）

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対応する。

（1）施設等の保安措置

- ① 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- ② 工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

（2）除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流失しないよう厳重な注意を呼びかけるとともに、点検、監視体制を強化する。

第10節 生活物資対策

1 営業方法

食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

また、都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じた上で平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととされている。

2 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

テレビ、ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけるとともに必要に応じて事業者を監視する。

3 物資の確保

スーパーマーケット、小売店等に対し、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請するものとする。

第11節 金融対策

機 関	内 容
関東財務局 日本銀行	1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。 (2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 イ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。 (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭にその旨を掲示させること。 イ 上記1 (1) アなお書きの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。 (注) 1 「関係機関」とは、都、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前又は、営業終了後に警戒宣言が発せら

	れた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し所要の調整を図るものとする。 2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行う。
日本郵政公社 狛江郵便局	1 業務運行の確保 警戒宣言が発せられた場合であっても、東京の都市機能を極力平常どおり確保するため、原則として平常どおりの取扱いを行う。ただし、強化地域においては、郵便局業務の取扱いは停止する（警戒宣言が為替貯金窓口取扱時間内に発せられた場合は、郵便貯金払戻金の払渡し業務を行う。）。 2 利用者への周知 郵便局の利用者に対し、警戒宣言が発せられた旨を適切な方法により周知する。 3 防災体制 (1) 発災に備え、災害対策本部を普通郵便局等に設置し、防災措置に遺漏のないようにする。 (2) 発災後、被災者援護のため必要に応じて郵便貯金非常取扱い及び簡易保険非常取扱いを行う。
市	1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、市税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 2 警戒宣言が発せられた後、引続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

第12節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

市長は、市内の危険地域等について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、危険が予測される地区についてあらかじめ地区選定を行っておくものとする。

(2) 避難者収容施設の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとする。

なお、指定にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① 火災の危険度の低い場所に立地していること。
(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)
- ② 耐震性、耐火性を有すること。
- ③ 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
- ④ 落下物、転倒物がないう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- ⑤ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- ⑥ 避難所の運営に必要な資器材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(広報車、防災行政無線等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

(1) 避難勧告

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記1(3)に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

- ① 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署、多摩府中保健所等関係機関に連絡する。
- ② 市長は、避難所の運営に必要な調理、給食費器材、飲料水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明器具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。
- ③ 市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

第13節 救援・救護対策

1 給水態勢

市は警戒宣言が発せられた場合、直ちに発災後の応急給水に備え、情報連絡及び施設の保安点検強化、応急給水用資器材の点検整備等を行う。

2 食料等の配布態勢

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、職員待機の態勢をとる。

(2) 運搬計画

① 市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。

② 市長は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとる。

(3) 即時調達態勢の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、市は地元商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼する。

3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおり。

機 関	内 容
多摩府中保健所	被災地における医療救護活動をはじめ、医療機関の被災状況や活動状況に関する情報を収集し、保健師等の各種活動を開始するために必要な情報を整理する。
市医師会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班を速やかに編成できるように準備方を指示する。
市歯科医師会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班を速やかに編成できるように準備方を指示する。
市薬剤師会	発災時に出勤するよう計画されている薬剤師班を速やかに編成できるように準備方を指示する。

第7章 市民・事業者等のとるべき措置

狛江市の地域は、「東海地震」が発生した場合、震度5の弱程度になると予想されている。

震度5の弱程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が生じるものと予想される。

また、狛江市は、都市化とともに人口が増加しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害も危惧される。

このため、市及び関係防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものがあるが、市民及び事業所においても十分な備えをする必要がある。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部においても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応を話し合っておく。
 - ① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などあらかじめ決めておく。
 - ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業に参加する。

都・市・消防署、自主防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

- (8) 災害時要援護者がいる家庭は差し支えがない限り事前に市民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

(1) 情報の把握を行う。

- ① 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
- ② 市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
- ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

(2) 火気の使用に注意する。

- ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ② ガスメーターコックの位置を確認する。
 - ③ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - ④ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ⑤ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
- ① 窓ガラスに荷造用テープを張る。
 - ② ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく（非常持出品の準備）。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
- ① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - ② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
- ① 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ① 市及び防災機関から発せられた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ② 地区ごとに、収集すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の準備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民に市民のとりべき措置（前節参照）を呼びかける。
- (4) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 災害時要援護者の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業者のとりべき措置

1 平常時

(1) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成

強化地域以外の事業所であっても、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成する。

(2) 従業員等に対する防災教育の実施

(3) 自衛消防訓練の実施

(4) 情報の収集・伝達体制の確立

(5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策

(6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

(1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。

(2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。

(3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。

(4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

(1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。

(2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

(3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。

(4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容するホールにあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

(5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

(6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

(7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

(8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市・警察・消防・放

送局・鉄道等に対する問合せを控える。

(9) バス、タクシー、生活物資輸送車等生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。

(10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。

(11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

(12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

O

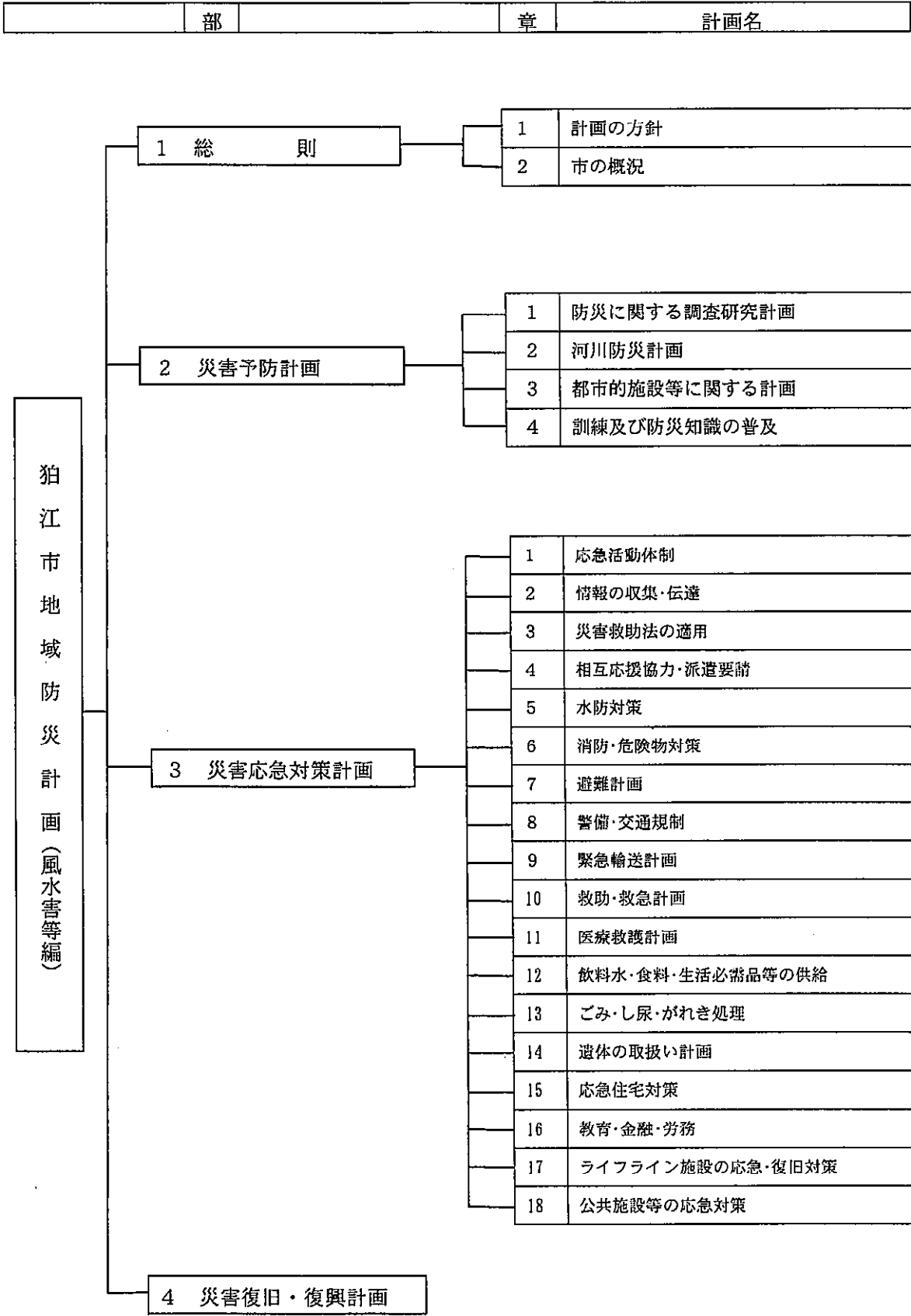
O

風 水 害 等 編

O

O

狛江市地域防災計画（風水害等編）の体系



O

O

第1部 総 則

O

O

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法第15条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 水防責任

1 狛江市（水防管理団体）

水防管理団体である狛江市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（水防法第3条（市町村の水防責任））

2 都

都は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（水防法第3条の6（都道府県の水防責任））

第3節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、防災に関して、本市の処理すべき事務又は業務に都及び指定地方行政機関等が処理する事務又は業務を明確にするとともに、事務又は業務に一貫性を図る能動的な計画である。
- 2 この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか風水害等の災害に関しては、この計画によるものとする。

第4節 計画の目標

風水害の災害には、暴風、豪雨、洪水、山崩れ等の異常な自然現象があり、この計画は、台風等による風水害を中心に前記災害に対処できる各種計画を樹立することを目標とする。

第5節 計画の修正

この計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出する。

第6節 計画の習熟

各機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

○

○

第2章 市の概況

第1節 市の概況

震災編第1部第4章「狛江市の概況」を準用する。

第2節 気象

1 気温、湿度、風速

年	気温(℃)			湿度(%)		風速(m/s)		
	平均	最高 気温 平均	最低 気温 平均	平均	最小 湿度	平均	最大	風向
平成 15年	16.0	19.6	16.0	61	6	3.1	11.4	北北西
平成 16年	17.3	21.3	13.9	58	9	3.7	17.5	南西

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

2 降水量(単位：mm)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 15年	101.0	53.5	159.5	121.0	172.5	85.0	187.5	370.0	150.0	171.5	229.5	53.0
平成 16年	3.5	20.0	129.5	69.5	149.0	112.5	23.5	79.5	195.0	780.0	108.5	79.5

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

3 平均気温(単位：℃)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 15年	5.5	6.4	8.7	15.1	18.8	23.2	22.8	26.0	24.2	17.8	14.4	9.2
平成 16年	6.3	8.5	9.8	16.4	19.6	23.7	28.5	27.2	25.1	17.5	15.6	9.9

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

O

O

第3章 防災機関の業務大綱

市、関係防災機関等が防災に関して処理する事務又は業務の大綱は、震災編第1部第2章「防災機関の業務大綱」を準用する。

O

O

第2部 災害予防計画

O

O

第1章 防災に関する調査研究計画

第1節 災害危険区域等に関する調査

各機関は、毎年市防災会議が指定する期日までに次の事項について調査報告する。

1 危険区域の調査

災害において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるようにあらかじめ災害危険区域を調査する。

調査事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 浸水、冠水のおそれのある地域
- (2) 地滑り、崖崩れのおそれのある場所
- (3) その他危険が予想される事項

2 事業の実施計画

防災の対策となる施設のうち、当該年度の実施計画を、震災編第2部「災害予防計画」編成順にとりまとめ報告する。

3 報告

- (1) 各機関の危険区域の調査及び事業計画は、市防災会議事務局（総務部総務防災課）に報告する。
- (2) 本市における河川重要水防箇所は、次のとおり。

平成19年度 河川重要水防箇所一覧表

河川名	重 要 度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び市		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置 (K, m)			担当 防団体	担当 土木事務所		
多摩川	旧川跡	要注	左	狛江市中和泉	24.4上 100～ 24.2上 50	250	旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	月の輪
多摩川	水衝・洗掘	B	左	狛江市元和泉	23.4～ 23.0上 100～	300	水衝部 (河床部 深掘れ)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	木流し ・表錠張り
多摩川	堤防断面	B	左	狛江市駒井町	22.0～ 21.2	800	断面不足 (1/2以上)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	築きまわし
多摩川	法崩れ ・スベリ	B	左	狛江市猪方	22.7～ 22.0	700	法崩れ又は すべり発生 のおそれ	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	—

○

○

重要水防箇所指定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間にあつては計画潮位）が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間にあつては計画潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未実施の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防では、築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所

第2節 防災に関する調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、市域に係る総合的かつ計画的な防災計画の整備を推進する。

O

O

第2章 河川防災計画

第1節 河川の現況

1 多摩川

多摩川は、新河川法の発足により、昭和41年に1級河川に指定され、河口から青梅市万年橋まで国土交通大臣が管理することとされている。

2 野川

市域内の整備事業が進捗し、昭和60年度に時間雨量50mmに対応できるまで整備された。市域内は、都北多摩南部建設事務所が担当することとされている。

第2節 洪水ハザードマップの作成と公表

1 方針

本市の水害対策は、対応が可能な施策について早急に実施するものとし、河川、下水道施設等のハード対策の推進を図るとともに、関係機関の連携のもと、被害を軽減するためのソフト対策を推進する。

2 浸水想定区域の公表

多摩川水系は河川整備計画に基づいて治水等の事業を進めてきているが、昭和49年9月の台風16号により計画高水流量に匹敵する洪水被害を受けて、計画高水流量の改訂を行っている。

また、多摩川において破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和63年に工事実施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけている。

国土交通省京浜河川事務所では、ソフト面の危機管理対策といった観点から、多摩川流域で200年に1回程度の確率で発生する規模の大雨（2日間に総雨量457mmの降雨）が降り、これにより、多摩川の堤防が破堤した場合に想定される浸水状況を地図上に示した浸水想定区域図を平成14年2月に公表した。

さらに、平成12年9月に発生した東海豪雨の経験などから、平成13年7月に水防法が一部改正され、水害に対して日頃から準備し洪水時に円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、洪水ハザードマップ（避難情報地図）の作成をはじめとした取り組みを区市町村に求めた。

3 洪水ハザードマップの作成と公表

市では、多摩川・野川の浸水想定区域図をもとに、平成18年度において狛江市洪水ハザードマップを作成し、全戸に配布した。

このハザードマップには、多摩川・野川の浸水想定区域及び浸水深、避難所、避難方向、災害時の対応方法などを掲載し、市民が事前に災害危険や対応方法などを認識できるよう啓発に取り組む。

4 洪水ハザードマップ作成に伴う新たな課題

市では、今回の洪水ハザードマップ策定過程から、多摩川の洪水浸水想定に基づく避難対策を検討した結果、浸水区域外の市内の既存避難所（補完利用施設も含む。）では避難者数の約半分しか対応できないことが判明した。このため、具体的な避難方法の検討、近隣区市の避難所への避難、そのための応援協定の見直し等、新たな課題の解決に努める必要がある。

○

○

第3章 都市的施設等に関する計画

第1節 通信施設防災計画

1 計画方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として通信の疎通維持、電気施設設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、設備ごとの予防措置を講じ、万全を期する。

2 災害予防体制

(1) 東日本電信電話(株)東京南

① 災害が発生するおそれがある場合は、事前に電気通信設備の監視、点検等を行い通信に支障のないように措置のとれる体制を整えている(特別保守体制)。

② 災害を未然に防止するため、次の事項の防災設計を行っている。

ア 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水構造化

イ 暴風、豪雪等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐風耐雪構造化

③ 主要な電気通信設備等について予備電源設備を設置する。

④ 災害が発生した場合において通信を確保するため、基幹伝送路は、区間により多ルート伝送路化並びに有線及び無線の利用により補完の措置をとる。

⑤ 災害が発生した場合において通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、次の事項の災害対策用機器、車両等を配備する。

ア 各種無線機等

(7) ポータブル衛星通信装置

(4) 災害復旧用無線機TZ-403

イ 移動電源車、携帯用ガソリン機関発電機及び予備電源装置

ウ 設備復旧のための各種工事車両

エ その他復旧用資器材

⑥ 災害が発生した場合において通信を確保するため次の各号についてあらかじめ応急措置計画を定める。

ア 特設公衆電話の設置、加入者地下ケーブルの迂回等の措置

イ 回線の切替え、中継順路の変更、発信規制等の疎通措置

ウ 災害対策用無線及び移動無線車の運用

エ 非常用移動交換装置の発動

オ 移動電源車等の発動

⑦ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策活動を円滑にするため職員の非常配置、非常招集方法及び部内外他機関への応援要請方法を定める。

⑧ 災害応急対策を円滑にするため、緊急に必要な施設用、事務用、設営用等の資材及び物資を備蓄する。

(2) 日本郵政公社狛江郵便局

- ① 郵便物の運送、収集及び配達確保を図るため、車両等の運送、集配施設及び用具の整備に努める。
- ② 郵便局舎における防災設備の整備及び災害時における応急復旧に必要な資材及び用品の備蓄等の措置をとる。

3 事業計画

(1) 東日本電信電話(株)東京南

- ① 既設交換ビル等施設の防水対策は、完了しているが、定期的点検調査により維持メンテナンスを行う。
- ② 新設される施設等は、耐震、耐水及び耐火の堅ろうな構造物とする。
- ③ 防災上、地下化が望ましい区間の架空ケーブルについては地下化を推進する。
- ④ 同軸、市外及び市内地下ケーブル等は永久ガス封入方式、乾燥空気連続供給方式等で、防災上の配慮を行っているが、不良施設については、積極的に毎年度整備工事を計画実施し、信頼性の向上を図る。
- ⑤ 弱体管路等の不良地下施設の設備更改を毎年度計画実施して地下施設の強化を図る。

(2) 日本郵政公社狛江郵便局

郵便局郵便庁舎の不燃堅ろう化その他の改善計画を推進する。

第2節 電気及びガス施設防災計画

1 計画方針

電気、ガス等の施設の災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能を維持する。

2 電気施設(東京電力(株)武蔵野支社)

(1) 水害対策

① 送電設備

ア 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

イ 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

② 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 雪害対策

① 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

① 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためのクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け対処する。

3 ガス施設（東京ガス㈱西部支店）

ガス施設防災計画は、震災編第2部第2章第3節4「ガス施設」を準用する。

第3節 上下水道施設防災計画

上下水道施設防災計画は、震災編第2部第2章第2節1「水道施設」及び2「下水道施設」を準用する。

第4節 危険物等保安計画

危険物等保安計画は、震災編第2部第3章第1節「出火の防止」を準用するが、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所は、各所轄の危険物等施設に対し、立入検査を随時実施するほか、季節等も考慮し、次のとおり実施する。

- 1 風災に対しては、台風時期又は春期季節到来期前に実施する。
- 2 水害に対しては、梅雨及び台風到来以前に実施する。

3 火災については、冬期前に実施する。

また、防災管理者又は危険物等取扱者に各種災害に対応する防災計画を作成し、これに基づき、災害時の緊急措置として連絡通報、応急措置等の訓練を実施させる。

第5節 道路防災計画

震災編第2部第1章第2節「道路・橋りょうの整備」を準用する。

第6節 交通施設防災計画

震災編第2部第2章第2節6「交通施設」を準用する。

第7節 建造物等防災計画

震災編第2部第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」を準用する。

第4章 訓練及び防災知識の普及

第1節 防災訓練の充実

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるよう、市の地域における防災活動の円滑な実施を期するため、各応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等必要な事項について定める。

第2節 水防訓練計画

1 方針

水防法及び同法に基づく都水防計画に準拠し、市地域防災計画の一環として、市内の溢水、堤防決壊による氾濫等有事における水防工法の完全な習得を目的として、狛江消防署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。

2 実施要領

(1) 訓練項目

次の全部又は一部を訓練統括者が選択し、実施する。

- ① 部隊編成訓練
- ② 情報通信訓練
- ③ 本部運営訓練
- ④ 水防工法訓練(土のう作り、積土のう、鋼板防護等)
- ⑤ 救助・救急訓練
- ⑥ 浸水地水災防ぎょ訓練
- ⑦ その他水災時の活動に必要な訓練

(2) 参加機関

市、狛江消防署、市消防団、関係防災機関などとする。

なお、状況により東京消防庁本庁や近隣市との合同による訓練も考慮する。

(3) 実施回数

原則として年1回以上(台風シーズン前)実施する。

3 消防団員等の知識の高揚

上級機関等の行う水防演習及び訓練には、幹部団員等を派遣し、水防工法等の知識の高揚に努める。

第3節 防災知識の普及

1 防災広報

機 関	内 容
市及び 粕江消防署	広報活動 市民及び事業所の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。 (1) 広報内容 ① 台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識 ② 家庭での風水害対策 ③ 避難するときの注意 ④ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得 ⑤ 土砂災害に対する心得 ⑥ 台風時の風に対する対策 ⑦ 災害情報の入手方法 ⑧ 応急救護の方法 ⑨ 自主防災組織の育成方法及び防災行動力の向上方法 ⑩ 災害時要援護者の支援対策 (2) 広報手段 チラシ、小冊子等の広報印刷物、ホームページを利用し、防災知識、応急救護の知識の普及及び防災行動力の向上を図る。

2 防災教育

機 関	内 容
市及び 粕江消防署	1 防災知識の普及啓発 児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」等の開催や防火ポスターの募集を行い、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、自治会等を単位とした講演会・座談会及び映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。 2 応急救護知識及び技術の普及 市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当等の指導員を養成し、自主救護能力の向上を図る。 3 地域住民を対象とした組織の育成 自主防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。 4 都民防災教育センターの活用及び整備 市民、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等を対象として防災に関する知識や応急救護技術などの実践的な行動力を体験できる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。 5 事業所防災意識の高揚 事業所における風水害被害の軽減を図るには、管理権原者や防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者資格講習や消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。

	6 防災教育の推進 市と連携を図り、市民の防災教育を推進する。 (1) 過去に発生した災害に関する情報、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の危険性や避難所、避難経路等の避難情報などについて、周知、徹底を図る。 (2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
--	--

第4節 警備訓練（調布警察署）

1 方針

風水害に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般部隊等の災害警備訓練を実施し、災害時における警備体制の確立を図る。

2 実施要領

実施要領は、警備部において具体的に定める。

(1) 実施時期及び場所

実施時期は、警視庁警備部が指定する時期とする。場所は、その都度定める。

(2) 訓練の種類

① 幹部訓練

ア 実施方法

機動隊及び警察署の幹部を対象に実施する。

イ 訓練項目

- (7) 部隊指揮方法
- (4) 水防工法
- (9) 救命索操作要領
- (エ) 舟艇操法（船外機操法を含む。）
- (4) 避難誘導
- (カ) 照明資器材の操作要領

② 一般部隊訓練

ア 実施方法

機動隊及び各警察署を対象に、関係機関の協力を実施する。

イ 訓練項目

- (7) 救助活動
- (4) 避難誘導
- (9) 広報活動
- (エ) 水防工法
- (4) 交通制限
- (カ) 舟艇操作法
- (イ) 通信訓練

(ウ) アイソトープの取扱い

第5節 市民自主避難訓練

1 方針

風水害、突発的災害等各種災害発生時の地域住民の円滑な避難を確立するため地域住民の組織する自主防災組織により、ハザードマップが定める避難場所への避難経路や避難方法等の避難行動について地域ごとに訓練を行うよう努める。

2 対象地域

避難訓練の対象地域は、主として多摩川・野川の浸水想定区域内であるが、下水道の整備水準を超える集中豪雨等を考慮して、自主防災組織や自治会、地域の社会福祉団体等の意見を踏まえて定めるものとする。

第5章 防災知識普及計画

震災編第2部第4章第1節「防災意識の高揚」を準用する。

O

O

第3部 災害応急対策計画

O

O

第1章 応急活動体制

第1節 市の活動体制

震災編第3部第1章第2節「活動体制」を準用する。ただし、台風、豪雨等による風水害等に
対処するための本部の配備態勢は、災害の状況その他により、次の態勢をとる。

1 非常配備態勢の区分

種 別	発令の時期	態 勢
情報収集態勢	気象庁から気象警報、浸水警報及び 洪水警報が多摩北部に発表され、災害 が発生するおそれがある場合又はそ の他の状況により、総務部長が必要と 認めたときに、その指令を発する。	水防その他災害の発生 を防ぎよするための措置、 救助その他災害の拡大を防 止するための措置に必要な 通信情報活動を主とする態 勢をとる。
第1非常配備態勢	災害が発生するおそれがある場合 若しくは局地的災害が発生した場合 又はその他の状況により、本部長が必要 であると認めたときに、その指令を発 する。	水防その他災害の発生を 防ぐよするための措置を強 化し、救助その他災害の拡 大を防止するための措置に 必要な準備を開始するほ か、通信情報活動を主とす る態勢をとる。
第2非常配備態勢	事態が切迫し、市の全般的地域に災 害が発生すると予想される場合若し くは市の数地域に災害が発生した場 合又はその他の状況により、本部長が必要 と認めたときに、その指令を発す る。	第1非常配備態勢を強化 するとともに、局地災害に 直ちに対処できる態勢とす る。
第3非常配備態勢	災害が拡大し、第2非常配備態勢で は対処できない場合又はその他の状 況により、本部長が必要と認めたとき に、その指令を発する。	市の数地域についての 災害に直ちに対処できる態 勢とする。
第4非常配備態勢		本部の全力をもって対 処する態勢とする。

2 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常
配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することが
できる。

第2節 関係防災機関の活動体制

1 責務

関係防災機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

関係防災機関は、前1の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準等を定めておく。

第3節 防災会議の招集

防災会議の招集については、震災編第3部第1章第5節「市防災会議の招集」による。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

災害時における各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整備する。

また、非常時の通信連絡を確保するため、公衆通信設備の優先利用、非常無線の利用、放送の要請等については、震災編第3部第2章第1節「情報連絡体制」による。

第2節 予警報等の伝達

1 計画方針

気象、地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を、各機関の有機적連携のもとに、迅速かつ的確に収集し、伝達するため、その方法及び組織、災害予警報の発令、被害状況等の報告基準、災害地調査等について定める。

2 気象、地象、水象その他災害原因に関する情報の収集及び伝達

(1) 市

① 異常現象の通報

ア 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官が通報する市の窓口を定め、平素からこれを市民、公共的団体、関係機関等に周知徹底させておかなければならない。

イ 災害対策基本法第54条に基づき、本部長が行う異常現象の通報は次により行う。

(7) 通報すべき事項

a 気象に関する事項

著しく異常な気象現象(竜巻、強い降雹等)

b 地象に関する事項

気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象

c 水象に関する事項

(i) 通報先及び方法

市は、前(7)の事項を直ちに気象庁及び都に通報する。

② 災害原因に関する情報の通報

市は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、都及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織等に通報する。

(2) 調布警察署

調布警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに本部長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(3) 狛江消防署

狛江消防署長は、異常現象等災害原因に関する情報を知ったとき、又は通報を受けたときは、直ちに本部長に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

3 気象等予警報の発令及び伝達

(1) 気象庁

① 注意報、警報の種類及び発表基準

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報は、次のとおり。

(水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2)

種 類		地 域		発 表 基 準			
注 意 報	気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
			東京地方	平均風速が13m/s以上（ただし、八王子地域観測所の観測値については16m/s以上）で雪を伴うと予想した場合			
		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
			東京地方	平均風速が13m/s以上（ただし、八王子地域観測所の観測値については16m/s以上）と予想した場合			
			伊豆諸島北部	平均風速が15m/s以上と予想した場合			
			伊豆諸島南部	平均風速が15m/s以上*と予想した場合			
		大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
					1 時間雨量	3 時間雨量	24時間雨量
			東京地方	23区、 多摩南部・北部	30mm以上	70mm以上	130mm以上
				多摩西部	50mm以上	90mm以上	180mm以上
			伊豆諸島北部	30mm以上 ただし総雨量70mm以上	50mm以上	150mm以上	
			伊豆諸島南部	30mm以上	60mm以上	150mm以上	
			大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
		東京地方		24時間降雪の深さが5 cm以上（ただし、多摩西部では10cm以上）と予想した場合			
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき。具体的には、陸上の視程が100m以下又は海上の視程が500m以下と予想した場合				
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合					
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
	東京地方	最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下と予想した場合					
	伊豆諸島北部	最小湿度が30%以下*で、実効湿度が60%以下*と予想した場合					
	伊豆諸島南部	最小湿度が35%以下*で、実効湿度が65%以下*と予想した場合					

種 類			地 域	発 表 基 準					
注 意 報	気 象 注 意 報	着 雪 注 意 報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
			東京地方		大雪警報の条件下で、気温が－2℃から2℃と予想した場合				
		霜 注 意 報	早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
			東京地方		4月10日から5月15日までの間において、最低気温が2℃以下と予想した場合				
			伊豆諸島北部		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下と予想した場合				
			伊豆諸島南部		早霜・晩霜期に最低気温5℃以下と予想した場合				
		低 温 注 意 報	低温のため、農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
			東京地方		夏季は、平均気温が平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想した場合 冬季は、最低気温が－7℃以下（ただし、多摩西部では－9℃以下）と予想した場合				
			伊豆諸島北部		冬季に最低気温が－2℃以下と予想した場合				
			伊豆諸島南部		冬季に最低気温が2℃*以下と予想した場合				
		※地面現象 注意報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合					
		高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合						
	東京地方		潮位が、東京湾平均海面（TP）上2.0m（AP上3.1m）以上と予想した場合						
	伊豆諸島北部		潮位が、東京湾平均海面（TP）上2.0m以上と予想した場合						
	波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合							
		東京地方		有義波高が1.5m以上と予想した場合					
		伊豆諸島北部		有義波高が2.5m以上と予想した場合					
		伊豆諸島南部		有義波高が3.0m以上と予想した場合					
	※浸水注意報		浸水によって災害が起こるおそれがあると予想した場合						
	洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合							
		1時間雨量		3時間雨量		24時間雨量			
東京 地方		23区及び多摩南部・北部	30mm以上		70mm以上		130mm以上		
		多摩西部	50mm以上		90mm以上		180mm以上		
伊豆諸島北部		50mm以上		100mm以上		150mm以上			
伊豆諸島南部		50mm以上		—		300mm以上			

種 類			地 域	発 表 基 準			
警 報	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
			東京地方		平均風速が25m/s以上予想した場合		
			伊豆諸島北部		平均風速が30m/s以上予想した場合		
			伊豆諸島南部		平均風速が30m/s*以上予想した場合		
		暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
			東京地方		平均風速が 25m/s以上で雪を伴うと予想した場合		
		大 雨 警 報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
					1 時間雨量	3 時間雨量	24時間雨量
			東京地方	23区及び多摩南部・北部	50mm以上。ただし総雨量80mm以上	90mm以上	200mm以上
				多摩西部	70mm以上	120mm以上	250mm以上
			伊豆諸島北部		50mm以上。ただし総雨量150mm以上	100mm以上	300mm以上
			伊豆諸島南部		50mm以上。ただし総雨量150mm以上	100mm以上	300mm以上
			大 雪 警 報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
		東京地方		24時間降雪の深さが20cm以上（ただし、多摩西部では30cm以上）と予想した場合			
警 報	※ 地面現象 警 報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合				
	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合					
		東京地方		潮位が、東京湾平均海面（TP）上3.0m（AP上4.1m）以上と予想した場合			
		伊豆諸島北部		潮位が、東京湾平均海面（TP）上2.5m以上と予想した場合			
	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合					
		東京地方		有義波高が3.0m以上と予想した場合			
		伊豆諸島北部		有義波高が6.0m以上と予想した場合			
		伊豆諸島南部		有義波高が6.0m以上と予想した場合			
	※ 浸 水 警 報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合				

洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
			1時間雨量	3時間雨量
	東京地方	23区及び多摩南部・北部	50mm以上。ただし総雨量80mm以上	90mm以上
		多摩西部	70mm以上	120mm以上
	伊豆諸島北部		80mm以上	150mm以上
	伊豆諸島南部		100mm以上	—
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度発現する短時間の激しい雨を観測した場合			
			1時間雨量	
	東京地方		100mm以上	
	伊豆諸島北部		70mm以上	
	伊豆諸島南部		80mm以上	

注1 発表基準欄に記載した数値は、東京都における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定めたものであり、気象要素により災害発生を予想する際の目安である。

2 ※印の注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

3 *印は、気象官署の値であることを示す。

4 気象庁が使用する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面 (TP) と荒川工事基準面 (AP) を併用する。

なお、TPの0.0mは、APの1.13mであるが、実用上は1.1mとして取り扱う。

② 大雨注意報、警報などの発表官署及び担当区域

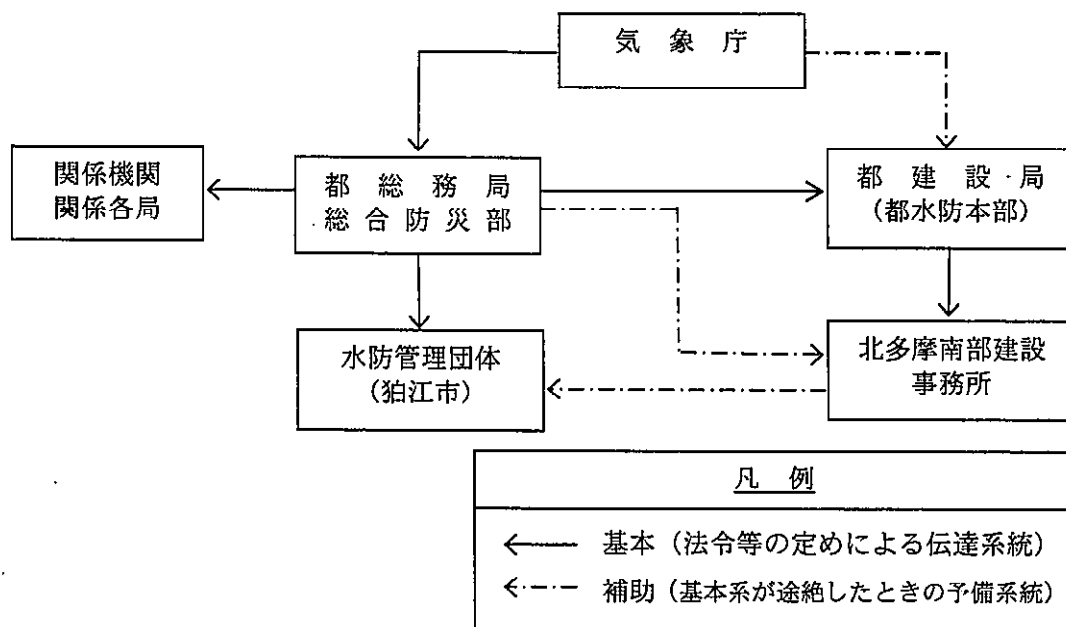
気象等の現象に伴う災害の発生が予想される区域を特定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報を次のとおり発表する。

発表官署	担当区域	発表する区域名	区 域 区 分	所管事務所等
気象庁本庁	東京地方	23区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	五建
			台東区、荒川区、足立区	六建
		23区西部	千代田区、中央区、港区	一建
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二建
			新宿区、中野区、杉並区	三建
			豊島区、板橋区、練馬区	四建
			文京区、北区	六建
		多摩南部	町田市、多摩市、稲城市	南東建
			八王子市、日野市	南西建
		多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	北南建
			立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市	北北建
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	西北建

③ 気象情報伝達系統図

気象情報の伝達系統図は、次のとおり。

気象情報伝達系統図



(2) 国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部

多摩川洪水予報

① 種類と発表基準

種 類	予報地点	発 表 基 準
多摩川洪水注意報	調布橋・石原・田園調布（上）	予報地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想されるときに発表される。
多摩川洪水警報	注意報の予報地点と同じ	予報地点の水位が既に警戒水位を超え危険水位程度若しくはそれを超えるかあるいは、重大な災害が起こることが予想される場合に発表する。
多摩川洪水情報	注意報の予報地点と同じ	注意報と警報の補足説明が生じたときに発表する。

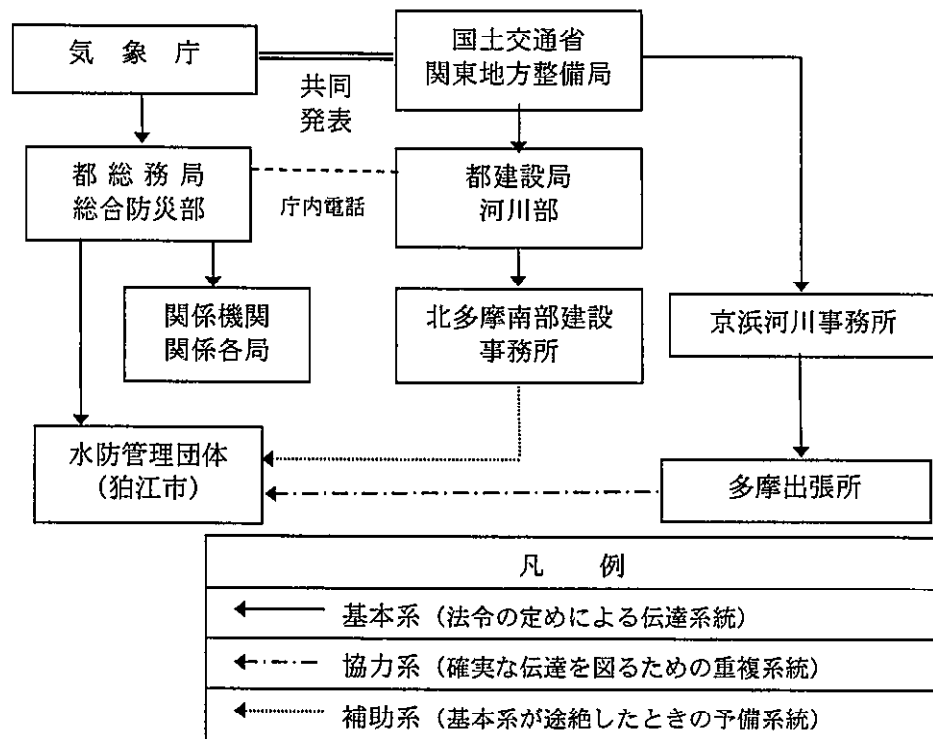
② 予報地点・水位

種 類	河川及び実施区域	予 報 地 点					
		名称	指定水位	警戒水位	危険水位	計画水位	零点高
多摩川 洪水予報	多摩川	調布橋	0.20	1.00	1.90	4.70	AP
	左岸 青梅市青梅万年橋		m	m	m	m	+148.500m
	右岸 青梅市畑中万年橋	石原	4.00	4.30	5.20	5.94	AP
			m	m	m	m	+27.420m
		田園調布（上）	4.50	6.00	8.70	10.35	AP
			m	m	m	m	+0.000m

③ 洪水予報伝達系統図

洪水予報の伝達系統図は、次のとおり。

多摩川洪水予報伝達系統図



(3) 都水道局

小河内ダム放流通報

① 通報

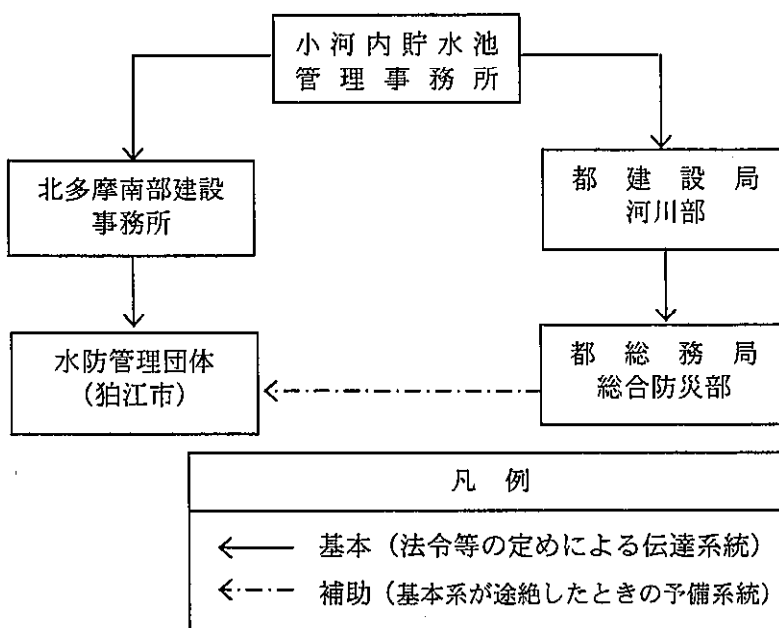
ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない（河川法第46条）。

また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている（河川法第48条）。

② 放流通報伝達系統図

放流通報の伝達系統図は、次のとおり。

放流通報伝達系統図



(4) 市災害対策本部

市は、重要な注意報及び警報について都、警察署若しくは東日本電信電話(株)東京南から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設（二次避難所（福祉避難所）を含む。）の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民に周知する。

また、市は自ら多摩川、野川等の洪水の状況や水位情報、内水の氾濫情報等を収集し、市民、自主防災組織及び防災関係機関等に通報周知する。

なお、水防法第15条に基づき洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設は、次のとおり。

- ① 狛江駅北口地下駐車場（元和泉一丁目2番1号）
- ② エコルマ1ビル（元和泉一丁目2番1号）

洪水予報等の伝達方法については、今後確立していく。

また、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、関係各所と協議検討していく。

(5) 調布警察署

調布警察署は、重要な注意報及び警報について、気象庁、本部その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに各交番を通じて、住民に周知する。

(6) 狛江消防署

警報及び注意報について、東京消防庁警防本部、気象庁、その他関係機関から通報を受けた

ときは、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、猪方出張所に通報し、管内住民に周知する。

4 火災警報の発令及び伝達

(1) 発令の基準

火災警報は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険がきわめて大であると認めるときには東京消防庁において発令する。

- ① 実効湿度が50パーセント以下であって、最小湿度が25パーセント以下になる見込みのとき。
- ② 実効湿度が60パーセント以下であって、最小湿度が30パーセント以下になり、平均風速10メートル以上の風が吹く見込みのとき。
- ③ 平均風速13メートル以上の風が吹く見込みのとき。ただし、地域を限って発令することがある。

(2) 伝達

- ① 火災警報を発令したとき東京消防庁は、気象庁、都総務局（都本部長室）及び管下の各消防署その他関係官公署等に通報する。
- ② 東京消防庁は、報道機関を通じて都民に周知させると同時に、狛江消防署は、管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の掲示板の掲示、火災警報発令信号及び吹流しをもって一般市民に周知させる。

5 被害状況等の収集体制

被害状況等の報告は、震災編第3部第2章第3節「被害状況等の収集体制」を準用する。

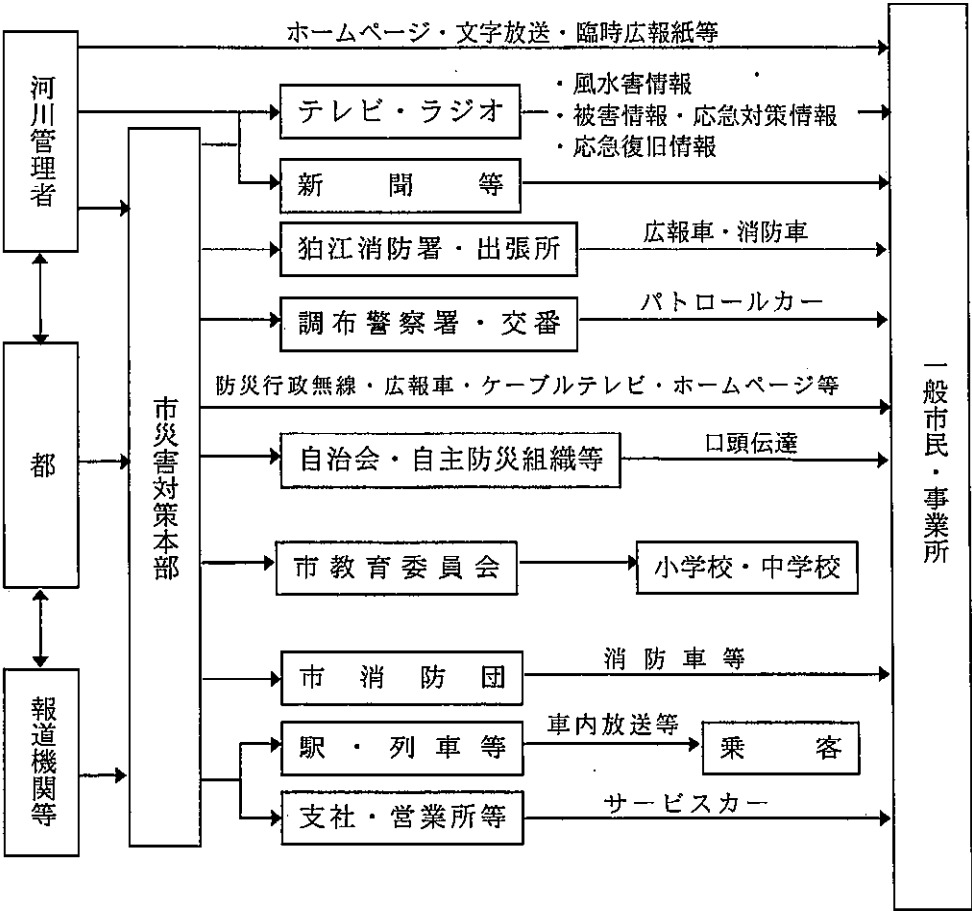
第3節 被害状況の調査報告

震災編第3部第2章第3節「被害状況等の収集体制」を準用する。

第4節 災害時の広報及び広聴活動

震災編第3部第2章第4節「広報及び広聴活動」を準用し、「災害時の広報活動における主な流れ図」は次のとおり。

災害時の広報活動における主な流れ図



第 3 章 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準及び適用の要請手続き等は、震災編第 3 部第 3 章「災害救助法の適用」による。

O

O

第4章 相互協力・派遣要請

風水害等の災害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

特に、被害が広範に及んだ場合、市域の防災機関のみでは対応が困難なことから都・他区市町村・自衛隊や民間に協力を得て防災対策を行う。

なお、これらの機関等に対する要請要領については、震災編第3部第4章「相互応援協力・派遣要請」による。

O

O

第5章 水防対策

第1節 目的

この計画は、水防法、災害対策基本法及び都水防計画に基づき、市地域防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

第2節 任務

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

第3節 水防組織

震災編第3部第1章第2節「活動体制」を準用する。

第4節 水防用資器材等

- 1 市は、市域における水防を十分果たせるようボート、水中ポンプ等の水防用資器材及び装備を準備しておく。
- 2 市は、水防資材を確保するため、市内の資材業者の手持ち資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。

第5節 気象状況の連絡

市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都水防本部（都建設局）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに、管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努める。

第6節 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。

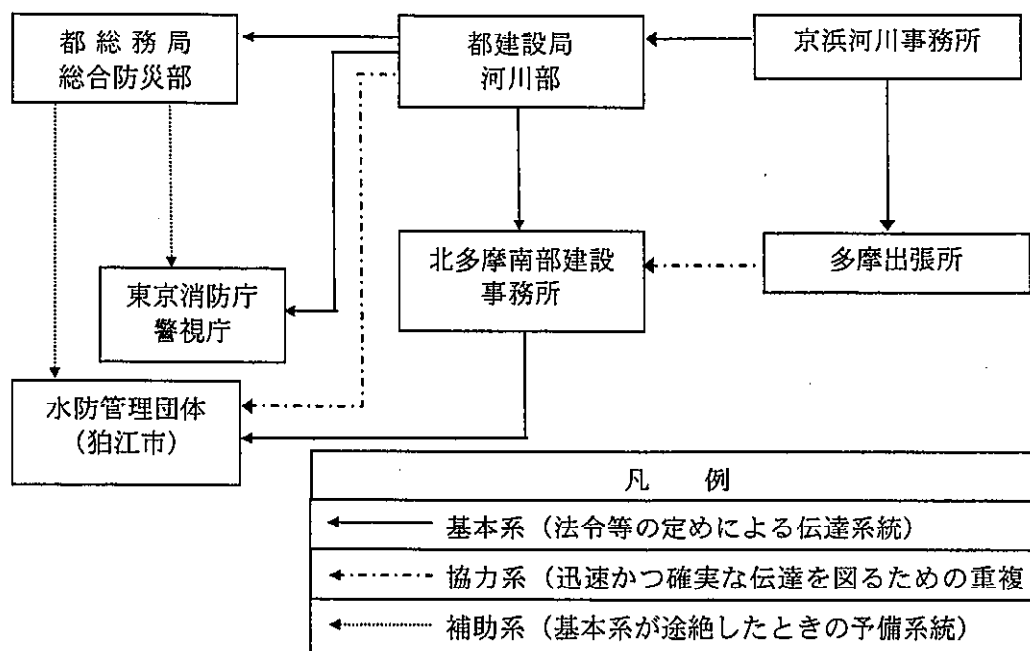
都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

1 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおり。

種類	内 容	発 表 規 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該規準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

2 水防警報に関する通信伝達系統は、次のとおり。

多摩川水防警報（石原）伝達系統図



第7節 水防機関の活動

1 市の体制及び活動

水防管理者（本部長）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

なお、危険性が切迫していると判断されるときは、自らの判断により水防活動の実施を指示することができるものとする。

- (1) 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。
- (2) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視、警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (5) 次の場合には、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。

この場合は、直ちに都水防本部（都建設局）に報告する。

① 準備

ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。

イ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき。

② 出動

ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。

イ 水位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。

ウ その他水防上必要と認められたとき。

(6) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。

(7) 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。

決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(8) 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく調布警察署長にその旨を通知しなければならない。

(9) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(10) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(11) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

(12) 自主防災組織への情報伝達・支援・指示等を行う。

2 北多摩南部建設事務所

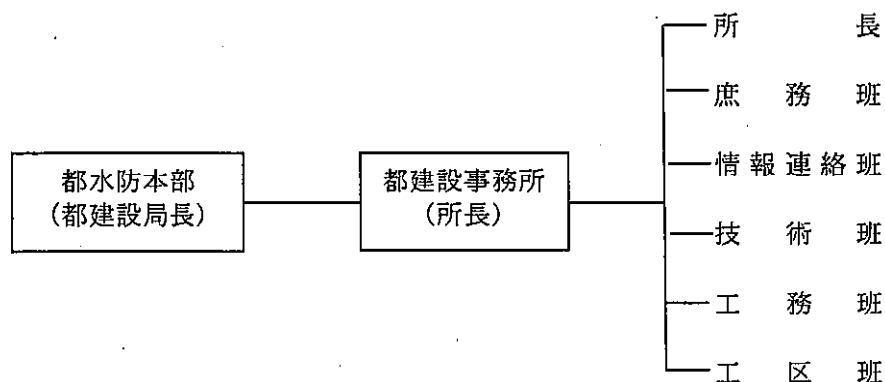
(1) 水防の責任

北多摩南部建設事務所は、その管内水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、技術的な援助を与えるなどその調整に努める。

(2) 水防体制

北多摩南部建設事務所における水防組織は、次のとおり。

① 組織図



② 班と業務内容

班 別	業 務 分 担
所長・副所長	総 括 指 導
庶務班	1 各班の連絡調整に関すること。 2 水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること。 3 各班に属さないこと。
情報連絡班	1 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。 2 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること。 3 気象、水象の情報連絡に関すること。
技術班	1 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 2 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 3 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 4 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 5 危険箇所の警戒巡視に関すること。 6 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 7 工区班応援に関すること。
工務班	1 水防資器材の受払の調整に関すること。 2 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。
工区班	1 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 2 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 3 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 4 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 5 危険箇所の警戒巡視に関すること。

(3) 水防資器材

水防資器材を要請する場合は、北多摩南部建設事務所に電話(後日文書にて処理)にて要請し、その資材は水防倉庫のものを使用する。

3 消防機関の体制及び活動

消防機関(狛江消防署、市消防団)が分担する水防活動は、概ね次のとおり。

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条に基づき、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
- (4) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させること。
- (5) 消防機関の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (6) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

4 水防現場活動計画(狛江消防署、市消防団、調布警察署)

(1) 活動の方針

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、狛江消防署、市消防団及び調布警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携しながら被害の発生拡大を防止する。

(2) 狛江消防署

① 消防署及び関係機関との連絡

内水氾濫、溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、消防署の全機能をあげて市関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。

ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、水防管理者に通報する。

イ 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、水防管理者及び消防署長への通報に協力する。

② 事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

ア 事前教養

水防活動計画書による事前教養を実施する。

イ 要注意箇所の決定

水防管理者と協議して要注意箇所を決定する。

ウ 監視警戒計画

監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の

計画を樹立する。

エ 水防作業計画

水防作業の迅速適正化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資器材の調達及び運搬方法について計画する。

オ 部隊運用計画

(7) 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応した消防部隊及び市消防団を運用して実施する。

(1) 消防署長は、所轄の消防部隊及び市消防団を指揮運用し、管内の水災防護活動にあたる。

③ 水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長が行う。ただし、大雨、洪水警報等が地域を限定して発表されたとき又は局地的な豪雨が予想されるときは、第八消防方面本部長又は狛江消防署長が、方面、署ごとに水防態勢を発令する。

なお、水防態勢が発令されたときは、関係機関と密接な連絡を行い、情報の収集、分析を行い、水防非常配備態勢の発令に備える。

④ 水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、災害の状況に応じ、市の態勢発令と関係なく水防第1及び水防第2非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第3非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次により処理する。

ア 水防第1非常配備態勢

(7) 救命ボート小隊の編成及び署隊運用

(1) 水防資器材の準備、点検整備

(2) 関係機関との連絡及び情報の収集

(3) 庁舎施設の防護

(4) 河川の巡視による情報収集並びに水災発生危険箇所の把握及び消防団員の出動体制の確立

(5) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

イ 水防第2非常配備態勢

(7) 署隊本部機能の強化

(1) 水防部隊の編成及び署隊運用

(2) 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備

(3) 関係機関等への連絡員の派遣

(4) 水防活動、被害状況等の把握

(5) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

ウ 水防第3非常配備態勢

(7) 署隊本部機能の強化

(1) 水防部隊の増強及び署隊運用

(2) 監視警戒の強化

- (イ) 水防活動、被害状況等の把握
- (オ) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

エ 水防第4非常配備態勢

- (ア) 上記に掲げる事項を強化する。
- (イ) 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立
- (ウ) 全水防部隊の編成
- (エ) 応援体制又は応援受入体制の確立

⑤ 非常招集

非常災害に対処するため、必要があると認めたときは、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代える。

⑥ 活動要領

ア 部隊及び市消防団運用要領

水防小隊は、被害の状況を判断して被害の最も甚だしい区域に出場し、水防活動にあたる。

市消防団は、分団ごとに受持区域の水防活動にあたる。

イ 活動の統轄

消防署長は、水防小隊及び市消防団が実施する水防活動を指揮統轄する。

ウ 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって水防管理者と協議して決定した要注意箇所等について、監視及び警戒を実施する。

エ 水防作業の実施

水防管理者の要請及び警戒監視員からの報告その他により水防作業の必要を認めたときは、水防小隊、市消防団等の出場を指示し、水防作業にあたる。

オ 資材の収用

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足した場合は、現地において必要な資器材を収用する。

⑦ その他必要事項

消防署員の招集は、消防署水防招集計画による。消防団員の招集は、団長が定める招集計画による。

5 市消防団

(1) 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り管轄区域内とする。

(2) 通報

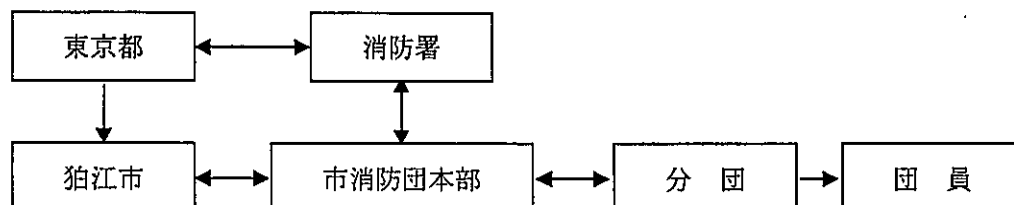
- ① 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。
- ② 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに本部長及び消防署長に通報する。

(3) 出勤の命令

- ① 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を命令する。
- ② 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれがあると認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(4) 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



(5) 広報活動の協力

市消防団は、必要に応じて各種広報活動に協力する。

(6) 市消防団出動基準

水防現場活動は、次の基準により出動、実施する。

待機	団員は自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる体制
準備	水防に関する情報の収集並びに水防資器材の整備点検等市消防団の出動の準備体制
出動	市消防団が被害現場に出動する体制
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、市消防団の水防体制の終了の通知

(7) 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は発生した場合、分団長は、その被害の規模に応じて適宜団員を出動させる。

(8) 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じる。

(9) 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

6 調布警察署の協力

- (1) 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

- (2) 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるように努める。
- (3) 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの交通については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるように努める。
- (4) 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

7 自主防災組織

- (1) 地区住民の安全確認や避難時の集団誘導を行う。
- (2) 避難場所の開設の支援を行う。
- (3) 地域の状況を市へ行う。

第8節 決壊時の措置

1 関係機関等の通報

警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとる。

2 被害拡大の防止

決壊後といえども、水防管理者及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

3 避難

洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長又はその命を受けたものは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

第9節 費用及び公用負担その他

1 費用負担

市は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(水防法第23条第3項及び第4項、第41条)

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定め、協議が成立しないときは、知事にあつては申請することができる。(水防法第42条)

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第28条)

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用
- ③ 土石、竹木その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。(水防法第28条)

公用負担権限委任証明書			
		身 分	氏 名
上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。 平成 年 月 日 水防管理者 氏 名 (または消防機関の長) 印			

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理する。(水防法第28条)

番 号				
公用負担命令票				
住所 負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容(使用、所有、処分等)	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により上記物件を収用(使用又は処分)する。				
平成 年 月 日				
水防管理者 氏 名 印 (または消防機関の長)				
事務取扱者 氏 名 印				

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者については、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。(水防法第28条第2項)

第10節 水防実施状況報告

- (1) 水防管理者は、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに都水防本部（都建設局）にその概況を速報する。

なお、水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡する。

- (2) 水防管理者は、水防終了後3日以内に水防実施状況を都水防本部（都建設局）に、別記様式によって報告する。

また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は、被害後速やかに「被害報告書」によりFAXで報告する。

さらに、被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は「災害報告書」を被災後7日以内に提出する。

別記様式

<速報版>

水防活動報告表

都様式-1

水防管理団体				平成 年 月 日 時現在	
担当部所連絡先	部	課	Tel	報告者	
	係		Fax		
水防活動実施箇所	左 川 岸 地先 右				
地名・住所			区 市 町 村		
活動日時	自 月 日 時 ~ 至 月 日 時				
出動人員	職 員		消 防 団		そ の 他
	人		人		人
水防活動の 概況および工法	工 法				
	延 長		m		
使用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の 状 況	
				水防関係者の 死傷状況	
通 信 欄					

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

被害報告表

都様式-2

建設事務所・ 区市町村名	第 報		報告者	平成 年 月 日 時 現在					
担当部署			連絡先	調査率	%	気象コード			
異常気象名			災害発生年月日	自平成 年 月 日：至 月 日					
気象データ	市 町 村 名	連続雨量最大：		被災中心地：					
	連 続 雨 量	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時				
	最 大 日 雨 量	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時				
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時～ 日 時	mm	日 時～ 日 時				
	最 大 平 均 風 速	m/秒	日 時 分～ 時 分	m/秒	日 時 分～ 時 分				
	そ の 他								
一般被害等	人 的 被 害				住 家 被 害				
	区 分	人数	市町村名	原因 (かけ崩れ、転落等)	区 分	戸数	主な 市町村名	原因 (破堤、溢水、内水等)	
	死 者				全 壊				
	行 方 不 明				半 壊				
	負 傷 者				一部損壊				
	避 難 者				床上浸水				
	避 難 勧 告				床下浸水				
	災害救助法適用市町村名（発令月日）								
	工 種	都工事		市町村工事		計			
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）			
河 川									
海岸（港湾に係るもの）									
海岸（その他）									
砂 防 設 備									
地すべり防止施設									
急傾斜地崩壊防止施設									
道 路									
橋 梁									
港 湾									
下水道									
公 園									
計									
道路・橋梁を除く主な施設被害	区 分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期 間)	被 害 状 況 等 (原因、状況等)			
	河川・海岸名等								
主な道路・橋梁施設	区 分 路線名	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	迂回路 の有無	交通規制 月 日 全面・一部	被害状況等 (原因、状況、バス路線・ 孤立集落の有無)	
全 面 通行止	都管理国道 都道府県道	路線 箇所 路線 箇所	市町村道 計	路線 箇所 路線 箇所	一 部 通行規制	都管理国道 都道府県道	路線 箇所 路線 箇所	市町村道 計	路線 箇所 路線 箇所

注1) 第1報は被災後速やかに報告すること。なお、被害状況については、確認中であれば「調査中」と報告してもよい。

注2) 第2報以降は、被災状況が確認できた段階で、情報を更新し報告すること。

文 書 番 号
平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿
(建 設 局 長)

市 町 村 長 氏 名
(建設事務所長)

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に
下記のとおり災害が発生したので報告します。

記

1. 災害報告内容：別添被害報告表のとおり
2. 災 害 箇 所：別添案内図のとおり
3. 気 象 資 料：別添気象資料のとおり
4. 災 害 状 況：別添状況写真のとおり

連絡先
担当部所
TEL

O

O

第 6 章 消防・危険物対策

災害時における消防・危険物対策に関する計画は、震災編第 3 部第 5 章「消防・危険物対策」を準用する。

O

O

第7章 避難計画

第1節 計画方針

本計画は、災害時において人的被害の絶無を期することを目的とし、都及び市が一体となって市民を避難収容できる体制を確立するため、平素から連携、協調を密にし、おのこの任務を明確にしておく。

第2節 事前避難

1 市の責務

- (1) 市民に対して避難場所及び避難の方法を周知させ、災害時には、指定した場所に自主的に避難するよう指導する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難の準備、勧告及び指示を行い、災害時要援護者等は、あらかじめ指定された施設又は安全地域の親戚、知人宅等に自主的に避難するよう指導する。

第3節 避難の準備、勧告及び指示

1 一般的基準

避難及び立退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものである。

- (1) 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (3) 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) ガス等の流出拡散により広域的に人命危険が予想されるとき。
- (6) 地滑り、崖崩れ、土石流等により危険が切迫しているとき。
- (7) その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 多摩川の洪水時における避難準備、勧告及び指示の基準

上記、一般的基準に加えて、多摩川の洪水時における避難準備、勧告及び指示の基準は、次のとおり。

情報の種類	避難準備	避難勧告	避難指示
発出基準	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。	はん濫注意水位を突破し、さらに水位の上昇により、洪水はん濫の危険性が予想されるとき。	はん濫危険水位に達し、洪水はん濫の危険性が切迫したとき。

3 避難準備、勧告及び指示

避難準備、勧告及び指示を出すときは、震災編第3部第6章第1節「避難態勢」を準用する。

4 避難の準備、勧告及び指示の伝達

(1) 避難準備、勧告及び指示の伝達は、調布警察署、狛江消防署等の協力を得て当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達する。

伝達方法は、震災編第3部第2章「情報の収集・伝達」によるほか、市消防団消防ポンプ車並びに狛江消防署、調布警察署及び本部の広報車により準備、勧告及び指示を伝達する。

(2) 避難情報の伝達は、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるため、防災関係機関、特に警察、市消防団、放送局等の協力支援を得て行う。

(3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであり、この方法をとる場合には、伝達の徹底を図る。

第4節 避難誘導

1 市

災対教育部は、避難所に職員を派遣するか、又は施設等の管理責任者と連絡を密にし、そごをきたさないようにする。

また、災害の状況に応じ、学校長（園長）以下各担任教諭（保育士）を中心として、児童・生徒・園児の安全が確保できる避難誘導するよう指導する。

2 調布警察署

(1) 避難の準備、勧告及び指示が出された場合には、市、狛江消防署等に協力してあらかじめ指定された施設に誘導収容する。

(2) 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に表示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明器材を活用し適正な誘導を図る。

(3) 浸水地においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全な避難誘導を行う。

(4) 避難の勧告又は指示に従わないものについては、説得に努め、状況によっては強制措置をとる。

3 狛江消防署

- (1) 避難の準備、勧告及び指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を市、警察署等の関係機関に通報する。
- (2) 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

第5節 避難所の設置・運営

避難所の設置・運営については、震災編第3部第6章第3節「避難所の設置・運営」に準じて行うこととするが、多摩川又は野川の洪水時における避難所等は、次のとおり。

1 多摩川洪水時

(1) 指定避難所

- | | |
|-----------|--------------------|
| ① 狛江第一小学校 | ④ 狛江第一中学校 |
| ② 狛江第五小学校 | ⑤ 狛江第四中学校 |
| ③ 緑野小学校 | ⑥ 上和泉地域センター（福祉避難所） |

(2) 補完利用施設（状況に応じて開設）

- | | |
|-------------|------------|
| ① 野川地域センター | ⑤ 藤塚保育園 |
| ② 岩戸地域センター | ⑥ 三島保育園 |
| ③ 谷戸橋地区センター | ⑦ 松原学童保育所 |
| ④ 市民総合体育館 | ⑧ 東野川学童保育所 |

(3) 隣接自治体（調布市）の避難所（相互応援協定に基づく）

- | | |
|----------|---------|
| ① 第二小学校 | ④ 国領小学校 |
| ② 八雲台小学校 | ⑤ 第六中学校 |
| ③ 滝坂小学校 | |

2 野川洪水時（局地的集中豪雨等）

(1) 指定避難所

- | | |
|-----------|--------------------|
| ① 狛江第一小学校 | ⑧ 狛江第二中学校 |
| ② 狛江第三小学校 | ⑨ 狛江第三中学校 |
| ③ 狛江第五小学校 | ⑩ 狛江第四中学校 |
| ④ 狛江第六小学校 | ⑪ 西和泉体育館 |
| ⑤ 和泉小学校 | ⑫ 上和泉地域センター |
| ⑥ 緑野小学校 | ⑬ 都立狛江高等学校 |
| ⑦ 狛江第一中学校 | ⑭ あいとぴあセンター（福祉避難所） |

(2) 補完利用施設（状況に応じて開設）

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 岩戸地域センター | ⑪ 和泉保育園 |
| ② 南部地域センター | ⑫ 藤塚保育園 |
| ③ 駄倉地区センター | ⑬ 駒井保育園 |
| ④ 和泉多摩川地区センター | ⑭ 宮前保育園 |
| ⑤ 根川地区センター | ⑮ 三島保育園 |
| ⑥ 谷戸橋地区センター | ⑯ 猪方学童保育所 |
| ⑦ 西河原公民館 | ⑰ 松原学童保育所 |
| ⑧ 市民総合体育館 | ⑱ 東野川学童保育所 |
| ⑨ 和泉児童館 | ⑲ 猪方前原学童保育所 |
| ⑩ 岩戸児童センター | |

第6節 狛江市洪水ハザードマップ

市は、洪水に伴う浸水想定区域の周知、また洪水などに伴う被害を最小限にとどめるため、狛江市洪水ハザードマップの作成・更新を行う。

洪水ハザードマップには、浸水想定区域のほか、避難所、避難情報の伝達方法、気象情報等の在りか、避難勧告等に関する事項、避難時の心得、水害に備えた心構えなどを掲載し、各戸に配布する。

また、洪水ハザードマップ配布後、これを活用して地域ごとに避難の方法、経路などについて事前に確認しておくことも同時に周知していく。

1 避難所

洪水ハザードマップでは、公共施設、公立小中学校を中心に避難所として位置づけ、災害時に開設し、避難住民の受け入れを行う。

2 避難方法

本章第3節「避難の準備、勧告及び指示」に基づき、避難開始のタイミング、その情報の収集について、洪水ハザードマップに記載する。

(1) 避難準備の発出段階では、情報収集の喚起、避難の準備、高齢者等の避難開始などについて記載する。

(2) 避難勧告、避難指示の発出段階では、動きやすい服装でまとまって避難を開始すること、徒歩で避難すること、避難に自動車は使わないことなどについて記載する。

3 災害時要援護者の避難

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時要援護者は、避難所までの移動に時間を要するため、避難準備の発出により避難を開始することを記載する。

第8章 警備・交通規制

第1節 警備方針

- 1 市は、災害の発生が予想されるとき、関係機関と緊密な連絡を保持しながら、早期に警備体制を確立し、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行う。
- 2 災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救助及び救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって市民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持にあたる。

第2節 警察の任務

風水害発生時における警察活動は、概ね次のとおり。

- 1 河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2 災害地における災害関係の情報収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防及び取締り
- 9 行方不明者の調査
- 10 死体の検死（見分）

第3節 警備体制

風水害警備にあたり、調布警察署は、警備部長（最高警備本部が設置された場合は、警視總監）の命により、次の段階に応じた体制をとる。ただし、命令がない場合であっても、調布警察署長は、管内情勢を把握して、所掌事務に応じて各段階の体制をとることができる。

1 警備体制

(1) 準備体制

台風が概ね定型的転向点付近に達して、その進路が東海及び関東地方に向かった場合又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合

(2) 注意体制

台風の進路が概ね関東地方に向かい、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合又は降雨量その他の気象条件から判断して、相当の被害が予想される場合

(3) 警戒体制

東京地方に暴風・大雨警報が発令され、市内に影響を受けると判断した場合又は降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害の発生が予想される場合

(4) 非常体制

台風通過により、河川の増水による堤防の決壊、溢水、流下、内水氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合又はこれらの重大な被害が発生した場合

2 警戒区域の設定

災害現場において、本部長若しくはその権限を行う市の職員から要求があったとき、又は調布警察署長が防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市に通知する。

第4節 警備部隊の編成

1 警備本部の設置

調布警察署長は、警戒体制又は非常体制が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

2 警備部隊の設置及び編成

- (1) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、調布警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備にあたる。
- (2) 被災の状況に応じ、長期間警備本部を設置して警備にあたる場合は、日勤者をもって所要の部隊を編成し、警備にあたる。

第5節 警備活動要領

1 警備体制各段階の措置

警備部隊は、本章第3節の「警備体制」の各段階に応じ、調布警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

2 被災地及び被災予想地の警備

- (1) 被害を予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えること。
- (2) 被害が発生した場合は、本部及び関係防災機関と連携し、その状況により集団警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導等の救出救護活動を重点的に行う。
- (3) 避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行う。
- (4) 被災者の救出、防災措置等応援救護措置が完了した場合は、逐次交通整理、犯罪の予防対策等本来の警察業務に重点を移して部隊の配備を行う。

第6節 避難

- 1 調布警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、本部長が行う避難の準備、勧告及び指示について協力する。この際、災害時要援護者等に対してはあらかじめ確認している避難所、施設等に避難させ、又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に避難するよう指導を進める。

なお、現地において、著しい危険が切迫しており、本部長による避難の準備、勧告又は指示に時間がないと判断した場合には、警察官が直接市民に避難の準備、勧告又は指示する。

- 2 避難の準備、勧告及び指示が出された場合、調布警察署長は、関係機関と協力して、あらかじめ指定された本編第3部第6章「避難」に基づき市民の避難を図る。

避難の準備、勧告又は指示に従わないものについては、説得に努め、状況によって強制措置をとる。

第7節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 2 調布警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

O

O

第9章 緊急輸送計画

災害応急対策の実施に必要な車両の調達、配車、人員及び物資に輸送に関する計画は、震災編第3部第8章「緊急輸送」を準用する。

第10章 救助・救急計画

災害時における救助・救急に関する計画は、震災編第3部第9章「救助・救急」を準用する。

第11章 医療救護計画

災害時における医療救護に関する計画は、震災編第3部第10章「医療救護」を準用する。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

災害時における飲料水・食料・生活必需品等に関する計画は、震災編第3部第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

第13章 ごみ・し尿・がれき処理計画

災害時におけるごみ・し尿・がれき処理に関する計画は、震災編第3部第12章「ごみ・し尿・がれき処理」を準用する。

第14章 遺体の取扱い計画

災害時における遺体の取扱いに関する計画は、震災編第3部第13章「遺体の取扱い」を準用する。

第15章 応急住宅対策

災害時における応急住宅に関する計画は、震災編第3部第14章「応急住宅対策」を準用する。

第16章 教育・金融・労務

災害時における教育・金融・労務に関する計画は、震災編第3部第15章「教育・金融・労務」を準用する。

第17章 ライフライン施設の応急・復旧対策

災害時におけるライフライン施設の応急対策は、震災編第3部第16章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

第18章 公共施設等の応急対策

災害時における公共施設等の応急対策は、震災編第3部第17章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。

第4部 災害復旧・復興計画

O

O

第4部 災害復旧・復興計画

被災者の生命確保、義援金品の配分、激甚災害の指定、ライフライン施設の復旧対策の計画については、震災編第4部「災害復旧・復興計画」を準用する。

O

Q

O

○ 資 料 編

○

O

O

狛江市防災会議条例

昭和39年10月5日

条例第30号

改正 昭和49年2月26日 条例第7号

昭和62年3月31日 条例第12号

平成11年12月10日 条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、狛江市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 狛江市地域防災計画を作成し、およびその実施の推進をすること。
- (2) 狛江市地域内にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集に關すること。
- (3) この条例に掲げるもののほか、法律またはこれにもとづく政令によりその権限に属する事務に關すること。

(組織)

第3条 防災会議は会長および委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 狛江市消防団長
- (6) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 前項の委員の総数は15名以内とする。

6 第4項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は東京都の知事の部内の職員、狛江市の職員、関係指定公共機関の職員ならびに学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、専門事項に関する調査が終了したときをもって解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、防災会議の事務を処理する。

(会議の運営等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年2月26日条例第7号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年12月10日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

狛江市防災会議運営規程

昭和39年10月5日

規程第11号

改正 昭和62年3月31日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、狛江市防災会議条例（昭和39年条例第30号）第6条の規定に基づき、狛江市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(議事の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席した委員の職名および氏名
 - (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
 - (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

付 則

この規程は、公布の日から適用する。

付 則（昭和62年3月31日規程第9号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

○

○

粕江市災害対策本部条例

昭和39年10月5日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定にもとづき、粕江市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部を置く。

2 本部長室および部に属すべき本部の職員は規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 部長は、上司の命を受け部の事務を掌理する。

4 本部員は、上司の命を受け本部の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は上司の命を受け、その部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

狛江市災害対策本部条例施行規則（改正予定案）

昭和39年10月6日
規則第10号

改正	昭和46年7月22日規則第18号	昭和47年2月14日規則第3号
	昭和47年8月1日規則第26号	昭和47年11月1日規則第42号
	昭和49年3月29日規則第16号	昭和56年9月10日規則第27号
	昭和58年2月7日規則第5号	昭和62年3月2日規則第4号
	平成2年3月14日規則第6号	平成5年6月23日規則第25号
	平成6年3月31日規則第17号	平成8年3月29日規則第22号
	平成9年1月21日規則第2号	平成10年4月17日規則第17号
	平成13年6月29日規則第29号	平成16年3月31日規則第8号
	平成17年3月31日規則第11号	平成19年3月30日規則第15号
	平成19年 月 日規則第 号	

（本部長室の所掌事務）

第1条 本部長室は、次の事項について狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- （1）本部の非常配備態勢及び解除に関する事。
- （2）重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- （3）避難の勧告又は指示に関する事。
- （4）災害救助法の適用に関する事。
- （5）隣接区市町村の相互応援に関する事。
- （6）自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- （7）災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- （8）部長会議の招集に関する事。
- （9）前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

（本部長室の構成）

第2条 本部長室は次の者をもって構成する。

- （1）災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- （2）災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- （3）災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第3条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序による。

（本部員）

第4条 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設環境部長、教育部

長、議会議務局長、総務防災課長及び消防団長をもって充てる。

(部の名称及び分掌事務)

第5条 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 災対総務部

- ア 本部長室及び部長会議の庶務に関する事。
- イ 本部職員の動員、服務及び給与に関する事。
- ウ 関係防災機関との連絡、調整に関する事。
- エ 通信情報、気象情報等に関する事。
- オ 防災行政無線の統制活用に関する事。
- カ 本部職員の活動統制に関する事。
- キ 隣接区市との相互応援に関する事。
- ク 災害非常配備態勢の指示に関する事。
- ケ 災害に関する広報に関する事。
- コ 報道機関との連絡に関する事。
- サ 市庁舎の点検、整備及び復旧に関する事。
- シ 防災活動に要する空地等（仮設住宅建設用地を含む。）の確保に関する事。
- ス 狛江市消防団の出動に関する事。
- セ 東京都及び他区市町村の職員の受け入れ及び派遣に関する事。
- ソ その他災対総務部に関する事。

(2) 災対企画財政部

- ア 災害に関する広報に関する事。
- イ 災害対策関係予算に関する事。
- ウ 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関する事。
- エ 災害地の被害の調査に関する事。
- オ 公共施設の被害状況の取りまとめに関する事。
- カ 災害救助法の適用申請に関する事。
- キ 激甚災害の指定に係る手続きに関する事。
- ク 災害復興の総合調整に関する事。
- ケ 被災者の相談窓口に関する事。
- コ 一時避難場所及び避難所等との連絡に関する事。
- サ 大災害時における避難勧告・指示の伝達に関する事。
- シ り災証明書の発行に関する事。
- ス 地域・地区センターの来館者の避難誘導と施設の保全に関する事。
- セ その他災対企画財政部に関する事。

(3) 災対市民部

- ア 車両、舟艇等輸送機関の調達配備に関する事。

- イ 資材、機械の調達と輸送に関する事。
- ウ 食料品、衣類品、医薬品等災害救助活動に必要とする物資の調達と輸送に関する事。
- エ 外国人の安全確保及び支援に関する事。
- オ 市民の安否確認及び埋火葬許可証の発行に関する事。
- カ 家屋の被害調査に関する事。
- キ シルバーピアの被害情報の収集及び復旧に関する事。
- ク 災害用の米穀類の確保に関する事。
- ケ 商工業及び農作物の被害調査と復興に関する事。
- コ 来庁者の避難誘導に関する事。
- サ その他災対市民部に関する事。

(4) 災対健康福祉部

- ア 被害者（災害時要援護者）の生活の確保に関する事。
- イ 保育施設及び児童館・児童センターの点検等に関する事。
- ウ 保育園児、学童保育所児童及び児童館・児童センター、子ども家庭支援センター、あい
とぴあセンターの来館者の避難誘導並びに救護等に関する事。
- エ 単身心身障がい者、老人世帯の避難介助等に関する事。
- オ 災害弔慰金に関する事。
- カ 救難緊急資金に関する事。
- キ 義援金品の受領及び配分に関する事。
- ク 社会福祉団体との連絡及び協力に関する事。
- ケ 医師会等への協力要請と輸送に関する事。
- コ 医療用器材及び医薬品の調達及び輸送、保管に関する事。
- サ メンタルヘルスケアの実施に関する事。
- シ 伝染病の予防に関する事。
- ス 遺体の収容及び埋火葬に関する事。
- セ その他災対健康福祉部に関する事。

(5) 災対建設環境部

- ア 水防活動に関する事。
- イ 道路、橋りょう、堤防及び水路等の点検、整備及び復旧に関する事。
- ウ 道路、河川等における障害物の除去に関する事。
- エ 医療救護所の開設及び要援護者の輸送並びに救護に関する事。
- オ 地下駐車場の避難誘導と施設の保全に関する事。
- カ 避難場所の設営に関する事。
- キ 災害復旧計画に関する事。
- ク 応急仮設住宅の建設に関する事。
- ケ 仮設トイレの設置、し尿処理及びその他応急清掃業務（被災地のごみ処理及びがれきの

処理を含む。)に関すること。

コ 不衛生箇所等の消毒及び衛生資材の輸送に関すること。

サ 下水道施設の保全に関すること。

シ 狛江市管工事組合への協力要請に関すること。

ス 狛江市建設業協会への協力要請に関すること。

セ 死体の捜索に関すること。

ソ 行方不明者の捜索作業に関すること。

タ 水道施設の保全に関すること。

チ 給水状況の調査及び断水地区の情報収集と告知に関すること。

ツ 拠点給水、応急給水の実施に関すること。

テ その他災対建設環境部に関すること。

(6) 災対教育部

ア 小、中学校の児童、生徒の避難誘導に関すること。

イ 児童、生徒の救護等に関すること。

ウ 教育研究所の来館者の避難誘導並びに救護等に関すること。

エ 文教施設の保全に関すること。

オ 学用品の供給に関すること。

カ 一時避難場所及び避難所等の設置・運営に関すること。

キ 一時避難場所及び避難所等の警戒に関すること。

ク 市民ホール、市民センター、体育館、市民プール、西河原公民館、むいから民家園の来館者の避難誘導と施設の保全に関すること。

ケ 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること。

コ その他災対教育部に関すること。

(本部の部の編成)

第6条 部に部長、副部長、部員をおく。

2 本部の部の編成は、別表のとおりとする。

3 部に属すべき本部の職員は別表に定める者のほか、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

(部長会議)

第7条 本部長は災害対策の推進をはかるため、必要があると認めたときは部長会議または本部員会議を招集することができる。

(雑則)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和46年7月22日規則第18号)

この規則は、昭和46年7月22日から施行する。

付 則（昭和47年2月14日規則第3号）
この規則は、昭和47年3月1日から施行する。

付 則（昭和47年8月1日規則第26号）
この規則は、昭和47年8月1日から施行する。

付 則（昭和47年11月1日規則第42号）
この規則は、昭和47年11月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月29日規則第16号）
この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年9月10日規則第27号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年2月7日規則第5号）
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月2日規則第4号）
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成2年3月14日規則第6号）
この規則は、平成2年3月25日から施行する。

付 則（平成5年6月23日規則第25号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年3月31日規則第17号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成8年3月29日規則第22号）
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年1月21日規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年4月17日規則第17号）
この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成13年6月29日規則第29号）
この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日規則第8号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第11号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第15号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年 月 日規則第15号）
この規則は、平成19年 月 日から施行する。

別表

部	部長	副部長	部員
災対総務部	総務部長	総、総務防災課長 総、職員課長 総、情報課長 総、契約課長	総、総務防災課職員 総、職員課職員 総、情報課職員 総、契約課職員
災対企画財政部	企画財政部長	企、秘書広聴課長 企、企画経営長 企、市民協働課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長 会計課長	企、秘書広聴課職員 企、企画経営室職員 企、市民協働課職員 選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員 議会事務局職員 会計課職員
災対市民部	市民部長	市、市民課長 市、課税課長 市、収納課長 市、保険年金課長 市、産業生活課長 農業委員会事務局長	市、市民課職員 市、課税課職員 市、収納課職員 市、保険年金課職員 市、産業生活課職員 農業委員会事務局職員
災対健康福祉部	健康福祉部長	健、社会福祉課長 健、高齢福祉課長 健、健康課長 健、児童福祉課長	健、社会福祉課職員 健、高齢福祉課職員 健、健康課職員 健、児童福祉課職員
災対建設環境部	建設環境部長	建、管理課長 建、計画課長 建、整備課長 建、清掃課長 建、環境改善課長 建、水道課長	建、管理課職員 建、計画課職員 建、整備課職員 建、清掃課職員 建、環境改善課職員 建、水道課職員
災対教育部	教育部長	教、学校教育課長 教、指導室長 教、社会教育課長 教、体育課長 教、公民館長 教、中央図書館長	教、学校教育課職員 教、指導室職員 教、社会教育課職員 教、体育課職員 教、公民館職員 教、中央図書館職員

※ 次長、理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務取扱いを命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

調布市・狛江市消防相互応援協定

(昭和45年4月18日締結)

改正 平成8年4月24日

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく調布市(以下「甲」という。)

と狛江市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災または非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500メートルを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報または覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲または乙の区域内に大火災または大規模災害が発生し特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請または応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着および引揚ならびに消防行動等についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費ならびに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 東京都狛江町・東京都調布市相互応援協定(昭和33年12月24日締結)は、廃止する。右協定する。

昭和45年4月18日

東京都調布市長

本 多 嘉 一 郎

東京都狛江町長

富 永 和 作

付 則（平成8年4月24日）

この協定は、平成8年5月1日から効力を生ずる。

平成8年4月24日

東京都調布市小島町2-35-1

甲 東京都調布市

調布市長 吉 尾 勝 征

東京都狛江市和泉本町1-1-5

乙 東京都狛江市

狛江市長 石 井 三 雄

別表

応 援 出 場 区 域 表

調布市側	狛江市側
入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、国領町、染地の一部	東野川、西野川、和泉本町、中和泉、西和泉の一部

調布市と狛江市との間の災害時における情報の 提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線（広域共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

（情報の提供及び交換）

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- （1） 降雨量に関すること。
- （2） 河川の水位に関すること。
- （3） 陸閘の開閉に関すること。
- （4） 宿河原及び上河原堰提水門に関すること。
- （5） 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関すること。
- （6） 被害状況に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

（重要水防箇所の調査等）

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

（巡視警戒）

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視委員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

（会議の開催）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎日1回定期的な通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和58年4月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 金子 佐一郎

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5
東京都狛江市
代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定すものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年7月30日

新潟県北魚沼郡川口町大字川口1974番地26

甲

新潟県北魚沼郡川口町

代表者 川口町長 青 柳 弘

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙

東京都狛江市

代表者 狛江市長 石 井 三 雄

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）め地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号にかかげるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の從事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この規定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木屋正久
武蔵野市長	土田養次郎
三鷹市長	安田辺榮吉
青森市長	府中野藤彦
昭和中市長	調島市市長
町布市長	小田市長
小金井市長	小平市長
小山市市長	日野市長
東村山市市長	国分寺市長
国立市長	田無市長
保谷市長	福生市長
狛江市市長	大和市市長
清瀬市長	東久米市長
武蔵野市長	多摩市長
稲城市市長	羽村市長
あきる市長	瑞穂市長
日野市長	奥多摩市長
檜原市長	

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」)と世田谷区(以下「乙」)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始するこ

とができる。

- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

- 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛 江 市 長 矢 野 裕

世 田 谷 区 長 熊 本 哲 之

都立狹江高校における避難所施設利用に関する協定書

東京都狹江市長を「甲」とし、東京都立狹江高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の周知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

（開設機関）

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請

をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際には、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年9月22日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号
乙 東京都立狛江高等学校
代表者 校長 新井 邦男

災害時における郵便局と狛江市との協力に関する協定書

狛江市郵便局（以下「甲」という。）と東京都狛江市（以下「乙」という。）は、狛江市内で発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を適切・円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定においては、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、狛江市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有する車輛を、緊急連絡用車輛等として提供する。
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を一時的避難所、物資集積場所等として提供すること。
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (4) 被災市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱いをすること。
- (7) 前各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲でこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては狛江郵便局総務課長、乙においては狛江市総務部総務防災課長とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成10年1月26日から平成11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後、この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ1通を保有するものとする。

平成10年1月26日

甲 東京都狛江市和泉本町三丁目29番7号
狛江郵便局
局長 小林 武

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
東京都狛江市
市長 矢野 裕

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき災害時において甲及び乙が協力して行う災害応急復旧活動等に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対してボランティア活動の調整等に関する協力を要請するものとする。

2 甲が乙に要請するボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- （1） 避難所、二次避難所等における被災者、避難者の救護活動に関すること。
- （2） 救助物資の配分等に関すること。
- （3） ボランティア活動に関する市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- （4） その他、ボランティア活動に関して必要と認められること。

（要請）

第3条 甲は、この協定に基づく乙への要請については、日時・場所・協力内容を明記して文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、乙の判断に基づく必要業務等に着手し、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（活動拠点）

第4条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ・活動支援等は、あいとぴあセンターを拠点とする。

（ボランティアの養成）

第5条 乙は、平常時よりボランティアのコーディネート等、ボランティアの研修・講習等を行い、ボランティアの受入れ・活動支援等、非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

（他団体との協力体制）

第6条 乙は、その他市民活動団体等との協力体制の確立を図るものとする。

（関係機関等との協力体制）

第7条 乙は災害時にどのように活動すべきであるか、関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(資器材等の確保)

第8条 乙は、災害時の応急・復旧活動に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に準備するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が認める当該業務に要した経費は甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づいて乙の協力業務にたずさわるボランティアの業務従事中における事故等の損害補償は「ボランティア保険」等によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険等の保険料については、甲が支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、甲の要請に基づく乙の協力業務について、1週間単位で甲に報告しなければならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、1年間協定が延長されるものとみなし、以降の年度についてもこの例によるものとする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成11年6月1日付けで締結した災害時におけるボランティア活動等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定書は締結の証として、2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成19年8月29日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとぴあセンター内
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
代表者 会長 高木 光

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

- 1 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第1項の「ボランティア活動の調整」とは、災害時ボランティアの受入・避難所等への活動支援、ボランティア業務の調整等を行うコーディネートを意味する。
- 2 協定書第3条第3項の「災害の事態が急迫し」とは、同時多発火災、多数の家屋倒壊などの状況から、市民が自主的に避難所に避難している場合で、市の災対本部から要請がない事態をいう。
- 3 協定書第4条の活動拠点「あいとぴあセンター」内の指定場所については、災対総務部と災対健康福祉部で予め決めておく。また、被災状況によって「あいとぴあセンター」が使用できない場合の代替策を事前に決めておく。
- 4 協定書第5条第2項の「必要な範囲で支援する」とは、社会福祉協議会が平常時に行うボランティアの体制づくりに要する経費のうち、ボランティア研修経費の一部など市が必要と認める経費を支援することを意味する。これについての協議は、本法人が毎年度行う社会福祉課へのボランティア活動推進関係補助金積算とそれに対する査定において行うものとする。
- 5 協定書第6条の「その他市民活動団体等」とは、狛江市社会福祉協議会ボランティアセンター及び全国の社会福祉協議会と連携をもつ市民活動団体以外の団体をいう。
- 6 協定書第8条の規定は、災害時のボランティアのコーディネート及びボランティアが活動する際に必要な資器材を、社会福祉協議会と市が協力して準備する趣旨である。具体的には、必要な器材のリストを別途作成し、社会福祉協議会が手当てできるもの、市が準備するものを明らかにしておくものとする。
- 7 協定書第9条第1項の「甲が認める当該業務に要した経費」とは、人件費（超勤手当）、物件費（消耗品、燃料代など）などをいう。
- 8 協定書第11条には、協力業務の終期についての規定はないが、協力業務の終了は市の災対本部からの連絡によるものとする。
- 9 社会福祉協議会は、市災害対策本部との連絡調整及び協力業務を行う場合の指揮命令者を、前もって決めておくこととする。

附 則

この取扱い基準は、平成19年8月29日から施行する。

震災時における情報収集活動に関する協定書

狛江市内に配達する各新聞販売店（以下「甲」という。）及び狛江市役所（以下「乙」という。）並びに東京消防庁狛江消防署（以下「丙」という。）との間において震災時における情報収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、乙及び丙の震災時における情報収集活動に対する甲の支援に関し必要な事項を定める。

（支援内容）

第2条 乙及び丙が甲に要請する支援内容は、震災発生時の被害状況とする。

第3条 前条の被害状況は次のとおりとする。

- (1) 火災の発生状況
- (2) 建物等の被害状況
- (3) 多数負傷者発生事故状況
- (4) 道路障害状況（消防車両通行の可否）

（支援区域）

第4条 乙及び丙が甲に要請する支援対象区域は、甲が配達する区域のうち狛江市内とする。

（支援の基準）

第5条 乙及び丙が甲に対し支援を要請する場合は、震度5以上の地震で被害の発生又は発生が予想される時とする。

（支援活動）

第6条 甲の支援活動は、各配達区域内において視認し確認した第2条に定める支援内容について情報収集をするものとする。

（支援内容の伝達）

第7条 甲が乙及び丙に情報を伝達する方法は、各配達区域内で収集した情報を直接狛江消防署に駆け付けて伝達するものとする。

なお、やむを得ない場合は、猪方出張所へ駆けつけることとする。

（情報の提供）

第8条 丙は甲から支援内容を伝達された時は、乙に対し情報を提供するものとする。

なお、伝達された被害状況等については、各新聞販売店ごとにその情報を新聞各社に提供することができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を所有する。

平成13年12月25日

- 甲 株式会社 サワノボル
ASA狛江北 澤登 靖
狛江読売ニュースセンター
所長 宇田川 正
ニュースセンターあかもと株式会社
ASA狛江 赤本 康良
毎日新聞
狛江北販売所 手塚 輝江
読売センターつつじヶ丘
店長 若林 剛史
ASA狛江東部
上村 武志
ASA狛江南 (有)笹岡新聞舗
代表 笹岡 千春
ASA柴崎
所長 対馬 伸之
YC狛江東部サービスセンター
藤田 朋人
YC読売センター成城
犬飼 吉春
YC読売センター成城南
小山 孝志
- 乙 狛江市
狛江市長 矢野 裕
- 丙 東京消防庁
狛江消防署長 阿川 道男

災害時における井戸の使用に関する協力協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における乙所有の井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における水の確保を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し水の供給に関して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請に対して、医療活動に支障のない範囲で協力するものとする。

（資機材等の備蓄）

第4条 甲は、災害時に給水活動を行うために必要な資機材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を、次条の規定により乙が提供する用地内に設置するものとする。

2 前項に定める備蓄倉庫に係る費用は、全て甲の負担とする。

（用地の提供）

第5条 乙は、前条により、甲が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第6条 自家発電用の燃料について、乙の備蓄分を使い果たした時点で、甲が補充するものとし、補充に係る費用は、全て甲の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、平成18年9月1日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成18年8月31日

狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

狛江市和泉本町四丁目11番1号

乙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

代表者 院 長 坂 井 春 男

災害時の医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、社団法人狛江市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、甲が定める救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班は、医師および医師が指定する者をもって構成する。

(医療救護班の活動場所)

第4条 医療救護班は、甲が定める救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者および避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指示および連絡調整)

第6条 医療救護班の医療救護活動に関する連絡調整は、甲が定める者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医療品等の備蓄、輸送)

第8条 医療救護班は、原則として、甲が備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等における医療救護班の給食、給水および照明等は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設の指定)

第9条 乙は、甲が狛江市地域防災計画に基づき後方医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。ただし、後方医療施設における医療費は原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護活動の費用弁償

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医師および医師の補助者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲および乙が必要と認める関係機関をもって構成する狛江市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年8月29日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

代表者 東京都狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

社団法人 狛江市医師会

東京都狛江市医師会長 細矢 則幸

狛江市災害医療運営連絡会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、災害時の医療救護活動についての協定書(平成19年8月29日協定)第13条の規定に基づき設置された狛江市災害医療運営連絡会(以下「連絡会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に定める委員をもって構成する。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置く。

2 会長は、狛江市総務部長をもって充てる。

3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、狛江市総務部総務防災課長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

(事案の説明)

第5条 会長は、必要があると認めたときは、事案に関係のある者を連絡会に出席させ、事案について意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、狛江市総務部総務防災課において処理する。

付 則

この規約は、平成19年8月29日から施行する。

別表(第2条関係)

(狛江市災害医療運営連絡会委員)

狛江市医師会担当理事

多摩府中保健所長が推せんする職員

狛江消防署長が推せんする職員

狛江市総務部長

狛江市総務部総務防災課長

狛江市市民部産業生活課長

狛江市健康福祉部健康課長

調布警察署長が推せんする職員

災害時の医療救護活動実施細目

平成19年8月29日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所の設置）

第1条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、次の場所に必要に応じ救護所を設置するものとする。

- (1) 一時待避所
- (2) 避難場所
- (3) 避難所
- (4) 甲が指定する後方医療施設
- (5) その他甲が定める場所

（実費弁償等）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用の請求、報告）

第3条 協定書第12条及び前条の定めによる甲が負担する費用の請求、報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。

(3) 医師、看護婦及びその他の者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

(5) 後方医療施設および救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については災害救助法施行規則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条により請求、報告された費用等の内容を調査し、適当と認めたときは、医

療救護に係る費用弁償等に関する覚書により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

(経過措置)

第5条 狛江市地域防災計画に定める後方医療施設の指定が行われるまでの間は、協定書及び本細目中の「後方医療施設」を「救急告示医療機関又は一般医療機関」に読みかえるものとする。

様式 1

費 用 弁 償 等 請 求 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害・訓練時
医療救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

	職種	延人数	単価	金額	備考
医療救護班 費用弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					〃
薬品衛生材料実費弁償					〃
施設設備実費弁償					〃
計					

平成 年 月 日

社団法人 狛江市医師会
会長

印

狛 江 市 長 様

様式1-1

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

第 班

氏 名	職 種	救護活動 場 所	活 動 期 間	救 護 実 績				
				死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
			月 日 午前 午後					
			時 分 月 日 から					
			午前 午後					
			時 分 まで					
名	-	-	-					

注 医療機関を使用して救護活動を行った場合は、救護活動場所の欄に医療機関名と責任者名を記入すること。

様式1-2

医療救護班診療記録

第 班

番 号	傷病者 氏 名	性 別	年 令	住 所	傷 病 名	程 度			処 置 概 要	備 考
						重	中	軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること。

様式 2

藥品・衛生材料使用報告書

第 班

医療機関責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同年 月 日まで

における災害訓練時医療救護活動において、別紙のとおり

事故傷病者が発生したので報告します。

○

平成 年 月 日

社団法人 狛江市医師会
会長 印

狛 江 市 長 様

○

様式 3-1

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名			性別	男・女	住所	
生年月日	M S 年 月 日生 T H	年令	歳	電話		
職 種	医師・看護師・ その他の者		第 班	勤務医療機関名		
傷 病 名			程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院	(月 日)		診療(入院)医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃		受傷 (発病) 場所			
受傷 (発病) 時の状況						

様式 4

医療施設物件損傷報告書

医療機関

医療 所在地

医療 電話

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計	-	-	-	-		

注

1. 医療機関ごとに記入すること。
2. 物件名欄は、建造物、器具及び自動車等を記入すること。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と記入すること。
5. 単価の欄は、購入時の単価を記入すること。
6. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

災害時の救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの

ア 薬剤師班及びその他の補助員の編成に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター2階狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会 長 嶋 田 勝 一

災害時の救護活動実施細目

狛江市(以下「甲」という。)と狛江市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において平成9年5月29日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

(薬剤師班の構成)

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班: 1班3名とし、甲は乙に対し3班までの出動を要請できる。ただし、乙が(社)東京都薬剤師会災害対策本部より薬剤師班の要請があった場合は、2班までとする。
- (2) その他の補助: 災害時の救護活動により甲が必要と認めたときは、その他の補助を置くことができる。

(医薬品等供給要請の特例)

第2条 甲は、災害状況により必要と認めたときは、乙に対し、(社)東京都薬剤師会京王支部が管理する医薬品管理センター(京王地区管理センター)並びに乙に所属する会員の薬局・薬店が災害発生時点で所有する医薬品・衛生材料等の供給を要請する。

乙は、これを受け、甲の要請に早急に応じられるよう同管理センターに対して、供給可能な医療用医薬品の提供を求め、また、乙に所属する会員薬局・薬店が所有する一般用医薬品・衛生材料等の供給に努めることとする。

(費用弁償等)

第3条 前条により医薬品管理センターより甲に供給した医療用医薬品は、原則として公定薬価(消費税込み)により、甲が負担するものとする。また、乙が所属する薬局・薬店の所有する一般用医薬品については、実費とする。また、前条により医薬品管理センター並びに薬局・薬店の施設において、救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各薬剤班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」(様式1-1)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故疾病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。

- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 本細目第3条に定めた医薬品管理センター及び薬局・薬店の施設につき、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、相当と認めたときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター2F狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会長 嶋田 勝一

様式1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時
訓練

救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 実 費 弁 償					延 班 詳細は別紙のと おり
小計					
医薬品・衛生材料 等 実 費 弁 償					同 上
施設・設備等 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

印

狛江市長様

薬剤師班活動報告及び班員名簿

薬剤師会 支 部 名	所属支部等 責任者名	氏 名	職 種	救護活動 期 間		救護活動場所	救 護 活 動 内 容
				月 日	時 分		
				午前	分から		
				午後			
				午前			
				午後	分まで		
				月 日			
				午前			
				午後	分から		
				午前			
				午後	分まで		
				月 日			
				午前			
				午後	分から		
				午前			
				午後	分まで		
計							

医薬品・衛生材料使用報告書

薬剤師会 支部名	所属支部等 責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
			単位	数量	単価	金額	

様式 3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける 災害 時
訓練

救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

狛 江 市 長 様

事故傷病者概要

氏名			性別	男・女	年齢	住所	
職種			所 属 機 関・団 体 名				
傷病名			程度	重傷・中等症・軽度		転帰	
外来・入院（	月	日）	診療（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	年		月	日	時	分	
受傷（発病）場所							
受傷（発病）状況							

物件損傷報告書

施設名 及び所在地	物件名	損傷の 種類	損傷の 程度	数量	単価	金額	備考
計							

注 1. 施設ごとに記入してください。

2. 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入してください。

3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。

4. 破損の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入してください。

5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 歯 科 医 師 | } 若干名 |
| (2) 歯 科 衛 生 士 | |
| (3) その他の補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練等における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとびあセンター内
乙 狛江市歯科医師会
代表者 会 長 大 中 由 吉

○

○

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成10年2月16日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、狛江市地域防災計画に基づき、甲が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、被害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

（1） 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（2） 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に、「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。

（3） 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。

（4） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

（5） 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

（6） その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたと

きは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢 野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとびあセンター内
乙 狛江市歯科医師会
代表者 会 長 大 中 由 吉

○

○

災害時等における狛江市と(株)小田急情報サービスとの 相互協力に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社小田急情報サービスを「乙」とし、災害時等の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域における甲乙の役割と使命にかんがみ、狛江市内ので地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民に迅速かつ正確な情報を伝えるため、災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対し、災害情報等の放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲が第2条の規定により災害情報の放送を要請したときは、放送の形式、内容等を自主的に決定し、これに協力するものとする。

(放送料)

第5条 前条の放送にかかわる放送料は、無料とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は甲乙別途協議するものとする。

(平常時の協力)

第6条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 防災訓練および防災意識の向上に係る普及啓蒙活動に関すること。
- (2) 災害時におけるケーブルテレビの活用に関する調査研究並びにケーブルテレビに施設整備の推進に関すること。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成12年9月26日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2日前までに甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の協定書の各事項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は協定締結の主旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとする。

この協定締結の証として協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成12年9月26日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 矢 野 裕

乙 東京都世田谷区経堂二丁目1番21号
株式会社小田急情報サービス
代表取締役社長 栗原 啓一

災害時における米穀供給に関する協力協定書

狛江市と狛江市米穀商組合（以下「組合」という）とは、食糧の応急給与を必要とする風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合、市民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 災害が発生した場合、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、災害時の食糧を確保することを目的とする。

この確保については、市の備蓄と組合の積極的な協力を得て対処するものとする。

（協力）

第2条 組合は、災害時における市民の食糧の確保を基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の協力要請（以下「要請」という。）に対して、協力するものとする。

2 組合は、所属各組合員の店舗（13店舗）に平均600kgを、組合全体として7,800kgの精米を災害時に市長の要請に対して優先的に供給するものとする。

（要請手続）

第3条 市長は、災害が発生し米穀を調達する必要があるときは、組合に米穀の供給について要請する。

2 組合に対する要請手続は、狛江市総務部総務防災課が担当する。ただし、状況により狛江市の各部の部長から組合に対し要請することができる。

3 要請に当たっては、米穀の必要数量、納入場所を明確に伝えるものとする。

（業務）

第4条 組合は、市長の要請に対して指定数量の米穀を指定納入場所に納入するものとする。

（代金の支払い）

第5条 組合は、米穀納入後、米穀の代金（災害時の標準価格による。）及び所要経費を市長に請求するものとする。

2 市長は、請求された米穀代金等については、速やかに支払うものとする。

（看板の供与）

第6条 市長は、組合の同意のもとに「狛江市災害時米穀供給協力店」の看板を、組合員の店頭に掲示するため供与する。

（協議）

第7条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協力協定に規定する以外の手続については、その都度市長と組合との両者が協議して定めるものとする。

（効力）

第8条 この協力協定は、平成7年10月1日から効力を有するものとする。

この協力協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成7年10月1日

狛江市

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長

石井三雄

狛江市米穀商組合 東京都狛江市岩戸北一丁目24番12号

代表者組

会長 久野清

○

○

災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社京王ストア（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

（提供要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の和泉店及び、駒井店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

（供給内容）

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料、日用品類等とする。

（協力）

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供

（指示）

第5条 乙の協力に係る指示および連絡調整については、災対市民部長、もしくは代行する者が行うものとする。

（協定単価）

第6条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売価格とする。

（業務）

第7条 乙は、甲の要請に対して指定数量を、在庫量の範囲内で提供するものとする。

（請求および支払）

第8条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

（協定期間および自動更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都多摩市関戸一丁目7番地4
株式会社京王ストア
代表者 代表取締役社長 内藤 雅浩

災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と小田急商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（提供要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の狛江店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、納品場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

（供給内容）

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料、衣料、日用品類等とする。

（協力）

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供及び運搬

（指示）

第5条 乙の協力に係る指示及び連絡調整については、狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第10号）第6条に基づく災対市民部長、若しくは代行する者が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第6条 甲は、乙が提供した物資に係る実費を弁償するものとする。

甲は、乙が物資の搬送に要した費用を負担するものとする。

（協定単価）

第7条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（業務）

第8条 乙は、甲の要請に対して指定数量を指定納入場所に納入するものとする。

（請求および支払）

第9条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

（報告）

第10条 乙はこの協定の締結にあたり、提供できる数量等を甲に報告するものとする。

(協定期間および自動更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月15日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区経堂二丁目1番31号

小田急商事株式会社

代表者 取締役社長 杉本 龍二

災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社三和（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（提供要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の狛江店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、納品場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

（供給内容）

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料等とする。

（協力）

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供及び運搬

（指示）

第5条 乙の協力に係る指示及び連絡調整については、狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第10号）第6条に基づく災対市民部長、若しくは代行する者が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第6条 甲は、乙が提供した物資に係る実費を弁償するものとする。

甲は、乙が物資の搬送に要した費用を負担するものとする。

（協定単価）

第7条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売価格とする。

（業務）

第8条 乙は、甲の要請に対して指定数量を指定納入場所に納入するものとする。

（請求および支払）

第9条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

（報告）

第10条 乙はこの協定の締結にあたり、提供できる数量等を甲に報告するものとする。

(協定期間および自動更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月15日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

神奈川県相模原市麻溝台三丁目4番11号

株式会社三和

代表者 代表取締役 小山 克巳

災害時における障害物除去等応急措置に関する協定書

狛江市と狛江市建設業協会（以下「協会」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 協会は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 協会に対する市長の要請手続は、協会側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から協会に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した協会会員（以下「会員」という。）は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 協会長（以下「会長」という。）は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 会長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

(公務災害補償)

第7条 市長の要請により出動した会員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(連絡)

第8条 会長は、市長の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、毎年3月と9月に市長へ連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と協会との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和57年12月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長

吉岡 金四郎

狛江市建設業協会会長 渡辺 一郎

災害時における障害物除去等応急措置に関する協定書

狛江市と狛江市建設業協力会（以下「狛江会」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、狛江会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 狛江会は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 狛江会に対する市長の要請手続は、狛江会側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から狛江会に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した狛江会会員（以下「会員」という。）は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 狛江会会長（以下「会長」という。）は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 会長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 市長の要請により出勤した会員に人身事故が発生し、その会員に「労災青災青神償保険法」、（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」（昭和41年条例第8号）の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(連絡)

第7条 会長は、市長の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、毎年3月と9月に市長へ連絡するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と狛江会との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、昭和57年12月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長
狛江市建設業協力会会長

吉岡 金四郎
榛沢 真仲

災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

狛江市と管工事組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、組合の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 組合は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 組合に対する市長の要請手続は、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から組合に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した組合員は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 組合長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

（公務災害補償）

第7条 市長の要請により出動した組合員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保

險法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と組合との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、平成7年9月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年9月1日

東京都狛江市長 石井三雄

狛江市管工事組合長 絹山孝一

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と大久保商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉三丁目29番15号

大久保商事株式会社

代表取締役 大久保 幸二

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と双日エネルギー株式会社狛江和泉サービスステーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市和泉本町一丁目13番15号

双日エネルギー株式会社

狛江和泉サービスステーション

代表取締役社長 江崎 貞雄

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北四丁目12番28号

東京コスモ石油協同組合

狛江一の橋サービスステーション

所長 高橋 文男

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と富永商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

○

乙

東京都狛江市西野川三丁目10番12号

富永商事株式会社 小足立給油所

専務 富永 幸伸

○

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙の狛江給油所及び、和泉本町給油所に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を
保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

○

乙

東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号

株式会社ニシヤマ

代表取締役 西山 嘉則

○

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と調布狛江ＬＰガス商工組合（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都調布市国領町5丁目50番1号

調布狛江LPガス商工組合

組合長 金山 秀秋

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北4丁目19番11号

株式会社ニシヤマ

代表取締役 西山 嘉則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と野村燃料店（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

- 2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。
- 3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉5丁目18番26号

野村燃料店 店主 野村 信夫

災害時におけるボランティア活動としての理容

サービス業務の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に定める理容とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難で、かつ、避難生活が長期化したものとする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、組合員等を甲の指定する避難所へ派

遺するものとする。

- 2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙の業務の提供に係る費用は無料とする。但し化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

- 3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

- 2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年8月28日

狛江市和泉本町一丁目1番地5号

甲 狛江市

代表者 狛江市長 矢 野 裕

狛江市岩戸南二丁目18番1号

乙 東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部

代表者 支部長 山 田 政 宏

第1号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部長 様

狛江市災害対策本部長
狛江市長

印

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希望実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	
業務内容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備考	

連絡先：狛江市・狛江市災害対策本部
課・班

部

担当者

電話 ()

FAX ()

第2号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

狛江市災害対策本部長
狛江市長 様

東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部
支部長 ㊟

年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希 望 実 施 日 時	年 月 日 ()	
実 施 場 所		
業務提供を受けた人数 及び業務別内訳	人	
	うち	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
業 務 提 供 者	3 顔剃り	人
	住所	氏名
備 考		

担当者： 電話 ()

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 狛江市内に災害が発生し、避難所等に設置された貯留式仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の経費に係わる経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係わる代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第6条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項については、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づきし尿収集車両等の供給に係わる経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(協定期間および自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月30日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市東野川二丁目14番2号

株式会社加藤商事

代表者 代表取締役 加藤 敬

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と日本衛生興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 狛江市内に災害が発生し、避難所等に設置された貯留式仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の経費に係わる経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係わる代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第6条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項については、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づくし尿収集車両等の供給に係わる経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(協定期間および自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月30日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区砧五丁目1番1号

日本衛生興業株式会社

代表者 代表取締役 近藤 弘良

被害程度の認定基準（都総務局）

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家の被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)「公共建築物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4)非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持

できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するのを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。	
(1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。	
(2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これにより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。	
(3) 地震度は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。	
(4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。	
(5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。	

計測震度	階 級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート構造	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
3.5	3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少しゆれる。				

計測震度	階 級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 構造	ライフライン	地盤・斜面
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いていける人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される。水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることもある。
5.0	5 (弱)	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることもある。	耐震性の低い住宅では、壁、柱などが破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。)	
5.5	5 (強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。ドア変形によりドアが開かなくなる。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停車する車が多い。				

計測震度	階 級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 構造	ライフライン	地盤・斜面
	6 (弱)	立っていることが困難となる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを送るための配管、水道管に被害が発生する。 (一部の地域で、ガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて跳ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	ガスを送るための配管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 (一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することもある。)	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ライフラインの()内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものです。

主な市立建築物現況一覧表

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 築 面 積	延 床 面 積
市役所本庁舎	和泉本町 1-1-5	11,445㎡	3,450㎡	10,725㎡
水道課事務所	和泉本町 4-6-1	5,198	204	374
狛江市民センター	市役所敷地内	-	1,195	3,692
西河原公民館	元和泉 2-35-1	-	-	3,473
野川地域センター	西野川 1-6-9	1,115	290	568
上和泉地域センター	和泉本町 4-7-51	2,067	1,258	1,862
岩戸地域センター	岩戸南 2-2-5	581	273	806
南部地域センター	猪方 4-11-1	1,091	478	838
根川地区センター	中和泉 4-16-3	1,051	489	664
駄倉地区センター	東和泉 1-3-17	401	176	337
和泉多摩川地区センター	猪方 4-1-1	126	57	117
谷戸橋地区センター	東野川 4-30-1	-	324	324
岩戸児童センター	岩戸南 3-15-1	1,380	643	867
和泉児童館	中和泉 3-12-6	992	396	396
狛江第一小学校	和泉本町 1-37-1	9,435	4,891	6,809
狛江第三小学校	猪方 1-11-1	15,957	-	4,992
狛江第五小学校	東野川 1-35-13	10,375	-	4,433
狛江第六小学校	駒井町 1-21-1	10,999	-	4,934
和泉小学校	中和泉 3-33-1	12,289	-	5,183
緑野小学校	和泉本町 4-3-1	13,630	-	7,136
狛江第一中学校	和泉本町 2-15-1	18,210	-	6,372
狛江第二中学校	猪方 2-7-1	15,829	-	5,317
狛江第三中学校	元和泉 1-23-1	13,363	-	4,872
狛江第四中学校	東野川 4-1-1	12,875	-	4,516
西和泉体育館（暫定利用）	西和泉 1-16-1	-	-	694
市民総合体育館	和泉本町 3-25-1	8,523	3,461	6,077
和泉保育園	岩戸北 1-1-2	1,301	412	669
藤塚保育園	和泉本町 4-7-35	1,384	559	559
駒井保育園	駒井町 2-28-6	965	319	515
駄倉保育園	岩戸北 3-20-2	1,199	484	529
宮前保育園	中和泉 3-12-8	1,137	425	625

三島保育園	東野川 1-32-2	1,246	374	5,74
上和泉学童保育所	上和泉地域センター内	-	-	132
猪方学童保育所	猪方 1-11-2	695	206	206
和泉学童保育所	和泉児童館内	-	396	237
松原学童保育所	和泉本町 1-23-6	661	234	234
根川学童保育所	根川地区センター内	-	-	215
東野川学童保育所	東野川 1-6-3	555	136	238
あいとぴあセンター	元和泉 2-35-1	5,307	2,784	8,580

(注) (1) 水道課事務所の建築面積、延床面積は事務室 1 棟のみを対象。

狛江市災害対策備蓄倉庫

(平成19年2月末現在)

	場 所	住 所	備 考
1	狛江市立緑野小学校内	狛江市和泉本町4-3-1	
2	狛江市立狛江第三小学校内	狛江市猪方1-11-1	
3	狛江市立旧狛江第四小学校内	狛江市西和泉1-16-1	
4	狛江市立狛江第五小学校内	狛江市東野川1-35-13	
5	狛江市立狛江第六小学校内	狛江市駒井町1-21-1	
6	狛江市立旧狛江第七小学校内	狛江市西野川4-8-1	
7	狛江市立和泉小学校内	狛江市中和泉3-33-1	
8	狛江市立狛江第一中学校内	狛江市和泉本町2-15-1	
9	狛江市立狛江第一中学校舎内	狛江市和泉本町2-15-1	
10	狛江市立狛江第二中学校内	狛江市猪方2-7-1	
11	狛江市立狛江第三中学校内	狛江市元和泉1-23-1	
12	狛江市立狛江第四中学校内	狛江市東野川4-1-1	
13	狛江都営アパート内	狛江市和泉本町4-7	
14	小田急線高架下	狛江市和泉本町1-2	
15	前原公園内	狛江市西野川3-11	
16	東京慈恵会医科大学付属第三病院内	狛江市和泉本町4-11	
17	狛江市役所バス車庫	狛江市和泉本町1-1-5	暫定利用
18	狛江市立旧狛江第四小学校校舎	狛江市西和泉1-16-1	暫定利用

(災害備蓄品リスト・バス車庫＝市役所B1、西和泉校舎＝多摩住イ号棟に関連、慈恵第三病院、無関連)

災害対策用備蓄品一覧表																						平成19年8月25日現在			
項目	品名	名	合	計	単	位	緑野小学校	第三小学校	西和泉グラ	第五小学校	第六小学校	第七小学校	和泉小学校	第一中学校	第一中学校内	第二中学校	第三中学校	第四中学校	都営住宅	高架下	前原公園	慈恵第三病院	バス車庫	西和泉校舎	備考
食料品	サバイバルフーズ		3,840	食		240	540	0	240	540	300	480	360			420	0	240	120	240	120				
	アルファ化米		25,400	食		2,150	2,800	1,950	1,500	1,900	1,500	1,600	2,050			2,700	2,150	1,600	500	2,500	500				
	お粥		2,200	食		200	250	0	150	250	150	200	200			250	200	150	0	200	0				
	救助用クラッカー		1,960	食		140	140	140	140	140	140	140	140	140			140	140	140	140	140	140			
飲料水関連	飲料水用ポリタンク		332	個		30	39	30	28	0	30	28	30			35	0	30	0	42	10				
	飲料水用水袋		4,750	袋		100	0	100	100	50	100	150	150			100	150	150	100	100	0	3,400			
	浄水機		5	台		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		4	0	
	給水タンク 1t		5	台		0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0			2	
	飲料水用組立槽 2.2t		25	台		0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0			0	
	給水栓一式		1	台																		1			
トイレ	仮設トイレ(貯留式)		47	基		0	2	2	1	2	1	2	2			2	2	1	1	3	0		0	26	
	仮設トイレ(マンホール式)		75	基		8	6	5	4	6	4	5	5			5	5	5	2	5	10		0	0	
生活関連	毛布		2,553	枚		160	210	170	110	210	140	170	160			190	170	110	50	653	50		0		
	ござ		329	枚		20	40	35	20	40	20	20	20			41	20	20	2	31	0				
	災害救助用カーペット		750	枚		60	75	60	45	75	45	60	60			75	60	45	30	60	0				
	ローソク		4,698	本		412	424	424	312	424	412	412	418			412	424	212	200	212	0				
	ロールペーパー		11,700	ロール		800	1,300	1,000	700	1,300	600	1,000	900			1,100	1,000	600	200	1,000	200				
	肌着		900	着		0	480	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	420	0				
	紙おむつ幼児用		8,808	着		576	576	576	576	576	576	576	576			576	576	576	0	2,472	0				
	紙おむつ成人用		1,980	着		102	102	102	102	102	102	102	102			102	102	102	0	858	0				
	粉ミルク		24	缶		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	24	0				
	哺乳びん		60	本		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	60	0				
	飲料水(1.5ℓペットボトル)		432	本		8	16	8	8	8	8	16	16			16	8	8	0	312	0				
	紙コップ(1束30個)		6,000	個		540	630	480	330	630	420	540	480			600	480	330	0	540	0				
医薬品	医薬品セット		14	個		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1				
	処置用セット		12	個		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	0	1	0				
	担架		32	台		3	3	2	2	3	2	2	2			3	3	2	0	5	0				
	担架用竹棒		94	本		10	8	6	4	8	4	6	4			6	6	4	0	28	0				
	ばんそうこ		14,650	枚		1,200	1,400	1,100	1,100	1,400	1,100	1,200	1,100			1,300	1,100	750	0	1,900	0				
	収縮包帯		1,021	本		60	100	82	60	100	72	90	100			93	80	54	0	130	0				
	自着性収縮包帯		139	本		10	10	10	10	10	10	10	10			10	10	9	0	30	0				
	ガーゼ		89	セット		4	10	8	5	10	10	10	10			9	8	5	0	0	0				
	下肢用そえ木		26	本		2	3	2	1	2	2	2	2			2	2	1	0	5	0				
	呼吸用酸素		156	本		14	17	12	10	16	11	13	12			14	12	8	0	17	0				
	人工呼吸用携帯マスク		1,303	個		100	100	110	100	100	100	110	100			116	100	67	0	200	0				
	蘇生器		23	個		2	2	2	1	2	2	2	2			2	2	1	0	3	0				
	血圧計		25	個		2	2	2	2	2	2	2	2			2	2	2	0	3	0				
	聴診器		30	個		2	3	2	2	2	2	2	2			3	2	2	0	6	0				
	常備綿		220	枚		17	24	18	12	24	16	18	16			20	18	12	0	25	0				
	精製水		630	本		30	30	30	30	30	30	30	30			30	30	30	30	240	30				
	瞬間冷却パック		109	枚		8	12	8	8	12	8	8	8			11	8	6	0	12	0				
	三角巾		1,564	枚		150	150	120	100	155	120	145	125			142	125	82	0	150	0				
	脱脂綿500g		22	個		2	2	2	1	2	2	2	2			2	2	1	0	2	0				
	医療用テープ		360	本		24	24	24	24	24	24	24	24			24	24	24	24	48	24				
消毒液		180	本		10	10	10	10	10	10	10	10			10	10	10	10	50	10					

(災害備蓄品リスト・バス車庫＝市役所B1、西和泉校舎＝多摩住イ号棟に関連、慈恵第三病院、無関連)

災 害 対 策 用 備 蓄 品 一 覧 表

項 目	品 名	合 計	単 位	緑野小学校	第三小学校	西和泉校舎	第五小学校	第六小学校	第七小学校	和泉小学校	第一中学校	第一中学校内	第二中学校	第三中学校	第四中学校	都営住宅	高架下	前原公園	慈恵第三病院	バス車庫	西和泉校舎	備 考
機 材	防水シート	566	枚	41	56	51	31	50	43	47	42		47	49	32	11	55	11				
	テント	18	張	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	4	1		1		
	トランジスターメガホン	28	個	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	1	4	1		0		
	炊き出し釜	10	台	1	1	1	1	1	1	0	1		1	1	1	0	0	0				
	可搬ポンプ	4	台	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	4	0				
	排水ポンプ	1	基	0	0	0	0	0	0	1	0		0	0	0	0	0	0				
	炭6kg	240	個	12	25	19	10	25	17	20	18		22	20	12	0	40	0				
	固形燃料	1,238	個	96	132	108	72	130	84	108	96		120	96	76	24	96	0				
	コードリール	14	個	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1				
	バケツ	41	個	3	4	3	3	4	3	5	3		4	4	3	1	1	0				
	コンパネ	10	枚	0	0	0	2	0	2	0	2		4	0	0	0	0	0				
	スコップ	345	本	25	33	28	23	33	23	27	25		31	25	18	12	29	13				
	番線	5	本	0	0	1	0	0	0	0	1		1	1	1	0	0	0				
	発電機	14	台	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1				
	灯光器一式	15	台	1	1	1	1	2	1	1	1		1	1	1	1	1	1				
	ガソリン携行缶	14	缶	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1				
	灯油用ポリタンク	29	個	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	5	0				
	防災タンク、消化バケツ	188	個	0	0	0	0	0	0	0	0		8	0	0	0	180	0			0	
	一輪車	15	台	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1				
	バリケート	37	台	3	3	3	2	3	2	3	3		3	3	2	0	7	0				
	かけや	123	本	9	13	7	6	7	8	6	13		11	7	6	2	21	7				
	つるはし	102	本	4	10	10	10	10	8	10	8		9	10	5	2	4	2				
	バール	160	本	10	18	12	12	16	10	18	18		12	18	6	2	6	2				
	大ハンマー	65	本	4	8	4	3	8	4	6	3		6	3	4	1	8	1		2		
	軍手	3,154	組	240	192	150	120	192	100	120	240		120	120	120	0	1,200	240				
	トラロープ	70	本	4	8	6	4	8	5	5	4		6	4	4	4	8	0				
	携帯用照明器具	240	個	18	25	20	12	25	14	20	21		22	21	13	3	24	2				
	乾電池単一型	1,000	本	50	100	50	50	110	70	50	50		110	50	50	20	230	10				
	乾電池単二型	200	本	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	200	0				
	乾電池単三型	200	本	24	0	28	16	0	0	28	32		0	32	0	0	40	0				
	リヤカー	3	台	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	2	0		1	0	
水 防 機 材	単管パイプ	20	本									20										
	月の輪工法機材	0	セット									0										
	SPパイプ	1,015	本	0	0	0	0	0	20	0	0	20	100	0	0	0	875	0		0	0	
	T型マット	0	枚									0										
	土のう袋	14,300	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	500	0	11,800	0		0	0	
	土のう	1,650	体																	1,000	650	

(災害備蓄品リスト・バス車庫＝市役所B1、西和泉校舎＝多摩住イ号棟に関連、慈恵第三病院、無関連)

狍江市洪水灾害信息地图 코마에시 홍수위험지도

水害などの自然災害に対しては、平常時からの備えがとて重要です。洪水ハザードマップをご活用いただき、いざという時に備えて自宅周辺の地理や避難施設の位置を確認し、家族で避難時の行動を話し合っておく等、日頃からの備えをお願いいたします。

平成19年3月 泊江市

○ 洪水ハザードマップに関する問い合わせ先
 狛江市ホームページでも閲覧できます。

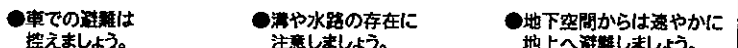
狛江市総務部 総務防災課03-3430-1111(代)
<http://www.city.komae.tokyo.jp/>

Information from city 避難時來自市政府的指示 피난시의 시로부터의 요청

避難時の注意

- 逃げ遅れた場合は、指定避難所以外の場所でも、高台などの安全な場所や施設に避難してください。特に堤防付近の皆さんは、高台などでも危険な場合がありますので、早めの避難が大切です。

- 情報の収集を心がけましょう。
- 災害時要援護者（高齢者や障がい者など）の
- みんなで助け合い一人での避難は



● 洪水時の避難所

名稱	電話
----	----

● 家族の連絡先

氏名	電話
氏名	電話
氏名	電話
氏名	電話
氏名	電話
氏名	電話

03-3430-1111

警察 Police
警察 경찰
110
消防 Fire Service
消防 소방
119

かかりつけの医院 Regularly visiting hospital
经常去的医院 단골 의원

わが家の集合場所・避難所
Shelter and assembly area of our family
我家的集合地点・避難場所
우리 가정의 집합장소/피난장소

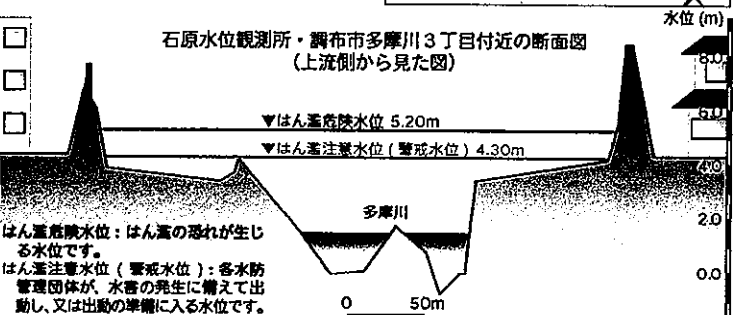
```

graph TD
    A[気象庁] <--> B[国土交通省]
    B <--> C[東京都]
    A --> D[大雨・洪水警報などの発令]
    B --> E[多摩川の水位情報 洪水予報など]
    C --> F[雨崩警報や 懸川の水位情報など]
    D --> G[柏江市災害対策本部]
    E --> G
    F --> G
    G --> H[報道機関]
    G --> I[防災行政無線]
    G --> J[消防署]
    G --> K[警察署]
    H --> L[気象情報]
    I --> M[避難情報]
    J --> N[災害情報 避難情報]
    K --> O[交通情報 避難情報]
  
```

Collection of information 信息的収集地点 정보의 수집처
大雨や洪水・災害に関する情報は、テレビ・ラジオ、防災行政無線のほかに、下記のような
報があります。なお、災害時には回線が混雑して、つながりにくくなる可能性があります。

- **気象情報**
気象台 気象情報(電話) 177
気象庁ホームページ(PC) <http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>
東京アメッシュ(PC) <http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>
(携帯)ドコモ <http://www-dual.north-jwa.gr.jp/fi-official/asp/memo03.asp?pc>
au <http://micos-ez-kansai.jwa.or.jp/tokyo/tko0d.htm>
ソフトバンク <http://www.njwa.jp/jp-sky/tokyo/tokyo.asp?c>
- **多摩川の防災情報(多摩川の水位と雨量など)**
国土交通省京浜河川事務所(電話応答装置) 045-503-5511
(PC) <http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/>
(携帯) <http://wwws.keihin.ktr.mlit.go.jp/keitai/>
- **川の防災情報(多摩川 石原水位観測所の水位など)**
国土交通省 川の防災情報(PC) <http://www.river.go.jp/>
(携帯) <http://l.river.go.jp/>
- **東京都水防情報(東京都から出される水防情報・野川の水位など)**
東京都水防災総合情報システム(PC) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suibou/>
(携帯) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suibou/k/>

国土交通省 川の防災情報から
現在の水位情報が得られます。
「情報の収集先」で確認しましょう。

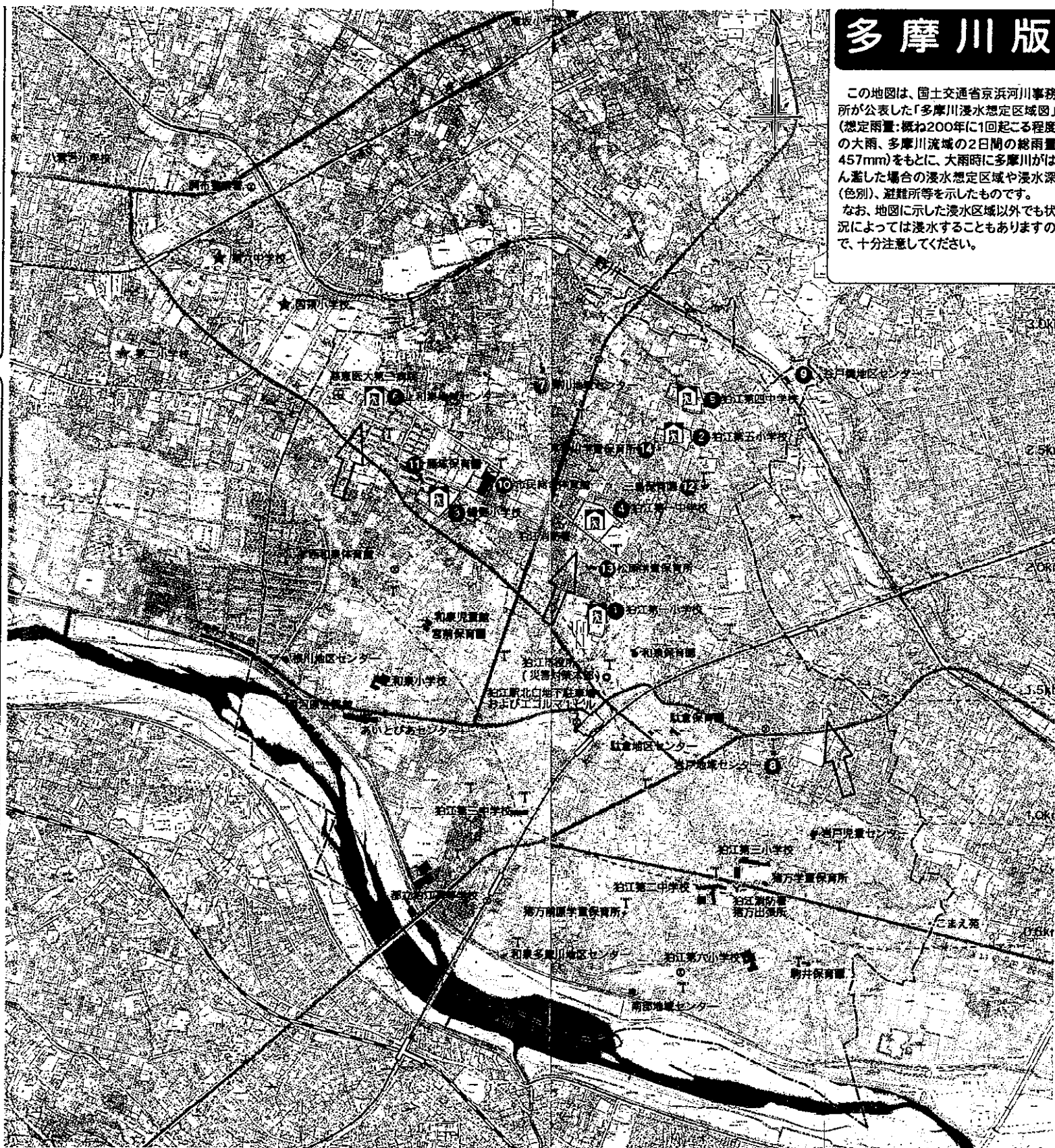


風水害時 避難施設リスト

まず、指定避難所へ避難しましょう。補完利用施設は災害の状況に応じて、開設されます。市内の避難施設で対応できなかった場合は、隣接自治体の避難所へ誘導する場合もあります。風水害時と震災時の避難施設は異なる場合があります。普段から災害の種類に応じた避難施設と、避難経路の確認をお願いします。

- | | | | |
|--------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| ● 指定避難所 | | | |
| ① 狛江第一小学校 | 03-3480-0241 | ④ 狛江第一中学校 | 03-3480-0121 |
| ② 狛江第五小学校 | 03-3489-4430 | ⑤ 狛江第四中学校 | 03-3480-9691 |
| ③ 緑野小学校 | 03-3489-5418 | ⑥ 上和泉地域センター
(要援護者対策) | 03-3489-9101 |
| ● 補完利用施設(状況に応じて開設) | | | |
| ⑦ 野川地域センター | 03-3480-2211 | ⑪ 藤塚保育園 | 03-3489-2835 |
| ⑧ 岩戸地域センター | 03-3488-7040 | ⑫ 三島保育園 | 03-3488-3898 |
| ⑨ 谷戸橋地区センター | — | ⑬ 松原学童保育所 | 03-3489-9380 |
| ⑩ 市民総合体育館 | 03-3430-1141 | ⑭ 東野川学童保育所 | 03-3480-8709 |

今後とも、避難施設の拡大、避難方法の改善を図っていきます。



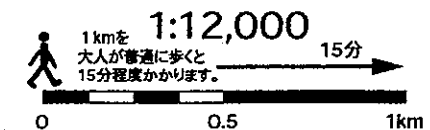
多摩川版

この地図は、国土交通省京浜河川事務所が公表した「多摩川流域浸水想定区域図」を想定雨量：概ね200年に1回起こる程度の大雨、多摩川流域の2日間の総雨量(457mm)をもとに、大雨時に多摩川がはん濫した場合の浸水想定区域と浸水深(色別)、避難所等を示したものです。

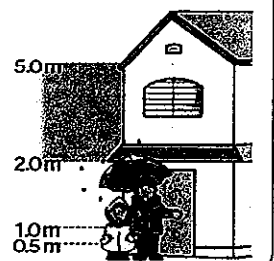
なお、地図に示した浸水区域以外でも状況によっては浸水することもありますので、十分注意してください。

避難施設の優先順位

-
- 第1段階 指定避難所へ避難
- ▽
- 第2段階 開設された複合利用施設へ避難
- ▽
- 第3段階 被災者自立支援センターへ避難



浸水区域の凡例



の地図は、東京都知事及び東京デジタルマップ株式
社の承認を得て東京都縮尺 2500 分の 1 の地形図と、
同市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を使用
て作成したものです。
承認番号: 18 都市画交第 437 号、18 東デ共第 038 号。
(都市計画審計第 171 号)

凡例

- | | | | |
|---|--|---|---|
|  | 指定避難所
Specified refuge
指定避難場所
지정 피난소 |  | 警察署・交番
Police Station/Police Box
警察署 / 派出所
경찰서 / 파출소 |
|  | 補完利用施設
Supplementation use facilities
补充利用施設
보완 이용 시설 |  | 防災行政無線塔(スピーカー)
Emergency Radio Warning Tower (with Loud Speaker)
市政府防災发播塔(推送器)
방재 행정 무선탑 (스피커) |
|  | 隣接自治体の避難所 (相互に指定に基く)
Refuge in the neighboring cities
邻接行政区内避难场所
인접 자치체의 피난장소 |  | 地下施設 (江ノ川駅北地下駐車場、エコマルビル)
Underground facilities (Kame Station North Side Basement Parking Area)
地下施設 (江ノ川駅北地下停车场)
지하 시설 (코메이역 북쪽출구 지하 주차장) |
|  | 救急指定病院
Designated Emergency Hospital
急救指定医院
급급지정병원 |  | 多摩川からの距離
Distance from TAMAGAWA River
从多摩川的距离
타마 강으로부터의 거리 |
|  | 狛江市役所 (災害対策本部)
City Office (Disaster Management Headquarters)
狛江市役所 (防災抗災指挥部) |  | 避難方向
Evacuation Direction
避难方向 |

日頃からの備えを いざという時あてないために、日頃からの備えが大切です。

●家族で話し合いとご近所への心配りを
普段から家族で、避難時の行動について話し合っておきましょう。
ご近所にも目を向けて、避難時の助けを必要とする方への気配りを心がけましょう。



●最寄りの避難施設までの避難経路の確認を
地図上であなたの家と避難施設を確認し、避難経路をハザードマップに書き込みましょう。
避難経路は実際に歩いてみて、所要時間や周辺状況を確認しましょう。



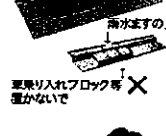
●持ち出し品等の準備と定期的な点検を
避難時の持ち出し品は、定期的に点検をしておきましょう。
食料品や常備薬、通帳や保険証などの貴重品、ラジオや懐中電灯、携帯電話など、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。



●家のまわりの側溝や雨水ますの清掃を
道路沿いの側溝や雨水ますの詰まりは道路冠水や浸水の原因となります。
日頃からの清掃に、ご協力をお願いします。
また、浸水のおそれのある場所では、土のう等の準備もしておきましょう。



●浸水しやすい場所の確認を
過去の浸水実績は、東京都のホームページで確認できます。
http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/kako.htm



いざという時の連絡先

狛江市役所	03-3430-1111	狛江市水道課事務所	03-3480-0202
東京消防庁狛江消防署	03-3480-0119	多摩府中保健所	042-362-2334
狛江消防署猪方出張所	03-3488-0119	NTT 東日本 (故障等)	0120-444-113
調布警察署	042-488-0110	東京電力多摩エリアセンター	0120-995-662
東京慈恵会医科大学附属第三病院	03-3480-1151	東京ガスお客さまセンター	03-3426-1111

風水害時 避難施設リスト

まず、指定避難所へ避難しましょう。補完利用施設は災害の状況に応じて、開設されます。
風水害時と震災時の避難施設は異なる場合があります。普段から災害の種類に応じた避難施設と、避難経路の確認をお願いします。
多摩川がはん濫するおそれがある場合は、多摩川版に示す避難施設へ避難してください。

避難施設の優先順位

第1段階 指定避難所へ避難

第2段階 開設された補完利用施設へ避難

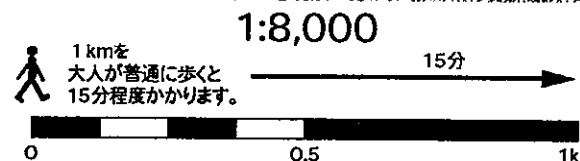
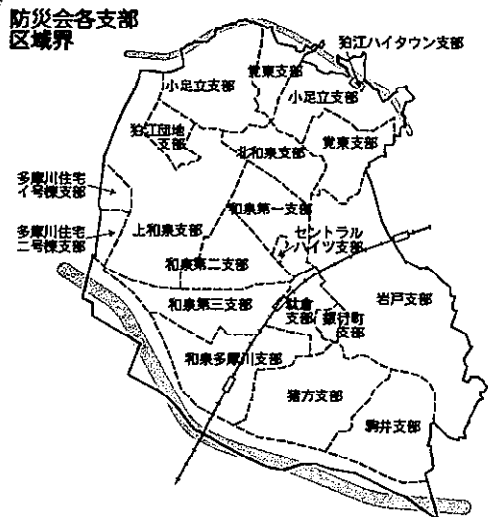
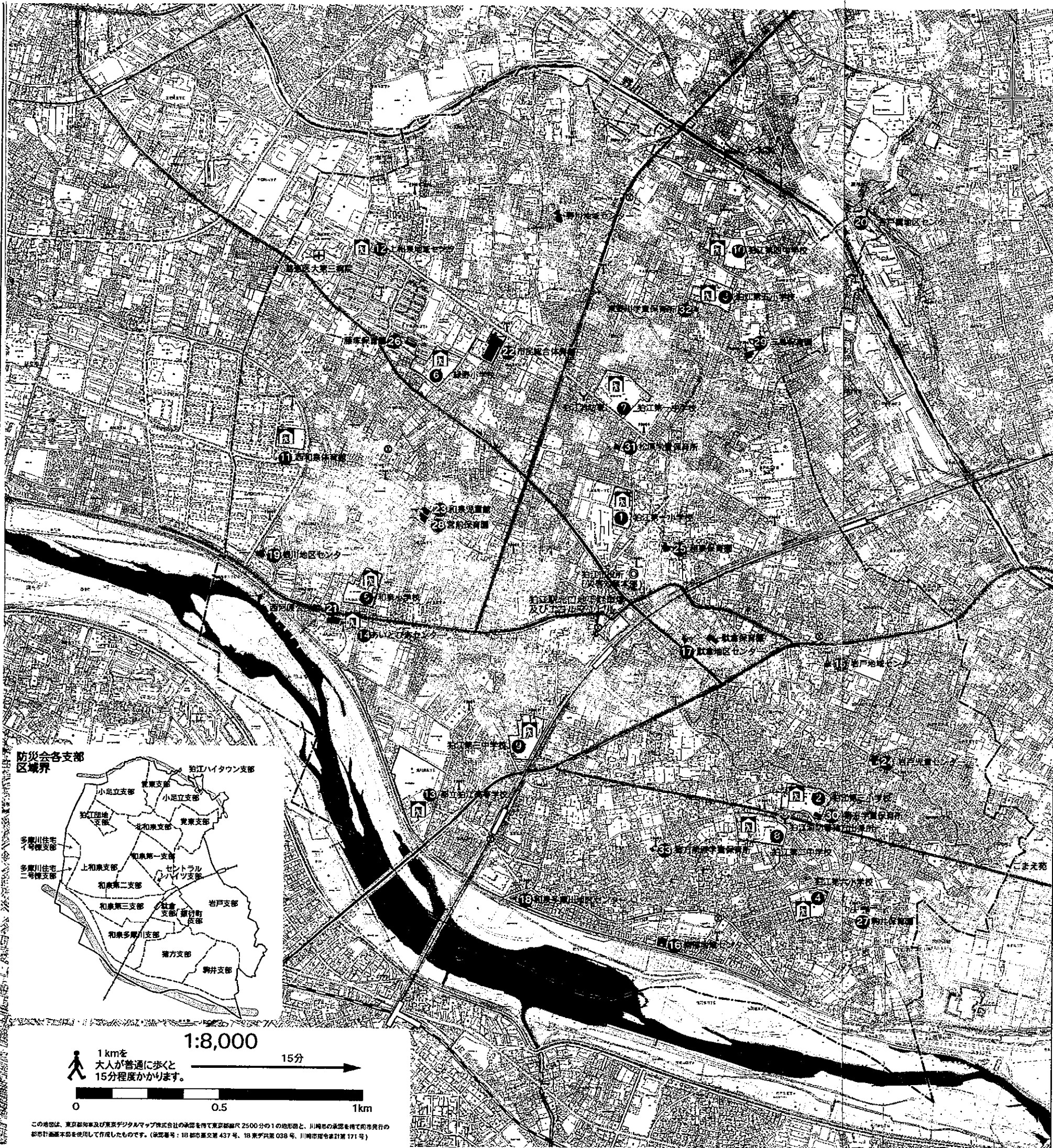
●指定避難所

1 狛江第一小学校	03-3480-0241	12 狛江第二中学校	03-3480-8891
2 第三小学校	03-3480-8585	13 狛江第三中学校	03-3489-5416
3 狛江第五小学校	03-3489-4430	14 狛江第四中学校	03-3480-9691
4 狛江第六小学校	03-3480-9981	15 西和泉体育館	042-483-4940
5 和泉小学校	03-3480-3881	16 上和泉地域センター	03-3489-9101
6 緑野小学校	03-3489-5418	17 都立狛江高等学校	03-3489-2241
7 狛江第一中学校	03-3480-0121	18 あいとびあセンター (要援護者対策)	03-3488-1181

●補完利用施設 (状況に応じて開設)

15 岩戸地域センター	03-3488-7040	25 和泉保育園	03-3480-0598
16 南部地域センター	03-3489-2150	26 藤塚保育園	03-3489-2835
17 駄倉地区センター	—	27 駒井保育園	03-3480-9361
18 和泉多摩川地区センター	—	28 宮前保育園	03-3480-4448
19 根川地区センター	—	29 三島保育園	03-3488-3898
20 谷戸橋地区センター	—	30 猪方学童保育所	03-3480-9362
21 西河原公民館	03-3480-3201	31 松原学童保育所	03-3489-9380
22 市民総合体育館	03-3430-1141	32 東野川学童保育所	03-3480-8709
23 和泉児童館	03-3480-1441	33 猪方前学童保育所	03-3489-2877
24 岩戸児童センター	03-3489-5414		

今後とも、避難施設の拡大、避難方法の改善を図っていきます。



この地図は、東京都知事及び東京デジタルマップ株式会社の承認を得て東京都版 2500分の1の地形図と、川崎市の承認を得て同市発行の都市計画部本図を使用して作成したものです。(承認番号: 18 都防基安第 437号、18 東防基安 038号、川崎市認可第 171号)

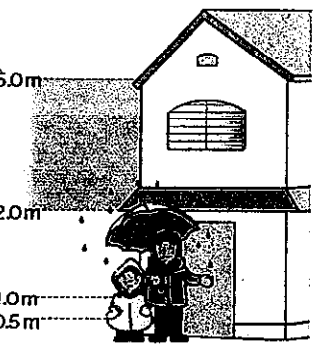
野川版

この地図は、東京都と都内中小河川流域の区市町村で構成する「都市型水害対策連絡会」が公表した「野川、仙川、谷沢川および丸子川流域浸水予想区域図」(想定雨量:平成12年9月発生の東海豪雨、総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)をもとに、野川流域における浸水予想区域や浸水深(色別)、避難所等を示したものです。

この地図の浸水予想区域とは、河川からあふれた水と、川に到達する前の地盤の低いところや、下水道能力が不足しているところにたまる水によって浸水する区域です。

なお、地図に示した浸水区域以外にも、状況によっては浸水することもありますので、十分に注意してください。

浸水区域の凡例



凡例

- 指定避難所
Specified refuge
指定避難場所
지정 피난소
- 補完利用施設
Supplementation use facilities
補充利用施設
보완 이용 시설
- 救急指定病院
Designated Emergency Hospital
急救指定医院
구급지정병원
- 狛江市役所(災害対策本部)
City Office(Disaster Management Headquarters)
狛江市政府(防災抗災指揮部)
코마에시청(재해대응본부)
- 消防署・出張所
Main Fire Station/Branch Fire Station
消防署・消防分署
소방서/출장소
- 警察署・交番
Police Station/Police Box
警察署/派出所
경찰서/파출소
- 防災行政無線塔(スピーカー)
Emergency Radio Warning Tower(with Loud Speaker)
市政府防災無線塔(増設器)
방재 행정 무선탑 (스피커)
- 地下施設(狛江駅北口地下街・エコービル)
Underground facility(Nerima Station North Exit Basement Parking lot)
地下施設(狛江駅北口地下街)
지하 시설(코마에역 북쪽출구 지하 주차장)

狛江市防災会議委員名簿

(平成19年 8 月31日現在)

職名	氏 名	役 職 名	住 所	電 話
会長	矢野 裕	狛江市長	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111
委員	竹中義廣	日本郵政公社狛江郵便局長	狛江市和泉本町 3-29-7	03-3488-4241
"	森 吉尚	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長	横浜市鶴見区鶴見中央 2 -18-1	045-503-4050
"	石川 進	東京都北多摩南部建設事務 所長	府中市緑町 1-27-1	042-330-1800
"	友松栄二	東京都多摩府中保健所長	府中市宮西町 1-26-1 東京都府中合同庁舎 3 階	042-362-2334
"	勝田慎一	警視庁調布警察署長	調布市国領町 2-25-1	042-488-0110
"	細矢則幸	狛江市医師会長	狛江市東和泉 1-19-4	03-3480-3351
"	齋藤和文	東京消防庁狛江消防署長	狛江市和泉本町 1-23-10	03-3480-0119
"	鈴木一光	狛江市消防団長	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111
"	片岡敏彦	(株)NTT東日本-東京南 総務部総務担当部長	港区港南 1-9-1 TWINSビル 13階	03-5472-9150
"	宮本勝義	東京電力(株)武蔵野副支社長	武蔵野市西久保 1-6-24	0422-90-3212
"	藤原邦子	東京ガス(株)西部支店長	杉並区西荻北 5-8-22	03-3396-2192
"	久保田等	小田急電鉄(株)成城学園前駅 長	世田谷区成城 6-5-34	03-3483-1624
"	鈴木博英	小田急バス(株)狛江営業所長	狛江市中和泉 5-17-23	03-3480-1311
"	須田眞立	狛江市副市長	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111

登録番号（刊行物番号）

H19-19

狛江市地域防災計画

（平成19年8月修正）

編集発行 狛江市防災会議

（狛江市防災会議事務局）

狛江市総務部総務防災課

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 （内線 2443）

FAX 03-3430-6870

印刷 庁内印刷

頒布価格 760円